

天理大学アメリカス学会 学会誌

アメリカス研究



Journal of the Americas Studies
Revista de Estudios de las Américas
Revista de Estudos das Américas

第23号（2018年11月28日公開）

<論文>

米国の投票権法(1975年修正)について —なぜバイリンガル投票制度が実現したのか—

On the Voting Rights Act Amendment of 1975 in the United States: Why Did the Bilingual Ballots Come About?

----角 知行 (SUMI, Tomoyuki)

メキシコ系アメリカ人の誕生 —アメリカ人の境界の設定における人種と市民権—

The Birth of Mexican Americans: Race and Citizenship in Setting the Boundaries of the Americans

----山倉明弘 (YAMAKURA, Akihiro)

W・E・B・デュボイス『黒人の魂—エッセイとスケッチ』（1903年） —その現代的意義を求めて（序想から第6章）—

W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk: Essays and Sketches* (1903): In Search of Its Significance in the 21st Century (The Forethought to Chapter VI)

----古川哲史 (FURUKAWA, Tetsushi)

「現集団」概念と経済人類学の射程 その5 —D・ハーヴェイ、W・シュトレークの新自由主義による民主主義国家の変容（債務国家化）の視角から—

A Bird's-Eye View of Credit from a Perspective of Economic Anthropology and Rollegroupe V

----森田成男 (MORITA, Shigeo)

メキシコ日系自動車産業をめぐる日本人通訳者の動き —メキシコ・バヒオ地区を中心に—

Movimientos migratorios de los intérpretes japoneses hacia las empresas automotrices japonesas en México: con un enfoque particular en la región del Bajío

----野口 茂 (NOGUUCHI, Shigeru)

戦前のカフェゾポリス植民地と会報誌『曙』 —ブラジルのナショナリズム政策から日本語教育中止まで—

Colônia Cafesopolis e Jornal AKEBONO Antes da Guerra: Da Política de Nacionalização do Brasil Até a Suspensão do Ensino de Língua Japonesa

----野中モニカ (NONAKA, Monica)

沖縄人捕虜の移動からみるハワイ準州捕虜収容所史 —ホノウリウリからサンドアイランドへ—

The History of Prisoner-of-War Camps in the Territory of Hawaii as Revealed by the Movement of Okinawan POWs: From Honouliuli to Sand Island

----秋山かおり (AKIYAMA, Kaori)

アメリカ短期留学における日本人大学生の第2言語コミュニケーションと異文化適応 ―長期留学と比較して―
Japanese University Students' L2 Communication and Cultural Adjustment During Short-Term Study Abroad
in the U.S.: Compared with Long-Term Study Abroad
----小林千穂 (KOBAYASHI, Chiho)

アメリカの医薬品における音象徴
Phonological Features in Over-the-Counter Medicines
----山本晃司 (YAMAMOTO, Koji)

<特集：ブラジルのなかのアフリカ（天理大学アメリカス学会 第22回年次大会シンポジウム）>

緒言：ブラジルのなかのアフリカ
----山田政信 (YAMADA, Masanobu)

アフロ・ブラジレイロ ―人々と文化の交錯―
----古谷嘉章 (FURUYA, Yoshiaki)

アフロブラジリアン料理：知識、味覚、信仰
----ニウタ・ジアス (DIAS, Nilta)

リオデジャネイロのファンキ音楽とバイレ・ファンキ ―2000年代の非政治化と女性MCの政治性―
----北森絵里 (KITAMORI, Eri)

カポエイラ ―奴隷の遊戯・武術から世界遺産へ―
----久保原信司 (KUBOHARA, Shinji)

カーボ・ヴェルデのなかのアフリカ ―文化的抵抗としての舞踏バトゥクから歌謡モルナへ―
----青木 敬 (AOKI, Kay)

<書評>

イアン・ティレル、ジェイ・セクストン編著／藤本茂生、坂本季詩雄、山倉明弘訳『アメリカ「帝国」の中の反帝国主義 ―トランスナショナルな視点からの米国史―』（明石書店 2018年）
----初谷譲次 (HATUTANI, Joji)

ジェフ・バーリングゲーム著／古川哲史、三浦誉史加、井上摩紀訳『走ることは、生きること ―五輪金メダリスト ジェシー・オーエンスの物語―』（晃洋書房 2016年）
----上谷聡子 (UETANI, Satoko)

編集・発行：天理大学アメリカス学会
〒632-8510 奈良県天理市杣之内町1050

©2018, TUAAS, All Rights Reserved.

米国の投票権法(1975 年修正)について

——なぜバイリンガル投票制度が実現したのか——

角 知行（天理大学名誉教授）

はじめに

アメリカ合衆国(米国)ではもっぱら英語だけが使われていると考えがちである。しかし数字の示すところによれば、必ずしもそうではない。2016 年度のアメリカ国勢調査をみると、全人口 3 億 2 千万人のうち、外国生まれ(ほぼ移民に相当する)が 4,200 万人(13%)(このうち約半数の 2,000 万人は帰化して市民権を取得している)。人種・民族別では、ラティーノ／ヒスパニック¹⁾(17%)、アジア系(5%)が上位を占める。5 歳以上で家庭で英語以外の言語を使用している者は 21%、英語がそれほどうまく話せない LEP(限定的英語能力者=Limited English Proficiency)は 9%。つまり、アメリカでは移民が多いために、国民の約 2 割が家庭で英語以外の言語で話をし、約 1 割が限定的な英語能力しかもちあわせていない、ということになる(United States Census)²⁾。

すでに 1988 年ごろには「今や、マイアミに限らず、アメリカの主要都市では、生まれてから死ぬまでスペイン語だけで生活することができる」といわれた(Weyr 1988=1993: 25)。ほぼ同時期、日本で『英語の通じないアメリカ』という本が出版され、話題になったこともある(越智 1990)。それから 30 年。アメリカで、非・英語による生活空間は、さらに広がっている。

とくに 1960 年代以降、移民の増加とともに、英語の地位の相対的低下は進んできた。これに対する立場や運動はふたつに分かれる。ひとつは、危機感を背景に、モノリンガリズム(単一言語主義)の立場から、英語を公用語にしようという「イングリッシュ・オンリー」運動。1980 年代、S.I.ハヤカワによって始まったこの運動は、積極的なロビー活動を展開し、連邦議会ではまだ実現していないものの、州議会においては法制化の成果をおさめてきた。たとえばカリフォルニア州では 1986 年に英語を州の公用語にする提案 63 号が住民投票にかけられ、賛成多数で可決された。州憲法には「英語はカリフォルニア州の公用語である」という文言がある。同様の法律や宣言をもつ州は、現在では 50 州のうちの 32 州にのぼる。

もう一方は、バイリンガリズム(二言語主義)、マルチリンガリズム(多言語主義)の立場から、英語を認めつつも同時に英語以外の少数言語の維持と発展を主張する「イングリッシュ・プラス」運動。移民にとって、英語の習得には時間がかかる。その場合には、母語である少数言語が重要なコミュニケーション手段になる。その効果がよく知られているのは、バイリンガル教育である。いきなり現地語で授業に参加するのが難しい移民の児童・生徒にとって、母語による教育は学習言語の形成にとって重要な役割を果たす。教育以外の社会生活においても、英語能力の限界によって行政や医療などの重要な情報が得られず、生活や安全が脅かされることがある。そうした場合にも、母語は代替的な機能を果たしうる。近年は、少数者の「言語権」あるいは「情報保障」という観点から、母語の意義が強調される。

アメリカでは、英語以外の少数言語の存在が、徐々に認められつつある。私は、行政におけ

る事例をいくつか調べてきた。連邦政府においては、2000年、クリントン大統領が各省庁ならびに連邦政府の助成を受けている機関に、多言語による行政サービスを求める大統領令 13166を発令した。実施には省庁間で温度差があったものの、以後2人の大統領の再認により、15年以上にわたって継続する行政命令になった(角 2017)。地方自治体をみると、サンフランシスコでは多言語による行政サービスを定めた言語アクセス条例が2001年に成立し、NPOの協力のもと、成果をあげている。同様の条例は、3州、8都市に広がる(角 2018)。

そのほか、医療、裁判、緊急事態対応といった分野でも、多言語を認めた法律や規則を確認できる。これらは言語少数者が、訴訟、ロビー活動、行政交渉といった運動を通して勝ちとってきた成果である。イングリッシュ・プラス運動は、一枚岩の団体によって担われているのではなく、地域、分野、民族などに分かれて局地戦的に行われている。勝ち負けはあるにしても、少しずつ結果が伴ってきた。公的には多くの州で英語公用語法が存在する一方、いくつかの地域や分野ではバイリンガル(マルチリンガル)化が進行しているという二面性に、アメリカの言語政策の特徴がある。

今回、この小論で私が取りあげるのは、イングリッシュ・プラス運動の一環に位置づけることができる「バイリンガル投票(bilingual ballots)」である(「バイリンガル=二言語」といっても、いくつかの言語による投票が認められているので実際には「マルチリンガル=多言語」であるが、ここでは一般的な呼称に従う)。英語があまり得意でない有権者には、母語による援助が有効である。投票はもとより、投票通知の理解や候補者の選択を容易にして政治参加を促す効果が期待できる。日本であまり知られていないが、アメリカでは一定の条件を満たした場合、言語少数者であるアラスカ先住民、アメリカン・インディアン³⁾、アジア系アメリカ人、スペイン語・文化継承者(Spanish heritage)⁴⁾は、英語以外の言語による投票が認められている。指定を受けた行政は、投票用紙はもとより、有権者登録や投票に関する通知、選挙に関連する資料等を翻訳して配布しなければならない。投票所においても、通訳の配置が求められる(アラスカ先住民やネイティブ・アメリカンの言語には、文字をもたないものや、文字があっても浸透していないものがある)。

2011年の国勢調査に基づくと、全国でバイリンガル投票の対象となる有権者は6,560万人。全体の31%を占める。2013年の国勢調査によってバイリンガル投票の対象として指定されているのは320区域。アジア系アメリカ人、アメリカン・インディアン、アラスカ先住民、スペイン語・文化継承者の話す、合計21言語が対象になっている。政治区域によっては多数の言語で選挙関連の資料を準備しなければならないところがある。たとえばカリフォルニア州ロサンジェルス郡では、スペイン語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語(フィリピン語)、ヒンディー語、クメール語、タイ語、ベトナム語という9言語がこれに該当する(Relly2015: 4, 31)。近年はWebの活用が広がり、31州では英語以外の言語で選挙情報がネットに掲載されるようになった(electionline.org)⁵⁾。

大統領選挙、連邦・地方議会議員選挙、教育委員選挙、住民投票など、有権者が投票所に足を運ぶのは、頻度としては少ないかもしれない。しかし、投票権の意味は、いくら強調してもしすぎることはない。とくに、被抑圧的な状況にある者にとって、社会を改善していく第一の方法は、選挙を通じての政治参加である。黒人⁶⁾にとって投票権法の制定は、投票率の向上、黒人議員の増加を可能にし、黒人のための政策実現に大きな役割を果たした。非合法移民を含む移民の投票権を研究しているヘイデュークは、投票権運動における「vote=voice、participation=power」という標語を紹介している(Hayduk 2006: 196)。まさに声となり、力となる

たものである。

識字テストは、一見すると客観的なテストにみえる。しかし実際には、差別の結果として教育水準が低いレベルにとどまっていた黒人に不利に作用するものであった。さらには、白人の登録審査官が、テストを恣意的に運用し、黒人が排除される事例が後を絶たなかった。投票権法制定にいたる公民権運動を描いたアメリカ映画「セルマ (邦題はグローリー ―明日への行進)」には、アラバマ州の有権者登録所の窓口に登録に来た黒人女性に対して、白人の登録審査官が「アラバマ州の判事の名前をすべてあげよ」といった無理難題を質問して、答えられなかった女性の登録を却下するシーンがある。公民権運動の指導者のひとり、ジョン・ルイスの自伝に基づくコミックスには、黒人に石鹼の泡の数を数えさせる識字テストを行っていたという、信じられない記述もある(Lewis and Ayden 2016=2018: 31)。

差別的な投票制限策である、祖父条項、白人予備選挙は、NAACP(全米黒人地位向上協会)の運動などによって、次第に姿を消していった。解決が遅れた投票税も、1964年に成立した憲法修正第24条で、「合衆国も、またいかなる州も、…合衆国市民の投票権を、投票税その他の税金を払っていないことを理由に、奪ったり、制限したりしてはならない」という規定が作られ、以後、廃止に向かうことになる。

最後まで残ったのが識字テストである。1965年になっても、21州でまだ識字テストが実施されていた(Tucker 2009: 15)。それは黒人の投票権を奪う最後の砦であったといえる。1964年、旧南部連邦を構成した11州では、白人の有権者登録率が73%であるのに対して、黒人は43%にとどまっていた。ミシシッピ州7%、アラバマ州23%、ルイジアナ州32%が、そのワースト3である(安藤次男 2000: 57)。

鳴り物入りで1964年に成立した公民権法には、投票資格審査官が恣意的な判断を行ってはならないこと、公教育を6年次まで修了していれば識字テストが免除されることなどの規定が盛りこまれた。しかし司法的解決に依拠する枠組みのなかでは、違反はその都度の訴訟によって解決しなければならず、識字テスト解消の成果はなかなか生まれなかった。

こうした状況を打破しようと、キング牧師ら公民権運動家は、あらたに投票権法の制定を求め、アラバマ州セルマでデモ行進を計画した。その行進を阻止するために、警官による暴行事件(血の日曜日事件)が発生し、世間の注目を集めた。ジョンソン大統領は事態の鎮静化をはかり、迅速な法案策定をめざした。その結果、議会での審議を経て、1965年8月に成立したのが投票権法である。同法は冒頭で、「人種や肌の色の違いゆえに、アメリカ合衆国市民の権利を否定したり弱体化したりするような投票資格、投票要件、基準、実践、手続きは、いかなる州や政治区域(political subdivision)によっても、課されたり適用されたりしてはならない」と述べる。

眼目である識字テストについては、第4条でその禁止が宣言された。ただし、指定によって対象となる州や政治区域は限定的であった。識字テストを全国で統一的に禁止すればよいように思えるが、連邦政府の関与を最小限にするためか、あるいは議会での通過を容易にする政治的戦術のためか、対象は一部にとどまる。その地域とは、1964年11月1日現在、差別的な「テストや方策(device)」が維持されており、かつ1964年11月1日に有権者登録が50%以下もしくは1964年11月の大統領選挙における投票率が50%以下であったと、国勢調査局長が認定した州や政治区域である。この条件に該当するのは、アラバマ、ジョージア、ルイジアナ、ミシシッピ、サウスカロライナ、バージニアの6州、およびノースカロライナ州の一部である(安藤 2000: 184、Tucker 2009: 15)。必要だと判断された州や政治区域には、司法省が登録業務を監督する調査官(examiner)を派遣することができる。

投票権法(1965 年)には識字テストの廃止とならぶ重要な柱として、事前審査制の実施(第 5 条)がある。これは、州や政治区域が、選挙に関する区割り、投票手続き、投票資格などの変更を行う際は、事前に司法省の承認を必要とする、というものである。人種的少数者の代表が選出される機会を保障することが、その目的であった。これによって、州などの選挙管理に連邦政府が行政的に介入することができるようになり、以後、黒人の政治参加の改善が進むことになる。ただしこの第 5 条は、後年、さまざまな訴訟や議論の対象になった。

なお、バイリンガル投票についていえば、投票権法(1965 年)に、その萌芽ともいえるべき条項があることに注目しなければならない。第 4 条(e)は、憲法修正第 14 条の下、教室の言語が英語以外であるアメリカ国旗のある学校で教育を受けた者が諸権利を持つことを保障するため、州が英語の読み書き能力等を投票権の条件とすることを禁止する。具体的には、英語以外で授業が行われており、州、ワシントン DC、プエルトリコ自由連合州等から資格付与された公立・私立の学校で 6 学年の初等教育を修了したことを証明する者には、英語の読み書き能力等がないという理由で連邦、州、地方の選挙の投票権が否定されるべきではない、とする。ちなみに、ここにあるプエルトリコ自由連合州でもっとも一般的な言語はスペイン語である(2007 年の国勢調査によれば、プエルトリコに住む 400 万人近い人口の約 85%は、家庭でスペイン語を話している。志柿 2008: 78)。

もっぱら黒人の投票権回復をテーマとする投票権法(1965 年)に、こうした条項があることは唐突な感じがするが、それには理由があった。この条項は、条文にもあるようにプエルトリコ出身者が主な対象である。プエルトリコは 1898 年にスペインとの戦争に勝利したアメリカの領土となった(のち 1952 年、州に準じるコモンウェルス=commonwealth になる)。1917 年にプエルトリコの住民に市民権が与えられたが、大統領選挙の選挙権がないなどの制限がある。ただし、50 州のどこかに移住した場合、有権者登録をすれば、他の米国市民と同様に、大統領選挙や連邦議会議員選挙等の投票権が生じる(志柿・三宅 2010: 43)。

1920 年代以降、プエルトリコからアメリカ本土への移住者が増えた。移住先はニューヨークに集中し、1960 年にはニューヨークのプエルトリコ出身者の人口は 60 万人をこえていた。そこには、移民地区によくみられる貧困、医療、教育等の問題が発生した。1960 年代、黒人の公民権運動の刺激を受けて、問題の解決をめざす運動が活発化する。こうした情勢を背景に、投票権法制定をめぐる議論の際に、ニューヨーク州選出で司法長官をつとめた経験をもつ民主党の大物議員ロバート・ケネディを含む上院議員 2 名と下院議員 2 名が、上記の内容からなる修正動議を提出し、それが可決されたのである。当時、ニューヨーク州では有権者登録の際に識字テストが実施されていた。それは母語がスペイン語であり英語能力に限界があるプエルトリコ出身者を排除する識字テストになっている、というのが提案理由である。

これにより、プエルトリコ出身者等に対して、投票の際に配慮がなされなければならないことになった。ただし、それが識字テストの免除規定にとどまるのか、それともスペイン語による投票用紙や投票資料の提供まで要求するのか、記述はあいまいであり、のちにバイリンガル投票を求めて訴訟が起こされることになる。また「英語の読み書き能力等がないからという理由で投票権が否定されるべきではない」という部分は、プエルトリコ以外から移住して市民権を獲得した移民にも拡大適用される可能性をもつ。こうした内容の条項が盛りこまれたことは、1975 年の投票権法修正にあたってバイリンガル投票条項を追加する手がかりになり、後からみれば、大きな意味をもつものであった。

2. 投票権法(1975 年修正)におけるバイリンガル投票条項

1965 年に制定された投票権法は、南部の黒人の政治参加が実現するまでの一時的なものと考えられていた。このため、同法には恒久的に適用される一般条項とともに、特定の地域に時限的に適用される特殊条項が含まれていた。期限は 5 年である。したがって、成立から 5 年目を迎える 1970 年に、第 1 回目の延長と修正が行われた。

投票権法(1970 年修正)のおもな修正点は、識字テストの禁止対象となる地域が全国に拡大されたことである。1965 年の段階で 21 州で識字テストが実施されていたにもかかわらず、同年の投票権法で禁止の対象になったのは、南部の 6 州にとどまる。当時、黒人運動団体のなかにはこうした限界を指摘して、投票権法の採決に反対するところもあった。1970 年の修正によって、ようやく識字テストの廃止は一般的なものになった。同年には識字テストを違憲とする判決も出ている。この 1970 年をもって「アメリカ合衆国における普通選挙権の成立」とされることがある(横坂 1980: 377)。

投票権法は 1970 年修正によっても、時限法の性格を有していたため、5 年後にふたたび再延長と修正のための審議を行うことになった。その際、中心的な争点になったのが、バイリンガル投票条項の追加である。その経緯については、のちに第 5 章で触れる。審議と採決の結果、追加が認められた条文は、次のようになっている。

前章で紹介した第 4 条(e)に、あらたに(f)が追加された。内容は、以下の 4 点である。(1)議会は言語少数者(language minority)の市民に対する投票差別が、国家的な範囲において広がっていることを認定する。(2)言語少数者という理由で、合衆国市民の権利を否定するような投票のための資格や前提などが、州や政治区域によって課せられてはならない。(3)ある集団に属する言語少数者が 5%をこえていると国勢調査局長が決定した州や政治区域で、英語だけで有権者登録、投票通知、投票用紙などを提供するのは、否定されるべき「テストや方策」にあたる。(4)該当する州や政治区域は、英語と同様に言語少数者の言語で、有権者登録、投票通知、投票用紙などを提供しなければならない。ただし文字をもたない言語少数者の場合は、口頭による教示や援助だけでよい。

これは第 4 条の一部を構成するため、第 4 条(b)にある修正規定、つまり 1972 年 11 月 1 日の有権者登録率が 50%以下もしくは 1972 年 11 月の大統領選の投票率が 50%以下、という条件が加味されて、対象地域が特定されることになる。

投票権法(1975 年修正)には、奇妙なことだが、バイリンガル投票の条項が別の箇所にも追加された。それは第 3 編の第 203 条である。そこには次のような条文がある。(a)議会は言語少数者の市民が、選挙への参加から実質的に排除されてきたことを認定する。(b)次の条件を満たす場合、州や政治区域は有権者登録、投票通知、投票用紙などを英語だけで提供してはならない。その条件とは州や政治区域の 5%以上がある言語少数者のメンバーである、そしてその集団の非識字率(5 学年の初等教育を修了していない)が全国の非識字率よりも高い、と国勢調査局長が決定した場合である。(c)上の場合、州や政治区域は、英語とともに、その少数者集団にふさわしい言語で、有権者登録、投票通知、投票用紙などを提供しなければならない。ただし、文字をもたない言語やアラスカ先住民の場合には、口頭による教示や援助でよい。(d)略。(e)ここのでいう言語少数者あるいは言語少数者集団とは、アメリカン・インディアン、アジア系アメリカ人、アラスカ先住民、スペイン語・文化継承者を指す。

バイリンガル投票を規定したふたつの条項、第 4 条(f)と第 203 条を比べると、重複部分が多

いが、異なっている部分もある。それは、対象区域の指定条件である。州や政治区域で言語少数者が5%をこえる時という条件は共通するものの、第4条(f)では、有権者登録率もしくは大統領選挙の投票率が50%以下という条件が付加されるのに対して、第203条では、非識字率が全国平均よりも高いという条件が付加される。つまり、バイリンガル投票が要請される地域の決定には、ふたつの選定基準が存在することになったのである。

これらの条件によって指定される州や政治区域はどのくらいあったのか。タッカーは、両者を表と地図で示している(Tucker 2009: 74-76, 79-81)。まず第4条(f)でカバーされるのは、3州全体(アラスカ先住民に対するアラスカ州、スペイン語・文化継承者に対するテキサス州、アリゾナ州)であった。その他、ニューヨーク州など8州の一部分に、あわせて24の政治区域がある。一方、第203条でカバーされるのは、州全体はないものの、一部に政治区域を含む30州があった。数が多い州には、テキサス143、カリフォルニア39、コロラド34などがある。合計すると、政治区域の数は385に達する。条件としては第203条のほうがゆるやかであり、したがって指定される区域数も多くなる。

それにしても、言語少数者に関して、なぜふたつの基準が出現することになったのだろうか。第4条は、先にみたように、ニューヨーク州などに在住するプエルトリコ出身者を念頭においたものであった。単に識字テストの免除にとどまらず、バイリンガル投票の保障にまで踏み込み、その具体的条件を明らかにしたのが、第4条(f)である。一方、1975年の修正の議論においては、テキサス州のメキシコ系アメリカ人の投票権拡充がひとつのテーマになった。第4条をにらみつつ、テキサス州をはじめとする南西州のメキシコ系アメリカ人を救済する条件を整えたのが、第203条である。言語少数者あるいはスペイン語・文化継承者というラベルの下に一括されているが、修正の主目的はプエルトリコ出身者とメキシコ系アメリカ人の投票権拡充であり、それぞれを抽出する条件が、ふたつの基準という形で残ったのである。

投票権法(1975年修正)は、その条文に英語以外の言語による援助を明記し、対象者を選ぶ条件や翻訳すべき資料等を確定した。ここにおいて、投票権法に基づくバイリンガル投票制度が確立したといえることができる。

3. MALDEF(メキシコ系アメリカ人・法的弁護および教育基金)と PRLDEF(プエルトリコ出身者・法的弁護および教育基金)

投票権法修正(1975年)のバイリンガル投票条項にふたつの基準があることからわかるように、この成文化にはふたつの組織が重要な役割を果たした。双方は、政治参加を改善するための訴訟を継続的に起こすとともに、連邦議会でロビー活動を行い、投票権法の修正を実現したのである。少し時間をさかのぼって、それぞれの活動をみておきたい。

まずひとつは、MALDEF(メキシコ系アメリカ人・法的弁護および教育基金=Mexican American Legal Defense and Education Fund)である。名称の一部にある「法的弁護および教育基金=Legal Defense and Education Fund」から想起されるように、この団体はNAACP・LDF(全米黒人地位向上協会・法的弁護および教育基金=National Association for the Advancement of Colored People・Legal Defense and Education Fund)をモデルにして設立された。

黒人解放をめざす運動団体としてもっとも有名なのは、いうまでもなくNAACP(全米黒人地位向上協会=National Association for the Advancement of Colored People)であろう。1909年の設立後、長きにわたって黒人差別と闘ってきた歴史をもつ。その困難な闘いは、想像をこえるものがあ

のが、投票である。

バイリンガル投票を保障する法律は、投票権法(1975 年修正)である。アメリカの投票権法は、1965 年に制定された。これは黒人による公民権運動の最大の成果であり、20 世紀のアメリカにおける最も重要な法律のひとつだと評価される。一部に時限法を含むため、数回の延長・修正を経て現在にいたる。制定から 10 年後の 1975 年に 2 回目の延長・修正がなされ、バイリンガル投票に関する条項が盛りこまれた。これは、言語少数者の政治参加の促進にとって、大きな意味をもつものであった。

投票権法は、政治や法律の観点から論じられることが多いが、本稿は社会運動を分析の視点にする。英語が支配的な社会において、運動団体がイングリッシュ・プラスの成果を勝ち取っていく戦術や経過には、興味深いものがある。投票権法の 1975 年修正を主導したのは、メキシコ系アメリカ人(Mexican American)とプエルトリコ出身者(Puerto Rican)⁷⁾の運動である。それは、黒人に続いて、ラティーノによる投票権拡充のための公民権運動第二幕といえることができる。以下では、バイリンガル投票制度を生みだした運動の経緯、特徴、成果を明らかにしていきたい。

アメリカでは、その歴史的意義を認識してか、投票権法をめぐる本や論文は、汗牛充棟、枚挙にいとまがない(その一端は、巻末の参考文献を御覧いただきたい)。一方、これに関する日本語の翻訳、研究書、研究論文は数えるほどである。とくに、バイリンガル投票をテーマとしたものは、管見のかぎり、一点もない。もちろん、日本とアメリカとは政治や言語をめぐる状況はまったく異なる。しかし、投票権法をめぐる研究は、参政権や選挙権の中核をなす投票権の普遍的な意義を確認するうえで貴重である。少数者による権利拡充の事例としても興味深い。拙稿が、このギャップを埋める一助になれば幸いである。

1. 投票権法(1965 年)の制定

まず投票権法(voting rights act)が 1965 年に制定されるにいたった経緯とその内容をみておきたい。1865 年に南北戦争が終了し、黒人の投票権の平等も実現するかにみえた。1870 年に発効した憲法修正第 15 条には、「合衆国市民の投票権は…その市民の人種、皮膚の色、強制労役の条件を理由にして拒否されることも制限されることもない」と記されている。しかし 1880 年代から、南部のいくつかの州は、公共施設や公共交通において黒人と白人を分離するジム・クロウ法を制定するとともに、投票権についても制限策を実行していった。具体的な方法には、識字テスト(文字もしくは口頭で、読み書き能力や知識を問う)、投票税(通常 1 ドルか 2 ドルの税金を納入する)、祖父条項(一定の時期以前に祖父や親が投票した場合には、その子や孫の識字テストを免除する)、白人予備選挙(政党内で実施される候補者選挙から黒人を排除する)などがある。

アメリカでは選挙にあたって、有権者はあらかじめ有権者登録をしておく必要がある。不正投票を防ぐという目的で 1920 年代に広がり、1940 年代までにはほぼすべての州で一般的になった(Keyssar 2009: 67)。住民票が整備されている日本からみると、手間がかかって煩雑な制度に思えるが、現在も継続している。登録の際に、読み書き能力や知識を問うのが識字テスト(literacy test)である。アメリカでは州に選挙権付与権限が与えられており、識字テストは、実施の有無、やり方をふくめて州に裁量権がある。これは、移民の英語能力を試し、彼女ら・彼らの投票権を奪うために東部の諸州がはじめ、のちに南部の諸州が黒人の投票権の剥奪手段として利用し

る。1940年ころ、NAACPはひとつの問題に直面していた。NAACPは法的活動ばかりでなく、政治活動にも従事していたため、寄付や助成に関する税制上の特権を受けることができなかった。そこでその解決策として考えられたのが、政治活動を行わず、法的活動に専念する新たな組織を作ることであった。こうして1940年3月に創設されたのが、NAACP・LDFである。

NAACPとNAACP・LDFは、誕生のいきさつからして、兄弟姉妹的な関係にあり、友好的な協力関係が続いたと考えがちである。しかし、実態は両者は独立した団体であり、その関係は常に良好だったわけではない。NAACP・LDFの代表を長くつとめたグリーンバーグによれば、両者の関係は「対立と協調の間を揺れ動いた」のである(Greenberg 1994: 478)。とくに1982年頃には関係が悪化し、NAACPがNAACP・LDFに対して、団体名称の使用の差し止めを求める訴訟を起こし、亀裂が決定的になったことがある(最終的に、連邦最高裁判所はこの訴えを却下した)。

NAACP・LDFは、人種差別に絞って訴訟による法廷闘争を闘い、多くの成果をあげた。その最大のものは、有名な「ブラウン判決(ブラウン対教育委員会事件判決)」(1954年)である。公立学校における人種の分離を違憲とするこの判決は、それまでの最高裁判決をくつがえし、人種の平等に道をひらく画期的な内容のものであった(Patterson 2001)。前述のグリーンバーグは、ブラウン判決をはじめとしたNAACP・LDFによる裁判上の勝利がなければ、1960年代の公民権運動は生まれなかったかもしれないし、生まれたとしても時期や形が違うものになっていたであろうとしている(Greenberg 1994: 12。もっとも、これは過大な自己評価だという公民権運動家や研究者もいるであろう)。

1960年代末のメキシコ系アメリカ人の運動においても、おなじように法律の専門家集団を必要とする状況があった。当時、もっとも有力なメキシコ系アメリカ人の組織は、LULAC(統一ラテンアメリカ系市民連盟=League of United Latin American Citizens)である。LULACは1929年に設立され、以後、市民権の取得、英語の習得などをかかげ、同化を是として活動してきた。1960年代、公民権運動に刺激を受けたメキシコ系アメリカ人のなかに、「チカーノ運動」といわれる新たな運動が起こった。セザール・チャベスによる農業労働者組合運動、ライヘス・ティヘリナによる土地返還要求運動、「ブラウン・ベレー」という若者グループによる急進的運動などのなかで、LULACは求心力を失いつつあった。一方、メキシコ系アメリカ人の訴訟事件が増加していたが、それを支援する資金や人材の不足は明らかであり、その改善が求められていた。

こうしたなかで、LULACの指導者であったピート・ティヘリナは、NAACP・LDFの存在に注目した。それは、穏健な思想をもつ法律家の専門家集団であり、かつ黒人問題の解決に実績をあげていたからである。ティヘリナはNAACP・LDFの代表であったグリーンバーグと会い、アドバイスを得た。こうして1968年に設立されたのが、MALDEFである。1970年代になって急進的なチカーノ運動が下火になるにつれ、MALDEFは活動家の受け皿になっていった。それは、かつての活動家にとって、法的活動を通じての社会改良という、より現実的な目標を提供する組織だったからである。

MALDEFは当初の活動資金として220万ドルを確保した(O'Connor and Epstein 1988: 258)。これはグリーンバーグの紹介によって、フォード財団等から得た寄付による。資金は訴訟費用などにおおいに助けになるものであったが、同時に活動を制約するものでもあった。のちにフォード財団からは、代表の交代やサンアントニオ(テキサス州)にある本部の移転などを要求されている。フォード財団はリベラルな運動に理解があり、この機会にも資金援助を行ったが、そ

れは同時に急進的・戦闘的なチカーノ運動をより穏健な運動へ移行させるという目的もあったと考えられる。

MADLEFは、当初は日常的な法律相談を扱っていたが、やがてメキシコ系アメリカ人の人権擁護を主たる業務とする方向へ舵をきっていった。教育や雇用などとならぶテーマが、選挙制度や投票権など、政治参加をめぐるものである。MALDEFの本部があるテキサス州では、メキシコ系アメリカ人の生活も政治参加も、ひどい状況が続いていた。当時、テキサス州ではメキシコ系アメリカ人の三分の一は貧困ラインの下で生活していた。児童・生徒が学校に通うのは平均7年間で、高校を卒業するまでに半数はドロップアウトする(Berman 2015: 107)。選挙についていえば、テキサス州には不便な有権者登録制度や白人に有利な選挙区割りが残っていた。黒人と同様、有権者登録をすれば新聞に掲載されて名前が明らかになり、職場や地域で白人から脅されることもあった。さらに登録用紙、投票用紙、選挙資料などは英語でだけ印刷され、英語能力に限界のある者にとっては、大きなバリアーになっていた。メキシコ系アメリカ人は、生活も、それを改善する手段も奪われているという状態だったのである。

こうした状況をかえるべく、MALDEFは政治参加の改善を活動のひとつの柱とし、訴訟によって事態の改善をはかっていった。たとえば、「ガーザ対スミス(Garza v. Smith)」(1970年)は、身体障害者に対しては選挙管理人の援助を認めるが、英語ができないメキシコ系アメリカ人への援助は認めないテキサス州の選挙法を訴えた訴訟である。「ホワイト対レジスター(White v. Regester)」(1973年)は、大選挙区における完全連記選挙(at-large election)が実質的にメキシコ系アメリカ人候補の選出を妨げているとして、その改正を求めた訴訟である(完全連記選挙とは、大選挙区において定数分だけ候補者の氏名を記入し投票するという選挙制度である。小選挙区制以上に、少数者にとっては彼らの代表を選びにくい制度であり、少数者が議員になることを阻害してきた)。MALDEFはこれらの訴訟において、勝利をおさめた。

もうひとつ、バイリンガル投票条項の実現に重要な役割を果たした組織がある。それはPRLDEF(プエルトリコ出身者・法的弁護および教育基金=Puerto Rican Legal Defense and Education Fund)である。NAACP・LDFやMALDEFの活動を目の当たりにして、プエルトリコ出身者にも同様の組織を作ろうという機運が高まった。プエルトリコ出身者のかかえる諸問題に関心をもち活動をしてきた何人かの弁護士は、前述のグリーンバークやティヘリナからアドバイスを受け、その創設をはかった。こうして1972年に設立されたのがPRLDEFである。初代の代表には、セザール・ペラーレスが就任した。ペラーレスはドミニカ出身とプエルトリコ出身の両親のもとで生まれ、弁護士として活動してきた経歴をもつ。かつてはヤングローズという急進的なグループに属していたこともあった。

PRLDEFは、フォード財団やロックフェラー財団などから50万ドルの資金提供を受け活動をはじめた(Arnau 2018: 45)。活動方針は、草の根的な法律活動ではなく、人権問題の改善に絞って訴訟中心のアプローチをとるというものである。これはNAACP・LDFやMALDEFの先例にならって、プエルトリコ出身者の生活改善にそれがもっとも有効な手段であると考えたからである。その改良主義的な方針は、資金提供をする財団からみても好ましいものであった。

バイリンガル投票の拡大は、PRLDEFがとりくんだ目標のひとつである。PRLDEFはニューヨーク州で「ロペス対ディンキンス(Ropez v. Dinkins)」(1973年)、「トーレス対サックス(Torres v. Sachs)」(1973年)という訴訟を起こした。これらは英語が十分にできないプエルトリコ出身者が原告になって、投票権法(1965年)の第4条(e)を根拠に、教育委員選挙におけるバイリンガル投票の実施を求めた訴訟である。両方とも和解協議を経てスペイン語による選挙資料が提供さ

れることになり、実質的な勝利をおさめた。PRLDEFはフィラデルフィアでもバイリンガル投票を認めさせる判決を獲得している(Arnau2018)。こうしてスペイン語による投票用紙や投票資料の配布は少しずつ広まっていった。1975年の投票権法を研究するハンターによると、それはニューヨーク州など7州の一部でみられた(Hunter 1976: 257)。バイリンガル投票の法制史を研究するタッカーによると、法令に基づかないものも含めると15州の一部でみられるようになっていた(Tucker 2009: 46)。

4. 議会における公聴会と法案の成立

スペイン語によるバイリンガル投票が現れてきたとはいえ、地域限定的であり、メキシコ系アメリカ人の多いテキサス州などで実績はなかった。1975年に投票権法が2回目の修正を迎えるにあたり、MALDEFの指導者たちは、投票権法にバイリンガル投票条項を本格的に追加し、南西州への拡大をめざそうとした。カリフォルニア州で選出された二人目のメキシコ系アメリカ人議員エドワード・ロイバル、ニューヨーク州ではじめて選出されたプエルトリコ出身議員エルマン・バディージョ、テキサス州から選出された、はじめての女性の黒人議員バーバラ・ジョーダンらを通して、ロビー活動を行った。

投票権法修正に関して「市民的・憲法的権利に関する小委員会」主催の議会公聴会が開かれた。その期間と証人は、上院で7日間29人、下院で13日間48人に及ぶものとなった(Garza and DeSipio 1993: 1485, Thernstrom 1987: 57)。ここに、MALDEFやPRLDEFが推薦する証人も出席し証言を行った。

その証言をいくつか紹介する。MALDEF代表のヴィルマ・マルティネスは、テキサス州における投票妨害について述べた。関係者による有権者登録の拒否、投票の無効化、英語のできない有権者への手助けの拒否、代理投票の拒否などが行われていた。選挙制度についても、完全連記投票制度、白人に有利な選挙区改正(ゲリマンダリング)などが少数者に不利な結果を生みだしている、と証言した(Garza and DeSipio 1993: 1482-1483)。

MALDEFは、テキサス州から農業労働者のモデスト・ロドリゲスを招集した。彼はテキサス州で行われている選挙妨害の実例を証言した。また、ラサ統一党に所属しているため銀行からの借金がかなわなかったこと、非識字ゆえに署名のかわりに「X」と書いたメキシコ系アメリカ人たちが裁判所から呼び出しを受けたこと、メキシコ系アメリカ人の居住区から白人の居住区へ投票所が移動され投票が不便になったこと、なども述べた。その証言の数々は、委員会のメンバーを釘づけにした(Berman 2015: 105)。

カリフォルニア州選出の議員ロイバルも証言に立ち、カリフォルニア州でメキシコ系アメリカ人が直面する、脅しなどによる選挙妨害を述べた。スペイン語を話すアメリカ人が住居、保健、教育、仕事、政治参加などで経験している差別や権力の濫用にも触れた (Arnau 2018: 159-161)。

テキサス州選出の女性の黒人議員ジョーダンによれば、南西部でメキシコ系アメリカ人が、東部や中西部でプエルトリコ出身者が直面している言語差別は、ジム・クロウ法の下で黒人が経験したのと同様のものである。彼女は、PRLDEFによる訴訟によってバイリンガル投票が認められた北東州の判例は、南西州の非英語話者にも拡大されるべきだと主張した。さらに、対象をネイティブ・アメリカンやアジア系アメリカ人に拡大することも提案した(Arnau 2018: 157-158)。これは、のちに投票権法における言語少数者の議論につながることになる。

これらの証言は、かつて黒人に対して行われていたのと似た手口によって、テキサス州などのメキシコ系アメリカ人が経験している投票権の剥奪状況を明らかにした。しかし、彼女ら・彼らとプエルトリコ出身者をつなぐための包括的な概念はまだ存在せず、その創出が必要になった。当時、「ヒスパニック」という用語は使われはじめていたものの、国勢調査でまだ使用されていない未熟な用語であった。MALDEF のワシントン事務所にいたアル・ペレスは、それに代わって「スペイン語」(Spanish language)という用語を準備した。なぜなら、「法律を作るのに利用できる統計データとして『スペイン語』が利用できると決定されていた」からである(Arnau 2018: 166)。

メキシコ系アメリカ人とプエルトリコ出身者は、出身国や地域によって分かれた集団であった。しかし 1970 年代前半には、スペイン帝国の旧植民地に出自をもつという意味で「スパニッシュ・スピーキング」という汎エスニックな枠組みによる協力関係を築いていた(佐藤 2014: 1-2)。ペレスのいう「スペイン語」もその延長線上にある。投票権法 (1975 年修正)においては、「スペイン語」は「スペイン語・文化継承者(Spanish heritage)」として表記されることになる(なお、佐藤の同論文によれば、「ヒスパニック」という概念が公的に確立するのは、1977 年の連邦行政管理予算局の指令第 15 号による。「ラティーノ」が一般化するの、さらに後である)。

この後、スペイン語に限らず、投票の困難な少数言語もあるという問題提起がなされた。そしてアメリカン・インディアン、アラスカ先住民、アジア系アメリカ人へと対象が拡大された。これには、当時のアジア系アメリカ人やネイティブ・アメリカンの政治運動が影響を与えた面がある。ただし、これらの言語少数者についてそれほど立ち入った議論がかわされた形跡はない。のちにレーガン大統領の時代に、新保守主義の立場から公民権運動や積極的差別解消措置に批判的な論陣を張って注目をあびた人物に、アビゲイル・サーンストロムがいる。彼女は「投票権法の修正は、ある 4 つの集団に連邦の保護を求めたが、その集団の特徴は決して説明されていないのである」として、この審議過程を批判している(Thernstrom 1987: 52)。

ともかく、メキシコ系アメリカ人、プエルトリコ出身者を包括する「スペイン語・文化継承者」という用語に加えて、言語上の困難を経験している 4 つの集団を意味する「言語少数者」という用語が案出された。投票権法第 2 条は「人種や肌の色によって、合衆国市民の投票する権利は、否定されたり、弱体化されたりしてはならない」と述べる。その人種に相当するものとして言語少数者は位置づけられた。このようにして、(やや強引な)一般化と理論的整合化をはかった上で、バイリンガル投票条項は投票権法に組み入れられることになったのである。

公聴会を経て、MALDEF や PRLDEF の協力のもとに投票権法(1975 年修正)の原案が策定された。そして前述のロイバル、バディージョ、ジョーダンが提案者になり、議事かけられた。審議を経て、上院では 77 対 12、下院では 341 対 70 という大差で可決された。その後、1975 年 8 月にフォード大統領が署名して公法 94-73 になった。先に紹介したように、投票権法(1975 年修正)の第 4 条(f)と第 203 条の冒頭には、「議会は、言語少数者の市民に対する投票差別が、国家的な範囲において広がっていること(言語少数者が、選挙への参加から実質的に排除されてきたこと)を認定する」という一文がある。これはまさに、公聴会での証言やそのレポートを通して、両院の議員たちがメキシコ系アメリカ人やプエルトリコ出身者が置かれている政治参加の困難を認定した(納得させられた)という事実を述べている。

投票権法(1975 年修正)の成立過程をみると、メキシコ系アメリカ人、プエルトリコ出身者、黒人の議員の働きが目につく。とくに女性の黒人議員ジョーダンの活躍は目をひき、投票権法修正の国民的な「顔」になった(Berman 2015: 108)。しかし、背後にあって主導的な役割を果た

したのは、ここまでの記述から明らかなように、MALDEF と PRLDEF(とくに MALDEF)である。MALDEF の母体となった LULAC は、この修正にほとんど関与しておらず、「1972 年までにメキシコ系アメリカ人の公民権政策に対する LULAC の貢献は終了してしまっていた」といわれる(Kaplowitz 2005: 184)。

両者の貢献は、議員への働きかけや政策提言といったロビー活動にとどまるものではない。バイリンガル投票や選挙区の区割りなど、政治参加に関する訴訟とその勝利が大きな意味をもった。それらは、投票をめぐる抑圧状況をあぶりだすとともに、解決されるべき方向を指し示したからである。投票権法修正のための証拠(エビデンス)を積み重ねていったといってもよい(この点では PRLDEF の果たした役割も大きかった)。それはちょうど、NAACP・LDF がブラウン判決などを通して、公民権法や投票権法へ道を切り開いていったのと同じである。ラティーノの政治参加を研究するヒーローは、MADLEF などの活動について「NAACP LDF の成功を参考にして、ラティーノたちは訴訟が有効かつ重要な政治的戦略であるとみなしたのである」と述べる(Hero 1992: 76)。あるいは 1970 年代の PRLDEF の活動を研究するアルナウは「PRLDEF のメンバーにとって、訴訟は差別に立ち向かい、社会変革を促す最善の方法であった」とする(Arnau 2018: 6)。

弁護士などによる法律家集団を組織すること、その活動のための基金を募ること、目的に沿った一連の訴訟を継続すること、そして理解のある議員を通じて法律化をはかること、これは少数者グループの公民権実現のための有効な方法であることを MALDEF や PRLDEF は自ら実証したのである。それは、暴力や暴動といった形ではなく、合法的で穏健な形で社会を変革していくひとつのやり方であった。

NAACP・LDF をモデルとするこうした成功例は、他の少数者の運動にもおなじモデルを生みだした。その後、アジア系アメリカ人、ネイティブ・アメリカン、子ども、消費者といった集団においても、同様の方向性をもった組織が設立されることになる(Greenberg 1994: 522)。MALDEF や PRLDEF の実績は、これらの誕生を後押ししたのである。

5. 投票権法のその後と成果

投票権法は時限条項を含むため、1975 年以降も、1982 年、1992 年、2006 年に延長と修正を繰り返した。バイリンガル投票に関する修正点だけ、簡単にみておきたい。

1982 年の修正では、細かな字句修正のほかに、新たに第 208 条として「投票援助(voting assistance)」という項目が追加された。ここには「視覚障害、障害、非識字などの理由で投票の際に援助を必要とする有権者は、援助を受けることができる」という条文がある。言語少数者から、さらに障害者や非識字者に援助の範囲が広がった。

1992 年には、第 203 条(b)が修正され、以下の条件にあたると国勢調査局長が決定した場合に州や政治区域は英語以外で投票関連の資料を提供しなければならない、とされた。その条件は、①ある州や政治区域の有権者の 5%以上が何らかの言語少数者のメンバーで、かつ LEP(限定的英語能力者)である場合、②ある州や政治区域の有権者の 1 万人以上が何らかの言語少数者のメンバーで、かつ LEP である場合、③インディアン保留区(Indian reservation)を含む政治区域において、インディアン居留区のアメリカン・インディアンやアラスカ先住民の有権者の 5%以上がひとつの言語少数者のメンバーであり、かつ LEP である場合。それぞれに、非識字率が全国平均よりも高いという条件が付加される。

第3章でみた投票権法(1975年修正)と比べればわかるように、ここには②と③の条件があらたに追加されている。②は大都市に住む言語少数者(とくにアジア系アメリカ人)に対象を広げるための規定である。第1章で紹介したロサンジェルス郡の事例のように、アジアの少数言語への配慮は、これによって可能になった。③はインディアン居留区に住むアメリカン・インディアンやアラスカ先住民を考慮した規定である。1975年の修正に際して十分に煮詰められなかった言語少数者の救済条件をより明確にしたのが、②、③の趣旨といえる。

2006年の修正ではとくにおおきな変更点はない。投票権法の有効期限は5年、7年、10年、15年と延びてきたが、今回は2007年から2032年まで25年間に、さらに延長された。したがって投票権法の一部をなすバイリンガル投票条項も、2032年まで有効になった。

こうした修正を経て、投票権法は言語少数者の政治参加を実際にどのくらい促進したのであろうか。これを考えるためには、バイリンガル投票だけではなく、同時期に進行した、選挙区の区割り変更、有権者登録の促進といった別の要因も考慮に入れなければならない。

1975年にいたる投票権法の修正においては、識字テストや投票税の廃止が、公民権運動家のおもな目標であった。しかし1970年代からは、別の課題が中心的なテーマになっていった。それは選挙区の区割り変更である。アメリカでは選挙区の区割りは、州や地方自治体の議会が決定する。そのため議会を制した政党が自分に有利なように区割りをすることがある。これはゲリマンダー(gerrymander)とよばれる。また、黒人や少数民族を排除するため、大選挙区において完全連記制度(at large district system)が採用されることもある。

差別的な選挙区については、黒人や少数民族グループが大選挙区の小選挙区への変更を求めなどの訴訟を起こした。1980年代にそうした訴訟は、かなり高い勝率を誇った(Guinier 1994=志田なや子監修・森田成也訳 1997: 16)。第3章で「ホワイト対レジェスター」を紹介したが、MALDEF や PRLDEF もこうした選挙区割り訴訟を通じて、より少数者に配慮した選挙区割りへの変更を実現していった。また、選挙区や選挙手続きの差別的改正(改悪)を禁じた投票権法第5条の存在も大きな意味をもった。⁸⁾

もう一点は、有権者登録である。言語少数者の政治参加を進めるためには、投票率や有権者登録率をあげることが必要になる。この点で参考になったのは黒人の有権者登録運動である。1962年、南部地域協議会(SRC: Southern Regional Council)を母体として、VEP(有権者教育プロジェクト=Voter Education Program)が設立された。VEPは、当初は有権者登録を促進するグループに融資を行うだけであったが、のちに黒人の有権者登録を推進するプログラムや運動に自ら関与するようになった。このプロジェクトは黒人の有権者登録率や投票率を高めた。

チカーノ運動家のひとりであったウィリー・ヴェラスケスは、チカーノ運動から離れる形で、1974年にSVREP(南西州有権者登録プロジェクト=Southwest Voter Registration Project)を創設した。SVREPは、VEPを範にとり、メキシコ系アメリカ人の有権者登録や投票を促進しようという組織である。フォード財団などから寄付を受けて、発足した。ここからもわかるように、MALDEFとおなじように、選挙を通して社会の改革をはかるといふ、穏健な志向性をもつ組織である。1976年から1980年にかけて、ヒスパニックの有権者登録率は約30%増加した(Garcia and Arce 1988: 129)。VEPは1992年に解散したが、SVREPはいまも活動を続けている。

先に、バイリンガル条項の制定に尽力したMALDEFやPRLDEFが、NAACP・LDFという黒人の運動団体をモデルにして設立され、活動したことを述べた。さらに選挙区の区割り改正や有権者登録の促進といった方針についても、黒人のそれがモデルにされた。ラティーノによる投票権拡充の公民権運動第二幕は、黒人による第一幕のシナリオを再現する形で進行したので

ある。

これらの複合的な運動によって、1970年代から1980年代にかけて、言語少数者の政治参加に変化がみられた。アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、ニューメキシコ、テキサスという南西部の5州において、1973年と1984年のヒスパニック議員の数を比較した研究がある。これによると、議員数の変化は、連邦議会(5名→9名)、州議会(68名→83名)、市議会(625名→925名)、郡議会(274名→348名)で、いずれも顕著な増加がみられる(Garcia 1986: 63)。有権者登録率をみると、投票権法(1975年修正)が施行されてから30年間に、ヒスパニックは2倍に、アジア系アメリカ人は58%、アメリカン・インディアンは50%増えた(Reilly 2015: 22)。

バイリンガル投票、有権者登録・投票の推進、選挙区の改正など一連の施策のなかで、バイリンガル投票だけを抽出し、その効果を測定するのはなかなか困難である。しかし近年、統計学の手法を用いてそれを試みる研究者もいる。そのひとりジョーンズ-コレアは、多変量回帰分析によって、投票権法におけるバイリンガル条項の効果を調査している。その結論は、バイリンガル投票条項はあらゆる該当集団において意味をもつ、とくに外国生まれの移住第一世代にとって重要な意味がある、そしてアジア系アメリカ人よりもラティーノにとって効果が大きい、ということである(Jones-Correa 2005: 561)。

こうした改善はみられるものの、依然として現在でも有権者登録率や投票率においては差がある。2010年に実施された中間選挙、2012年に実施された大統領選挙の投票率をみると、ヒスパニックと白人、アジア系アメリカ人と白人との間には、いずれもまだ15%以上の差がある(Garcia 2017: 121,124)。今後もラティーノを中心とした移民の増加が予測されている。バイリンガル投票による援助が必要な理由は、まだ残っているのである。

おわりに

投票権法の一部をなすバイリンガル投票条項は、制定以来、延長・修正を繰り返してきた。その都度、反対論は出るものの、大枠は維持されてきた。その背景には、共和党と民主党の両党的(bipartisan)協力態勢があった。少なくとも現在まで、投票権法の問題は、アメリカ議会において継承されてきたといえる。

しかし、これに反対したり、その廃止を求めたりする議論や運動も根強い。第1章でも触れたが、1983年、上院議員のS.I.ハヤカワによって、英語の公用語化をめざすU.S.イングリッシュが創設された。さらに1994年、同じく英語公用語化を求める運動団体として、「プロイングリッシュ(ProEnglish)」という団体が設立された。英語公用語化をはかるための教育や法的な支援がおもな活動である。この団体のサイトには、多言語投票(バイリンガル投票)の批判ページがあり、「多言語投票に反対する5つの理由」があげられている。⁹⁾ その5つの理由とは1. 正当性がない、2. 恣意的であり費用がかかる、3. 地方自治体に余計な負担を負わせる、4. 選挙におけるミスや不正の可能性を高める、5. 負担が増え続けている、である(ちなみに、プエルトリコ自由連合州の51番目の州への昇格がいま議論されているが、U.S.イングリッシュもプロイングリッシュも、スペイン語を話す「Spanish speaking」地域ゆえに、昇格に反対している)。

これらの団体のキャンペーンやロビー活動を受け、州によっては、住民投票によって、バイリンガル投票の廃止決議を行ったところがある。1983年にサンフランシスコで提案第0号が、1984年にはカリフォルニア州で提案第38号が住民投票にかけられ、賛成多数を得た。いずれもバイリンガル投票の廃止を求めるものである。もっともこれらは勧告の域を出ず、実効性を

もたないものであった(吉川 2001: 130-133)。

連邦レベルでは、バイリンガル投票条項の廃止が議会で提案されたことが何度かある。1995年に「バイリンガル投票要件廃止法 1995」という法案が連邦議会に提案された。その内容は投票権法からバイリンガル投票に関する部分を削除するというものである。具体的には、投票権法第 203 条の廃止、第 4 条(f)の削除がかかげられていた。これは反対多数で否決された。

翌 1996 年には、「ビル・エマーソン英語強化法 1996 (Bill Emerson English Language Empowerment Act of 1996)」が連邦議会に諮られた。同法案は、第 1 編において英語をアメリカの公用語と宣言する。第 2 編は上記の「バイリンガル投票要件の廃止」をほぼそのまま援用する。この審議過程は、英語公用語法案がもっとも実現に近づいた(同時に、バイリンガル投票条項がもっとも危機に瀕した)時だったといえる。なぜなら、法案が下院を 259 対 169 で通過したからである。後は上院の結果待ちという状況になった。ただし、上院では審議にかからず結局、廃案になった(なお、当時の大統領であったクリントンは、この法案に批判的であり、もし上院を通過すれば拒否権を発動すると発言していた)。

その後も、上記の運動団体の支援をうけ、英語公用語化をめざす「国語法(National language Act)」や「英語統一法 (English Language Unity Act)」という法案が議会やその前段階の委員会に諮られたが、いずれも廃案という結果に終わっている(Laney2008)。今後は、移民排斥を打ち出しているトランプ政権の下で、情勢の変化も予想される。一方、バイリンガル投票の保持を求める MALDEF や PRLDEF などの運動団体や議員団体も依然として健在である。両者の対抗的關係のなかで、バイリンガル投票制度が今後、どのように推移していくのか、注目したい。

【注】

1) 本稿は「ラティーノ」を主にするが、歴史的文脈や引用文脈によっては、「ヒスパニック」も用いる。

2) https://factfinder.census.gov/faces/tables/services/jsf/pages/productview.xhtml?pid=ACS_16_5YR_S0501&prodType=table

3) 「アメリカン・インディアン」が文献にある場合は、そのまま使用する。現在では「ネイティブ・アメリカン」「アメリカ先住民」という名称の方が一般的で、よりふさわしい。

4) 言語少数者のひとつとして位置づけられているため、「Spanish heritage」は「スペイン語・文化継承者」と訳す。

5) <http://electionline.org/images/EB14.pdf>

6) 「黒人(black)」については、「アフリカ系アメリカ人(African American)」と表記されることが多いが、反対論もある。以下では「黒人」を使用する。

7) 「Puerto Rican」には当然、プエルトリコ自由連合州に居住する住民も含まれるが、本稿で登場するのは、主としてアメリカ国内に移住した人である。その意味をハッキリさせるため、以下では「プエルトリコ出身者」という訳語をあてる。

8) 連邦最高裁判所は、2013 年、「シェルビー郡対ホルダー」事件の判決において、これまで認めてきた投票権法第 5 条を実質的に否定する「シェルビー判決」を出し、憲法学者や公民権運動家から大きな反発を受けた。現在、この判決をめぐるさまざまな議論がかわされている。

9) <https://proenglish.org/multilingual-ballots/>

【参考文献】

- 安藤次男 (2000) 「1965年投票権法とアメリカ大統領政治」, 『立命館国際研究』12(3), pp.175-191, 立命館大学国際関係学会.
- (2002) 「1965年投票権法の意味—アメリカ 1960年代論との関わりで」, 『立命館国際研究』 15(1), pp.1-6, 立命館大学国際関係学会.
- Arnau, Ariel. 2018. *Suing for Spanish: Puerto Rican Bilingual Voting, and Legal Activism in the 1970s*. (Dissertation, The City University of New York).
- Berman, Ari. 2015. *Give Us the Ballot: The Modern Struggle for Voting Rights in America*. New York, NY: Farrar, Straus and Giroux.
- Brishetto, Robert et al. 1994. "Texas". In *Quiet Revolution in the South: The Impact of the Voting Rights Act, 1965-1990*, edited by Davidson, Chandler and Grofman, Bernard, 233-270. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Chen, Ming Hsu. 2011. *Regulatory Rights: Civil Rights Agencies Translating "National Origin Discrimination" into Language Rights, 1965-1979*. (Dissertation, University of California).
- Flores, Henry. 2015. *Latinos and the Voting Rights Act: The Search for Racial Purpose*. Lanham, MD: Lexington Books.
- Garcia, Chris F. (ed.). 1988. *Latinos and the Political System*. Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press.
- Garcia, John A. 1986. "The Voting Rights Act and Hispanic Political Representation in the Southwest". *Publius: The Journal of Federalism* .16. 49-66.
- 2017. *Latino Politics in America: Community, Culture, and Interests* (Third Edition). Lanham, MD: Rowman & Littlefield.
- Garcia, John A. and Arce, Carlos H. 1988. "Political Orientation and Behaviors of Chicanos: Trying to Make Sense Out of Attitudes and Participation", in *Latinos and the Political System*, edited by Garcia, Chris, 125-151. Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press.
- Garza, Rodolfo O. and DeSipio, Louis. 1993. "Save the Baby, Change the Bathwater, and Scrub the Tub: Latino Electoral Participation After Seventeen Years of Voting Rights Act Coverage". *Texas Law Review*. 71. 1479-1539.
- Gonzales, Manuel. 1999. *Mexicanos: A History of Mexicans in the United States*. Bloomington, IN: Indiana University Press. = 中川正紀訳 (2003) 『メキシコ系米国人・移民の歴史』明石書店.
- Greenberg, Jack. 1994. *Crusaders in the Courts: How a Dedicated Band of Lawyers Fought for the Civil Rights Revolution*. New York, NY: Basic Books.
- Guinier, Lani. 1994. *The Tyranny of the Majority Fundamental Fairness in Representative Democracy*. New York, NY: The Free Press. = 志田なや子監修、森田成也訳 (1997) 『多数派の専制—黒人のエンパワーメントと小選挙区—』新評論.
- Hayduk, Ron. 2006. *Democracy for All: Restoring Immigrant Voting Rights in the United States*. New York, NY: Routledge.
- Hero, Rodney E. 1992. *Latinos and the U. S. Political System: Two-Tired Pluralism*. Philadelphia, PA: Temple University Press.
- 本名信行 (1997) 「アメリカの多言語問題—イングリッシュ・オンリーとイングリッシュ・プラスの運動から」, 『多言語主義とは何か』, 三浦信孝編, pp.48-64, 藤原書店.

- 藤倉皓一郎 (1994) 「〈書評〉記憶が歴史にかわる時 : NAACP 訴訟基金の活動史」『同志社アメリカ研究』 31, pp.79-87, 同志社大学アメリカ研究所.
- Hunter, David H. 1976. "The 1975 Voting Rights Act and Language Minorities". *Catholic University Law Review*. 250. 249-270.
- Jennings, James. 1998. "The Puerto Rican Community: Its Political Background". *Latinos and the Political System*, edited by Garcia, Chris, 65-80. Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press.
- Jones-Correa, Michael. 2005. "Language Provisions Under the Voting Rights: How Effective Are They?". *Social Science Quarterly*. 86. 549-564.
- Kaplowitz, Craig A. 2005. *LULAC : Mexican Americans and National Policy*. College Station, TX: Texas A&M University Press.
- Keyssar, Alexander. 2009. *The Rights to Vote: The Contested History of Democracy in the United States* (Revised Edition). New York, NY: Basic Books.
- 木下智史 (1995) 「合衆国における人種的少数者の投票権保障(1)」『神戸学院法学』 25(3), pp.83-132, 神戸学院大学法学会.
- 駒井洋監修、中川文雄・田島久蔵・山脇千賀子編 (2010) 『ラテンアメリカン・ディアスポラ』 明石書店.
- Laney, Garrine P. 2008. *The Voting Rights Act of 1965, As Amended: Its History and Current Issues*. New York, NY: Nova Science Publishers.
- Lewis, John and Aydin, Andrew. 2016. *March: Book Three*. Marietta, GA: Top Shelf Productions. = 押野元子訳(2018) 『MARCH 3: セルマ 勝利をわれらに』 岩波書店.
- Marschall, Melissa J. and Rutherford, Amanda. 2016. "Voting Rights for Whom?: Examining the Latino Political Incorporation". *American Journal of Political Science*. 66 (3). 590-606.
- 南川文里 (2016) 『アメリカ多文化社会論—「多からなる一」の系譜と現在』 法律文化社.
- 村田勝幸 (2007) 『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティー「非合法移民問題」の社会文化史』 東京大学出版会.
- 中野耕太郎 (2015) 『20 世紀アメリカ国民秩序の形成』 名古屋大学出版会.
- 越智道雄 (1990) 『英語の通じないアメリカ』 平凡社.
- O'Connor, Karen & Epstein Lee. 1988. "A Legal Voice for the Chicano Community: The Activities of the Mexican American Legal Defense and Educational Fund, 1968-1982", in *Latinos and the Political System*, edited by Garcia, Chris, 255-268. Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press.
- 大泉光一・牛島万編 (2005) 『アメリカのヒスパニック=ラティーノ社会を知るための 55 章』 明石書店.
- Patterson, James T. 2001. *Brown v. Board of Education: A Civil Rights Milestone and Its Troubled Legacy*. Oxford, UK: Oxford University Press. = 靱岡宏成訳 (2010) 『ブラウン判決の遺産—アメリカ公民権運動と教育制度の歴史』 慶応義塾大学出版会.
- Reilly, Shauna. 2015. *Language Assistance under the Voting Rights Act: Are Voters Lost in Translation?*. Lanham, MD: Lexington Books.
- Rosales, F. Arturo. 1997. *CHICANO! : The History of the Mexican American Civil Rights Movement* (Second revised edition). Houston, TX: Arte Público Press.
- Santoro, Wayne A. 1999. "Conventional Politics Takes Center Stage: The Latino Struggle against English-Only Laws". *Social Forces*. 77(3). 887-909.

- 佐藤夏樹 (2008) 「非合法移民問題と『ヒスパニック』コミュニティ—『ヒスパニック』組織 LULAC のコミュニティの再定義」, 『アメリカ史評論』 26, pp.26-49, 関西アメリカ史研究会.
- (2011) 「投票権法改定とヒスパニック組織—公的な『人種』イメージの創造」, 『メキシコ—その現在と未来』, 安原毅他編, pp.67-86, 行路社.
- (2014) 「エスニック・マイノリティ『ヒスパニック』の創出—1970年センサスと OMB 指令第 15 号」, 『西洋史学』 255, pp.1-21, 日本西洋史学会.
- 末藤美津子 (2002) 『アメリカのバイリンガル教育—新しい社会の構築をめざして』 東信堂.
- 志柿光浩 (2008) 「アメリカ合衆国連邦制度とプエルトリコ住民の自決権—プエルトリコの地位に関する大統領直属調査委員会 2005 報告の意義」『国際文化研究論集』, 16, pp.71-80, 東北大学大学院国際文化研究科.
- 志柿光浩・三宅禎子 (2010) 「プエルトリコ人ディアスポラ」, 『ラテンアメリカン・ディアスポラ』, 駒井洋監修、中川文雄・田島久蔵・山脇千賀子編, pp.39-77, 明石書店.
- 角知行 (2017) 「アメリカにおける多言語サービスと言語アクセス法—クリントンの大統領令 13166 をめぐって」, 『社会言語学』 17, pp.1-17, 「社会言語学」刊行会.
- (2018) 「NPO と言語アクセス条例—米国・サンフランシスコの事例から」, 『社会言語学』 18, (印刷中), 「社会言語学」刊行会.
- Thernstrom, Abigail M. 1987. *Whose Votes Count? Affirmative Action and Minority Voting Rights*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Tucker, James Thomas. 2009. *The Battle Over Bilingual Ballots: Language Minorities and Political Access Under Voting Rights Act*. New York, NY: Routledge.
- 牛田千鶴 (2010) 『ラティーノのエスニシティとバイリンガル教育』 明石書店.
- Valdés, Guadalupe. 2006. “The Spanish Language in California”. In *Developing Minority Language Resources: The Case of Spanish in California*. Edited by Valdés, Guadalupe et al. 24-53. Bristol, UK: Multilingual Matters .
- Weyr, Thomas. 1988. *Hispanic U.S.A.: Breaking the Melting Pot*. New York, NY: Brandt & Brandt
- Literary Agents. = 浅野徹訳 (1993) 『米国社会を変えるヒスパニック—スペイン語を話すアメリカ人たち』 日本経済新聞社
- 横坂健治 (1980) 「アメリカ合衆国における選挙権の平等—政治的平等研究(2)」『早稲田法学会誌』 31, pp.347-380, 早稲田大学法学会.
- 吉川敏博 (2001) 「カリフォルニア州における英語公用語運動」, 『アメリカス研究』 6, pp.127-144, 天理大学アメリカス学会.

【参考ウェブサイト】

- electionline.org, <http://electionline.org/> (2018年9月20日アクセス)
- LatinoJustice PRLDEF, <https://www.latinojustice.org/home> (2018年9月20日アクセス)
- MALDEF, <http://www.maldef.org/> (2018年9月20日アクセス)
- ProEnglish, <https://proenglish.org/> (2018年9月20日アクセス)
- SVREP, <http://svrep.org/> (2018年9月20日アクセス)
- United States Census Bureau, <https://www.census.gov/> (2018年9月20日アクセス)
- U.S. English, <https://www.usenglish.org/> (2018年9月20日アクセス)

メキシコ系アメリカ人の誕生

——アメリカ人の境界の設定における人種と市民権——

山倉明弘（天理大学）

はじめに

(1) 二元的人種観

米国が自国の市民権をだれに与えてきたかをざっと振り返ると以下のようになるが、米国の市民権は白人だけに限定されていたものが、時代と共に次第にその対象が拡大し、人種偏見が少しずつではあるが次第に改善されてきたという楽観的な印象を与えるかも知れない。しかし実際は、そんな簡単な話ではない。

1790 年、米国議会は第 1 回議会において帰化¹⁾の権利を「白人」だけに与える 1790 年帰化法を制定した²⁾。次に、1870 年、米国議会は帰化権を白人に限っていたそれまでの帰化諸法を改正し、「帰化諸法は、アフリカ生まれの外国人とアフリカ人の子孫にまで拡張される」と規定する 1870 年帰化法を制定した³⁾。この帰化法は、連邦市民権を州市民権に優越させ、アフリカ生まれの外国人とアフリカ人の子孫を米国の連邦および居住している州の市民と認めた憲法第 14 修正を法制化したものであるが、白人とアフリカ人およびその子孫以外の集団に関して、米国の領土内で出生した者の連邦市民権の有無は明確ではなかった。それを明確にしたのは、合衆国最高裁の 1898 年の判決で、米国で出生した者すべての連邦市民権を認めた。このため、人種・出身地域に関係なく、米国の管轄権のおよぶ地域で出生した者に連邦市民権が認められ⁴⁾、20 世紀にはいって多くのアジア系アメリカ市民を生み出すことになる。市民権の範囲を定める法制措置で注目し値するのは 1952 年移民・国籍法で、「合衆国の帰化市民となる権利は、人種や性別や婚姻の有無により否定されたり、制限されたりすることはない」と規定した⁵⁾。つまり、1790 年時点では帰化権を「白人」だけに限定していたものを 1870 年にアフリカ人とその子孫にまで広げ、さらに 1952 年に人種という帰化要件を撤廃したことになる。

この帰化権拡大の歩みで際立つのは、帰化権が建国期から 1952 年までは人種という概念に基づいていたことと、人種概念が白人と黒人という二元的な (binary) 概念に基づいていたことである。以下に述べるように、この二元的な人種概念が米国社会にも、また、米国の人種関係の研究史にも目立っている。

アメリカ人とは誰のことを初めて法制化した 1790 年帰化法は、帰化権を「白人」に限定しながら、「白人」の定義をしなかった。そのために、市民権に付随する様々な権利を求めて、多くの人々が米国の法廷に「白人」としての認定を求めることになった。「白人」としての認定、すなわち帰化権の認定を求める訴訟は、法制史家イアン・ロペスによると、1878 年から 1952 年までの約 75 年間の間に 52 件あり、ロペスはこれらを「人種的市民権獲得要件事件 (the racial prerequisite cases)」と呼んでいる。これら 52 件の訴訟のうち、アフリカ人の子孫として米国市民権を求めた 1938 年の事件を例外として、残りの 51 件はすべて白人として帰化権を求める訴

えであったという⁶⁾。

これらの事件の原告の人種・民族はロペスの記録によると、中国人、インディアン、インディアンとアフリカ人の混血、シリア人、アルメニア人、インド人、フィリピン人、フィリピン人と白人の混血、ドイツ人と日本人の混血、白人とインディアンの混血、ハワイアン、中国人、ビルマ人、日本人、メキシコ人、コリアン、パンジャブ人、アフガニスタン人、アラビア人と実に多彩であるが、これらのケースはすべて、白人であるか、黒人であるか、それともどちらでもないかと判定されたことになる⁷⁾。帰化権の認定を求めて法廷に入ったのは多彩な人種・民族集団であったが、法廷から出てきたときには彼らは白人・黒人の二元的概念に基づいた結果を言い渡されていたことになる。

米国の人種問題の研究でも、白人・黒人の二元的概念が中心であったことの限界を指摘する研究者が少なくない。1994年に『人種断層線』を書いたトーマス・アルガマーは、19世紀後半のカリフォルニア、つまり、米国の対メキシコ戦争の結果、メキシコから1848年に割譲されたばかりの米国の新領土で、征服者、被征服者、それに新たに入ってくる大勢の移民、特に併合以後にやって来たメキシコ人、中国人、日本人の集団の間に新たな人種関係が形成された一方で、それ以外の地域で展開してきた人種間関係は本質的に白人・黒人間の二元的関係であったと述べた。また、南西部での人種関係の研究自体が黒人と白人の遭遇の陰に隠れる形で行われ、さらに、人種間関係研究は南西部以外の地域が中心となるのが典型的であったと主張した⁸⁾。

このように人種関係を白人・黒人間の二元的関係でとらえる見方は次の3つの互いに関連する結果をもたらしてきたとアルガマーは重要な指摘をしている。それらは、(1)我々が人種問題を白人・黒人間の二元的で対極的な関係と捉えがちで、そのような見方は3つ以上の集団が互いに競う場合に何か起こるかを理解するにはほとんど役に立たないこと、(2)我々は人種と階級の階層を人種関係の原型のような奴隷主と奴隷の関係に対応する関係、または両者が対称的である関係と捉えることがよくあること、(3)ある集団を人種化する言説と慣行は、もっと根本的な深層構造、たとえば、労資間の階級関係から由来するか、それを覆い隠すものであると考えるのが一般的であること。アルガマーは、3つ以上の人種・民族集団が互いに競い合ってきたカリフォルニアにはこれら3点は当てはまらなないと主張する。二元論を超えて3つ以上の集団の相互干渉的な影響を検討する重要性を指摘するのである⁹⁾。

(2) 二元的人種観で捉えきれないメキシコ人の存在

メキシコ北部が1848年に米国に割譲された後のテキサスでは、メキシコ人の存在が1890年ごろまでには白人・黒人間関係を複雑にしていたが、その力学を研究した史家ニール・フォーレイは、メキシコ人の存在は南部で支配的であったそれまでの黒人・白人間の両極的關係を「破裂」させたと言う。メキシコ領テキサス地方に進出した白人が持ち込んだ人種観にメキシコ人をどう位置付けるかは難しい問題だった。「ある程度の有色人」であるメキシコ人は白人なのか、黒人なのかという二元的人種観ではメキシコ人をとらえられなかったのである。一部の少数のメキシコ人はスペイン人の血統を強調して白人であることを主張したが、多くのメキシコ人はメキシコ先住民、アフリカ人、スペイン人の「混血」人種と見なされた。さらに、これらのメキシコ人の労働者と競争を強いられた貧しい白人たちの中には、貧しいメキシコ人やインディアンと同じく、小作農や移動労働者の境遇に落ちていく人々があり、銀行家や地主や大商人である白人は階級的な意味で貧しい白人を十全たる白人と見なさなくなっていく。つまり、メキシコ人の存在は白人間での白人観も変えてしまうのである¹⁰⁾。

アルガマーとフォーレイによるこれら2つの研究のすぐ後に出版された著書で、アメリカ研究・歴史学のマシュー・ジェイコブソンは、1910年代から1940年代にかけてアフリカ系アメリカ人が南部から北部・西部の都会へ大規模に移住したことが全く新しい魔法のような人種観変換（racial alchemy）をもたらしたと述べた。20世紀半ばにアフリカ系アメリカ人が市民的権利（公民権）を求める抗議運動を行ったことで、ジム・クロウ（米国、特に南部の人種隔離制度）が米国政治言説の人種問題として全国的に認識されるようになった。人種隔離か人種統合かの選択を巡って形成された進歩派、守旧派それぞれの諸連合が一枚岩の特権としての白人性を固定化した。1968年出版の米国社会混乱についての政府任命委員会報告書は、米国が「白人と黒人という分離して不平等な2つの社会」から成っていると述べており、これが、米国社会の人種構成に関する一般大衆の理解となっている¹¹⁾。

その結果、「アメリカ文化の重みは着実に、また、情け容赦なく国家体制を黒人・白人の単純な二分体制に還元しつつあった。それは、かつての様々な白人種諸集団が消えて一つの白人性に吸収されていく構造であった。その中で公の議論において、アメリカ・インディアン、フィリピン人、太平洋諸島人、メキシコ系移民、アジア系移民、および彼らの子弟が公の議論からまとめて姿を消した」とジェイコブソンは観察する¹²⁾。したがって、次に取り上げるナタリア・モリーナらは、20世紀の末までは分析対象として顧みられなかった諸集団、つまり、白人でも、黒人でもない諸集団を分析の対象にする重要性を指摘しているのである。

前述のアマルガーとフォーレイの研究に基づき、歴史学と都市研究が専門のナタリア・モリーナは、「メキシカン」の意味を理解するには彼らを取り巻く大きな人種状況を理解する必要があり、人種が一集団の在り方で決まるのではなく、他の多くの集団との関係性で決まると主張する。1924年から1965年までの時代は、メキシコ人だけでなく、多くの集団にとってその人種性が造られた時代であると述べる。たとえば、この時期にアイルランド人は白人に「なった」し、「異教徒の」アジア人は模範的マイノリティーになった。こうした変化は他の多くの集団との関係の中で形成されるとして、モリーナは人種形成における「関係性」を強調するのである¹³⁾。モリーナはまた、人種の関係性を分析する道具として人種的シナリオ（racial script）という概念を持ち出す。人種化された集団を社会にどう位置付けるかを表す言説で、人種化されたある集団の生活は、時や所や文脈を超えて他集団にも適用され、その集団への対応の際に活用されるのである¹⁴⁾。米国における排日運動の前史として多くの研究者が言及する中国人排斥運動¹⁵⁾などは、在米中国人の人種的シナリオが在米日本人に当てはめられた事例である。

「白人」でも「黒人」でもない多くのアメリカ人が考えたメキシコ系アメリカ人の市民権がどのように扱われたかを歴史的に分析することは、二元的人種間の克服に有用である。筆者は様々な非白人諸集団の市民権（あるいはその否定）を分析することにより、筆者が在米日系人戦時強制排除・収容事件に関する2011年の拙著で取り上げた日系アメリカ人の市民権をめぐる米国政府の人種差別的措置とそれに対する日系アメリカ人の対応まで論じることを最終的な目標としているが、メキシコ人の米国民権を論じることはその第一歩である。彼らを取り巻く歴史的状況と彼らへのアメリカ社会の対応は、モリーナが提唱した人種的シナリオを通して日系アメリカ人にも当てはまるからである。

1. 米国の対メキシコ戦争¹⁶⁾

(1) メキシコ人に対する人種偏見

米国史にメキシコが初めて登場し、メキシコ人が米国という国家やアメリカ人と実際にかかわりを持つようになるのはメキシコがスペインから独立した 1821 年のこととしてよかろう。この年にメキシコは、人口のまばらなテキサス地方にアメリカ人の入植を許可した。コマンチ族の襲撃を食い止め、またこれらアメリカ人入植者をメキシコ社会に統合することにより米国のメキシコへの膨張を食い止めることが目的で、入植の条件をカトリックへの改宗とメキシコ市民権の取得とした¹⁷⁾。メキシコにとって米国との関係は初めからやっかいであったが、両国民の衝突の根本的原因はアメリカ人の膨張主義的行動であった。アメリカ人入植者は、メキシコ人に対する文化的・人種的優位性を確信しており、メキシコ領土の征服が容易であるばかりでなく、正当化されると信じていたという¹⁸⁾。米国における初代メキシコ外交部代表は、攻撃的なアメリカ人が「我々の不倶戴天の敵となろう」と予想し、「彼らの野心的計画の対象はまちがいなく、テキサス地方だ」と述べたが、やがてその予想は的中した。実際にテキサスを巡る両国民の衝突と紛争は、米国の対メキシコ戦争¹⁹⁾へとつながるのである。メキシコ独立から 15 年後の 1836 年にメキシコはテキサス独立によりテキサス地方を失い、さらにその 12 年後の 1848 年に米国による対メキシコ戦争で当時の領土のほぼ半分を失うのである²⁰⁾。

1840 年代半ばにメキシコは、米国が 19 世紀を通じて国境線を西方へ向けて拡大してきた事業の対象となったが、米国の領土膨張と資本主義発展は同時に進んだ。メキシコ領テキサスのアングロサクソン系アメリカ人入植者とメキシコとの戦争、および米国による対メキシコ戦争という 2 つの戦争は、米国の通商、工業、鉱業、農業、畜産業の発展にきわめて大きな刺激を与えた²¹⁾。

米国が対メキシコ戦争へ向かう 1840 年代には、両国の軍事力と経済力の差は歴然としていた。1840 年代半ばの米国の人口は、ヨーロッパ系 1700 万人と奴隷 300 万人を併せて 2000 万人で、400 万人のインディアンと 300 万人のメスチーソとヨーロッパ系を併せて 700 万人のメキシコをはるかに凌駕していた。米国は対メキシコ外交で傲慢に振る舞ってきており、その一部の理由は、アメリカ市民が生来の文化的・人種的優越性を信じ込んでいたことだった。メキシコは、財政難、国内の民族紛争、そして政治的指導性の貧弱さに悩まされていた。国中を覆う無政府状態が国家統合的な発展を阻むことを企んでいるかのようなようだった²²⁾。

対メキシコ戦争は、当時大統領に就任したばかりのジェイムズ・ポーク大統領のかねてからの念願であった。南北戦争研究の代表的史家ジェイムズ・M・マクファーソンをして、「もしメキシコ・アメリカ戦争に関して一冊しか本を読めないとしたら、その一冊はこれだ」²³⁾と言わしめた著書を書いた歴史家および女性史家アミー・S・グリーンバーグはその著書の中で、対メキシコ戦争を熱心に進めメキシコ全土を獲得しようと躍起になったジェイムズ・ポーク大統領夫妻の人種観について興味深いエピソードを紹介している。ポークが大統領に就任した 1845 年当時の大統領の年間報酬は 2 万 5000 ドルで当時は一財産（ひとざいさん）と考えられる額ではあった。ただし、大統領自身がこの中からホワイトハウスの維持に必要な経費のほとんどを払うことになっていて、その中には 15 人から 20 人の使用人の給料も含まれていたとなると話は別である。裕福というにはほど遠かったポーク夫妻は大統領選挙運動中に負債を抱えていた。そこで、大統領夫人サラ・ポークは所得の範囲内での生活のためにホワイトハウスのスタッフを自分の奴隷と入れ替え、彼女が改装した地下の部屋に入居させた。サラ夫人がホワイトハウ

スへ連れてきた奴隷たちの存在は北部の感受性には衝撃であったけれども、彼女に言わせると「奴隷たちは自分たちの務めが分かっており、彼らにいちいち指示する必要がなかったので、日々の家事から解放されてある程度の自由を得た」とのことであった²⁴⁾。

グリーンバーグはまた、ポーク大統領の正義感、疑いの余地なく奴隷主としての経験に形成されたと説明する。奴隷主の中には、ヘンリー・クレイ（後述のように、ポーク大統領の対メキシコ戦争やメキシコ全土獲得構想に反対した）やトーマス・ジェファソン（「すべての人々は平等に造られた」という文句で有名な独立宣言の起草者）のように、奴隷制が誤っているという自覚と苦闘した奴隷主もいたが、ポーク大統領は「1840年代における最も熱烈で保守的な奴隷主」で、「黒人に対する白人の支配力は神の計画の一部と信じていた」という。グリーンバーグは、ポーク大統領の人種観はサラ夫人に影響されたものと推察していて、大統領がサラ夫人の黒人・白人関係に関する鋭い洞察力を説明するのに、彼女が「すべての人間は平等に創られた」ことを確認した独立宣言の起草者たちは間違っていると指摘したエピソードを紹介している。「それは、お前のバカな空想の一つだよ」と指摘する大統領に夫人はこう返したという。「あなたが書き物をして、私が快適さをもたらすあらゆるものに囲まれながら（中略）団扇で自分をおおいでいる間にも、照り付ける太陽の熱の下で重労働する男たちがいるのよ。あの男たちは人生の境遇を自分で選んだのではないし、私たちの境遇も私たちが求めたものじゃないの。彼らも私たちもそのように創られたのよ」と。グリーンバーグは、「弱者に対する強者の支配力と、黒い肌や褐色の肌の者に対する白人の支配力は、単に奴隷制度の現実というばかりでなく、それはまた、大統領夫妻の観点では、正しいものであった」と観察した²⁵⁾。

大統領就任後まもなく、ポークはジョージ・バンクロフトを執務室に招じ入れた。バンクロフトは、ポークの民主党大統領候補指名に尽力しており、ドイツの大学で博士号を取得後、歴史書を何冊か書いていて、自身は閣僚ポストではなく、ヨーロッパ駐在の外交ポストを望んでいたが、ポークはそれには応えず、彼を海軍長官に任命していた。大統領はバンクロフトに、メキシコ領カリフォルニアと太平洋沿岸地域の獲得は彼の政権の優先事項だと告げた。メキシコの豊かな土地、特に、太平洋岸の肥沃な土地が現在の無能で怠惰な住民の手から、その資源をもっと有効に活用できる勤勉な白人の手に渡るのは神の意志だとポークはバンクロフトに語った。バンクロフトは衝撃を受け、大統領は戦争を始める気かと思った。しかし、ポーク自身は、民主党員である新聞編集者たちが「明白な運命」と呼び始めた膨張主義者の行動計画を実現するのに、全面的戦闘は必要ないと考えていた。自身は開戦の責めを負いたくはないので、メキシコをいくらか脅してやってわずかな瀬戸際政策を用いれば、少しめんどろな状況が生まれて、後はなんとかなるだろうと考えていた。「ポークは、ほとんどのアメリカ人と同じく、人種混交のメキシコの人々に対して深い軽蔑を抱いていて、彼らに合衆国の決意と実力を見せれば屈服するという自信を持っていた」とグリーンバーグは解説している²⁶⁾。

したがって、メキシコに対する開戦のやり方が強引で正当性に欠けていても驚くに当たらない。1846年5月9日のポークの日記には、メキシコが自国の領土と主張している地域に侵攻してきた米国軍に対して戦闘を開始する数時間前に、メキシコに対する宣戦布告書を議会に送ることを閣議で決定したと記されている。その閣議決定がなされた数時間後に、実際の戦闘が起こったという知らせが大統領に入り、ポークが再び閣僚を招集し、さきほどの閣議決定を確認したという記載がこの日の日記にある。メキシコ軍の攻撃がありそうだという予測がついていたとは言え、実際の戦闘が始まる前に宣戦布告を行うという閣議決定がなされていたことになる²⁷⁾。

5月11日、ポーク大統領は議会にメキシコが国境を越えて米国領に侵攻し、アメリカ人の血を流したと報告し、戦争が始まったと報告した²⁸⁾。この時、マサチューセッツ州選出の上院議員ジョン・デイヴィスが、大統領報告の辻褄が合わない点に疑問を表明した。デイヴィスは疑問を表明したものの、宣戦や戦費の予算措置などには反対せず、その後の審議にも発言していない。彼の発言は史家トーマス・ヒエタラが合衆国議会議事録から引用しているが、デイヴィスの心情がよく伝わるようにヒエタラが引用していない部分まで括弧で以下に引用する。

一つには、私は、国家の威厳と名誉を支持して、この国の領土に対する侵略を跳ね返すことには積極的姿勢を持っています。その手段は、大統領にその目的達成のために適切な手段をすべて提供することです。それでも、この国の領土が侵略されたのかどうかを知ることは、我々議員の権利であり、義務であります。(中略)一つには、大統領声明—活字で内容を確認するまでは評価は控えますが—には、非常に驚かされる部分があります。声明の中で、我々の領土でアメリカ市民の血が流されたといわれ聞かされました。そうかも知れないし、本当のことかも知れません。しかし、同じ声明の中で、我々とメキシコの間には未解決の国境問題があるとも聞かされました。そして、[メキシコに派遣されながらメキシコ政府から追い返された米国]大使は、その未解決の国境問題を解決するためにここからメキシコへ送られたのだと聞かされました²⁹⁾。

このデイヴィス発言は大統領声明の論理的矛盾を、遠慮しながら慎重に指摘しただけであるが、これだけで、メキシコに対する宣戦布告は根拠の乏しい強引なものであることが分かる。

この年の12月22日には、合衆国下院に初当選したエイブラハム・リンカンが議会で発言し、5月11日のポーク大統領声明の中でメキシコ側が米国の土地で先にアメリカ人の血を流したとポークが報告したことに関して、その流血の地点を、特にメキシコがスペインから引き継いだ領地ではなかったのかについて確認を求めている³⁰⁾。議会議事録には、リンカンが流血地点をかなり厳格に尋ねている発言が記録されているところから、ポーク報告の開戦理由に強い疑問を持っていたことが分かる。

しかし、ポーク大統領の強引な膨張主義は、多くのアメリカ人に支持されていた³¹⁾。史家ヒエタラによれば、膨張主義を思想的に支えた「明白な運命」というイデオロギーは、1845年当初は辺境の地を平和的に開拓した人々が自らの自治政府を樹立するというモデルを強調したものであったが、対メキシコ戦争が現実味を帯びた1846年になると漸進主義を捨ててメキシコ国境地帯を奪うというポークの戦略を支持するようになったという。膨張主義を唱えるアメリカ人たちは、米国領土外への進出を狙う際に、米国だけは神の使命を帯びているというアメリカ例外主義と帝国の論理を組み合わせ、他国が強大であろうが弱小であろうが、アメリカ大陸内ではその土地に対する他国の権利を認めないという姿勢を持っていた。相手が強大であれば、それは安全保障上の脅威であるので、何とかしてその影響力を取り除かなければならないし、相手が弱小国であれば、どんな手段を使ってでもその領土を奪うという考え方である³²⁾。

メキシコは、人種も国力もひ弱であるので必然的に隣人の意志に屈服せざるを得ないのだと考えるポーク大統領に対して、自分より弱い国家を攻撃することは適切ではないし、キリスト教徒らしくもないと批判する勢力があったが、ポークはこの批判に対しては、「我々はどんな国も、大国であろうが小国であろうが、強国であろうが弱国であろうが、同じように扱わなければならない」と絵にかいたような強者の論理を主張した³³⁾。

もちろん、そのような方針は現実の政治ではうまくいくはずがなく、ポークは相手国が強大は弱小かによって戦略を使い分けていた。対メキシコ戦争の前にポーク政権は英国との間にオレゴン領有問題を抱えていたが、ポーク政権のメキシコと英国に対する対照的な対応について、史家ジェイムズ・マクファーソンが次のように簡にして要を得る解説をしている。

ジェイムズ・K・ポークは、アメリカ史上どの大統領よりも広い領土の獲得を統括した。一期だけの彼の政権は、テキサスを併合し、オレゴン境界問題を決着させ、北緯 31 度線以北のメキシコ領土を強奪し、それまでの米国領土の 3 分の 2 にあたる領土を獲得した。オレゴンの北の境界については北緯 54 度 40 分まで要求し、テキサスとメキシコの国境に関してはリオ・グランデ河南岸まで要求するという綱領を掲げて 1844 年に当選したポークは、英国とは北緯 49 度で妥協したけれども、メキシコとはテキサスとの境界を巡って戦争を起こしたうえに、カリフォルニアとニュー・メキシコもおまけとばかりに手に入れた³⁴⁾。

史家ヒエタラは、ポークがメキシコに対してはリオ・グランデ河南岸まで、英国との紛争となっていたオレゴンに関しては北緯 54 度 40 分まで領有権を主張しながら、英国に対しては外交交渉の結果、北緯 49 度で妥協し、メキシコに対しては領土獲得のために戦争という手段に訴えたことを「偽善」と表現し、当時民主党政権と対立していたホイッグ党はこの偽善を見過ごさなかったと指摘した³⁵⁾。たとえば、ケンタッキー州選出の下院議員ジョシュア・ベルは、対メキシコ戦争中の 1847 年の議会で発言し、米国と同様に共和国であるメキシコが、同じ大陸に隣接して存在し、同じ自由の装いを身にまとい、共存している状態であるからには、平和裏に共存するのが望ましかったと述べた。だが、ポークに対する本当の批判はここからである。国内の騒乱に気を取られ混乱している弱い共和国に対しては、外交的な手段があったのではないかとベルは述べる。大統領がメキシコと一戦交えようとしているまさにその特に、強大で国内が統一された君主国のために、「また、大統領が土地の権利は決して譲らないと言っていた相手である英国に対し、大統領はオレゴンの半分を譲ろうとしていたのである。」「このことは、ある程度、強者にへつらい、弱者を押さえつけるやり方に思える」とベルは批判した³⁶⁾。

ポーク大統領と彼の対メキシコ戦争を熱狂的に支持した膨張主義者たちのメキシコと英国に対する態度の顕著な違いの原因は、当たり前すぎる結論に聞こえるかも知れないが、米国の白人とは共通の祖先を持つアングロサクソン人種と「人種混交で生まれた劣等人種」メキシコ人に対する人種観の相違である。この点に関して 1980 年代初めに出版された名著の著者と 2008 年に出版された簡にして要を得た良書の著書が完全に同じ結論を出している³⁷⁾。

米国は、建国以来 1840 年代半ばまで、カナダとオレゴンを巡っては英国と、ルイジアナを巡ってはフランスと、フロリダを巡ってはスペインと、テキサス、カリフォルニア、ニュー・メキシコを巡ってはメキシコと領有権を争ってきたが、その解決に戦争という手段を用いた相手は、唯一非ヨーロッパ系のメキシコだけである³⁸⁾。

(2) 人種主義的反帝国主義

対メキシコ戦争とメキシコ領土強奪は、思想的には人種主義が強い動機になっていたことをすでに述べたが、さらに注目に値するのは、戦争と領土強奪に対する反対論も、人種主義が動機になっていたことである。膨張主義者は劣等人種であるメキシコ人を打ち負かすのは容易だ

と考へて膨張主義を推進したのに対し、反対勢力は、メキシコ領土の併合と米国への編入に伴い、アングロサクソン系とは人種、言語、宗教、文化など何もかも異なる混血の劣等人種であるメキシコ人を米国国内に取り込むことに強く反対した。

膨張主義者と対抗していた勢力を代表する人物がヘンリー・クレイで、対メキシコ戦争の頃の有力な次期大統領候補であった。都会的に洗練されていて、ウィットに富み、人気のあった70歳の政治家で、奴隷制度に反対するホイッグ党の創設者にして、保護主義的関税、国立銀行、そして運河・道路建設などの国内開発により経済成長を推進する「アメリカ体制（American System）」の立役者であった。ホイッグ党の多数派と同じく彼は、テキサス併合と対メキシコ戦争に反対していた。しかし、クレイのホイッグ党は、テキサス併合と対メキシコ戦争が人気を博していたいくつかの州を獲得しないと大統領選挙には勝てない状況であった³⁹⁾。

史家グリーンバークによれば、クレイはこのような状況にありながらメキシコの領土併合に反対し、メキシコの領土を併合することにより住民であるメキシコ人まで編入することが人種的に持つ意味に懸念を表明した。「思慮のある人なら、2つの巨大な国が一つの調和的な塊に混じりあい、一つの共通の支配権力によって満足いくように統治されるなんて考えられるだろうか。それらの領土はほぼ同じ広がりを持ち、それぞれの住民はお互いにまったく釣り合いが取れず、人種も言語も宗教も法も非常に異なるのに、である。(中略)あらゆる歴史の警告は(中略)征服国と被征服国の統合の難しさを教えている。」聴衆の人種主義的観念に訴えてクレイは、メキシコ併合で米国の命運は尽きると訴えたのである。対メキシコ戦争を熱烈に支持した米国国民の多くが、獲得しうるメキシコ領土のメキシコ人を米国国民あるいは住民として編入する段になるとしり込みを始めた。メキシコ人編入に反対した多くの人々は、人種主義という動機で、メキシコ人にアメリカ市民権を与えることに乗り気ではなかった。「1848年は、“劣等人種”と思しき人々を合衆国に編入する恐怖が国家の膨張を制限した初めての年であった」。南北戦争後の大統領ユリシーズ・S・グラントが1870年に結ぼうとしたドミニカ共和国併合条約を人種主義的理由で上院が否決した事例を挙げて史家グリーンバークは、「人種主義は19世紀末まで反帝国主義に重大な影響を与え続けることになる」と述べた⁴⁰⁾。

アメリカ人の人種主義は、国家の膨張と侵略に一定の歯止めをかけた。しかし、本論でそれよりも重要な事実、メキシコに侵略を企ててその領土を奪おうとして勢力も、それに反対した勢力も、その動機の少なくとも一部は、メキシコ人に対する人種主義的偏見と敵意だったことである。この事実は、対メキシコ戦争と領土併合の結果として割譲地のメキシコ人に与えられた米国市民権のその後の扱いにも大いに影響した。

2. 被征服民の米国市民権

(1) グアダルーペ・イダルゴ条約

米国が外国籍の住民を米国市民として受け入れて自国に編入したのは1803年のルイジアナ購入時が初めてである。1802年、トーマス・ジェファソン大統領は、強力な敵となり得るフランスが、当時の米国にとっての国際・国内交易の要所となり得るニューオーリンズを支配していることに重大な脅威を感じて、フランスに購入交渉を持ちかけた。折しも、植民地のサン＝ドマング（現在のハイチ共和国）を反乱で失い、サン＝ドマングへの物資供給基地としてのニューオーリンズの存在意義が失われて、フランスのナポレオンは、ヨーロッパ情勢、特に英国との戦争の可能性に目を向けつつあったので、ジェファソンの期待を大きく超えて、ニューオリ

ズを含む仏領ルイジアナ全体を売却することを持ちかけた。米国の領土を2倍にする取引である⁴¹⁾。

ルイジアナ購入条約の第3条は購入地の住民を「できるだけ早く」「編入する」（つまり、アメリカ市民として受け入れる）と定めていた。しかし、ほとんどのアメリカ人はこれが容易ではないと考えていた。受け入れる住民たちは宗教、人種、民族が異なるからである。また、住民たちはフランスの専制統治の下にあった。そこで、米国政府は当分の間、住民たちに専制統治を施すことにした。ルイジアナは米国社会と異なり、人種混交に寛容で、また奴隷制も米国ほど厳格でなく、奴隷が解放される事例も多いことから自由黒人が多かった。白人と黒人の間を厳格に分かつ二元的社会であった米国は、ルイジアナ購入後の数十年間、購入地の多言語・多人種・多民族社会を統治しようとしたが必ずしもうまくはいかず、この統治を通じて多言語・多人種・多民族社会からほとんど学ぶことはなかった⁴²⁾。対メキシコ戦争の結果、メキシコの領土を住民の一部と共に連邦に編入したものの、その住民を統合する知恵を学んではいなかったのである。

対メキシコ戦争は、首都のメキシコ市を防衛していたメキシコ軍が降伏して、講和交渉の段階を迎えた。交渉の地は、首都からタンピコ街道を北へ20数キロ行ったところにあり⁴³⁾、「聖母マリアがメキシコを彼女の庇護のもとに置くことを目的として奇跡の出現を行った場として」、メキシコの人々からは「地上で最も聖なる」地点とされている。メキシコ側の交渉担当者は全員、この瞬間以上にその庇護が必要なことをないと認識していた⁴⁴⁾。

米国側で交渉にあたったニコラス・トリストに対し、国務長官ジェイムズ・ブキャナンは、メキシコ政府がメキシコ市民に対する特別な保護を望む可能性があるとし、その場合には、割譲地の「住民の個人の権利と財産は（中略）米国の憲法と法で十二分に守れることになるけれども」、それに加えてルイジアナ購入条約第3条に手を加えて活用するよう指示していた⁴⁵⁾。その第3条は次のように書かれている。「割譲地の住民は、連邦に編入され、連邦憲法にしたがってできるだけ早く国民として認められるものとし、米国の市民のすべての権利、特典、免除を享受するものとする。その間、彼らの自由と財産と公言する宗教を自由に享受することは維持され保護されるものとする。」⁴⁶⁾

割譲地に在住していたメキシコ人にはグアダルーペ・イダルゴ条約第8条により、次の3つの選択肢が与えられた。(1) 境界線が南へ移動したメキシコへ転住する、(2) 条約によって米国領となった地に居住しているメキシコ人は財産が保全される状態で留まることができるが、条約批准の1年以内にメキシコ市民権の維持を表明することができる。(3) 1年以内にメキシコ市民権維持を表明しないでその地に留まる者は自動的に米国市民権を取得したものとみなす⁴⁷⁾。3つ目のカテゴリーの人々が最初のメキシコ系アメリカ人となった。第9条ではアメリカ市民となった人々の権利を規定したが、おおむねルイジアナ購入条約第3条と同じである。第8条が規定する米国市民権はただ割譲地に留まるだけで、それ以外は何もせず自動的に与えられる市民権なので、法律用語にいう懈怠(default＝なすべきことをしないこと)による市民権付与である。

第二次世界大戦後のチカノ研究の発展に多大な貢献をしたケアリー・マクウィリアムズは、条約によってメキシコ人に選択の余地なく与えられた米国市民権について次のようなメキシコ側の反応を紹介している。当時のメキシコ人たちは「それらの価値あるメキシコ人を羊の群れとして売るなんて許されない」と反発したという。1846年以降長い間、これらのメキシコ系アメリカ市民は「売られた我々の同胞」として認識された。それはたぶん、1943年になっても、

メキシコの学校には昔のスペイン統治領の境界を「一時的に合衆国の手にある領土」として描いた地図が掲げてあったことと同じ感情に基づいていたものであろう⁴⁸⁾。対メキシコ戦争中に起こっていた「メキシコ全領土獲得運動」を阻んだのは結局、領土はなるべく広く奪いたい、編入するメキシコ人の数はできるだけ少なくしたいという人種主義的反帝国主義であった⁴⁹⁾。米国側では編入するメキシコ人をできるだけ減らそうとする人種主義が働いていたさなかに、メキシコ側ではメキシコ人をアメリカ市民として米国に編入することを認めることが「同胞を売る行為」と取られたのである。両国の文化衝突の根深さが現れている。

(2) 条件付きの米国市民権

割譲地に残ったメキシコ人の米国市民権がどのように扱われたかは、重要な問題である。市民権に付随する最重要な権利は、所有している財産、特に土地所有権の保証である。アメリカ市民の諸権利を支える根幹である財産権に関する著者の中で、リーガルヒストリアンのジェームズ・エリーが説く米国社会における財産権の根本的重要性を考えれば、被征服民である最初のメキシコ系アメリカ人たちにとって自分たちの財産が米国政府によっても守られるかどうかは、与えられたばかりのアメリカ市民権の試金石のはずであった。

エリーいわく、「財産を獲得し享受するという広く共有された欲求は、米国社会の最も顕著な特徴の一つである。経済的権利を守る姿勢は、アメリカ革命の最中や 1787 年の憲法制定会議の際には際立っていた。建国期世代は、私有財産の経済的利用と並んで、恣意的な政府から政治的自由を守る安全装置として財産所有の重要性を強調した。このような態度を反映し、合衆国最高裁は、行政府の介入から財産権を擁護してきた。」⁵⁰⁾

グアダループ・イダルゴで合意された条約案は第 10 条で「以前メキシコに所属していたテリトリーにおいて、メキシコ政府によって、あるいは管轄権を持つ行政者によって付与された土地所有権はすべて（中略）、そのテリトリーがメキシコの管轄権内に残ったのと同程度に、妥当なものとして尊重されるものとする」と規定された。しかし、ポーク大統領は条約案を議会に送り批准を勧告する際に、土地所有権の保証を規定した第 11 条の削除も併せて勧告した。その根拠は条約でメキシコが米国による併合を認めたテキサス共和国で、テキサス独立の 1836 年以後にアメリカ人植民者がテキサス共和国政府から与えられた土地所有権の正当性に疑問が出てくることであった。「テキサス領内の公有地はテキサス州に所属するものであり、米国政府にはその土地を処分に関する権限も、所有権供与の条件を変更する権限もない」と、ポークは主張した⁵¹⁾。

その結果は、不公正で無慈悲なものであった。メキシコ政府の行政の不備で土地所有手続きが不完全であった大勢のメキシコ系アメリカ市民たちは、米国の法廷のなすがままであった。1848 年にブキャナン国務長官は米国の司法の能力を手放しで樂觀視していたが、メキシコ系アメリカ市民の土地所有権を次々に否定する判決は、メキシコ人と白人のアメリカ人移民との間に悪感情の遺産を築いた⁵²⁾。

このように、最初のメキシコ系アメリカ市民の法的地位とそれに伴う諸権利の保証は簡単ではなかった。ここで、アメリカ市民の資格を「自由白人」に限定した 1790 年帰化法を想起されたい。1790 年帰化法とグアダループ・イダルゴ条約第 8 条とメキシコ系アメリカ人の法的地位の関係は次の 3 段論法に表せる。

【大前提】：全ての米国市民は「白人」である [1790 年帰化法]

【小前提】：米国のメキシコ人は米国市民である [グアダループ・イダルゴ条約第 8 条]

【結論】：ゆえにメキシコ人は「白人」である。

一方で、アメリカ人の多くは、当時も現在もメキシコ人がスペイン人とメキシコ先住民と黒人の混血で、それも圧倒的に非ヨーロッパ系の混血が多いと考えている。拙稿「米国市民権の境界の設定」で筆者が強調したように、米国最初の帰化法は、アメリカ人とは白人のことであるとアメリカ人を教育し続け、その影響は現在にまで及ぶ。しかも、1790 年帰化法には「白人以外は市民と認めない」というすさまじい排除性がある⁵³⁾。その排除性は人種主義に根差していたのである。

「明白な運命」の思想史を書いたレジナルド・ホースマンによると、ポーク政権で大統領に次ぐ重要な地位である国務長官を務めたジェイムズ・ブキャナンは、ヨーロッパ諸民族の混血であると信じるアングロサクソンと「メキシコ人種」が共に混血の結果生まれた点は同じでも、両者を明確に分けて後者を蔑視しており、彼らのことを「雑種 (mongrel)」という当時の蔑称で呼んでいたという。一方、イングランド人、ドイツ人、スコットランド系アイルランド人 [つまり、カトリック教徒であるアイルランド人とは異なり、プロテスタント教徒 (山倉注)]、ウェールズ人、フランス人、および様々なヨーロッパ系民族などから「純粋なアングロサクソン」が生まれたことを「混血 (mixed blood)」の結果だと考えていた⁵⁴⁾。雑種のメキシコ人が理屈の上では「白人」であるとは言え、彼らが「白人」と同等の地位にあるとは考えられないのである。この問題はその後長くメキシコ系アメリカ人について回ることになる。

最初のメキシコ系アメリカ市民の多くが、市民権に付随する土地所有権を認められなかったものの、市民権そのものを否定するのはそう簡単ではなかった。しかし、それまで完全な「白人」ではないと考えられてきたメキシコ人に条約の規定で与えた市民権の範囲をどう考えるかは複雑なものであった。それは、条約でメキシコが正式に認めたテキサスの独立と、それに伴うテキサスの合衆国への併合に伴うテキサス州憲法制定に典型的に現れた。

(3) 第二級市民

米国にとって現存する最古の条約であるグアダループ・イダルゴ条約の内政と外交への影響を分析する初の研究を行ったデル・カスティージョによると、条約の第 8 条と第 9 条がアメリカ市民となった元メキシコ市民を合衆国に政治的に編入し、またその財産権を保障したと両条項の政治的意味を解説している。しかし、「条約批准後の 60 年間に、市民権と財産権を保障する諸規定は、制定法の解釈や裁判所の判決により、規定通りの執行が厄介なことになっていった。最終的には、米国南西部の生活の現実に対する条約の適用は、条約の精神に違反した」と総括している⁵⁵⁾。その結果、条約の約束事にもかかわらず、メキシコ系アメリカ人は 19 世紀末にはマイノリティーの地位に転落したばかりではなく、その多くはいわゆる二級市民となった。政治的権力を奪われ、気まぐれな司法制度にさらされ、個人所有や共同体所有の土地からは締め出され、彼らは真の意味で「生まれた土地で外国人になった」とデイヴィッド・ウィーバーは総括した⁵⁶⁾。

もちろん、メキシコ系アメリカ人、特に割譲前からいわゆるメキシコ人エリート層を形成していた人々は、条約の趣旨を活用して自分たちの権益や特権的地位を守ろうとした。その努力や狙いがよく分かるのが、1949 年に行われたカリフォルニア州憲法制定の時の議論である。カ

リフォルニア憲法制定会議の代議員 48 名中、メキシコ人は 8 名で、そのうちカリフォルニア生まれは 5 名であった。そのうちのひとり、マニュエル・ドミンゲスはメスティーツ、つまり、メキシコ先住民とメキシコ人の混血であった。メキシコ系カリフォルニア市民代議員は通常は民族ごとの集団投票（block voting）をしないのであるが、白人だけに限ることが検討されていた選挙権問題では民族で結束し、選挙権の限定はグアダループ・イダルゴ条約の規定に違反すると主張し、一部のメキシコ先住民の選挙権を認めさせた。また、カリフォルニアのすべての法をスペイン語で印刷することを憲法に盛り込んだのも彼らの成果であった。ただし、メキシコ系カリフォルニア市民が起草にかかわったのはカリフォルニア憲法だけで、それ以降の彼らの影響力は微々たるものとなった⁵⁷⁾。

メキシコ系カリフォルニア市民代議員の行動で気になるのは、彼らがメキシコ系カリフォルニア市民の利益を代表したというよりは、彼らのエリートとしての権益を守る行動を取ったことである。これら代議員は、ロドルフォ・アキューニャによれば、他の植民地状況に置かれた現地住民エリート層のように、彼らに残されたわずかの権力を災いから救い出すために植民者と手を組もうと試みたという。新たな支配秩序の中で威信のある地位につける可能性と社会的地位の低い階層のメキシコ人とは自分たちは異なると信じたい欲望が、彼らを本来の民族的支持基盤から引き離した。8 人のメキシコ系カリフォルニア人代議員のうち、自由黒人のカリフォルニア移住を認めることに賛成したのはホセ・カリリョただ一人であったが、それとて、その方がカリフォルニアの州昇格が早まるという便宜的理由による行動に過ぎなかった⁵⁸⁾。自分たちの民族集団の利益より、所属すると考える階級利益を優先するのは、被支配民族集団のエリート層に共通する行動のようである。

カリフォルニア憲法制定会議ではまた当然のことながら、土着のメキシコ人とインディアンの人種的地位が重大な問題となり、激しい議論が戦わされた。最終的には、メキシコ人は社会的に「白人」と規定されてカリフォルニア州市民権が与えられた。一方で、インディアンは、他の地域のインディアンと同じく「非白人」と規定され市民権の資格がないとされた⁵⁹⁾。この時点でのカリフォルニア州市民権の有無は当事者たちのにとっては、重大な問題であった。南北戦争後に憲法第 14 修正が成立する 1868 年、およびその法制措置としての 1870 年帰化法成立の以前は、連邦で統一された市民権が確立しておらず、市民権を与えるのは個々の州政府であったために、州の市民権こそが権利の源として重要だったのである⁶⁰⁾。

憲法制定会議の議事録には、「白人」の意味に関してカリフォーニョス（メキシコ系カリフォルニア州民）の代議員が展開した興味深い議論が採録されている。1849 年 9 月 12 日、モンテレーの C・T・ボッツ代議員が、カリフォルニア州の選挙権を与える対象として「メキシコの男性市民」という案が出ていたことに対し、「男性市民」の語の前に「白人の」という語を挿入するよう提案し、白人市民だけが選挙権を持つべきであり、この点に関しては誰も異論がないだろうと述べた時だった。サンタ・バーバラのノリエゴ代議員は、白人という語の真の意味について「まず初めに、完全に理解すべきことがある」として次の様に述べた。曰く、

カリフォルニアの多くの市民が（グアダループ・イダルゴ条約第 8 条により、その市民の中に多くのメキシコ人が含まれていることに注意 [山倉注])、自然から非常に黒い肌をもっている。しかしながら、それらの黒い肌の人々の中に、これまで（メキシコの法によってメキシコ人が選挙権を行使してきた条約締結前の状況を指すものと思われる [山倉注]) 選挙権の行使を許されてきた人々がおり、またそればかりでなく、最高位の官職に

就くことを許されてきた人々もいる。たまたま自然が彼らを白い肌にしてこなかったという理由だけで彼らから市民の特権を奪うなら、非常に不公正なことになろう。しかし、もし、「白人」という言葉がアフリカ人種の除外を意図するのであれば、それは正しいし、満足である⁶¹⁾。

同胞の運命に対するまっとうな懸念と、「人種」や「白人」の意味についての冷静で妥当な理解と、同胞を救うために別の被抑圧集団を犠牲にする偏見が入り混じった論評である。

これに対し、ボッツ代議員は次のように応じているが、その発言にはアングロ系アメリカ人の人種観がよく現れている。

肌の色が劣等人種を指示している点を除きさえすれば、肌の色という言葉には異は唱えない。アフリカ人種とインディアン人種を「選挙権から」排除するのであれば、どんな言葉を使っても一向にかまわない。白人という言葉が使われて、理解されるのは、まさにこの意味においてである。ただ一つの狙いは、これらの不愉快な—肌の色そのものが不愉快なのではなく、その肌の色が意味するものが不愉快なのである—人種を排除することである⁶²⁾。

白人の優位性を前提とするボッツ代議員の意見にノリエゴ代議員が喜んで賛同したとは考えにくい。ボッツ代議員にここまで理屈抜きに不愉快な存在として扱われる集団と自分や自分の同胞が同じであると受け入れる勇気をノリエゴ代議員が持つのは極めて難しいことであつたろう。

カリフォルニアにおける白人至上主義の確立を論じた著書でアルガマーは、併合後のカリフォルニアの白人が、メキシコ人をその階級によって区別して洗練された上流階級のメキシコ人を不本意ながら「白人」として扱い、色の黒いメスティーソを「野蛮な」インディアンと実質的な違いのない「非白人」として扱ったと説明する。条約によって与えられた市民権に伴う権利は、メキシコ人エリート層に選挙権、公職に就く権利、裁判所での証言の権利、土地所有権などの様々な権利を与えた。これらの権利は、メキシコ人、特にエリート層にしばらくの間は、ヨーロッパ系白人に対抗する力を与えたけれども、この特異な歴史的状況は、メキシコ人エリート層が没落し、20世紀に入ってから大勢のメキシコ人移民がカリフォルニアに入ってくるようになると再調整されたという。こうしてカリフォルニアでは、人種が、諸集団間の関係を調整する主要な原則となっていた。カリフォルニアの人種民族諸集団間関係の歴史を通観して現れる特徴は、「あらゆる階級のヨーロッパ系アメリカ人が、人種的特権を創造して拡大する試みである。つまるところ、カリフォルニアは、白人の男らしさの保護区と見なされた」のであり、それは、カリフォルニアの最初の新聞『カリフォーニアン』が1848年に「我々はカリフォルニアでは白人以外の人口は望まない」と公言したことによく現れているとアルガマーは主張する⁶³⁾。

米国の対メキシコ戦争の原因を作り出したのは、開戦の10年前にメキシコからの独立を果たしたテキサスを争点とした両国間の紛争であったが、そのテキサスに残ったメキシコ人エリート層の立場もカリフォルニアのそれと類似している。第二次世界大戦後のチカノ研究の開始と発達に多大な影響を与えたケアリー・マクウィリアムズは、テキサス共和国のメキシコ人エリート層（マクウィリアムズは彼らを「テハノス（Tejanos）」と呼ぶ）が、テキサスのアメリカ

人とメキシコ人移民の両方から食べ物にされたと説明する。アメリカ人は常にテハノスの土地を取り上げようと狙っていたし、貧しいメキシコ人移民は彼らから少しでも援助を引き出そうとした⁶⁴⁾。典型的な植民地の状況を反映している。

おわりに

米国の市民権法を巡る政治闘争を建国期から 20 世紀初めまで辿る大著の中で政治学者ロジャーズ・スミスは、アメリカ市民権の性格を「アメリカ市民権とは知性でとらえきれないほど常に謎めいていて、法的に頭が混乱するほど複雑で、しかも政治的な緊張と論争に満ちた地位なのである」と表現した⁶⁵⁾。メキシコ系アメリカ人の米国市民権の複雑な運命は、その一例に過ぎない。

市民権の問題はまた、1790 年帰化法が市民権前提要件を白人であること規定したために、人種とは不可分の問題となった。メキシコ系アメリカ人の市民権が不確かであることは、彼らの人種が不確かであるという結果をもたらす。それは、米国のセンサス（人口調査）におけるメキシコ人の人種・民族分類が不確かであることに反映されている。たとえば、1930 年のセンサスは、第 1 回センサスが行われた 1790 年以来初めて、「メキシカン」という分類を設け、メキシコ人を明確に「人種」と規定した。それに関連する調査員に対する指示は、次のようになっていた⁶⁶⁾

メキシコ人労働者はそのほとんどが、分類が難しい人種的混血である。（中略）他の集団と合わせた数値ではなく、この人種集団だけの人口数値を得るためにメキシコで生まれたすべての個人、あるいはメキシコで生まれた親を持つ者でまちがいなく白人でも、ニグロでも、中国人でも、日本人でもない者はすべて「メキシコ人」と報告すること。

しかし、メキシコ系アメリカ人の市民権と人種が不確かであることは、米国における市民権の意味、すなわち、アメリカ人の境界を考察するうえで極めて重要な課題を提供する。歴史的にスペイン人とメキシコ先住民、そして時には黒人との混血と考えられてきたメキシコ人、および北米先住民の存在は、米国の人種問題を白人・黒人関係の二元論で考察する傾向に重大な修正を求めている。

対メキシコ戦争を終わらせ、その後の統治を確実にするために、ポーク政権は被征服民の中で割譲された土地に残り、メキシコ市民権を維持することを表明しない人々に米国市民権を与える条約の内容を認めた。その中にはスペイン人の血統を誇りにする旧支配階級のメキシコ人エリート層、被支配階級であったメキシコ人、そしてインディアンがおり、グアダループ・イダルゴ条約の定めるところにより彼らはすべてアメリカ市民となった。しかし、これら三者に対する白人たちの対応は異なっていた。メキシコ人エリート層には白人としての諸権利が与えられたが、彼らの経済的没落とメキシコからの貧しい移民流入がもたらす社会の軋轢の中で、彼らの市民としての権利は次第に意味を失っていった。他の二者の米国市民権は当然のこととして無視されるようになった。こうしたメキシコ人の政治的地位を「法的には白人、社会的・文化的には非白人」と表現する研究者もいる⁶⁷⁾。こうしてメキシコ系アメリカ人は二級市民となっていった。

すでに触れた 1870 年帰化・国籍法で市民権獲得資格をアフリカ生まれの人々とその子孫にま

で広げる議論を米国議会で行った際には、奴隷制廃止運動で急進派と呼ばれてその「過激な」主張が警戒されたマサチューセッツ州選出の上院議員チャールズ・サムナーが、市民権獲得要件としての「白人」という言葉自体を削除することを提案したことがあった。もしサムナー提案が採用されていれば、当時すでにカリフォルニアへ移民し、白人の恐怖心と反感を買っていた中国人がアメリカ市民となる道をその時点で開いていたことになる⁶⁸⁾。このことから、米国の人種問題と市民権問題は人種・民族諸集団の集団間関係の考察を要することが明らかである。

「アフリカ生まれの人々とその子孫」を市民に加えることは、米国国民の間に激しい議論と抵抗を呼んだ。その結果は革命的と評価できるほどの変化を米国社会にもたらしたが、その重要なテーマは別の論考で扱う予定である。

【注】

1) アメリカ法に言う *naturalization* のことで、「それまでは外国人であった者が出生後に国籍を取得し、国民としての権利を取得すること。個人の申請に基づく個別的帰化と、条約、法律で発効する集団的帰化とがある。帰化の効果は、出生により国籍を取得したこの国の国民が有する権利と義務を獲得することにある。」田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、577頁。

2) Act of March 26, 1790, 1 Stat. 103 (1790). 詳細は次の拙稿。「米国市民権の境界の設定—1790年帰化法の長い影—」『アメリカス研究』、第21号、2016年11月25日、29～48頁。

3) An Act to Amend the Naturalization Laws and to punish Crimes against the Same (July 14, 1870), *U.S. Statutes at Large* 16 (1871): 254-256.

4) *United States v. Wong Kim Ark*, 169 U.S. 649 (1898); Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (Princeton: Princeton University Press, 2004), 276n9.

5) Immigration and Nationality Act of 1952, 66 Stat. 169, a.k.a. the Hart-Celler Act, or “An Act to amend the Immigration and Nationality Act, and for other purposes,” Title III, Chapter 2, Section 311.

6) Ian F. Haney López, *White by Law: The Legal Construction of Race* (New York: New York University Press, 1996), 49. 帰化資格の根拠がこのように黒人であることよりも白人であることに極端に偏っている理由の一つとしてロペスは、黒人の地位に対する汚名と黒人に対する過酷な差別を、具体的な根拠は示さずに、ほとんど自明の理として挙げているが、反論する研究者はほとんどいないと思われる。López, 52.

7) “Appendix A: The Racial Prerequisite Cases,” Ian F. Haney López, *White by Law: The Legal Construction of Race* (New York: New York University Press, 1996), 203-208.

8) Tomás Almaguer, *Racial Fault Lines: The Historical Origins of White Supremacy in California* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994), 1-2.

9) Tomás Almaguer, *Racial Fault Lines: The Historical Origins of White Supremacy in California* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994), 2.

10) Neil Foley, *The White Scourge: Mexicans, Blacks, and Poor Whites in Texas Cotton Culture* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1997), 4-6.

11) Matthew Frye Jacobson, *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1998), 95-96.

12) Matthew Frye Jacobson, *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1998), 258.

13) Natalia Molina, *How Race Is Made in America: Immigration, Citizenship, and the Historical Power of Racial Scripts* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2014), 2-3.

18 世紀、19 世紀に移民してきたアイルランド人は移民当初は「白人」とは見なされていなかった。彼らが 20 世紀初期に「白人」になっていく過程については、Noel Ignatiev, *How the Irish Became White* (New York: Routledge, 1995).

14) Natalia Molina, *How Race Is Made in America: Immigration, Citizenship, and the Historical Power of Racial Scripts* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2014), 6-7.

15) 日系アメリカ人研究でよく知られた代表的研究例は以下の通り。Ichioka, p. 3; tenBroek, et al., p. 11-32; Daniels, p. 16; 若槻, 11 頁; Chuman, pp. ix, 3-4; Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, p. 29.

16) この戦争は様々な名称で呼ばれて来たが、チカノ研究とボーダーランド研究のエルネスト・チャベスは、従来から使用されてきた「メキシコ戦争 (Mexican War)」や「メキシコ・アメリカ戦争 (Mexican-American War)」(日本で使われる「米墨戦争」もこれと同じ) は使わないという。第一に、従来使用されてきたこれらの呼称は、一つの国の他の国に対する敵対行為、または、国家同士ではなく二つの国民間の衝突というよりはむしろ、両国の衝突に焦点を当てており、第二に、「メキシコ戦争」という呼称ではメキシコが侵略者であるかのように聞こえかねないからだと言う。最後に、従来の呼称に含まれる「メキシカン (Mexican)」が戦争以後はメキシコ人の蔑称として人種化された意味を帯びるようになったことから、「メキシカン」の語を避けられる「米国の対メキシコ戦争 (the U.S. War with Mexico)」を使う意義もあるとしている。Ernesto Chávez, *The U.S. War with Mexico: A Brief History with Documents* (Boston: Bedford/St. Martins, 2008), ix. 筆者はこの感受性への共感から、この戦争の呼称として可能な限り「メキシカン」という言葉を避け、また米国による侵略戦争の側面が伝わるように、文脈上無理のない範囲で「(米国の) 対メキシコ戦争」という呼称を使うことにする。

17) Mexican History Org.: <http://mexicanhistory.org/MexicanAmericanWarTimeline.htm>; Access: Feb. 19, 2018; 牛島万『米墨戦争前後のアラモ砦事件とテキサス分離独立—アメリカ膨張主義の序幕とメキシコ—』、明石書店、2017 年、24 頁。

18) メキシコ領土の征服と獲得を鼓舞していたイデオロギーは、土地を耕して有益に使用することを説く神の教えに反して土地の有効活用をしていない有色人種には土地所有の資格はなく、アングロサクソン系アメリカ人こそがその所有者たる資格があり、アメリカの文明を大陸全体に広めるのは神に与えられた白人の使命であるという「明白な運命 (Manifest Destiny)」であった。「明白な運命」については実に多くの研究があるが、メキシコ人、およびメキシコ系アメリカ人との関連を詳しく論じる代表的な研究は以下の通り。Gómez (2017); Molina (2014); Greenberg (2012); Chávez (2008); Hietala, (1985); Horsman (1981); Acuña (1981).

19) 戦争は米国にとって初めての外国の領土で戦った戦争であり、外国の首都を占領した初めての戦争であり、また、第二次独立戦争と呼ばれた 1812 年戦争以来初の軍事衝突であった。Laura E. Gómez, *Manifest Destinies: The Making of the Mexican American Race* (New York: New York University Press, 2017), 19.

20) David J. Weber, ed. *Foreigners in Their Native Land: Historical Roots of the Mexican Americans*, 30th ed. (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1973; 2003), 88.

21) Rodolfo Acuña, *Occupied America: A History of Chicanos*, 2nd ed. (New York: Harper & Row, 1981), 11.

22) Rodolfo Acuña, *Occupied America: A History of Chicanos*, 2nd ed. (New York: Harper & Row, 1981), 11.

23) James M. McPherson, “America’s ‘Wicked War’,” *The New York Review of Books*, February 7, 2013.

24) Amy S. Greenberg, *A Wicked War: Polk, Clay. And the 1846 U.S. Invasion of Mexico* (New York: Vantage Books, 2012), 74.

25) Amy S. Greenberg, *A Wicked War: Polk, Clay. And the 1846 U.S. Invasion of Mexico* (New York: Vantage Books, 2012), 95-96.

26) Amy S. Greenberg, *A Wicked War: Polk, Clay. And the 1846 U.S. Invasion of Mexico* (New York: Vantage Books, 2012), 75-76.

- 27) ポーク大統領日記、1846 年 5 月 9 日。Allen Nevins, ed. *Polk: The Diary of a President, 1845-1849: Covering the Mexican War, the Acquisition of Oregon, and the Conquest of California and the Southwest* (London and New York: Longmans, Green and Co., 1952), 81-84.
- 28) Thomas R. Hietala, *Manifest Design: Anxious Aggrandizement in Late Jacksonian America* (Ithaca and London: Cornell University Press, 1985), 264.
- 29) *Congressional Globe*, Senate, 29th Congress, 1st Sess., 786, May 11, 1846.
- 30) *Congressional Globe*, House, 30th Congress, 1st Sess., 64, December 22, 1846.
- 31) 大統領声明に含まれた宣戦布告に対し、野党であるホイッグ党は反対投票をしたものの、すでにメキシコで戦っているアメリカ軍のための戦費の予算案には賛成せざるを得なかった。第二次独立戦争と言われた 1812 年の対英戦争に反対したフェデラリスト党が戦争そのものに反対し、その後政党が消滅したことを考えれば、ポーク大統領の開戦の口実は非難できても、戦争自体に反対はできなかったのである。James M. McPherson, *Battle Cry of Freedom: The Civil War Era* (Oxford and New York: Oxford University Press, 1988), 47.
- 32) Thomas R. Hietala, *Manifest Design: Anxious Aggrandizement in Late Jacksonian America* (Ithaca and London: Cornell University Press, 1985), 253, 261.
- 33) Amy S. Greenberg, *A Wicked War: Polk, Clay. And the 1846 U.S. Invasion of Mexico* (New York: Vantage Books, 2012), 95.
- 34) James M. McPherson, *Battle Cry of Freedom: The Civil War Era* (Oxford and New York: Oxford University Press, 1988), 47.
- 35) Thomas R. Hietala, *Manifest Design: Anxious Aggrandizement in Late Jacksonian America* (Ithaca and London: Cornell University Press, 1985), 265.
- 36) Joshua Bell, Appendix to *Congressional Glove*, 29th Cong., 2nd sess., January 19, 1847, 249. そもそも、ポークを大統領候補に指名した時の民主党の綱領は、「オレゴン領全体に対しての我々の領有権は明瞭で疑いの余地がなく、わずかな部分も英国、その他の国には割譲されるべきではない」と述べていたのである。Daniel Walker Howe, *What Hath God Wrought: The Transformation of America, 1815-1848* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2007), 683.
- 37) Reginald Horsman, *Race and Manifest Destiny: The Origins of American Racial Anglo-Saxonism* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1981), 224-25; Ernesto Chávez, *The U.S. War with Mexico: A Brief History with Documents* (Boston: Bedford/St. Martins, 2008), 15.
- 38) 1842 年に英国との間に結ばれたウェブスター・アッシュバーン条約 (Webster-Ashburn Treaty of 1842) は、英領カナダと米国メイン州、および、英領カナダと米国ミネソタ州との境界を両国の外交と妥協で確定し、英領カナダとの国境問題を解決した。Daniel Walker Howe, *What Hath God Wrought: The Transformation of America, 1815-1848* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2007), 674-677. ほぼ同じころ、メキシコ領テキサスのメキシコからの独立とアメリカへの併合を巡るメキシコとの紛争が戦争に発展したのとはその対照性が際立っている。
- 39) James M. McPherson, *Battle Cry of Freedom: The Civil War Era* (Oxford and New York: Oxford University Press, 1988), 59.
- 40) Amy S. Greenberg, *A Wicked War: Polk, Clay. And the 1846 U.S. Invasion of Mexico* (New York: Vantage Books, 2012), 233, 263.
- 41) Gordon S. Wood, *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815*. (Oxford and New York: Oxford University Press, 2009), 368-369.
- 42) Gordon S. Wood, *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815*. (Oxford and New York: Oxford University Press, 2009), 372-374.
- 43) Amy S. Greenberg, *A Wicked War: Polk, Clay. And the 1846 U.S. Invasion of Mexico* (New York: Vantage Books, 2012), 201 の「メキシコ市へのスコット隊進軍」という地図の情報。
- 44) Amy S. Greenberg, *A Wicked War: Polk, Clay. And the 1846 U.S. Invasion of Mexico* (New York: Vantage Books, 2012), 259.
- 45) Richard Griswold del Castillo, *The Treaty of Guadalupe Hidalgo: A Legacy of Conflict* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1990), 24.

- 46) Article 3, “The Louisiana Treaty: Treaty between the United States of American and the French Republic,” the 30th of April 1803, National Archives and Records Administration: https://www.archives.gov/exhibits/american_originals/louistxt.html; Access: Feb. 20, 2018.
- 47) “Treaty of Peace, Friendship, Limits, and Settlement between the United States of America and the United Mexican States Concluded at Guadalupe Hidalgo, February 2, 1848, ” July 4, 1848,” National Archives, DOCS Teach, Exchange Copy of the Treaty of Guadalupe Hidalgo, Feb. 2, 1848, National Archives, DOCS Teach, <https://www.docsteach.org/documents/document/treaty-guadalupe-hidalgo>; Access: August 27, 2018.
- 49) Carey McWilliams, *North from Mexico: The Spanish-Speaking Peoples of the United States*, 3rd ed. (Santa Barbara, CA: Prager, 1948; 20167), 75. 同書は、1948 年に初版が出ているが、1975 年に著作権が更新され、1990 年の第 2 版と 2016 年の第 3 版でそれぞれ数章ずつが改訂にあたった研究者によって新たに付け加えられている。同書の学術上の価値と息の長さが表れている。
- 49) David J. Weber, ed. *Foreigners in Their Native Land: Historical Roots of the Mexican Americans*, 30th ed. (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1973; 2003), 100.
- 50) James W. Ely, Jr. *The Guardian of Every Other Right: A Constitutional History of Property Rights*, 3rd ed. (New York: Oxford University Press, 2008), xi.
- 51) Richard Griswold del Castillo, *The Treaty of Guadalupe Hidalgo: A Legacy of Conflict* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1990), 44, 47.
- 52) Richard Griswold del Castillo, *The Treaty of Guadalupe Hidalgo: A Legacy of Conflict* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1990), 49.
- 53) 山倉明弘「米国市民権の境界の設定—1790 年帰化法の長い影—」『アメリカス研究』、第 21 号、2016 年 11 月、40～42 頁。
- 54) Reginal Horsman, *Race and Manifest Destiny: The Origins of American Racial Anglo-Saxonism* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1981), 251.
- 55) Richard Griswold del Castillo, *The Treaty of Guadalupe Hidalgo: A Legacy of Conflict* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1990), xii, 62-63.
- 56) David J. Weber, ed. *Foreigners in Their Native Land: Historical Roots of the Mexican Americans*, 30th ed. (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1973; 2003), 160.
- 57) Robert F. Heizer and Alan F. Almquist, *The Other Californians: Prejudice and Discrimination under Spain, Mexico, and the United States to 1920* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1971), 149.
- 58) Rodolfo Acuña, *Occupied America: A History of Chicanos*, 2nd ed. (New York: Harper & Row, 1981), 98.
- 59) Tomás Almaguer, *Racial Fault Lines: The Historical Origins of White Supremacy in California* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994), 9.
- 60) Laura F. Edwards, *A Legal History of the Civil War and Reconstruction: A Nation of Rights* (New York: Cambridge University Press, 2015), 105.
- 61) J. Ross Brown, ed. *Report of the Debates in the Convention of California, on the Formation of the State Constitution, in September and October, 1849* (Washington, D.C.: John T. Towers, 1850; London: Forgotten Books, &c Ltd., 2017), 63.
- 62) J. Ross Brown, ed. *Report of the Debates in the Convention of California, on the Formation of the State Constitution, in September and October, 1849* (Washington, D.C.: John T. Towers, 1850; London: Forgotten Books, &c Ltd., 2017), 63.
- 63) Tomás Almaguer, *Racial Fault Lines: The Historical Origins of White Supremacy in California* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994), 54-55, 73-74, 76, 210.
- 64) Carey McWilliams, *North from Mexico: The Spanish-Speaking Peoples of the United States*, 3rd ed. (Santa Barbara, CA: Prager, 1948; 20167), 74.
- 65) Rogers M. Smith, *Civic Ideals: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History* (New haven: Yale University Press, 1997), 14.
- 66) Mellisa Nobles, *Shades of Citizenship: Race and the Census in Modern Politics* (Stanford, CA: Stanford University Press, 20007), 72.

67) Natalia Molina, *How Race Is Made in America: Immigration, Citizenship, and the Historical Power of Racial Scripts* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2014), 2, 24; Laura E. Gómez, *Manifest Destinies: The Making of the Mexican American Race* (New York: New York University Press, 2017), 149-150.

68) Rogers M. Smith, *Civic Ideals: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History* (New haven: Yale University Press, 1997), 310; Ian F. Haney López, *White by Law: The Legal Construction of Race* (New York: New York University Press, 1996), 44-45; Chalmers J. McClain, *In Search of Equality: The Chinese Struggle against Discrimination in Nineteenth-Century America* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994), 40, 72; Aristide R. Zolberg, *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2006), 181-182; Roger Daniels, *Guarding the Golden Door: American Immigration Policy and Immigrants since 1882* (New York: Hill and Wang, 2004), 14-15.

【引用文献】

Acuña, Rodolfo. *Occupied America: A History of Chicanos*. 2nd Ed. New York: Harper & Row, 1981.

Almaguer, Tomás. *Racial Fault Lines: The Historical Origins of White Supremacy in California*.

Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994.

Brown, J. Ross. Ed. *Report of the Debates in the Convention of California, on the Formation of the State Constitution, in September and October, 1849*. Washington, D.C.: John T. Towers, 1850; London: Forgotten Books, &c Ltd., 2017.

Chávez, Ernesto. *The U.S. War with Mexico: A Brief History with Documents*. Boston: Bedford/St. Martins, 2008.

Chuman, Frank E. *The Bamboo People: The Law and Japanese-Americans*. Chicago: Japanese American Research Project; Japanese American Citizens League, 1981.

Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians. *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*. Washington, D.C.: GPO, 1982; Seattle: University of Washington Press, 1997.

Congressional Globe, Debates and Proceedings, 1833-1873, Library of Congress: <https://memory.loc.gov/ammem/amlaw/lwgcglink.html>; Access: August 31, 2018.

Daniels, Roger. *Guarding the Golden Door: American Immigration Policy and Immigrants since 1882*. New York: Hill and Wang, 2004.

Daniels, Roger. *The Politics of Prejudice*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1962.

Del Castillo, Richard Griswold. *The Treaty of Guadalupe Hidalgo: A Legacy of Conflict* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1990).

Edwards, Laura F. *A Legal History of the Civil War and Reconstruction: A Nation of Rights*. New York: Cambridge University Press, 2015.

Ely, James W., Jr. *The Guardian of Every Other Right: A Constitutional History of Property Rights*. 3rd ed. New York: Oxford University Press, 2008.

Foley, Neil. *The White Scourge: Mexicans, Blacks, and Poor Whites in Texas Cotton Culture*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1997.

Greenberg, Amy S. *A Wicked War: Polk, Clay, And the 1846 U.S. Invasion of Mexico*. New York: Vantage Books, 2012.

- Greenberg, Amy S. *Manifest Destiny and American Territorial Expansion: A Brief History with Documents*. Boston and New York: Bedford/St. Martin's, 2012.
- Gómez, Laura E. *Manifest Destinies: The Making of the Mexican American Race*. New York: New York University Press, 2017.
- Heizer, Robert F. and Alan F. Almquist. *The Other Californians: Prejudice and Discrimination under Spain, Mexico, and the United States to 1920*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1971.
- Hietala, Thomas R. *Manifest Design: Anxious Aggrandizement in Late Jacksonian America*. Ithaca and London: Cornell University Press, 1985.
- Horsman, Reginal. *Race and Manifest Destiny: The Origins of American Racial Anglo-Saxonism*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1981.
- Howe, Daniel Walker. *What Hath God Wrought: The Transformation of America, 1815-1848*. Oxford and New York: Oxford University Press, 2007.
- Ichioaka, Yuji. "JERS Revisited: Introduction." In *Views from Within: The Japanese American Evacuation and Resettlement Study*, edited by Yuji Ichioaka. Los Angeles: Asian American Studies Center, UCLA, 1989.
- Ignatiev, Noel. *How the Irish Became White*. New York: Routledge, 1995.
- Jacobson, Matthew Frye. *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1998.
- López, Ian F. Haney. *White by Law: The Legal Construction of Race*. New York: New York University Press, 1996.
- "The Louisiana Treaty: Treaty between the United States of American and the French Republic," the 30th of April 1803, National Archives and Records Administration: https://www.archives.gov/exhibits/american_originals/louistxt.html; Access: Feb. 20, 2018.
- McClain, Chales J. *In Search of Equality: The Chinese Struggle against Discrimination in Nineteenth-Century America*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994.
- McPherson, James M. *Battle Cry of Freedom: The Civil War Era*. Oxford and New York: Oxford University Press, 1988.
- McWilliams, Carey. *North from Mexico: The Spanish-Speaking Peoples of the United States*. 3rd ed. Santa Barbara, CA: Prager, 1948; 2016.
- Mexican History Org.: <http://mexicanhistory.org/MexicanAmericanWarTimeline.htm>; Access: Feb. 19, 2018.
- Molina, Natalia. *How Race Is Made in America: Immigration, Citizenship, and the Historical Power of Racial Scripts*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2014.
- Nevins, Allen. Ed. *Polk: The Diary of a President, 1845-1849: Covering the Mexican War, the Acquisition of Oregon, and the Conquest of California and the Southwest*. London and New York: Longmans, Green and Co., 1952.
- Ngai, Mae M. *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America*. Princeton: Princeton University Press, 2004.
- Nobles, Mellisa. *Shades of Citizenship: Race and the Census in Modern Politics*. Stanford, CA: Stanford University Press, 2000.

- Smith, Rogers M. *Civic Ideals: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History*. New haven: Yale University Press, 1997.
- tenBroek, Jacobus, Edward N. Barnhart, and Floyd W. Matson. *Prejudice, War and the Constitution: Causes and Consequences of the Evacuation of the Japanese Americans in World War II*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1970.
- “Treaty of Peace, Friendship, Limits, and Settlement between the United States of America and the United Mexican States Concluded at Guadalupe Hidalgo, February 2, 1848,” July 4, 1848,” National Archives, DOCS Teach, Exchange Copy of the Treaty of Guadalupe Hidalgo, Feb. 2, 1848, National Archives, DOCS Teach: <https://www.docsteach.org/documents/document/treaty-guadalupe-hidalgo>; Access: August 27, 2018.
- Weber, David J., ed. *Foreigners in Their Native Land: Historical Roots of the Mexican Americans*. 30th ed. Albuquerque: University of New Mexico Press, 1973; 2003.
- Wood, Gordon S. *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815*. Oxford and New York: Oxford University Press, 2009.
- Zolberg, Aristide R. *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2006.
- 牛島万『米墨戦争前後のアラモ砦事件とテキサス分離独立—アメリカ膨張主義の序幕とメキシコ—』、明石書店、2017年
- 田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会、1991年
- 山倉明弘「米国市民権の境界の設定—1790年帰化法の長い影—」『アメリカス研究』、第21号、2016年11月25日、29～48頁
- 若槻泰雄『排日の歴史—アメリカにおける日本人移民—』中公新書、1972年

W・E・B・デュボイス『黒人の魂—エッセイとスケッチ』(1903年)

——その現代的意義を求めて（序想から第6章）——

古川哲史(大谷大学)

わたしの叫びを聞け、おお、神なる読者よ、どうか、このわたしの書物が、世界の荒野に死産することのないようにしてくださらんことを。優しい人よ、この書物のもろもろのページから、すばらしい収穫を刈りとる、思想の活力と思慮ぶかい行為が湧き出るように。……そうして、あなたの力で時をたがえず、無限の理性がもつれを正常にし、今あなたのつけたもろいページを折り曲げたしるしが、じっさい、それっきりこうなってしまうないように

(W・E・B・デュボイス『黒人の魂』、1903年)¹⁾

はじめに

本稿は、19世紀末から20世紀半ばにかけて世界の黒人解放運動、パン・アフリカ運動に多大な影響を与えたアメリカ黒人（アフリカ系アメリカ人）ウィリアム・エドワード・バーガー・ト・デュボイス（William Edward Burghardt Du Bois: 1868-1963）の多彩な業績の中から、代表作と言われる『黒人の魂——エッセイとスケッチ』(*The Souls of Black Folk: Essays and Sketches*, Chicago: A. C. McClurg, 1903)に焦点を当て、現代的視座からその書の意義を論じるものである。その内容には、現在の視点からみれば時代的制約が感じられ、人種や階級に比べてジェンダー的視点の不足感なども否めないが、何より「グローバル」や「グローバリゼーション」の看板を掲げた現在の諸課題を考察する際の、有益な要素に充ち溢れた書物でもある²⁾。

W・E・B・デュボイスは、1868年、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州グレートバリントンに生まれた。南北戦争(1861-1865)終結後、憲法修正第13条により奴隷制は廃止されたが、南部を中心にまだ人種差別が根強く残っていた時期である。（日本では明治維新の年である。）父アルフレッド・デュボイス（Alfred Du Bois: c.1832-1887）はフランスのユグノー教徒の白人とアフリカ系の黒人の血を引いており、母メアリー・バーカート（Mary Burghardt: c. 1831-1885）はオランダ系の白人とアフリカ系の黒人の血を引いていた。その二人の間にできた唯一の子どもであるW・E・B・デュボイスは、幼少時から聡明で、貧しい家庭ながらも地元のグレートバリントン高校に進学し、優秀な成績を収めた。同校では初めて卒業証書を手にした黒人生徒となった。デュボイスは高校を卒業した後は、教会関連の奨学金を得て、南部テネシー州ナッシュビルにある、黒人たちに高等教育を与えるため設立された「黒人大学」のフィスク大学で学んでいる。そこで初めて南部での白人による日常的かつ深刻な人種差別に直面した。

フィスク大学を卒業した後は、成績優秀ゆえに、かねてより願っていたハーバード大学に編入する。その後はハーバード大学の大学院に進み、歴史学を専攻し、ドイツへ2年間留学する

機会も与えられた。帰国後は、オハイオ州にある「黒人大学」のウィルバーフォース大学に「古典語」の担当教員として採用され、ラテン語やギリシア語を教えている。同大学からの依頼を引き受けた後、当時の著名な黒人指導者ブッカー・T・ワシントン（Booker T. Washington: 1856-1915）が学長を務めるタスキギ大学からも誘いがあったが、前者への信義もあってかタスキギの方は断っている。デュボイスとワシントンが、黒人解放運動の方針をめぐって激しく対立する以前のことであった。

1895年、デュボイスはアメリカ黒人として初めてハーバード大学から博士号を取得した。その博士論文はアメリカの大西洋奴隷貿易に関するもので、＜ハーバード歴史叢書＞の第1巻『アメリカ合衆国におけるアフリカ人奴隷貿易の制圧 1638年—1870年』（*The Suppression of the African Slave-Trade to United States of America, 1638-1870*）として1896年に刊行されている。デュボイスはウィルバーフォース大学に2年ほど在籍し、その間に同大学の学生であったニナ・ゴマー（Nina Gomer: 1871-1950）と結婚している。その後、ペンシルベニア大学に移り、そこでの社会学的調査にもとづく著書『フィラデルフィアの黒人——社会学的研究』（*The Philadelphia Negro, A Social Study*）が、1899年にペンシルベニア大学から出版された。

1897年には新進気鋭の歴史学者や社会学者として、「黒人大学」の中でも著名なアトランタ大学に招かれている。同大学では、学問に従事しながら、人種差別撤廃や平和運動をはじめ、様々な社会活動を行っていく。ブッカー・T・ワシントンの白人との融和路線や妥協的な態度を批判し、1903年には『黒人の魂——エッセイとスケッチ』（以下、『黒人の魂』と表記）を出版し、「才能ある十分の一」（“Talented Tenth”）と呼ばれる黒人指導者育成の重要性を説き、1905年にはナイアガラ運動を組織した。しかし、この運動は資金難や内部対立等で長く続かず、1910年にデュボイスはアトランタ大学を辞し、前年に創設に参画した全米黒人地位向上協会（NAACP: National Association for the Advancement of Colored People）での活動に専念することになる。NAACPの創設に直接関わった黒人は、デュボイスとジャーナリストで反リンチ運動などで知られる女性のアイダ・B・ウェルズ（Ida B. Wells: 1862-1931）のみであった。

デュボイスはNAACPでは、機関誌『クライシス』（*The Crisis*）の編集や発行を通じて、アメリカ社会に影響力をもつ一方で、パン・アフリカ会議などを主宰した。デュボイスの思想と行動は、ヨーロッパの植民地下にあるアフリカやカリブ諸地域などにも影響を与えている。1936年には、2週間ほどであったが日本を訪れた³⁾。第二次世界大戦後は、より社会主義的傾向を強め、1950年には歌手で社会活動家のポール・ロブソン（Paul Robeson: 1898-1976）らと核兵器廃絶を目指した平和情報センター（The Peace Information Center）を設立した。しかし、アメリカ政府の反共主義政策によりデュボイスは83歳という高齢で逮捕される。そうした社会情勢もあり、1963年には、イギリスから独立（1957年）したばかりのガーナの指導者クワメ・ンクルマ（Kwame Nkrumah: 1909-1972）の招きで、先妻亡きあとに再婚したシャーリー・グレアム（Shiley Graham: 1896-1977）とともに、同国の首都アクラに移住した。そして、「ガーナ市民」として95歳で亡くなるまで、アフリカおよびアフリカ系の人々に関する百科事典編纂に携わるなど精力的に活動した⁴⁾。デュボイスの葬儀は、パン・アフリカ運動の父として、ガーナの大統領ンクルマによって国葬とされている。

デュボイスが公刊した著作は単行本だけで20冊以上にのぼり、アメリカ内外の多くの国や地域で現在も読まれ続けている⁵⁾。さらには、今日でも刊行されているNAACPの『クライシス』や1940年にアトランタ大学で立ち上げた学術誌『ファイロン』（*Phylon*）、さらには黒人週刊新聞紙『ピッツバーグ・クーリエ』（*Pittsburgh Courier*）などに数多くの文章を残した。アメリカ

ではデュボイスに関する研究や批評は多いが、デュボイスに見られるヨーロッパの啓蒙主義的かつエリート主義的思想や行動を批判した一人に、プリンストン大学で哲学を学び、ハーバード大学で教え、現在はユニオン神学校で神学者かつ社会運動家として活躍するコーネル・ウエスト（Cornel West : 1953-）がいる。そのウエストも近著（2014年刊）のなかで、デュボイスの再評価の必要性を語っている。自らも黒人であるウエストは、「デュボイスは学者、公の場で活躍した知識人、活動家であり、資本主義や階級制度を鋭く批評し、またその階級制度が白人優越主義や人種差別制度と密接に関連していることを見通していました。それゆえに、わたしたちは自分たちの理解、とくにポスト・アメリカの世界、つまりアメリカ帝国がもはや中心にならない世界についての理解を深めるのに、デュボイスがどれほど参考になるかをようやく実感し始めたのです」⁶⁾と語るのである。

ところで、デュボイスの代表作と言われる『黒人の魂』は、1903年4月18日に刊行された。当時、デュボイスは35歳であったが、すでにアトランタ大学の教授の職にあった。本書は出版当初から多大な反響をよんだ。詳細は後に論じるが、刊行時には、本書に関して、北部で教育を受けた黒人には南部の黒人や白人のことは分からない、この本は黒人の不満をかきたてるので、黒人が読むのは危険である等と批評、批判されたり、何よりもブッカー・T・ワシントンを批判した1章を入れたことで、ワシントン派の人々から非難を浴びることになった。

一方で、ブラウン大学の教員になった黒人の歴史学者ジェイ・サウンダース・レディング（Jay Saunders Redding : 1906-1988）は、本書の1961年版の序文で、『黒人の魂』は、歴史に残る著作というより、歴史をつくる著作である」（“*The Souls of Black Folk is more history-making than historical.*”）⁷⁾と評し、デュボイス研究で知られるトリニダード・トバゴ出身の文学者アーノルド・ランパサッド（Arnold Rampersad : 1941-）は、「ある種の聖なる書物」（“*a kind of sacred book*”）⁸⁾となったと述べている。日本における本書の訳者の一人で詩人の木島始（1928-2004）は、「デュボア [デュボイス] の一貫して持続した闘いのエネルギーは、ここに訳出するごく初期の『黒人のたましい』からも充分みてとられることであろう。ほとんど、そのすべての出発点が煮えつまったかたちで出されている、と断言していい」と述べ、その著書のもつ総合性と前衛性を指摘している⁹⁾。本書のタイトルについても、黒人もまた白人と同様に人間としての「ソウル」があるという力強い宣言と捉えることができよう。『黒人の魂』は1903年の刊行当初から1935年までに15,000部が売れ¹⁰⁾、それ以降も何度も増刷され、現在まで広く読み継がれ、いくつかの言語にも翻訳され、黒人論の「古典」とされている。

『黒人の魂』はその内容にもとづき、本書の基盤とも言える序想から教育を論じる第6章、南部の農民生活に焦点を当てた第7章から第9章、黒人の精神に関わる議論を含む第10章から追想と三つに分けることもできるが、複雑な構造を持つ。書名も版によっては副題「エッセイとスケッチ」（*Essays and Sketches*）が省かれている。一般の読者でも読めるような書物をとシカゴのA・C・マックラーグ社（1844年創立）からの依頼で、すでに公にした文章に修正を加え、さらに書き下ろした部分を新たな章として組み込み、1冊の本としたものである。1903年刊行の初版はハードカバーで濃い茶色の表紙に、金色の文字でタイトルが打ち込まれている。扉や序想、本文14章や追想を含め全体で273ページの書物である。[付属資料1：図1、図2参照]

『黒人の魂』では、序想と追想に挟まれた14章のうち、9つの章が諸雑誌で既刊のものを元に加筆修正したものとなっている。序想と追想および第5章、第11章、第12章、第13章、第14章の5つの章は新たに書き下ろされたものである¹¹⁾。全体の構成は以下のようなものである。

序 想 (The Forethought)

第1章：私たちの精神の闘いについて (Of Our Spiritual Servings)

第2章：自由の夜明けについて (Of the Dawn of Freedom)

第3章：ブッカー・T・ワシントン氏とその他の人たちについて
(Of Mr. Booker T. Washington and Others)

第4章：進歩の意味について (Of the Meaning of Progress)

第5章：アタランタの翼について (Of the Wings of Atalanta)

第6章：黒人の教育について (Of the Trainings of Black Men)

第7章：黒人地帯について (Of the Black Belt)

第8章：金羊毛の探索について (Of the Quest of the Golden Fleece)

第9章：主人と召使の息子たちについて (Of the Sons of Master and Man)

第10章：父たちの信念について (Of the Faith of the Fathers)

第11章：最初に生まれた者の死去について (Of the Passing of the First-Born)

第12章：アレグサンダー・クラムメルについて (Of Alexander Crummell)

第13章：ジョンの帰郷について (Of the Coming of John)

第14章：哀しみの歌について (Of the Sorrow Songs) ¹²⁾

追 想 (The Afterthought)

『黒人の魂』の冒頭には、まず献辞が置かれている。「バーガートとヨーランド 失われたものと見いだされたものに捧げる」である。前者は生後間もなく亡くなった息子であり、後者はその後に誕生した娘である。「失われたもの」はアフリカ大陸を、「見いだされたもの」はアメリカ大陸を指すという解釈もある ¹³⁾。

序想以降は、第1章から第14章、そして追想となる。読者層を意識して注などは付されていないが、学術的論考もあれば、短篇小説もある。そして、そうした種類の異なる文章を結び付けるものとして、各章の冒頭に置かれた、西洋を主とした詩人の詩および黒人霊歌の楽譜があり、最終章で論じられる黒人霊歌が通奏低音のように流れ、本書全体を包んでいる。歴史学を主軸にした書でもあれば、社会学の要素や文学の香りが詰まった書でもある。各章の長さも異なり、一貫性を欠くように思えるが、全体としてはまとまりがある「不思議」とさえいえる魅力、性質をもった書物である。したがって、本稿でも学際的アプローチ、とりわけ歴史学と文学的手法を意識して『黒人の魂』を論じることを試みたい。[付属資料1：図3、図4参照]

この本は、各章が独立した内容のため、どの章から読み始めてもよいと言われるが、デュボイスが各章の配置を考慮したことは間違いないだろう。したがって、本稿では、やはりデュボイスが配した通りの順番に扱っていくこととする。

『黒人の魂』（序想から第6章）

序 想

序想は本書のために書き下ろされたもので、本書の全体像が簡潔に提示され、最後に「ジョージア州アトランタ、1903年2月1日」と記されている。この序想は、20世紀の人種問題を予

言するかのように述べた有名な一節から始まる。

以下には、もし忍耐よく読みとられるなら、20世紀の夜明けにおいて黒人であることがいかに奇異な意味をもつことかを示す、数々のことがらが埋めこまれている。その意味たるや、寛大なる読者よ、きっとあなたにも興味がなくもないであろう。なぜならば、20世紀の
カラー・ライン
 問題とは、皮膚の色の境界線の問題だからである¹⁴⁾。

そして、デュボイスは、1000万人のアメリカ黒人が生活し奮闘している精神世界を、素描 (sketch) しようと試みたのであった。カラー・ライン (color line) という、言うまでもなく本書の重要なキーワードの一つは、文脈に応じて様々な解釈がなされ、日本語でも文意に応じて「カラー・ライン」、「皮膚の色の区別」、「皮膚の色による人種差別」などと訳すことになる。さらに、デュボイスは本書の各章の位置づけに触れ、白人世界と黒人世界を分かち「ヴェール」の内側、すなわち黒人世界に入り込み、宗教の意味、哀しみに充ちた情熱、偉大なる魂の闘いなどを論じ、二つの物語と、黒人霊歌についての最終章で本書を締めくくるのである。

先述したように、いくつかの章には初出誌があり、最後の第14章を除く各章の冒頭に、アーサー・シモンズやジョン・ホイッティアー、オマール・ハイヤームといったヨーロッパ、アメリカ、ペルシアの文人の詩あるいは旧約聖書からの一節を引用し、その下に「哀しみの歌」の楽節が配置されている。「暗い過去の黒い魂たちから湧きあがってきた、唯一のアメリカ音楽からの忘れようにも忘れられない旋律のこだま」¹⁵⁾として黒人霊歌の楽節を付したことを述べている。なお、第14章だけは、詩の部分も黒人による霊歌の一節である。

第1章：私たちの精神の闘いについて

第1章は、『黒人の魂』の基盤ともいえる章である¹⁶⁾。デュボイスは章の冒頭でイギリスの象徴主義的詩人アーサー・シモンズ (Arthur Symons) の「水の叫び」(“The Crying Waters,” 1900)の一部を引用する。その水の叫びは、デュボイスによって「黒人たちの声や叫び」を象徴するかのようである。詩の下には、黒人霊歌「誰も知らない私の悩み」(“Nobody Knows the Trouble I’ve Seen”)からの短い楽譜が添えられている。

本章ではまず、黒人が社会的に「厄介者」であるという事実が、デュボイス自身の少年期の体験を通して語られる。名前が書かれたカードを交換する遊びの最中に、新入りの白人少女が彼のカードを受け取ることを拒否したのであった。このことがきっかけで、デュボイスは自身の世界が「ヴェール」で隔てられていることに気づき始める。あからさまな社会的人種差別だけでなく、こうした日々の「小さな差別体験」が、水底に溜まってゆく砂のように、自身の内なる精神世界へと少しずつ積もってゆき、自身を取り巻く外なる社会的世界への疑念が生じる。それらは自己のアイデンティティ確立に不安定さをもたらし、一方で自らが属すると信じて疑わなかった社会や国家への不信感を生み出す。1950年代から60年代にかけて公民権運動で活躍したマーティン・ルーサー・キング・ジュニア (Martin Luther King, Jr.: 1929-1968) 牧師も、幼少時代の6歳のときに、突然、白人の遊び友達と遊べなくなった体験を語っている。それまで遊んでいた近所の白人の母親から、自分の子供はもう白人だけの小学校に通っており、黒人の子とは二度と遊ばせないと言われ、初めて人種差別を実感し、大きな衝撃を受けたという¹⁷⁾。

こうした事例は、現在でも多くのアメリカ黒人が日常生活で直面する問題であり、社会的マイノリティに置かれた人びとにとって、相手の自覚や意図がどうあれ、その都度、心身にザラリとした感覚、傷を与える「マイクロ・アグレッション」（“micro aggression”）の堆積、トラウマの生成と言えるものである。

デュボイスは徐々に巨大なヴェールによって隔たれた、二つの異なる世界の存在を実感し、彼自身の世界を何らかの方法で獲得することを決意する。そして、「カラー・ライン」と同じく、本書の主要なキーワードとなる「二重意識」（“double consciousness”）について以下のように論じる。

アメリカの世界——それは、黒人に真の自我意識をすこしもあたえてはくれず、自己をもう一つの世界の啓示を通してのみ見ることを許してくれる世界である。この二重意識、このたえず自己を他者の目によってみるという感覚、軽蔑と憐びんをたのしみながら傍観者として眺めているもう一つの世界の巻尺で自己の魂をはかっている感覚、このような感覚は、一種独特なものである。彼はいつでも自己の二重性を感じている。——アメリカ人であることと黒人であること。二つの魂、二つの思想、二つの調和することなき向上への努力、そして一つの黒い身体の中かでたたかっている二つの理想。しかも、その身体を解体から防いでいるものは、頑健な体力だけなのである¹⁸⁾。

そしてデュボイスは、「アメリカ黒人の歴史は、この闘争の歴史である。すなわち、自我意識に目覚めた人間になろうとする熱望、二重の自己をいっそう立派ないっそう真実の自己に統一しようとする熱望の歴史なのである」¹⁹⁾と述べる。さらに、白人のアメリカ植民協会による、黒人のアフリカ植民地送還政策や、一部の黒人指導者によるアフリカ帰還運動などに、強く反対する姿勢を示している。この点は、元奴隷で黒人指導者の先達であるフレデリック・ダグラス（Frederick Douglass: 1818-1895）の立場を継承している。当時流通していた Negro という黒人表象からはるか先を見通し、アメリカ人であることにより重きを置く、現在の Black American や African American の呼称の意味合いを先取りしていたともいえる。デュボイスは次のように言う。

彼〔黒人〕はアメリカをアフリカ化しようとはしないであろう。なぜなら、アメリカの持っているものというのはあまりに多大なので、アフリカと世界に教えきれるものではないからである。また、彼は、黒人の魂を、白いアメリカニズムの奔流の中かで漂白させようともしないだろう。なぜなら、彼は、黒人の血の中かに世界に対する予言がながれていることを知っているからである²⁰⁾。

さらに、デュボイスは黒人たちに警鐘を鳴らす。白人からの巨大な偏見に直面すれば、自己懷疑と自己軽視、諸理想の引き下げは避けがたく、文字が書けない黒人たちが投票して何になろう、いつも料理人や召使として働かなければならないのだから教育の必要などどこにあるのか、といった主張に対して、デュボイスは巨視的な視点から反駁する。黒人には労働、教養、自由が不可欠であり、そうした人種の理想を結び付けることによって、人類連帯の理想に向かって奮闘する必要があるという。

本章の最後では、本書全体の見取り図が簡潔に提示される。

さて、いま簡単に描き出した問題を、次章以下で、わたしは再びさまざまな角度から、愛情と力をこめて、深く細部にわたって述べさせてもらいたいと思う。人は、黒人の向上を目指す魂のたたかひの物語に、耳をかたむけてくれるであろう²¹⁾。

このデュボイスの願いは、彼自身の予想をはるかに超える結果となった。刊行以来、『黒人の魂』は多くの読者に読まれ、議論され、批評され、ときに教室の教科書として用いられ、広く手に取られる書物となっていくのである。

第2章：自由の夜明けについて

第2章では、デュボイスは南北戦争末期に設立された解放民管理局（Freedmen's Bureau：1865-1872）に主たる焦点を当てている²²⁾。本章の冒頭に置かれた詩は、アメリカの白人詩人ジェームズ・ラッセル・ロウエル（James Russell Lowell）の「現代の危機」（“The Present Crisis,” 1844）から採られている。ロウエルは妻の影響により奴隷制反対論者（アボリショニスト）になった人物であり、引用部分では奴隷制への批判が込められている。そこに黒人霊歌「わが主よ、何という悲しみであろうか」（“My Lord, What a Mourning”）の楽譜の一節が添えられている。

本章の本文はよく知られた次の文章から始まる。

20世紀の問題は、^{カラー・ライン}皮膚の色による境界線の問題、——すなわちアジア、アフリカ、アメリカ、海洋諸島における色の黒い人種と色の白い人種との間の関係である²³⁾。

デュボイスは20世紀の初頭において、この世紀には世界的な規模で人種問題が起こるとの認識を持っていた。世界における南北問題、第三世界やアジア・アフリカ連帯などの枠組みをもって問題が認識される二世代以上も前に、デュボイスはこうした問題意識を持っていた。また、具体的な地域をアジアから始めていることにデュボイスの視野の広さを窺うことも可能であるが、何より世界的な視点に立って人種問題を予見していることに先見性が認められる。なお、海洋諸島（the islands of the sea）とは西インド諸島、現在のカリブ海域の諸島を示している。デュボイスは南北戦争の真の原因を黒人奴隷の問題と捉え、世界史におけるアメリカの奴隷制へと議論を進める。

デュボイスは本章ではいくつかの重要な事柄を論じる。南北戦争中には、奴隷および逃亡奴隷に関して、北軍および南軍でその扱いが議論された。財産奴隷として移動を許されない「戦時禁制品」や、戒厳令下では「自由民」とするなどの意見が出た。リンカンの奴隷解放宣言（1863年）後は、北部では逃亡奴隷たちは軍隊の働き手として歓迎された。南部が黒人への教育に反対する一方で、北部では「女子十字軍」なども結成され、黒人の教育に大きな貢献を果たした。そして焦点を当てられるのが、解放民管理局であった。正式には「避難民、解放民および放棄土地局」（“Bureau of Refugees, Freedmen, and Abandoned Lands”）という。1865年に陸軍省の一部局として設立され、オリバー・O・ハワード（Oliver O. Howard）少将が長官に任命された。

デュボイスは、解放民管理局に関して7つの仕事を挙げている。肉体的疾病の救済、自由労働開始時の管理、土地の売買、学校の設立、報奨金の支払い、法の執行、そして、これら諸活

動に対する金融である。そして、解放民管理局の果たした役割について、次のように述べる。

「自由」の夜明けとは、このようなものであった。解放民管理局の仕事は、このようにして行われた。簡単に要約すれば、次のようになる。1865年以前に費された総額と慈善団体の施し物を除いて、約1500万ドルの金で、この管理局は、自由労働組織を軌道にのせ、小農民土地所有制度を開始し、法廷における黒人解放民の認知を確保し、南部に無償公立小中学校を創設した。他方、この局は、旧主人と解放奴隷のあいだに善意を確立するきっかけをつくることに失敗し、独立独歩の精神を失わせる温情主義的な方法からその事業全体を守ることにも失敗した。また、解放奴隷に土地を供与するという暗黙の約束を、いくらかでも遂行することもできなかった。この局が成功したのは、博愛主義者たちの援助と、黒人たちの熱心な努力に支えられた、つらい労働の結果だった。この局の失敗は、地方代理官の質の悪さと、この事業に本来つきまとっているさまざまな困難と、国家的無視との結果であった²⁴⁾。

解放民管理局に対する上記のような評価は、南北戦争後の白人による反動主義もあり、黒人への差別が奴隷制にとって代わる新たな形（ジム・クロウ体制）を生んでいることへの批判でもあった。黒人の魂をはげまし、黒人を社会的に隔離するヴェールをはぎとることが、三世紀にわたる思想であったが、課題は山積していた。「だが、見るがよい、今や義務と行為を果すべき新しい一世紀が始まっている。20世紀の問題は、^{カラー・ライン}皮膚の色による境界線の問題である」²⁵⁾と、デュボイスは強い調子でこの章を締めくくるのである。

第3章：ブッカー・T・ワシントン氏とその他の人たちについて

第3章ではデュボイスは、黒人指導者の先達でもあるブッカー・T・ワシントンを取り上げる²⁶⁾。本章の冒頭にはイギリスロマン派の詩人ジョージ・ゴードン・バイロン（George Gordon Byron）の『チャイルド・ハロルドの巡礼』（*Childe Harold's Pilgrimage*, 1812-1818）からの言葉、「生まれてから死ぬ日まで奴隷の身で、言動ともに去勢され！……世襲奴隷たちよ！きみたちは知らないのか 自己解放を望むものは、一撃を加えなければならない」が引かれている。ここには同時代に活躍するワシントンと彼の信奉者への批判が込められている。掲げられている黒人霊歌の楽譜は「約束の地での偉大なる伝道集会」（“A Great Camp Meeting in the Promised Land”）からのものである。

1856年にバージニア州で生まれたブッカー・T・ワシントンは、幼いころから貧しい奴隷生活を送り、南北戦争後は苦労してハンプトン学院で学ぶ。その後、25歳で新設されたタスキーギ専門学校（後のタスキーギ大学）の校長に就任する。そこでは実務教育、職業訓練を重視した。1901年に自伝『奴隷より身をおこして』（*Up from Slavery*）を出版し、アメリカの黒人指導者として一躍有名になる²⁷⁾。

しかしながら、ワシントンの白人との妥協案や態度、白人との協力による「現実的」な運動方針は、多くの白人たちに受け入れられたが、一方で、デュボイスをはじめその他の黒人指導者からは、厳しい批判を受けることになった。ワシントンの信奉者や協力者は「タスキーギ・マシーン」と呼ばれ、1895年にワシントンがアトランタ綿花博覧会で行った演説は「アトランタの妥協」とされた。その演説の主旨は、人種関係を行きかう船にたとえるものであった。真

水が欲しいとほかの船に信号を発すると、その船からバケツをおろせという合図が返ってき、その場所はもはや海水ではなく真水であった。そこで、自分のいるところにバケツをおろすと、隣人である白人が黒人に友好的な行動を示してくれ、白人も黒人に対する理解を深めるというのである。

デュボイスは、『黒人の魂』では敢えて章題にワシントンの名前をつけ、一章をさいてワシントンを批評し、職業教育の偏重、南部における白人と黒人の安易な和解、市民的・政治的諸権利に関する放棄あるいは沈黙、といった点でワシントンの構想を批判する。デュボイスは、黒人解放運動家のチャールズ・レモンド (Charles Remond: 1810-1873) そして、ウィリアム・ネル (William Nell: 1816-1874)、ウィリアム・ウェルズ・ブラウン (William Wells Brown: 1814-1884)、フレデリック・ダグラス²⁸⁾ らによって導かれた、自己主張と自己開発の時代の夜明けはすでに訪れており、黒人の絶えまない人権の向上の重要性を指摘するのである。さらにデュボイスがいう「アメリカ黒人指導者中もっとも偉大な人物」としてのダグラスから、ダグラスの流れをくむ人物として、後の章で扱うアレクサンダー・クラムメルにも言及する。

本章の最後の部分で、デュボイスは以下のように述べている。

ワシントン氏が、北部や南部の不正義を弁護し、投票の権利と義務を正当に評価せず、人間を去勢する身分差別の影響力を過小評価し、われわれの聡明な知力の持主たちに高等教育をほどこしその大望をよびおこすことに反対するならば、いや、彼が、南部が、また国家が、このようなことをするならば、われわれは、たえまなく断固としてこれらのことに反対しなければならぬ²⁹⁾。

このように、デュボイスとワシントンに関しては不和や対立が強調されることが多いが、今日の視座から見ると、両者の共通点も多かったように思われる。アメリカ合衆国で黒人であることの意味を求め、マイノリティ集団としての黒人社会全体の底上げ、向上を願い、行動した。その過程には、マイノリティ集団もマジョリティ集団と同じく、その内部に多様な階層が生まれ、立場や方法の異なる社会的指導者が生まれるのは必然であろう。(人種差別のより厳しかった南部でのワシントンの「格闘」は、もう少し評価されてもよいだろう。) 二人の指導者の先達ともいえるフレデリック・ダグラスへの思いも似通っていた。ダグラスは、建国の理念を評価し、しばしばその言葉を戦略的に利用した。デュボイスによるワシントン批判の本章は、アメリカの独立宣言の一部、「われわれは、次の真理を自明のことと考える。すなわち、すべての人間は平等に創造されたものであり、創造主によってゆずりわたすことの出来ない諸権利を与えられており、この諸権利には、生命、自由、幸福追求の権利がふくまれている」³⁰⁾ の引用で終わっている。そこに、建国の理念をあえて強調し、黒人解放運動の普遍性、正当性を訴え続ける黒人指導者たちの歴史的かつ知的水脈の繋がりを見ることができよう。

第4章：進歩の意味について

デュボイスは第4章で教育の問題を通して進歩の意味を問うている³¹⁾。章の冒頭に掲げられるドイツ語の詩は、ドイツの詩人シラー (Johann Christoph Friedrich von Schiller) の「オルレアンの少女」(“Die Jungfrau von Orleans,” 1801) の一部である。デュボイスはドイツ留学の経験もあるゆえか、他の章とは異なり、この詩はドイツ語の原語のまま引用されている。その詩の下

には、黒人霊歌「我が道は曇りがち」（“My Way’s Cloudy”）の一節が付されている。

本章は、フィスク大学の学生であったデュボイス自身の体験にもとづくエッセイ的な文章である。デュボイスは在学中のある時、教員講習会の一環でテネシー州の山中にある学校に赴くのである。そこでジョシーという20歳の女性に会い、学校のことを聞いている。そして、小さな小屋の一角で迎えてくれた農夫は、「真剣に自分たちは、丘のむこうに学校が一つ欲しいのだと言った。そして、戦後たった一回きりしか先生がきたことがない、自分もひどく勉強がしたいといったようなことを早口に大声でしゃべり続けた」³²⁾と記している。ここで言う「戦後」はもちろん国を二分した内戦である「南北戦争」後のことを指している。南北戦争後に奴隷制が廃止され、黒人にも教育を受ける機会が与えられる。しかし、奴隷が教育を受ける、賢くなるのは、奴隷の主人たちにとって脅威であり、奴隷への読み書き教育などは厳重に禁じられていた奴隷制時代の習慣が依然として残っていた。黒人たちはそうした負の「遺産」に、あるいは歴史的経験と集団的記憶に、自らの精神が強く支配されていた。とはいえ、教育を受ける機会を獲得し、知識を自らのものとして身に着けていく黒人たちが増えたのもまた事実であった。

その後、デュボイスは教育委員会の委員の家を訪れる。そこでは、食事を一緒にしようと言われながら、白人たちが先に食べ、黒人であるデュボイスはその後一人で食事をするようになる。「あの恐ろしいヴェールがさっと影をさした」のである。

学校の校舎は丸太小屋の粗末なものであった。開校日には30人程度の生徒たちが集まった。最初にやってきたのはジョシーとその弟や妹であった。ジョシーにはフィスク大学で学びたいという願望があった。生徒たちは期待を膨らませていた。デュボイスは次のように語っている。

わたしはこの学校を愛していた。子どもたちの、教師の知恵に対して抱いているみごとな信頼は、真に驚嘆すべきものがあつた。わたしたちはともに読み、字をつづり、ちょっと書いては、花をつみ、歌い、そして山のむこうの世界の話に耳を傾けた。学校は先細りになっては、またもとに戻るといった状態であつた³³⁾。

しかしながら、学校を取り巻く世界と人々の暮らしは一向によくならなかった。とりわけ、戦争や奴隷制などが幼少期に聞いた昔話となる若い世代たちの欲求は、半ば目覚めかけた思想によって研ぎ澄まされるがゆえに、現状は満足できるものではなかった。生まれたときから、「世間」からの疎外感を抱いていた。

デュボイスは後年、その地を再訪している。すでにジョシーは夢をあきらめ、働き続け、過労で亡くなっていた。貧しい村は貧しいまま、多くの家庭が崩壊し、丸太小屋の学校もなくなっていた。

わたしの旅は終った。わたしの背後には山と谷、生と死が横たわっていた。人は黒いジョシーが横たわっているあの場所の「進歩」をどうやってはかるのだろうか？ どれだけの胸をつまらせる悲しみが、1ブッシェルの小麦と釣りあうのであろうか？ 下層階級にとって、一生はどんなに辛いものであることか！ しかも、どんなに人間らしく、またどんなにいつわりのないものであることか！³⁴⁾

そしてデュボイスは、「進歩」の意味を考えつつ、物思いに沈んで、「黒人専用車両」（ジムクロウ・カー）に乗ってナッシュビルへと戻っていくのであった。

第5章：アタランタの翼について

第5章は『黒人の魂』に収載すべく書き下ろした章である。冒頭の詩は、奴隷制廃止と黒人と白人との融和を願う奴隷制廃止論者の白人詩人ホイティアー（John G. Whittier）の「アトランタのハワード」（“Howard at Atlanta,” 1869）からである。黒人霊歌の楽譜は「岩と山」（“The Rocks and Mountains”）から採られている。章題のアタランタ（アタランテー）は、足は速いが、黄金のリンゴの誘惑に負け立ち止まってしまうギリシア神話の女性である。アタランタの悲運に、ジョージア州の首都で南北戦争で破壊されたアトランタの状況を重ね合わせるかのように、議論が進められている。

アトランタは戦争によって壊滅的な被害を受けていた。しかしながら、アトランタの人々は、新しい道を切り拓き、工場を建て、鉄道網を広げていったのである。とはいえ、「労働の福音」が「報酬の福音」によって汚されてもいるのではないかとデュボイスは言う。

戦後この都市の足のまわりには恐ろしい荒廃の場所が横たわっていた、——封建制、貧困、第三階級の興隆、半農奴制、「法と秩序」[白人至上主義体制のこと]の復活、そして、すべてのものの上に、すべてをへだてるようにたれさがった人種のヴェール。疲れた足にとっては何という重苦しい旅であろうか！³⁵⁾

デュボイスは、アトランタでは真・美・善に代わって、富が公立学校の理想となってきたと述べる。さらには、こうした拝金主義はヴェールで隔たれた黒人の世界でもその兆候が見られるようになってきており、規模は小さいが、指導者と被指導者の問題、農奴制や貧困の、秩序と服従の問題があることを指摘する。ほとんどの人は気づいていないか、注意を払わないが、黒人牧師や黒人教師たちが果たすべき役割を果たさず、自由という遥かかなたにある理想が、生計獲得という厳しい現実へと突然に変容し、その結果、「パン」が神格化されてしまったという。そして、黒人牧師と教師が唱えていた諸理想が現金と黄金への欲望に落ちぶれ、アトランタにおいて黒くて若いアタランタが拝金主義に走り始めたらどうなるかと問いかける。世界をドルで解釈する習慣が形成されてきていたのであった。

次にデュボイスは当時、教授として教鞭をとっていたアトランタ大学について言及する。

この黒い目の人々[学生たちのこと]の前にあらわれる人生の未来像には、何ひとつ卑しいものも、利己的なものも含まれてはいない。オックスフォード大学やライプツヒヒ大学にも、エール大学やコロンビア大学にも、こんなに強い決意に満ち、また独立独歩の奮闘の気概にあふれた雰囲気はない。ここにあるのは、黒人のためにも白人のためにも、ともに人間としての最も広大な人生の可能性を実現し、より良いもの最良のものを求めて、自分たち自身の手で「犠牲の福音」をひろめようとする、断乎たる決意である、——彼らの言葉にも夢にも、すべてこの考えかたがくりかえして現われるのだ³⁶⁾。

デュボイスは上記のように述べる一方で、南北戦争後に創設された「黒人大学」である、フィスク、ハワード、アトランタ大学などの創始者を批判する。黒人を取り巻く問題が数十年で片付くと考え、そのため急いで大学を作り、ぞんざいに基礎固めをし、知的水準を低下させた

ものを「大学」と誤って呼んだという。鍛冶屋を学者に仕立て上げようとすることは、学者を鍛冶屋に仕立て上げようと同じ過ちであると述べる。さらには、忍耐、謙譲、礼節、上品な趣味、公立小中学校と幼稚園、職業技術学校、文学、そして寛容などは、大学の子どもである知識と教養とから生ずるのであるとして、「才能ある十分の一」を生み出す教育の重要性を強調する。

われわれは、孤立した人間ではなくて生きた人間の集団を教育しているのである。——いや、それだけではない、集団の中の集団を教育しているのだ。そして、われわれの教育の終局の生産物は、心理学者でも煉瓦工でもない。それは人間でなければならない。そして人間を作るためには、われわれは、広大で、純粋な理想、勇気を鼓舞する生活の目標を持たなければならない……³⁷⁾

上記の点、とくに「才能ある十分の一」という思想は、当時から現在までエリート主義的といった批判を受けてきたが、デュボイスが同時に、われわれの教育の最終目標は人間を作ることであると述べる時、そこにはデュボイスの戦略的思想のみならず、すべての黒人たちの人間性の創出や回復への熱き思いが読み取れよう。

第6章：黒人の教育について

第6章では、デュボイスは黒人にとっての教育の意義を探求している³⁸⁾。冒頭の詩は、ペルシアの詩人オマール・カイヤム（Omar Khayyám）の魂をめぐるものであり、イギリスの詩人エドワード・フィッツジェラルドの英語訳『ルバイヤート』（*The Rubaiyat of Omar Khayyam*, 1859）からの引用である。黒人霊歌の楽譜はここでは「マーチ・オン」（“March On”）の一節が挙げられている。

本章では、デュボイスは海を越えてやってきた奴隷船に思いをはせながら、アメリカにおける三つの思潮の流れに言及する。第一の思潮は、すべての人間、つまり黒色人種と黄色人種と白色人種（black, yellow, and white）をもっと近く引きよせようという人種間の融和の考えである。第二の思潮は古い南部の思想である。人間と動物のどこかに神が中間物を造り、それを黒人と名付け、黒人はヴェールの内側を歩かねばならぬよう厳しく運命づけられているという考えである。第三の思潮は、自由を求め、人間として生きる機会を強く求める考え方である。

デュボイスはこうした思潮、状況の中で、生活に順応できる人間を教育するという問題を解決するよう求められていると主張する。三つの巨大な思潮を互いに調和させるという大問題では、「教育」という唯一の万能薬が人々の頭に浮かぶ。しかし、この問題を解決するには、無限の実験と無数の過誤を含む問題が存在していることもまた事実であった。

デュボイスは、南北戦争終結からの南部の教育を四つの期間に分けて説明する。戦争終結（1865年）から1876年に至る時期は、不安定な状況のなか軍隊の学校、布教団の学校、解放民管理局の学校が秩序と協力を求めあっていたのであった。次の10年間は、南部に完全な学校組織を作ろうとする明確で建設的な努力の10年間である。師範学校と単科大学が解放奴隷たちのために創設された。そこで教育された教師は公立学校へと配置されていった。その次の10年間は、南部白人の奴隷解放に対する反動のように、人種的偏見が強化されていった。黒人たちは奴隷制から自由への過渡期に置かれ経済的難局、憎悪と偏見、無法と仮借ない競争の中に

投げ込まれたのである。1895年から始まる10年間は、職業技術学校が立ちあられ、南部の産業発展と密着するようになった。しかし、デュボイスは、それでは不十分で、向上心を刺激する教育のなかで、パンを得ることよりもその究極の目的として教養と品性を身につけることに意義を求める教育の必要性を強調するのであった。1636年に設立されたハーバード大学の例を引き、高等教育機関、大学をまず立ち上げて、そこで指導者の養成をおこなうのである。

南部には二つの分離した世界が存在していた。社交的接触という次元の領域だけでなく、教会や学校、汽車や市街電車、書物や新聞、保護施設や刑務所、病院や墓地に至るまで人種分離や隔離が根付いていた。そこに、タスキーギ専門学校が生まれ、フィスク大学、スペルマン学院が大学課程の授業を開設したのである。デュボイスは黒人の高等教育に関して、「すべての場合に目的は一致していた、——すなわち、教師や指導者が最良の実際教育を施して下級学校の教育水準を維持出来るようにすること、とりわけ黒人世界に人間教養の適切な水準と人生の崇高な諸理想をあたえることがそれであった」³⁹⁾と述べている。

当時の黒人の高等教育機関がどのような成果を挙げたか正確に把握することは難しいが、2500人に近い大学卒業者を輩出した。デュボイスはその点について、アトランタ大学で行われた卒業生のその後の進路に関わる研究と結果を紹介している。現存者の三分の二の回答を得て、それら卒業生の53パーセントが教師となり、17パーセントは聖職者であり、同じく17パーセントは医者など専門職についていた。6パーセント以上が商人、農場主、職人であり、4パーセントは政府の行政機関に勤務していた。デュボイスは次のように記している。

わたしは、ためらわず次のように言うことができる。大学で教育をうけた黒人たちほど有用で寛大な精神を持ち、その仕事に生涯をかけて深くうちこみ、苦しい困難に直面しても成功をめざして毅然と献身している男女を、他のどこにおいてもわたしは見かけたことがない、と⁴⁰⁾。

デュボイスは南部の白人たちが、教養と専門知識を身に着けた大学出の黒人たちを、簡単に受け入れるとは考えていなかった。平穏と秩序のもとに、相互の敬愛と知力の塊の中で進行しなければならず、現代史で最も微妙で難しい社会的外科手術が必要になるであろうと述べる。そして、それには「白人および黒人の偏見のない高潔な人間が必要とされる。そして、それが最終的になしとげられたら、アメリカ文明は勝利をおさめる」⁴¹⁾というのである。高等教育を受けた黒人こそ、デュボイスが主張する「才能ある十分の一」であった。デュボイスにとって、黒人大学の果たすべき役割は明確であった。普通教育の諸水準を維持し、黒人の社会的再建を追求しなければならないのであり、人種間の問題の解決に寄与すべきものということであった。そして本章の末尾でデュボイスは、次のような言葉を述べる。

わたしが、シェークスピアと一緒に坐っていても、彼はひるんだりしない。わたしは、バルザックやデュマと腕を組んで皮膚の色による境界線を越える、そこでは微笑した男たちや愛想のよい女たちが黄金色のホールのなかをゆるやかに動いている。強健な手足をもった大地と星々の網目細工のあいだに揺れうごく夕の洞穴から、わたしは、アリストテレスでもアウレリウスでも、わたしの望むどんな人でも呼びもどすことができる。彼らは、みんな愛想よくあられ、嘲笑することもなく、恩きせがましく振舞うこともない。だから真理と結婚

しているわたしは、ヴェールを超えたところに住んでいる。おお、騎士の国アメリカよ、おまえはこういう生活をわれわれに与えるのを惜しむのか？⁴²⁾

デュボイスの学識に裏付けされた知識人としての自負とともに、知力への信頼、そして知力にもとづく後の広範な社会活動の源泉が窺えるような言葉である。デュボイスにとっては、「知は力なり」だけでは不十分で、「知は力でなければならない」ということであった。

おわりに

デュボイスは『黒人の魂』の50周年記念版（1953年刊）で、「50年後」（Fifty Years After）という短い文章を寄せている。その中で次のように述べる。

何回か、わたしは、この書物を改訂して、わたしじしんの思想の歩みに並行させ、批評にこたえることを計画した。しかし、わたしは、ためらい、ついに、この書物は1903年にわたしが考え、感じたことにたいする記念碑として、最初に印刷したままにしておくことに決めた⁴³⁾。

実際、50周年記念のジュビリー版では、反ユダヤ主義（anti-Semitism）と誤解されないように、ユダヤ人（Jews）の比喻を別の言葉で置き換えるなど、細かい用語の修正は九つあるが、その他は初版のままである⁴⁴⁾。

デュボイスは『黒人の魂』を1903年に刊行して以降、一躍その名を知られるようになり、アメリカ合衆国のみならず、アメリカスやアフリカ、ヨーロッパ、アジア等まで広く見渡すことのできる黒人解放運動の指導者となっていく。そして、ときに大学の研究者、教育者という肩書きや立場から離れ、社会運動、政治への関りを急速に深めていく。本書はまさに、デュボイス自身にとっても大きな転換点となる書物であった。50周年記念版では、二番目の妻で社会活動家のシャーリー・グレアムの「コメント」（Comments）が収載されている。そこでグレアムは次のように述べている。

20世紀の曙は、アメリカ黒人たちに重くのしかかっていたぶ厚い暗がりを、晴らすためにはほとんど何ほどのこともしなかったのである。黒人たちが関与するところでは、国じゅういたるところで、むっつりとした無感覚状態がよこたわっていた。……そのとき、予期していなかった公衆は、『黒人のたましい』に遭遇することになったのである。驚き——いやいやながらの讃嘆——困惑が、北に、南に、東に、西に、喚起された。「この本の表題は、天才的手腕だ！」と初期の紹介のひとつに現れた。おおくの評者たちが、極端なほめことばで後につづいた。「人種問題」にかんする「権威たち」は、衝撃をうけてこの本の「詩的な文体」をみとめたが、その科学的価値を疑問視した。他のひとびとは、猛烈にこれを攻撃した。

しかし、どこでも、『黒人のたましい』は無視されることがなかった⁴⁵⁾。

『黒人の魂』刊行時の詳しい反応や批評は後の稿で述べるが、デュボイスの晩年をともしたグレアムならではの本書出版時の「衝撃」を述べた文章であろう。確かに『黒人の魂』は現在

まで批評や批判に耐え、無視されることなくきたのである。

アメリカ文学者の里内克巳は、最近の著書（2017年）の中で、二つの章をデュボイスの『黒人の魂』に充て、以下のように指摘する。やや長い引用になるが文学者からの示唆に富んだものである。

アフリカ系アメリカ人の歴史と社会をめぐる硬質な議論を多く含む『黒人のたましい』を、審美的な言語芸術という狭義の文学の範疇にうまく嵌め込むことはできないかもしれない。そうではあっても、この著作は決して文学とは無縁ではない。文学や芸術などを含めたいわゆる＜教養＞が、誰もが等しく共有できるものではなく、社会の主流を形成している人々の専有物になっているという同時代の状況に、デュボイスは異議申し立てを行なった。彼が生きた時代の文学や文化の在り方を、それを渴望しながらも手に入れることができない人々の側から批判的に見ようとする意志が『黒人のたましい』には込められている。だからこそデュボイスは、当時の黒人にはあらかじめ奪われていた＜文学＞の文章スタイルを、意識して自らの議論に注入したのだとも言える。簡単に読み流すことを許さない学術的で硬質な文章に加えて、流麗で喚起力が強く、時に自らの感情を素直に吐露するような文章を混在させるという手法を、『黒人のたましい』は意識的に使用している⁴⁶⁾。

この部分は、『黒人の魂』を精緻に読み込み、デュボイスの文体とその意図、意義を述べたものである。『黒人の魂』は既刊の原稿を加筆修正し、いくつかの章を新たに書き下ろし、一貫性のないように見えがちであるが、本書の一つのまとまりが見えてくる指摘でもある。

2007年刊行のオックスフォード大学出版局によるデュボイス選集の本書序文で、アーノルド・ランパサッドは『黒人の魂』について、アメリカ社会から奴隷制やジム・クロウ（人種隔離・差別）体制のおぞましい傷跡が消えない限り、知識と閃きを与え続けてくれる不可欠な本であると言う⁴⁷⁾。本書は20世紀のアメリカのみならず、テロリズムや憎悪犯罪（ヘイトクライム）、人種・民族問題や格差社会、さらにはデュボイスが最後まで格闘した知の在り様、とりわけ西洋重視の知の偏在といった、現代的かつ世界史的課題の考察にも有益な本であろう。

本稿では『黒人の魂』を、序想から第6章まで手短かに考察してきた。第7章、第8章、第9章の中段ともいえる章から追想については、次稿および次々稿で扱う。なお次々稿では、それまで述べてきた本書の現代的意義を、包括的な形で改めて議論する予定である。

【注】

1) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、366ページ。

原書に関しては、筆者所蔵の W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk: Essays and Sketches*, Chicago: A.C. McClurg, 1903. (3版 [刷]、1903年8月1日刊、総ix+265ページ) を使用し、適宜、W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, New York: The Blue Heron Press, 1953. (Jubilee Edition、以下、ジュビリー版) および W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999. (A Norton Critical Edition、以下、ノートン版)、W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Ed. Henry Louis Gates Jr. Oxford and New York: Oxford University Press, 2007 (The Oxford Du Bois、以下、オックスフォー

ド版）などの版を参照した。

本書の日本語訳書である W・E・B・デュボア [ママ]（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人の

たましい』、未来社、1965年、2006年（新装復刊版）および W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年（1965年の未来社版の改訳書）からは多くの教示を得た。（訳者3人は全員1928年生まれで、東京大学英文科の卒業生であった。後に木島は法政大学教授、鮫島は慶應義塾大学教授、日本の植民地下の朝鮮半島出身の黄は法政大学教授となる。）本訳書は、難解でありつつ抒情溢れると言われるデュボイスの文章を、格調高く、かつ読みやすい日本語に移した名訳書である。引用部分に多用させて頂いた。ただし、細かい間違いも含まれているので、それらは適宜、註等で示した。（岩波文庫版295ページ、「太平洋」は「大西洋」の誤りなど。）また、訳者の表示のないものはすべて拙訳である。引用部分には、現在の基準で見れば「差別的表現」と思われる用語も出て来るが、当時の時代状況や社会状況の反映であり、原書に従って訳したことを御了解頂きたい。

なお、本稿執筆年（2018年）はデュボイス生誕150周年（the sesquicentennial anniversary of the birth of Du Bois）にあたり、アメリカではデュボイスに関する行事なども開催されている。

2）紙幅と各章の内容上、本稿では『黒人の魂』の序想から第6章までを扱う。第7章から追想までは次稿および次々稿で論じる。なお、近年、一国内の内向きな方向性に陥りがちなアメリカ黒人史をはじめアメリカ史に、トランスナショナルな視点を入れることの重要性が指摘されているが、本稿の筆者も以前からその点を意識してきた。古川哲史「アフリカ系アメリカ人と日本／東アジア——その関係史構築の意義と課題を考える」、『アメリカ史研究』（日本アメリカ史学会）第30号（特集：トランスナショナル・ヒストリー再考——国境を越える歴史叙述の可能性と課題）、2007年、83-93ページ、Furukawa Tetsushi, “‘Black Pacific’ Considered: Japanese Early Relations with African Americans,” 『大谷大学真宗総合研究所紀要』25号、2008年、1-10ページ、Furukawa Tetsushi, “East Asia and Africa in World History: A Case Study of Japan's Relations with Africa Up to World War II,” *World History Studies and World History Education: The Proceedings of the First Congress of the Asian Association of World Historians* (Osaka: Osaka University), 2010, pp.1-10. (CD-ROM版) など。本稿はそうした問題意識、大きな枠組みのなかに、敢えて一人の人物の1冊の書物だけを置いて議論する試みでもある。

3）デュボイスは日本に滞在中、関西や関東を主に、講演や視察を精力的に行った。デュボイスの日本での行動は、竹本友子「W・E・B・デュボイスと日本」、『史苑』、54巻2号、1994年、79-96ページ、Etsuko Taketani, *The Black Pacific Narrative: Geographic Imaginings of Race and Empire between the World Wars*, Hanover, New Hampshire: Dartmouth College Press, 2014.、古川哲史「W・E・B・デュボイスの生涯と時代——日本訪問（1936年）に関わる試論」、『大谷大学研究年報』、第69集（2017年4月）、1-45ページ、など。

4）デュボイスは、「晩年、ガーナ国籍を取得」あるいは「アメリカ国籍を捨て、あえて『非国民』となって死んだ」などと語られることも多いが、厳密には、デュボイスは1963年にガーナの市民権は取得したが、ガーナ国籍は得ておらず、アメリカ国籍を放棄する機会もないまま同年8月に死去した。（David Levering Lewis, *W.E.B. Du Bois: The Fight for Equality and the American Century, 1919-1963*, New York: Henry Holt and Company, 2000, p.569, p.687.）

なお、デュボイスが取り組んだ未完のままの百科事典は、デュボイスの遺志を引き継ぐ形で継続された。ただし、ガーナ政府の財政援助のもとで 1977 年に刊行が開始された *The Encyclopaedia Africana Dictionary of African Biography* (New York: Reference Publications) は、全 20 巻の予定であったが、第 1 巻 (Ethiopia, Ghana, 1977)、第 2 巻 (Sierra Leone, Zaire, 1979)、第 3 巻 (South Africa, Botswana, Lesotho, Swaziland, 1995) までで頓挫している。その後、ハーバード大学のヘンリー・ルイス・ゲイツ・ジュニアとプリンストン大学のクワメ・アンソニー・アッピアの共編で大部な一巻本 Kwame Anthony Appiah and Henry Louis Gates, Jr. eds. *Africana: The Encyclopedia of the African and African American Experience*, New York: Basic Civitas, 1999. が出版された。この事典は画期的な書との評価も得たが、アフリカ系アメリカ関連項目に偏り、事実関係の誤謬（とくにアフリカや宗教関連の項目）があり、批判も多かった。それゆえ、2005 年に第 2 版が全 5 巻本として大幅に増補改訂されオックスフォード出版局から刊行された。Kwame Anthony Appiah and Henry Louis Gates, Jr. eds. *Africana: The Encyclopedia of the African and African American Experience*, 2nd edition, New York: Oxford University Press, 5 Vols., 2005. この第 2 版の百科事典には、本稿筆者が担当したアフリカ系の黒人と（東）アジアとの関わりに関する項目 (Black-Asia Relations) も一つ設けられたが、デュボイスの主張や行動、テーマの今日的重要性を考慮すると、アジアに関する項目はもっと必要であろう。

5) ハーバート・アプテカー (Herbert Aptheker) は、デュボイスは著書のほかエッセイや詩篇などを含めると 1975 点にのぼる作品を生み出したと指摘している。(W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999, p.xviii.)

デュボイスの主著や日本語訳書については、古川哲史「W・E・B・デュボイスの生涯と時代——日本訪問（1936 年）に関わる試論」、『大谷大学研究年報』、第 69 集（2017 年 3 月）の付属資料「デュボイスの主要著作」「デュボイス著作の日本語翻訳書」（34—39 ページ）を参照のこと。日本語で唯一の伝記本に、デュボイスの活動を年代順に概観した千葉則夫『W・E・B・デュボイス——人種平等の獲得のための闘い』、近代文芸社、2003 年、がある。

なお、第二次大戦前にアメリカでデュボイスと交流があり、彼に訪日（1936 年 12 月）を強く勧めた一人である外務省嘱託の疋田保一（1890 年—1947 年）は、*The Souls of Black Folk* の翻訳・紹介について強い関心を持っていたが実現しなかった。（『戦争と黒人——日米開戦以後ノ黒人ノ動向及ソノ背景』（調六調書第 25 号）、外務省調査部第 6 課、1942 年 10 月、外交史料館史料（I/4/6/0/1-3）、古川博巳・古川哲史『日本人とアフリカ系アメリカ人——日米関係史におけるその諸相』、明石書店、2004 年、127—128 ページ、など参照。）

6) Cornel West, *Black Prophetic Fire: In Dialogue with and Edited by Christa Buschendorf*, Boston: Beacon Press, 2014, p.42.

7) W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903, Introduction by Saunders Redding, Greenwich, Conn.: Fawcett Publications, 1961, p.ix.

8) W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999, p.296.

9) W・E・B・デュボア [デュボイス]（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、未来社、1965 年、382 ページ。本書は 3 人の共訳であるが、「訳者あとがき」は、その内容等か

ら木島がほとんどを執筆したと考えられる。

10) W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999, p.xxxix.

11) 初出誌や各章に新たに付された詩および黒人霊歌の出典については、ノートン版およびオックスフォード版、岩波文庫版を参照した。

12) 現在、最も学術的に流通し読まれている版は、W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999. (A Norton Critical Edition) および W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Ed. Henry Louis Gates Jr. Oxford and New York: Oxford University Press, 2007 (The Oxford Du Bois) であろう。このノートン版およびオックスフォード版の2冊を含め、近年の版の多くが、最終章である第14章の章題に Of を付していない。全体を包括する意図で最終章のみ Of がないと解釈する論考もあるが、1903年刊の初版や1953年刊の50周年記念版であるジュビリー版には Of が付されている。[付属資料1：図4参照]

なお、ノートン版、オックスフォード版とも Selected Bibliography などに誤記が散見される。オックスフォード版では *The Souls of Black Folk* の刊行年（1903年）が1911年とされている。

13) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、428ページ。

14) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、5ページ。

本書で一般に知られることになる「20世紀の問題はカラー・ラインの問題である」という有名な言葉は、1900年にロンドンで開催されたパン・アフリカ会議における「世界の諸国民に向けて」と題したスピーチで既に発せられていた。(W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999, p.5 (fn. 1).)

15) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、6-7ページ。

16) 第1章は下記の下記の原稿に修正を加えたものである。

W. E. Burghardt Du Bois. "Strivings of the Negro People." *Atlantic Monthly*, August, 1897, pp.194-198.

17) クレイボン・カーソン編（梶原寿訳）『マーティン・ルーサー・キング自伝』、日本基督教団出版局、2001年、22ページ、ロデリック・ナッシュ、グレゴリー・グレイブズ（足立康訳）『人物アメリカ史』（下）、講談社（講談社学術文庫）、2007年、346-347ページ。

18) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、15-16ページ。

19) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、16ページ。

20) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、16ページ。

21) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、27ページ。

22) 第2章は下記の下記の原稿に修正を加えたものである。

W. E. Burghardt Du Bois. “The Freedmen’s Bureau.” *Atlantic Monthly*, March, 1901, pp.354-365.

23) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、30ページ。

24) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、55-56ページ。

25) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、61ページ。

26) 第3章は下記の下記の原稿に修正を加えたものである。

W. E. Burghardt Du Bois. “The Evolution of Negro Leadership.” *The Dial*, July 16, 1901, pp.53-55.

27) ブッカー・T・ワシントンの著書は、日本でも第二次世界大戦前に翻訳、紹介されていた。ブッカー・ワシントン（佐々木秀一抄訳）『黒偉人——ブッカー・ワシントン伝』、目黒書店、1919年。戦後では、B・T・ワシントン（稲澤秀夫訳）『奴隷より立ち上がりて』、真砂書房、1969年、B・T・ワシントン（稲澤秀夫訳）『奴隷より立ち上がりて』、中央大学出版部、1978年、などがある。

28) 『黒人の魂』（岩波文庫、1992年）の訳註（390ページ）のダグラスについての記述はやや曖昧である。文庫版刊行時に日本語に訳されていた自伝は、*Narrative of the Life of Frederick Douglass, an American Slave*（1845年）の翻訳であるフレデリック・ダグラス（刈田元司訳、岡田章雄解説）「ある黒人奴隷の半生」、中野好夫、吉川幸次郎、桑原武夫編『ある黒人奴隷の半生／思痛記／黒い灯／浦上切支丹／旅の話』（世界ノンフィクション全集第39巻）、筑摩書房、1963年、3-114ページおよび *Life and Times of Frederick Douglass*（1881年）の抄訳であるフレデリック・ダグラス（稲澤秀夫訳）『わが生涯と時代』、真砂書房、1970年である。*Narrative*の自伝は後に、フレデリック・ダグラス（岡田誠一訳）『数奇なる奴隷の半生——フレデリック・ダグラス自伝』、法政大学出版局、1993年、フレデリック・ダグラス（樋口映美監修、専修大学文学部歴史学科南北アメリカ史研究会訳）『アメリカの奴隷制を生きる——フレデリック・ダグラス自伝』、彩流社、2016年、として訳書が刊行された。

岩波文庫版の訳注で紹介されている本田創造『私は黒人奴隷だった——フレデリック・ダグラスの物語』（岩波ジュニア新書、1987年）は、青少年向けの優れたダグラスの伝記書である。日本におけるフレデリック・ダグラスの紹介や研究概観については、朴珣英「日本におけるフレデリック・ダグラス研究概観」、『金城学院大学論集』（人文科学編）、第13巻第2号、2017年3月、28-40ページを参照した。

29) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、84-85ページ。

30) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、85ページ。

31) 第4章は下記の下記の原稿に修正を加えたものである。

W. E. Burghardt Du Bois. “A Negro Schoolmaster in the South.” *Atlantic Monthly*, January 1899, pp.99-104.

32) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、90ページ。

33) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩

波文庫）、1992年、94ページ。

34) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、105－106ページ。

35) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、111ページ。

36) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、117－118ページ。

37) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、123ページ。

38) 第6章は下記の下記の原稿に修正を加えたものである。

W. E. Burghardt Du Bois. “Of the Training of Black Men.” *Atlantic Monthly*, September 1901, pp.287-297.

39) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、137ページ。

40) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、143ページ。

41) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、145ページ。

42) W・E・B・デュボイス（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、岩波書店（岩波文庫）、1992年、150－151ページ。

43) W・E・B・デュボア [ママ]（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、未来社、1965年、8ページ。

44) W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Eds. Henry Louis Gates Jr. and Terri Hume Oliver, New York and London: W.W. Norton and Company, 1999. (A Norton Critical Edition), pp.xxxix-xli.

45) W・E・B・デュボア [ママ]（木島始・鮫島重俊・黄寅秀訳）『黒人のたましい』、未来社、1965年、333－334ページ。

46) 里内克巳『多文化アメリカの萌芽——19～20世紀転換期文学における人種・性・階級』、彩流社、2017年、94ページ。本書はデュボイスに関して二つの章を割いている。第3章の「＜車窓の社会学者＞に抗して——W・E・B・デュボイス『黒人のたましい』①」は、『黒人の魂』の第7章から第9章を論じ、第4章の「死の影の谷間を抜けて——W・E・B・デュボイス『黒人のたましい』②」では、主に第10章以降を扱っている。それぞれ、既刊の論考に加筆修正したものであるが、本稿での引用部分は初出論文にはなかった文章である。

既刊の論考は、里内克巳「死の影の谷を抜けて——W・E・B・デュボイス『黒人のたましい』最終部を読む」、『言語文化共同研究プロジェクト2002 アメリカ文化研究の可能性』（大阪大学言語文化部・大学院言語文化研究科）、2003年、1－10ページ、同「車窓の社会学者——W・E・B・デュボイス『黒人のたましい』における農村と都市」、『言語文化研究』（大阪大学言語文化部・大学院言語文化研究科）、30号、2004年、181－196ページ。

47) Arnold Rampersad, “Introduction,” p.xxvii, in W. E. B. Du Bois, *The Souls of Black Folk*, 1903. Oxford and New York: Oxford University Press, 2007.

【付属資料1】

W・E・B・デュボイス『黒人の魂』（1903年） 関連図版

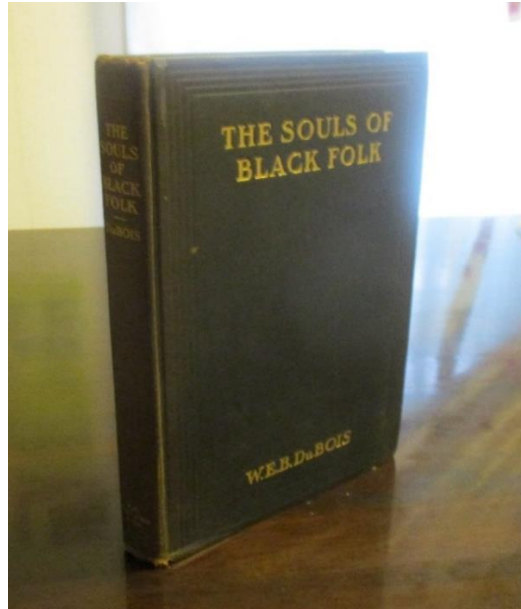


図1 : *The Souls of Black Folk*（1903年8月刊、第3版〔刷〕）。
（筆者撮影、以下、同。）

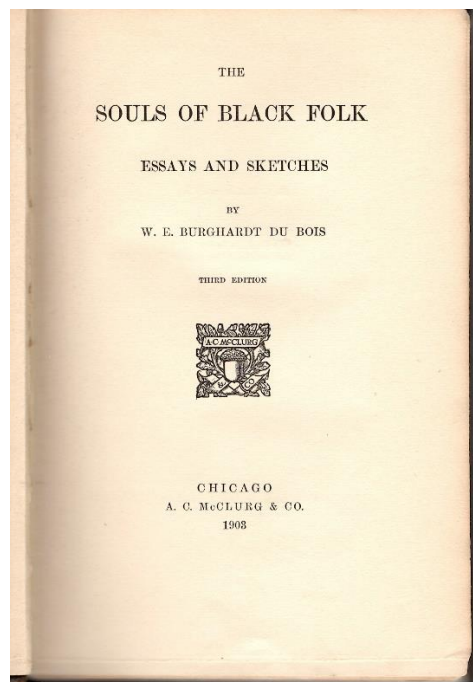


図2 : *The Souls of Black Folk* 表扉。副題に ESSAYS AND SKETCHES とある。
（1903年8月刊、第3版〔刷〕）

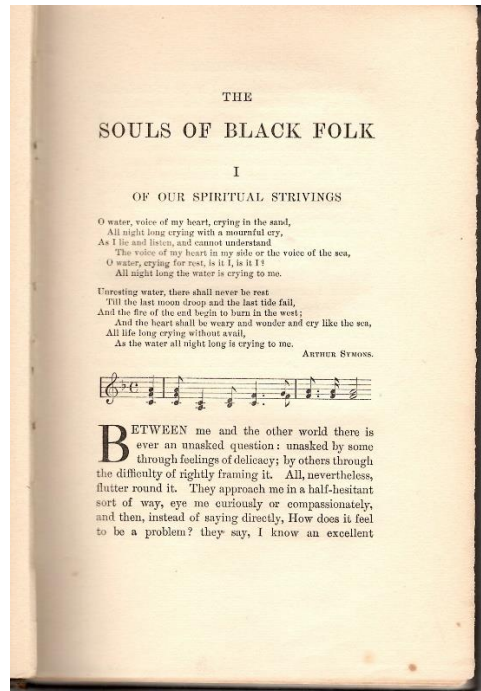


図3： *The Souls of Black Folk* 第1章扉。各章のエピグラフに西洋やペルシアの文人の詩と黒人霊歌の楽譜の一節が配置されている。（1903年8月刊、第3版〔刷〕）

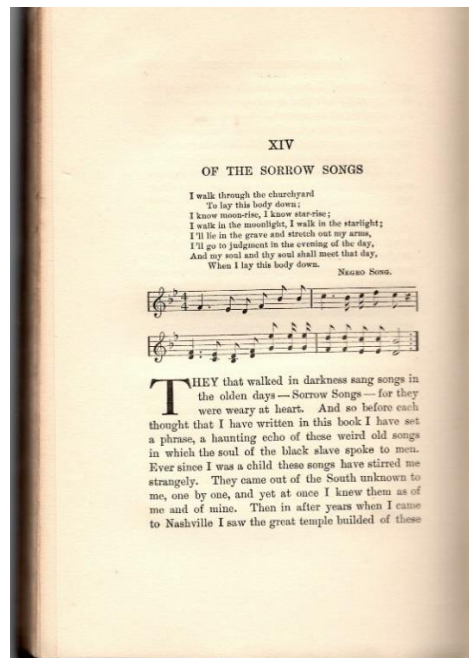


図4： *The Souls of Black Folk* 第14章（最終章）扉。章題に OF が付されている。引用の詩はこの章のみ黒人霊歌から採られている。（1903年8月刊、第3版〔刷〕）

「現集団」概念と経済人類学の射程 その5

——D・ハーヴェイ、W・シュトレークの、新自由主義による民主主義国家の変容（債務国家化）の視角から——

森田成男（社会・経済システム学会）

本論考の9つのキーワード：新自由主義による民主主義国家の変容 デヴィッド・ハーヴェイ
イとヴォルフガング・シュトレークによる世界経済メカニズム分析 ニクラス・ルーマンの
『社会の社会』『社会の経済』『社会の法』のまなざし 支払い共同体と履行共同体
債権者対債務者の関係 OECDの「税源浸食と利益移転に関するアクションプラン」
1980年代の日本経済の富はどこへ移転したのか 世界金融循環（体制支持金融）の変調
中間層を厚くするマクロ経済政策への転換

はじめに

21世紀の今日、「パナマ文書」他の露呈により、主なグローバル企業がタックスヘイブンを利用して、ほとんど国に税金を納めていない（公共インフラへのただ乗り）実態が見えてきた。「グローバル金融集団」が肥大化し、国家主権での制御が難しくなっている。今日の国家の財政危機は、新自由主義から最も多くの利益を得た人々が、公的財源に最もわずかなものしか払い込まなくなったことに原因がある。（シュトレーク、2013=2016、102 - 132。ジョンソン&クワック、2010=2011、74 - 159） 国家対無国籍企業、国家対グローバル金融資本、の現実の深刻な構図である。

全体社会における主要集団を、大局的に極度に単純化して、かつて勢力をもっていた「前集団」（Vorgruppe）、現在栄華を極める「現集団」（役割集団、Jetzt-gruppe 又は Rollegruppe）、今後勢力を増大して追いついてくる「後集団」（Nachgruppe）など、「利益集団」群を追尾・解析する社会構造分析の視座がある。（蔵内、1979、99 - 120）

この《「現集団」概念と経済人類学の射程》シリーズでは、その1（2014）で藩札による信用創造の成功事例と地域通貨の可能性、その2（2015）で市場原理主義（新自由主義）が内包する愚民化政策の視角から、法体系及び国際金融と「軍産学メディア複合体」を考察してきた。その3（2016）では、基軸通貨国特権とグローバリゼーション・パラドックスの視角から、2014年7月から実施の FATCA（外国口座税務規律順守法）によるドルの一極支配と、米国社会そのものの変質と矛盾に主な焦点をあててきた。

その4（2017）では、『金融が乗っ取る世界経済』と「社会関係資本」の背反関係の視角から、A・ネグリ&M・ハートの『マルチチュード』（2004）、『コモンウェルス』（2009）の世界分析にふれ、ベーシック・インカムの可能性を考察してきた。続いて本稿（その5）では、資本主義と金銭債権・利子債権の関係、新自由主義による国家の解体化現象（債務国家、財政再建国家化）、中間層を厚くするマクロ経済政策への転換及び「世界金融循環」変調の行方について

て、さらに深く考察を進めていく。

具体的には、Ⅰ、D・ハーヴェイ、W・シュトレークが読み解く「新自由主義の拡大と社会の荒廃」、Ⅱ、J・R・コモنزの『制度経済学』、支払い共同体と履行共同体、Ⅲ、N・ルーマンの『社会の社会』、『社会の経済』、『社会の法』のまなざし、Ⅳ、「不道德な見えざる手」、債権者対債務者の関係、Ⅴ、春日淳一『貨幣論のルーマン』の慧眼、Ⅵ、高田保馬の『勢力論』、世界における「体制支持金融」の視座、Ⅶ、中間層を富ますマクロ経済政策への転換、「世界金融循環」変調の行方、**むすび**、私たちが創出した富はどこへ運ばれていくのか、の順に述べていく。とくに、Ⅶでは、1985年のプラザ合意以降、新自由主義（ワシントン・コンセンサス）によって、どのように日本経済が破壊され、日本の富がどこへ移転したかの主要なメカニズムを詳述した。

膨大な著作を遺したN・ルーマンの、社会・経済と金融、法制に関する「経済システム」の領域に範囲を限定しながら、その学業の土台にJ・R・コモنز及び高田保馬、D・ハーヴェイやW・シュトレークたちの学術の成果を交叉させ、《社会・経済に貫徹する基本構造》と《社会編成原理》の正当性の根本を追究していく。そして同時に、日本の次世代へ、国家百年の計の討議空間を提示したい。

1. D・ハーヴェイ、W・シュトレークが読み解く「新自由主義の拡大と社会の荒廃」

2017年、高橋眞「資本主義と金銭債権 W・シュトレーク『時間かせぎの資本主義』によせて」（立命館法学）が、現在の人類の、最先端の根本課題だとして一部の研究者の間で話題に上った。要点を紹介すれば、過去40年間、自己中心的な資本は社会契約からの離脱をはかってきたが、それによる社会の荒廃を元に戻さなければならない。民法の我妻榮は、80年以上前の論文において、金銭債権・利息債権が市場で勢力を増大し、「市民社会の持続性」が深刻な困難に至れば、「やがて金融資本の威力を貶却」するべきであると展望していた。グローバル資本による市民社会に対する破壊が現実化している21世紀の今日、より普遍的な法による制御の可能性を含めた問題提起である。（高橋、2016、403 - 420。我妻、1930=1967、14 - 18）

D・ハーヴェイやW・シュトレークたちが新自由主義を分析したように、20世紀末からの40年間は、資本の所有権と処分権を持つ人々、すなわち『利潤に依存する』階級が全体社会と経済市場を制御する力を握ったことであった。見えにくい背後からの新自由主義施策のさまざまな作用により、まさに私たちの生きる現実のコミュニティは、金銭債権・利息債権の歯止めなき拡大、個人と国家の借金増、リスクとコストの個人負担という、一方的かつ不可逆の崖っぷちへの危険な途上にあるのだ。

債務者としての国家は、その利子にあたる価値を、税収によって取得せざるを得ない。国民への弊害を修復するための支出には、環境改善費用、失業手当、生活保護、健康保険費用などがあり、多額の国家的支出がインフラ整備などに充てられる。ところが、国家に対する債権者が、その投資の維持・回収のため、国家に緊縮政策を要求する。W・シュトレークは「金融機関自らが作り出した債権への支払いを、一般民衆の生活を根こそぎにしてまで迫る金融機関の要求には正当性がないこと」を主張すべきだとした上で、民主主義国家は何よりもまず市民の生活に対して義務を負っている。グローバル市場をもう一度社会の監督下に置くことのできる、市民社会にとって有益な作用をする法と市場を作り直す必要性を説く。（シュトレーク、2013

=2016、219 - 273)

D・ハーヴェイの定義によれば、《新自由主義とは、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする、社会・経済的制度の枠組みの中で、個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって、人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論である。国家の役割は、こうした実践にふさわしい制度的枠組みを創出し維持することである。市場が不十分な場合には、(たとえば、土地、水、教育、医療、社会保障、環境汚染といった領域)、市場そのものを創出しなければならない。ただし国家は、こうした任務以上のことをしてはならない》。この新自由主義イデオロギーが、世界を席卷し、貧富の格差を広げ、コミュニティ、社会関係資本を毀損・荒廃させてきたのである。

このような新しい富の蓄積方法は、従来の「拡大再生産にもとづく蓄積」と異なり、大企業とエリートへの富の巨大な再分配にもとづいており、D・ハーヴェイはそれを「略奪による蓄積 (accumulation by dispossession)」と呼んでいる。要するに、新自由主義施策の本質は、「階級権力の回復」であるという分析が説得力を持つのである。

1970年代以降、新自由主義への転換がいたるところで生じた。1980年代から21世紀の今日まで、社会福祉の多くの領域からの国家の撤退、規制緩和、私営化(民営化)、儲かるものなら何でも商品化するといった現象が一般的なものになった。ソ連崩壊後に新たに生まれた国々から、北欧のスウェーデンのような福祉国家(日本も含む)にいたるまで、ほぼすべての国家が何らかの新自由主義理論を受け入れるなどしている。そして、人々のすべての行動を、「神聖な(?) グローバル市場」の領域に隷属させようとしている。

1980年代に米国やIMFや世界銀行は、メキシコを始めとする債務不履行(デフォルト)のラテンアメリカ諸国へ、返済繰り延べを認める見返りに新自由主義施策(ワシントン・コンセンサス政策)を実施させた。つまり、福祉支出のカット、よりフレキシブルな労働市場立法(非正規社員増と解雇の簡素化)、私営化(民営化)の拡大を迫った。発展途上国はグローバル金融資本及びグローバル企業に、資産を二束三文で手放すことを余儀なくされた。その結果、グローバル資本がラテンアメリカを始めとする世界中から、莫大な収益を絞り出すことができるようになったのである。

D・ハーヴェイによれば、このような企業利益集団は、特定の国の国家機構を食い物にするとともに、その国家機構を肥やしてもいる。そうしながら、複数の国で同時に階級権力を行使している。国際的な資本移動や、新自由主義施策を通じて、世界中から搾り取られた大量の剰余に、彼らが預かるメカニズムが存在している。今日ではチリやスロバキアにおいて、すでに社会保障までが私営化(民営化)されている。

D・ハーヴェイは、新自由主義の、攻撃の2つの側面についても緻密に分析している。攻撃の第一の方面は、各国の国内において、まず労働組合をはじめとする労働者階級の諸機関の力が押さえ込まれ(1970年代のチリや、2001年のイラクのように必要とあらば暴力によって)解体される。そして、「国家は社会福祉の給付から手を引き、雇用構造の再編を技術的に誘導する。それによって労働力の大きな部分を過剰労働力にして、労働に対する資本の支配が市場において完成する。そして個人化された相対的に無力にされた労働者は、資本家の個々の要望にもとづく短期契約しかない労働市場に直面する」。《個人責任制》が、以前は雇用者や国家の義務であった社会的保護(年金、医療、労災補償)に取って代わる。その代わりに諸個人は、私営化(民営化)された利潤を上乗せされた割高な社会的保護サービスを、グローバル企業の独占的な寡占市場で商品として購入を強制される。

攻撃の第二の方面は、労働市場の空間的・時間的調整を変容させることである。あまりにも多くの人々が、最も安く最も従順な労働環境を見出すための「底辺へ向かう競争」に巻き込まれていく。その一方で、資本は地理的移動性をもつので、地理的移動性に制限のある労働力をグローバルに支配することが可能となる。新自由主義化のもとでは、「使い捨て労働者」が世界的規模で労働者の典型として現れる。

一般に、新自由主義に懐柔された法の決定は、平等や社会的公正（正義）の権利よりも、私的所有権や利潤原理に味方する傾向にある。人生上のさまざまなコストとリスクを、か弱い個人がそれぞれに処理することを余儀なくされてきているのだ。私たちは、より普遍的な原理に訴えることなくして、この新自由主義化に対抗するのは困難である。略奪は権利の喪失をともなう。そこで、人権、尊厳、持続可能なエコロジー的实践、地球の公共財を平等に享受する権利、環境権などの普遍主義的なレトリックに転じることが、オルタナティブな対抗運動を推進する基盤となる、とハーヴェイは展望している。（ハーヴェイ、2005=2007、214 - 284）

この章では、進行している世界的規模の私的所有権と利潤原理の貫徹、それによる社会の荒廃と漂流の悲惨な現実をまず押さえておこう。

2. J・R・コモنزの『制度経済学』、支払い共同体と履行共同体

もともと資本主義と国家は、ギブ・アンド・テイクの関係であった。いまやグローバル資本（債権者側のアクター）が主人で、国家が使用人のような体たらくである。（水野（和夫）、2016、75 - 85）新自由主義の拡散により、どこの国も税金を引き下げて、税制の再分配機能をほとんど喪失してしまっている。（諸富、2015、189 - 211）

「国家は、政治的民主主義体制の枠組みのなかで国家自身がつくりだしたわけでもなく、国家の統制内にあるものでもない諸力に対応しなければならない」。国民的意思による民主主義政府にこそ、不具合を制御する主権があり、国民的基盤に基づく政治の手続きで、「人類の課題」に責任を負わねばならないのである。（スメルサー、1994=2002、148 - 152）

J・R・コモنزが『制度経済学』第九章の「将来性」において、金融取引について丹念に分析しているのは、とくに金融化した経済（コモنزの用語でいえば銀行家資本主義）の、メカニズムの危険性と重要性を把握していたからである。

コモنزは、根本的な人間活動の要である「取引行為」を三つに分類した。第一は、市場での売買行為を意味する「売買交渉取引」であり、法的に同等な者の間でモノやサービスを売買する行為である。第二は、経営者と中間管理職、工場長と労働者のような法的上下関係を含む、富の生産を目的とした集団内の命令・服従関係を意味する「管理取引」の類である。第三は、法的上下関係を含んだ、富の分配を目的とした、利益と負担を振り分ける「割当取引」と呼ばれる取引である。

さらに、コモنزがその『制度経済学』において、重要な分析概念とするのが、将来へ向けに継続（going）する、自発的意思や取引を含む活動体（concern）たる「ゴーイング・コンサーン」である。国家や家族もゴーイング・コンサーンだが、最もよく当てはまるのは法人の企業体である。生産部門では商品生産のために「管理取引」が行われ、営業部門では商品販売のための「売買交渉取引」が行われる。この活動を統治する取締役会などで、配当金などの利益配分や、従業員の社会保障負担を割り振る「割当取引」が行われる。経営陣の統治機構は、就業規則や出張精算規則などのルールをつくるが、彼はそれを「ワーキング・ルール」と名づけ

た。

これら人間活動の総体そのものは、継続される組織的な集団行動でもある。そして、このような「取引行為」や「ゴーイング・コンサーン」を総称して、彼は「制度」と言う。「ゴーイング・コンサーン」は一つの社会の中に同時に、かつ無数に存在し、一人の人間が多くの分野の種別的コンサーンに同時に関与している。つねにこれらのコンサーンを媒介し、コントロールするものが社会的「制度」である。彼は政策の法的妥当性を確認のため、何百もの判例の研究を行った。「所有権」や適法な手続きに関わることで、これらを中心に扱ったのが『資本主義の法律的基礎』（1924）であった。

J・R・コモنزもN・ルーマンも、社会関係における「所有権」の重要性に気づき、歴史的かつ体系的にアプローチしている。両者とも、社会的な「約束事の体系」、広義の「人間的制度」を根本から考察している。とりわけ、コモنزは「制度」を、「個人の行為を操作し、解放し、拡大する集団行動」と定義している。まさに、社会的「制度」とは、一定の規律に基づく集団行動のことでもあり、「貨幣」もまたひとつの「制度」となるのである。（中野、2016、383 - 388）

コモنزは、貨幣をこのように定義する。「貨幣とは、その現代的な意味においては、取引行為から生じる負債の創造、交渉可能性そして譲渡の社会制度」である。「貨幣は二義的な意味において交換手段である。貨幣は、一義的には、負債の創造、移転、そして消滅の社会的な手段なのである。（中略）したがって、貨幣は、量という静態的な概念から、過程という動態的な概念へと転換すべきである」と。つまり、貨幣をモノではなく、「信用」の「取引行為」という、未来に向けての集団行動として、貨幣そのものの本質をつかんで理解している点にある。

それ故に、貨幣は、商品の生産に対する信用として創造され、商品やサービスの取引に用いられ、経済全体の中を循環する。コモنزは、「支払い共同体」とは、「履行共同体（performance-community）」でもあると述べる。「履行」とは、銀行融資などによって実現する生産活動や商業活動のことである。

「支払い共同体」とは貨幣経済のことであり、「履行共同体」とは実物経済のことである。しかも両者は、表と裏の関係にある。国家は、その政府が発行する国定信用貨幣を基軸として、無数の取引行為から構成される公的な「支払い共同体」である。と同時に、信用貨幣は生産活動と密接な関係にあるため、国家は公的な「履行共同体」ともなる。この公的な「履行共同体＝支払い共同体」が、まさに国民経済であり、マクロ経済である。そして国民経済がひとつの「支払い／履行共同体」であることが、信用貨幣の循環の過程によって、国民経済が根本的に左右されるということを意味している。（コモنز、1935＝1990。中野、2016、397 - 406）

この信用貨幣の循環理論においては、貨幣は商品ではなく、負債の一種である。このため「商品市場」と「負債市場」という異質の相反する領域が、金融制度によって結びついていることが、さらに重要である。

彼はマクロ経済における信用貨幣論の展開から、ケインズやH・P・ミンスキーと同様に、資本主義経済は不安定に変動するという結論に至った。第二次世界大戦後は、J・K・ガルブレイス、K・G・ミュルダールらの『ネオ制度派』と呼ばれる人々が、「豊かな社会」特有の問題などを扱った。そして今日、新自由主義による、収奪のための世界統治は、「負債市場」（借金の拡大）を中心に、組み立てられている。

利子という制度によって、膨大な額のおカネが日々、人々・企業・国家から債権者に移転している。とくに欧米において、赤字国債や地方債の発行が、債券を買うすべての富裕者（債権

者) にとっての収入源である。皮肉なことに、国家や国民の貧窮化が、一層の利子収入となり、新自由主義を支持する人々への好循環が確立されている。だからこそ、担税力のある者に対する応分の課税が必要である。(シュトレーク、2013=2016、112 - 138)

パリ在住の社会学者 M・ラッツァラートの「人類への警告」で、この章の要点を整理しよう。コモンズが洞察したように、私たちは、「支払い共同体」と「履行共同体」が表裏一体の世界に生きている。そして貨幣は商品ではなく、「負債」の一種でもある。それ故に、99%の側がしっかりと、新自由主義の悪しき正体を把握しないと、金銭債権・利子債権、すなわち「負債市場」の落とし穴に私たち全員が埋め込まれる点が重要である。

変容をとげる民主主義国家は、債権者への膨大な債務を現役世代だけでは返済しきれない。どの国においても、この世に子供が生まれると同時に、巨額の政府債務を不当に国民に背負わせている。それ故に、各国が今後も新自由主義施策を放置するならば、十分な数の次世代人口、すなわち「借金漬け人間」をさらに用意しなければならない仕組みになっている。(ラッツァレート、2011=2012、35 - 166)

3. N・ルーマンの『社会の社会』、『社会の経済』、『社会の法』のまなざし

N・ルーマンが深く洞察したように、全体社会は、コミュニケーションによってコミュニケーションを生み出していく。およそ、組織におけるあらゆる人間の行為は、同時に経済システムにおける行為であり、かつ全体社会のシステムにおける行為でもある。組織には実にいろいろな種類の権力源泉がある。たとえば雇入れと解雇にかんして、また、組織上の昇進や転勤や職場移動にかんして、意思決定できる地位が存在する場合、権力の発生と集中が見込まれる。ルーマンは、組織自体の貨幣依存の傾向から、機能システムの組織依存につながる連鎖を通じて、現代社会における経済の潜在的優勢が確実なものになると観ていた。(ルーマン、1988=1991、316 - 321、331 - 356)

自然状態においては、誰もが自給自足をしている。文明が相互依存関係をもたらすのである。近代において個人は、所有者になることによって、法的、経済的な相互依存の網の目の中に絡めとられる。個人は所有によって、より独立的になると同時に、より依存的になる。なぜなら、所有物を保全し、これを増やそうとするすべての営みが、この状態を裏づけるからである。個人は、豊かでも貧しくても、このメカニズムの中に絡めとられている。ある場合には、合理的な財産の運用により財の拡大があり、ある場合には椅子取りゲームではじき出された最貧者が死ぬのである。より複雑になる全体社会システムにおいては、逸脱的な社会化が起こる蓋然性が高くなる。(ルーマン、1989=2013、161 - 173)

なぜ法システムに従う義務があるのかという問いがある。が、法システムの閉じを実現し、作動を再生産し、境界を定義しうるのは、法システム自身のみである。裁判を利用するチャンスも、立法に影響を与えるチャンスも、社会階層によって異なっている。金銭的資源や、言語を用いる技量、相互行為能力、あるいは身につけた教養は、階層ごとに異なるからである。全体社会のなかで、これが合法であり、これが不法であるということを述べる審級は、法以外には存在していない。法律、契約、法的諸関係など、何が法で何が不法かという問題に際して助力を与える仕組みも作られ、固有の法が進化してきた。(ルーマン、1993=2003、65 - 77、106 - 123。ベッカー、2005=2009、290 - 299)

ところで、ルーマンは、貨幣についてこのように指摘する。「全体社会の進化がこの問題のた

めに創り出してきたのは、所有権というメディアであった。その後の経過の中でこのメディアは、よりよい処理と調整とが可能になるよう、貨幣というメディアへと姿を変えていく。「18世紀に至ってもなお、貨幣創造の主たる道具は、国家の負債だった。《銀行券》もまた当初においては、(譲渡可能な債務証書として構想されたものだったのである。しかしだとすれば[この意味での貨幣が通用するためには]誰が債務者であるかが、またその債務者の支払い能力を信頼してよいのかどうか常知られていなければならなかったはずである。(中略) 今や[貨幣の通用を保証する]債務者とは(そのように指し示してよいのならの話だが)経済そのものである。貨幣という負債を負っているのは経済であり、経済こそが貨幣を循環させるのである)。(ルーマン、1997=2009、390 - 391)

家事経済は家族内での資源を均衡させ、企業経済は土地、機械、マン・パワーを「ゴーイング・コンサーン」の内部で均衡させる。経済活動の究極の目的は、経世済民(経済)、すなわち民と社会、「社会関係資本」そのものを富ますことに他ならない。買い手と売り手、借主と貸主、使用者と労働者などの相対立する関係にあっても、公平性と妥当性を深く考慮した「法体系」が先人たちによって構築されてきた。

モノの交換価値が拡大することで、財産の《権利》もまた、モノの交換価値を購入し販売する権利に変化した。モノの交換価値に関するこの権利こそ、無形財産として知られ、「資産」という事業用語に相当する。それは物理的商品を含み、その中には、土地と建物、工場と設備、材料、糧食などがはいる。さらに手元にある現金、銀行にある預金もはいる。履行の過程にある契約・受取勘定・他社の株式と社債・特許権・著作権・商標・さらには営業権までもが含まれる。

債務は一方の当事者が他方の当事者に負うものである。第二の当事者が所定の期日と場所で弁済を怠るならば、第一の当事者はただちに法廷に出頭し、執行部と司法部の官憲に要求して、第二の当事者が特定の履行ないし賠償を行うよう強制する権利を与えられる。これら債権債務関係の公正なルールと強制力(法体系の権能)の故に、国民国家に根を持った事業家は、その活動範囲を広げることができた。(コモンズ、1924=1964、128 - 145、157、200 - 210)

ローマ法は、共和政期と初期帝政期に発展し、テキストのかたちで存在した。古代において、オイコス(Oikos)という家政から発展した経済活動の考察、商売に関わる事項、家にまつわる経済分野でのふるまいに関するものがすでにあつた。そこから貨幣経済の問題も、論じられるようになる。11・12世紀の英国では、信用によって所有物を得るという考え方が広がった。それとともに個人の財産に対する所有権(property)を表す概念が必要になった。ルーマンによれば、その後しだいに土地所有そのものが支払い可能で、経済的価値を有するものの一つとみなされる方向に発展してきた。(ベッカー、2005=2009、177 - 209、278 - 299、360 - 384)

N・ルーマンのシステム理論における、「経済システム」の固有情報として、一般に、価格とその変動、貨幣とその循環構造、信用創造と価値の増殖、レバレッジ制度による貨幣の勝手な増殖、タックスヘイブン拡大と債務国家化進行のパラレルな関係、先物制度と相場のコントロール他、様々な事項が観察されている。

これら日々生起する出来事のうち、「システム」がイリテーション(irritation 不具合・炎症・いらだち)としてとらえたものを素材にして、「システム」自身の手によって独自の情報が作り出される。その意味での「システム」内での不具合情報は、ルーマンの表現を使えば「差異を生み出す差異」という性格をもっている。(春日、2008、108 - 117)

「システム」上の多数の不具合情報の中で、とくに管理通貨制度下での、「変動為替相場制」

と SQ（スペシャル・クォーティション）先物制度の胡散臭さ、ドルを中心とした「世界金融循環」の異常性が、市井の人々にも気づかれ始めている。そこで次章において、さらに新自由主義による「経済システム」の統治下での、各種不具合の実態を拡大鏡で深くのぞいていこう。

4. 「不道德な見えざる手」、債権者対債務者の関係

1960年代の固定相場制が1973年に崩壊したことは、より変動性の激しい為替システムの登場を意味した。新しい通貨先物市場が1970年代にシカゴで形成された。その後、1980年代の終わりにかけて、変動性を相殺するために、ヘッジの慣行（通貨先物の両方向に賭けること）がより一般的になった。「相対取引」市場が、既成の枠組みと為替取引ルールの外に発生した。これが1990年代に新しい金融商品、すなわち CDS、通貨デリバティブ、金利スワップの爆発的増大をもたらした民間側の動きであった。

これらは完全に規制外の「影の銀行システム」を構成し、多くの企業がそれに積極的に参加した。米国のエンロンは、エネルギー生産し分配するものとされていたが、2002年に倒産したときには、ハイリスク市場にどっぷりつかったデリバティブ取引会社としか思えないものになっていた。（ハーヴェイ、2010=2012、40 - 43）

実体経済が積み上げている付加価値の総額をはるかに超えて、紙のお札が幾何級数的な速度で急膨張している。デリバティブは株や通貨など他の資産の価値が将来どうなるかを見込む賭けである。とくに CDS の相対取引が、天文学的な保証金額となり、実体経済が保有する実質の価値総額の数百倍を超えていると推測されている。

これが2008年秋のリーマンショックで顕在化したことであり、パナマ文書などが暴いたように、天文学的な金額がタックスヘイブンに隠れ潜んでいる。当然、基軸通貨ドルを中心とした通貨全体の価値は、世界中で薄まっていく。それを支えているのは、軍事力で、ドルでしか石油を取引させないようにしている世界覇権力、すなわちペトロダラー体制である。（クラーク、2005=2013、258。本山、2006、166 - 168）

金融商品の貸借、売買の場という広義の金融市場があり、一次産品（鉱物・エネルギーなど）のコモディティー取引市場がある。そして表面上、ゴールド（金）の価値と切り離された、現行の管理通貨制度がある。かつてセオドア・ルーズベルト大統領は、産業トラストの肥大に対して勝利を収めたが、当時も巨大銀行の力を削ぐことはできなかった。

G・A・アカロフ&R・J・シラーの『不道德な見えざる手 自由市場は人間の弱みにつけ込む』（2017）は、金融市場でのカモ釣りの実態を厳しく描いている。金儲けには2種類の方法がある。地道で伝統的（売り手よし・買い手よし・世間よしの三方よし）な正直な商売がそれだ。が、もう一つは、金融分野に多いように、顧客に間違った情報を与えたり、民衆にわざと詐欺に陥るように仕向けるものだ。とんでもなくややこしい金融商品が、ごく最低限の監督しか受けずに、広く取引されている。

2008年において、「G社は驚くほど素早くポートフォリオを逆転させ、住宅ローン証券を長期保有する立場から、空売りする立場に切り替えた — おかげで同社は何十億ドルも得をした」。リーマンショックの世界金融の大崩壊から10年たったが、市場が自分で自分を監督するのだとまだ言われている。（アカロフ&シラー、2015=2017、69 - 88）

2003年7月、G社がスワップを使って、ギリシャ政府によるおよそ30億ドルの債務隠しを手助けした。その後もギリシャは借金と債務ポジションの隠ぺいを続け、2009年の選挙の後に

その詐欺行為が明らかになった。2010年4月には、すでにギリシャの債務はジャンク・レベルにあった。(ダンバー、2011=2013、407 - 415)

ゴールド(金)と為替の国際取引市場での不透明な相場の操作について、2014年1月16日に、ドイツの金融監督庁長官が捜査していると発表した。翌日のロイターとブルームバーグ通信に、「貴金属と通貨においての不正操作(先物)は、LIBOR(ロンドンの銀行間利子レート決め)の問題より悪質。ドイツの金融監督庁が発表」などの記事が出ている。(副島、2014、174 - 219)

金融・証券業界のプロ以外にはあまり知られていないが、1986年に導入されてしまった「先物制度」というのは、相場に投入できる資金量が無限に近い基軸通貨国の金融アクターたちが、上げるのも下げるのも自由自在であり、必ず勝つという歪んだシステムでもある。株式の先物の決済制度を、債権(国債など)と同じように売ったら買って決済、買ったって売って決済と反対売買する、相場に中立的な、まともな制度に変えるべきである。市場を日本国民の手に取り返すべきである。(朝倉、2010、166 - 262)

日本には、1989年末の日経平均3万9000円台が1990年初頭からの、外国証券から出る先物の大量の売り物から相場は歴史的な暴落となり、それが「失われた20年」の発端のひとつになったという、証券業界の人々の語り草がある。

一般に、政府はいろいろな形で国民に対し、公共(行政)サービスを提供している。これを総称して公共財と呼ぶ。政府とは中央政府だけではなく、都道府県に至る地方政府をも含む。公共財には、治安、防衛、消防、道路管理などの純粋公共財と、医療や教育などの準公共財がある。いずれも、程度の差はあれ、いわゆる「市場原理」は通用せず、政府が対価を求めないで提供するという「出し切り、払い切り」、国民の側から見れば「もらい切り」の要素が含まれる。

政府による公共財の提供には、当然費用がかかっている。その資金調達は、国民や民間事業体(グローバル企業を含む)から徴収する税金であり、お金持ちからの借金、すなわち公債(建設国債、赤字国債など)の発行である。借金である以上、市中引き受けの原則から、債権者対債務者の関係が入り込んでくる。(海外の投機家が、実際にその国債を保有していなくても、将来ある一定の価格で国債の売り買いを約束する先物で、大きな売りを出すことは可能である)

現代世界において最大の問題は、とくに米国で顕著であるが、タックスヘイブンを利用して、グローバル企業が国に税金を払わなくなっている深刻な実態である。グローバル企業を儲けさせても、その企業の稼ぎが、国民の生活向上につながらない側面の拡大である。本来の企業の社会的責任とは、雇用を確保し、黒字を出して税金を払うことである。現行の国家の徴税の仕組みが、グローバル金融経済の現状に対応できていない。

1990年代からの過剰流動性の異常な増加は、債権・株式市場におけるレバレッジの増大による。2005年には、レバレッジ比率は30対1にまで高まった。株式・債券市場、為替市場、不動産・リート市場、損害保険市場(CDS、デリバティブを含む)を舞台に、投機による利ザヤの追求が倍々ゲームで拡大し、紙のマネーの風船をふくらませてきた。

「銀行システムの内部でつくり出された過剰な擬制資本が過剰を吸収していたのだ。これはまるで、銀行家たちが資本主義の屋上にある最上階に引きこもって、自分たちの間で取引とレバレッジを繰り返して莫大な資金を製造することに没頭し、地階で暮らしている労働者のことに何の関心も向けていないようなものだった」。しかし、2008年秋のリーマンショックの金融大崩壊で、最上階の住人たちがこの20年間どんな錬金術に没頭していたかが、国民にとって

明らかになったのである。(ハーヴェイ。2010=2012、45 - 49)

現状を放置すれば、世界中の国民国家と民主主義の社会全体が崩壊を速めることになる。国家の枠を越えた、世界的なスケールにおける税逃れの規制を強める必要がある。今までと違った税金徴収システムを確立しないと、グローバル企業に全体社会がただ乗りされて、世界のどの国も国民も減びてしまう寸前まで来ているのだ。

2013 年 7 月に OECD が、「税源浸食と利益移転に関するアクションプラン」を発表した。世界のどの国にも税金を払っていないグローバル企業に対して、取り締まって税金を払わせる施策である。G20 がやっと税金の問題、タックスヘイブンの問題に取り組み始めた。複雑な多国籍、すなわちハイブリッド事業体への税徴収対策、利子や金融費用の損金算入という税源浸食の制限、租税条約の乱用防止などである。(岩本、2014、106 - 144)

5. 春日淳一『貨幣論のルーマン』の慧眼

金とドル札の交換停止後の、現代の「管理通貨制度」下では、ゴールド（金）と切り離された、過剰発行の「紙幣」や電子マネーが乱舞している。春日淳一たちが示唆したように、市場経済への N・ルーマンの意表をつく洞察は、ルーマン自身は意図しなかったが、いわゆる新自由主義・市場原理主義の、道具としての「管理通貨制度」の「砂上の楼閣」の姿を露呈させた。経済に参加する者はすべて「市場の命ずるところ」に従うべきであり、市場における自由な競争なくして社会・経済システムの繁栄はあり得ないという、「新自由主義」（債権者側一人勝ち）イデオロギーのほころびの姿でもある。

佐伯啓思も論点整理しているように、自己調整的市場、自己組織的市場、自己生成的市場という厳密な市場の性格区分がある。自己調整的市場とは、1960 年代まで先進資本主義諸国で機能していた経済諸変数間の安定した「メカニズムによって人々の利害が自動的に調整され、資源配分がうまくゆく市場」を指している。その際に重要なのは「安定したメカニズム」を支える社会の構造であり、固定相場制のケインズのマクロ経済政策などがそうした構造の外縁をなしていた。K・ポランニーが称した「自己調整的市場」そのものが、佐伯氏の用語法では「社会に係留された市場」を意味している。

ところが 1970 年代から 1990 年代にかけて、市場を社会につなぎとめていた鎖が腐食しゆるんできた。具体的には、①金とドルの交換停止で、ただの紙のお札が独り歩きし出し、②一国の通貨が不安定な変動相場制へ無理に移行させられ、投機マネーの餌食となり、③石油危機で経済の下部構造を支えるエネルギー供給の揺さぶりを受けるなど、新自由主義施策による「グローバル資本」の勢力拡張の下、かつての安定した社会構造を崩されてきた。

かくして、自己調整的市場から自己組織的市場への転換である。これを秩序の喪失とみるか、自由の獲得とみるかで、社会・経済システムの展望は決定的に異なってくる。レーガンやサッチャーの名と結びつく新自由主義の見方は後者であり、2008 年秋のリーマンショックの金融大崩壊の主原因である。しかも、国民の税金・公的資金で、賭博に負けた「グローバル金融集団」が救ってもらったという、《新自由主義のダブルスタンダード》の実情を世界の人々が見た。

「構造」を脱して勝手気ままに浮遊し、ついには「市場の外側にあるもの」も市場的原則のもとに置き、社会そのものを市場の原則によって組織化しようとする「自己組織的市場」とはまがい物である。(佐伯、1995) シカゴ学派などの、市場競争さえ確保すれば市場の秩序が成り立つという単純な理解こそが、今日の大きな経済危機を招いた。グローバル化のもとでは、

「私益は公益なり」というアダム・スミスの命題は成り立たない。(佐伯、2012、120 - 167)
「サイバー・リバタリアンの新自由主義」など、それでもまだ、間違った新自由主義の強化がはかられているのが今日の状況である。(本山、2015、110 - 132)

マルセル・モースやマリノフスキーが事実報告した社会人類学の知見は、N・ルーマンの視座と切り結んで、私たちの社会・経済・法システムの、人間活動の熱きぬくもりの内実を再確認させる。メラネシアのトロブリアント諸島の腕輪と首飾り（両者の総称がヴァイグア Vaygu`a）が、互いに反対向きにグルグル回る「クラ交換」は、島の人々の間の結びつきと信頼を確認するプロセスになっている。と同時に、結びつきと信頼が確認されることによってヴァイグアは循環するという、自己準拠的な関係がみられる。ヴァイグアとそれに対する観念が「きずなそのもの」なのだ。

そしてその観念そのものが、ヴァイグアをグルグルと移転・回転させる。現代人の目からすれば奇異に映るが、ヴァイグアは貨幣として交換を媒介すると同時に、交換される財そのものなのである。したがって、春日淳一たちが指摘するように、「クラ交換」において、貨幣の支払いは同時に財の引き渡しであり、財の引き渡しであるからこそ、受け取った方は支払い＝返礼の義務を負うわけである。貨幣と財の交換は同時相関の関係にあるわけである。(春日、2003、147 - 150)

「クラ交換」においては、コミュニケーションが連鎖的にコミュニケーションを生み出し、このコミュニケーションの連鎖が自己再生産されていく。マリノフスキーが描写しているように「うやうやしく彼（原住民）はそれら（ヴァイグア）の名前を言い、いつだれがそれを身につけたか、どのように所有者が転々と変わってきたか、- - - などという歴史を語りたがる。「彼は品物を誇示し、どのようにして入手したか、その後だれにあげるつもりかを語る」のである。

ヴァイグアを長期にわたって保有することは、貨幣の退蔵と同じく循環システムの存続を危うくしてしまう。そのため「クラ圏のなかにある男は、財宝（ヴァイグア）をまず一年二年以上は保有することがない。このくらいの期間、手もとに置くだけでも、欲が深いといって非難され、〈のろい〉とか〈がめつい〉とかいう悪評をたてられる地区もある」という。「ヴァイグア」はあくまでも、絶えず循環することによってシステムの境界を維持しているのだ。(マリノフスキー、1922=1967、158 - 159)

現代社会において、一般に、各人は自分自身の活動（労働）だけでは自らの必要を充足できない。分業という相互依存の関係が、必然的に作り出されている。社会の個々の労働（作業・仕事）は分割され限定されているが故に、お互いの再結合を不可避としている。部分的な作業実行は、別の部分の労働に次々と接続せざるを得ない膨大なネットワークが存在している。つまり、労働という名前で抽象化されたものの実体は、多種類の異なる活動（作業）ともいえる。

労働を経済システムにおける貨幣のようなものとみれば、その形態は「作業の組み合わせによって何かをあらわしたもの」となる。これが「仕事（work）」と呼ばれるものである。労働は貨幣と並んで、経済システムの中核に存在している。例えば、田植え、稲刈り、機械の操作や企画書の作成、商品の販売ほか、内容を分けていくと作業は無限近くに存在している。

貨幣の場合の「誰かの支払い＝他の者の受け取り」という関係ほど直接的ではないにせよ、労働の場合も誰かの労働の成果が、直接・間接に他の者の労働力の再生産に寄与する明確な関係がある。本来は、富に寄生する金融よりも、富を直接に生産する「労働」が先にある。一方

における労働メディアの使用と、他方における労働メディアの再生産が、システム全体として同時並行的に活動が続けているのだ。

そうした眼差しの深い市場観をともなったが故に、ルーマンは単純な均衡理論や一物一価といったありそうもないものに目をくらまされることなく、経済システムにおける価格のはたらきを直視できたのである。(春日、2003、80 - 98、159 - 163)

N・ルーマンたちが示唆するように、あらゆる人間社会は、基本的生存水準以上の生産力を持ってきた。「はたが楽になる」ようにお互いが「仕え合い」、多くの人々の「労働」の喜びの連鎖が、生きるに値する協同社会(ゲマインシャフトに近い社会関係)を育んできたのである。それは例えば、ドイツ南部のトラウンシュタインの「キームガウアー」(年間6%目減り)のような地域通貨や、近年の「時間通貨」展開の萌芽にもつながっている。

次の章では、世界覇権(グレート・ゲーム)の観点から、「ドルの帝国」の金融循環の病理について、高田保馬の『勢力論』を媒介に微細に解剖していく。

6. 高田保馬の『勢力論』、世界における「体制支持金融」の視座

高田保馬の『勢力論』(1940)は、新自由主義の時代を動態分析する私たちに、世界覇権の興亡(グレート・ゲーム)の観点から、基軸通貨「ドルの帝国」の読み解きに示唆を与えている。ジョバンニ・アリギやバリー・アイケングリーンたちが洞察したように、軍事力と同等、もしくはそれ以上の世界統治の強力なヘゲモニーが、金融における「基軸通貨国特権(シニョレッジ)」である。基軸通貨国は、自国の銀行の信用創造によって基軸通貨を創出できるので、経常収支の赤字を補う必要性はもともと存在しない。経常収支がいかに巨額であろうと、米国は巨額の資本輸出が可能である。もちろん、資本輸出とドルの刷りすぎはドル安要因であるから、為替相場面からの制約はある。

BIS(バーゼル倶楽部)など「国際金融権力」の圧倒的支配力は、きわめて慎重で洗練されているため、歴史家が長いこと気づかないほどであった。すでに金融覇権をにぎっている勢力集団が、あらゆる分野で得をするように世界構造が組み立てられている。(アリギ、2007=2011、222 - 244)

本来、社会的集団における権力の権力たる所以は、内部の成員に対して合法的に服従を強い得る可能性にある。内部からの服従である勢力は、同時にまた、外部に対しての勢力としても作用する。

高田保馬は、社会関係を結合、分離、従属(上下関係)に三分する。結合と分離については多数の先行研究があるが、従属については、先行研究が乏しく、経済、政治、国家、法律、地政学とも関連が深く、総合の視座を要求している。例えば、企業の内部組織において、仕事における従属の関係は、やがて人々の間における服従の関係にまで及んでくる。そのため、形式的には契約の上に立つ企業の全組織が、若干の権力的なる要素をもち、内的勢力の体統(ヒエラルキー)体系を作り上げる。

富者のもつ勢力はその内的勢力を中心として拡大し、そこに複雑な社会的な網・ネットワークが張られていく。優越した勢力は、個人より出発して集団のものとなり、または集団より出発して個人のものとなる。さらにこの集団の人々は増加し、同時に集団が強化・拡充され、組織的勢力すなわち権力をもつこととなる。一方、国家や法が公認した集団とは別に、それらの意思を離れて形成される野性的な勢力も生じてくる。

「かつて徳川幕府の時代に、淀屋辰五郎の巨万の豪富が一朝の命令によって没収せられたるが如きは、金力よく政権を動かすといはるる表面の裏にあつて、如何に政治的なる権力が優越的地位を占むるかを明示している」。資本主義経済の組織に入って、はじめて経済的勢力は独立し、その単独の勢力の姿をあらわすに至ったと考えられる。しかし、政治勢力は直接強制の勢力であるが故に、社会における勢力関係、したがって上下構造の形成においていかなる場合にも、常に決定的な役目を営むのである。

全体社会を構成する多数の部分社会は、皆それぞれの勢力を有している。「一般に、国家的のことを公共的というならば、国家の行動に基づいて成立する勢力を公生的勢力ということが出来るであろう。そうすると、国家の意思に基づくことなく、またそれに反して成立する勢力すべて野性的勢力と称し得る」。

高田は野性的勢力集団を、三つに大別している。一は政治的社会的なもの、二は文化的なもの、三は経済的なものである。経済的なものでよく目につくのが、グローバル金融資本や産業資本の結束の、カルテルや持株会社、コンツェルンなどの勢力集団である。当然、社会におけるすべての勢力をはる存在は、譲渡し移転できうるものであり、争奪の対象ともなる。(高田、1940=2003、45 - 51、80 - 88)

米国以外の経常黒字国がそのドル残高を米財務省証券に運用して、米国の国際収支赤字をファイナンスするという黙示的な「世界金融循環」システムは、今日、世界における「体制支持金融」(新・帝国循環)という概念で定式化されている。それは、日本や産油国が米国債を買い支え、米国が赤字を垂れ流しできる異常な構造でもある。(松村、1985、168 - 181。吉川、1998、202。アリギ、2007=2011、528 - 538)

気乗りしない日本が、新自由主義(ワシントン・コンセンサス)を強要されたのは、橋本内閣時の金融ビッグバンであろう。あらゆる分野の「米国のルールが世界のルールとなり、米国のレフェリーが競争者をモニターし、米国のジャッジが勝負を判定する」ものであった。このルールに相当するのが、「BIS 規制」や「国際会計基準」、レフェリーに相当するのが「格付け会社」、ジャッジに相当するのが IMF、世界銀行、WTO、大会計監査法人などである。(水野(隆徳)、1998、245) パクス・アメリカナは、国際機関による組織的下支えを巧妙に活用して、世界に市場原理を行き渡らせ、ドルを国際通貨として公認させた。(松村・関下・藤原・田中、2003、260 - 262)

その後も米国は、「年次改革要望書」を道具に、日本へ内政干渉し、あらゆる社会領域に米国の利益を日本に強引にねじこませてきた。(関岡、2004) 吉川元忠は、「日本の保有する米国債こそは、ある意味で、究極の不良債権といえるのではないか、『国民の国民による国民のための経済』にもどる必要を一貫して説いてきた。(吉川、2003、226 - 227)

ハーヴェイも指摘するように、今日の信用制度(レバレッジ)を通じた、世界覇権(貨幣権力)の集中は、資本主義の発展軌道にあらゆる面で影響を与えている。レバレッジの増加は、金融システム内での勝手な貨幣創造であり、利潤の増加を意味する。信用制度は特権階級の金融資本グループに、生産者、商人、地主、開発業者、賃労働者、消費者に対する巨大な社会的権力を与える。現代の米国の、全利潤に対する金融サービスの寄与率は、1970 年の 15%前後から、2005 年には 40%にまで上昇している。大資本による敵対的買収、吸収合併、レバレッジド・バイアウト(LBO)、は一大ビジネスになっている。最近では、未公開投資会社グループ(ブラックストーンのような)が典型的にやるのは、公共事業を乗っ取り、再編し、資産をはぎ取り、労働者を解雇し、その後再び公的部門に売り戻して巨額の利潤を得ることである。

(ハーヴェイ、2010=2012、71 - 75)

また、高田は『勢力論』において、交通接触がより頻繁となるにつれ、動産的な富が集積されていく。資本主義経済にあって、勢力の作用は、生産と分配の人的組織の姿を決定している。社会における不断の、個々人の財と勢力獲得活動の集積は、すべての競争と対立と緊張と資本蓄積を増幅させていく、とダイナミックに社会変動を観ていた。(高田、1940=2003、156、260、278 - 341)

さらに、高田は『階級及第三史観』において、社会の分化はどこまでも進む。この分化は人口密度の増加(減少)などに基つき顕在化してくる。「分化の著しき所に野性的勢力が成長し、これに伴いて又公生的勢力の減耗が認められる。従いて勢力分配の関係がある場合に於て、著しく古き、固定的なる公正証書と合一しない、ここに於てこの証書は土台からの書き換えを余儀なくされる」と社会変動をラディカルに論じている。(高田、1925=2003、221 - 238)

高田保馬の学業は、「国際通貨戦争」の読み解きにも、様々な観点の可能性を広げている。現状のユーロは、歴史上初めて、裏付けとなる政府のない通貨という大きな弱点がある。欧州委員会は、メンバー国の国益に反するとみなされた政策について、その実行を強制するには限られた権限しかないからである。(アイケングリーン、2011=2012、194 - 198)

新自由主義が席卷する現実の世界は、大きく観れば、大勢力を持つ主体が利潤を自分たちのものにしつつ、発生してくるコストやリスクを、民衆やコミュニティにすべてかぶせて逃げているとも言えよう。どうすれば、「ドルの帝国」に、私たちのすべての富が絡めとられないで、生活の場を土台に据えることができるのか。次章でそれを掘り下げていく。

7. 中間層を厚くするマクロ経済政策への転換、「世界金融循環」変調の行方

金融と経済の関係において、あらゆる契約が、契約締結者間の単なる合意(裸の契約 *nuda pactio*)を踏まえるだけで提訴可能の方向へと発展してきた。しかし、今日の金融経済のけた外れの肥大は、もはや実体経済をはるかに凌駕している。(ルーマン、1997=2009、997 - 1030、1067 - 1078) 貨幣(マネー)は、分業と交換(または支払い共同体=履行共同体)のシステムとして、経済がみずからの姿を映し出す鏡でもある。1%の側に富が集中しすぎて生産と消費のバランスのとれたおカネの循環サイクルが回らない、いわゆる「購買力の減少」、そして「世界金融循環」変調の行方、この二つの重要な事項を考察する。

まず、99%の側の民衆の貧窮化による、消費・購買力の全体的低下傾向の対策を考えよう。私たち日本人は、1970年代から1990年代前半まで、国民のほぼ半分近くが「中流層(中の中)」意識を持った位、共に支え合い、共に繁栄する経済社会を基本的に構築していた。

1988年には、米国の最大の金融機関は総資産2080億ドルのシティコープだったが、日本興業銀行、第一勧銀、住友、富士、三菱、三和、農林中金の大手各行は、いずれもそれを上回る資産を持っていた。日本の上位7行の総資産は、1兆7000億ドルにもものぼっていた。しかも、1989年末の東京証券取引所の時価総額は、5兆2000億ドルであり、ニューヨークの3つの取引所の合計4兆3000億ドルを上回っていた。(ルトワク、1998=1999、193 - 200)

変動為替相場制や先物制度によって、日本の富が「ドルの帝国」に移転していく前の、「中間層が厚い」時代があった。勤勉な日本人の、安定した完全雇用(正社員)の経済社会、旺盛な購買力のある活気に満ちた経済社会の好循環を実現していた。

1985年9月のプラザ合意は、日本の通貨外交史上、最大の失敗だった。バブルの形成と崩

壊及び日本国の富の流出はすべてここから始まった。(中原、2006、186) プラザ合意の際、日本(第二次中曽根内閣時)は、米国を助けるために「1ドル240円だったのを、一気に120円まで」、つまり2倍もの値段まで円が暴騰することを米国と同意した。ドイツは金融・通商問題でも、米国(ウォール街)の真意を見抜くので、巧みな属国管理政策には乗せられなかった。

この時の1985年の超円高で、日本国民が米国にドル建てで預けていた預金と日本の銀行と生保の積立金は、一気に半値の価値となった。(塩田、1994。副島、2002) 今の価値に換算すれば、150兆円を超えると推定されている。以後、円高で輸出が困難になった日本企業は、海外に進出するようになり、日本経済の空洞化が始まった。

その後も、刷りすぎたドル札の弱さが顕在化するたびに、円売りドル買い介入(日本国民の富の流出)が行われ、しかも手に入ったドルは、米国債に振替えられ米国に移る。当然、そのおカネは、日本経済の景気循環(信用創造)には入ってこない。プラザ合意以降の今日まで、139円から75円間の為替変動の、何回もの上げ下げの往復運動によって、日本国民の莫大な富がその都度流出し続けてきた。(吉川・ヴェルナー、2003、83-84。岩本、2013、149-210)

それに加えて、バブル崩壊後の「失われた20年」は、窓口指導の貸出で風船をふくらまし、その最大の頂点において180度転換の、メガトン級の信用収縮による破壊が真相に近い。その急激なバブルの破壊で、土地価格は長年にわたって下がり続けた。(アリギ、2007=2011、157-168、222-232) 日本国内では延べで、およそ1500兆円を超える富が失われたと推測されている。

しかもその過程で、日本の主要な銀行や証券の株式が、ウォール街の投資銀行から、株式市場で凄まじい空売り攻撃を受けた。そのため、資金繰りに行き詰まっただけの倒産も多数出た。日本経済は、より一層の信用収縮のスパイラル過程に陥らされた。

倒産後の株価1円、2円で返却のため買い戻された大量の数量から、投機筋の利益は少なく見積もって、例えば北海道拓殖銀行で300億円以上、山一証券では1800億円をこえると思われる。(伊東、2006、142) 同様の流れで、1998年に日産生命保険が破綻し、その後の二年間で実に6社の生保が外資の傘下に入った。6社の保険契約高の合計は、約100兆円にも及んだ。

不良債権を買い取った外資は、猛烈な人員整理と貸し剥がしで数値上の財務内容を改善し、株式の再上場、ないしは企業を切り刻んで転売し莫大な利益を上げたのである。(本山、2007、40-50) そして橋本内閣の際、大手スーパーの進出から都市部での商店街を保護していた大店法が、米国からの強い要望で廃止され、今日の日本全国の小売店舗の破壊(シャッター商店街)に至っている。(渡辺、2007、312-318)

もちろん、ウォール街による富のむさぼりは日本だけではない。例えば、アジア通貨危機を幸いに、天下御免の旗の下、こじ開けて入り込み、莫大な他国の富を米国主導の金融アクターたちが取得した。(本山、2000、72-83。アリギ、2007=2011、528-537) 外貨準備高のほとんどを米国債購入に充て、塩漬けの一方において、すでに日本国民の借金は、事実上の長期国債となって国家予算をはるかに超えるようになった。(吉川・関岡、2006)

世界の植民地支配以来、欧米社会が好む(?)「強者一人勝ち」の社会文化は、日本文化にはそぐわない。それどころか、多種多様な産業社会の繁栄には、むしろ国民の幅広い階層での活発な購買力が必要である。つまり、1%の側の一人勝ちではなく、99%の普通の民衆が元気で活力あふれる、中間層を広く富ますマクロ的経済政策の工夫と、税制の再分配機能の回復こそ

が国家の中心になければならない。国家の再分配機能の応用として、ベーシック・インカム導入も、ひとつの選択肢となろう。

次に、「世界金融循環」（体制支持金融）の変調の行方を俯瞰する。他国がドルを率先して保有しているという状況は、米国にとって多大な実益がある。「それはたとえば米国財務省が4兆ドル分の小切手を書き、これまで誰一人それを現金化した人がいないようなものだ。（中略）4兆ドルを米国の人口で割れば、米国国民は全世界に対し、市民一人あたり平均1万3000ドルの借金をしている計算になる」。（ストーカー、2009=2012年、168）

米国の経常収支の現実の決済では、債権と債務の相殺関係が成立し、赤字部分は非居住者名義のドル預金の増加によって決済されている。が、そのことは米国の銀行にとって、自己宛ての対外債務であり、経常収支の赤字という対外債務を、非居住者名義のドル預金という対外債務の日々の増加によって支払っていることでもある。つまり実態は、米国の銀行の信用創造によって創出されたドル預金（銀行の債務）が、銀行システム内部で居住者口座から非居住者口座に置き換わるだけの話である。基軸通貨国は、このように想像を超えた超絶大な特権を持っている。

厳しく言えば、「金ドル交換停止後の現状のドル体制は、米国による赤字の最終的決済がまったく欠如した国際通貨制度であり、国際間の債権債務関係が何時までも繰り延べられ解消されない世界である」。周辺の黒字国がドル（対米債権）を受け取り、米国の銀行システムの中で非居住者預金として保有する限り、米国は永久的に自動的に、かつ一方的に、経常収支の赤字額に相当する信用を供与される。つまり、次の借金で、前の借金を払い続ける半永久的サイクル、すなわち「基軸通貨国特権」のメカニズムが隠れている。アカデミーフランセーズ会員のジャック・リュエフは、いずれ「歴史上類を見ないこの横領にも似た制度の実体」があばかれることとなろうと述べている。（山田、2008、37 - 49。リュエフ、1971=1973、233 - 237）

新聞報道によれば、米議会上院は2017年末、法人税率を現在の35%から21%に2018年度より引き下げることを柱とする税制改革法案を可決した。これに先立ち下院も可決しており、トランプ大統領の署名を経て成立した。減税規模は10年間で1.5兆ドル（約170兆円）。連邦政府、地方税を合わせた法人税は、従来の40.75%から27.98%に低下し、日本の29.74%を下回り、主要先進国の中でかなり低い水準となる。所得税は最高税率を現行の39.6%から37%に下げ、各種の控除制度も見直し、毎年ずっと財政赤字の米国が、なんと幅広い所得層でさらに減税になる、との報道であった。

法人税を下げても、タックスヘイブンを駆使して税金をほとんど納めていない米国のグローバル企業が、心を入れ替えて、現在、実質ゼロ近くですませている法人税を21%も払うわけではない。案の定、この大型減税などの影響で、財務省が発表した米国2018年度（2017年10月～18年9月）の財政赤字は、前年度比17%の赤字増7789億ドル（約87兆円）で、3年連続で拡大した。

しかも肝心の法人税収入は、大型減税の影響で31%も減少したとのこと。まさに、元下院議員ロン・ポールの著書『他人のカネで生きているアメリカ人に告ぐ』（2011）の、タイトルそのものの米国である。ジャック・リュエフの見識を受け継ぐエコノミストたちも、今後より一層にドル不安が進むと診ている。

さらに問題は、トランプ政権の貿易大戦争の結果、他国の経済活動においてドルが溜まらなくなり、どの国も米国債などを買う余力が細るであろう。まさに、「カネは天下の回りもの」。もしもこの施策が続くならば、2008年のリーマンショック以上の、「世界金融循環」（体制支持

金融) の大変調につながろう。基軸通貨国の大特権をもつ米国一人勝ちのゼロサムゲームによって、逆にドルの世界大循環サイクルを自ら弱め、世界経済の国際的サプライチェーン網の分断と混乱につながる可能性が懸念される。

むすび、私たちが創出した富はどこへ運ばれていくのか

新自由主義の施策とは、「債権者対債務者の関係」で俯瞰すれば、D・ハーヴェイたちが見破ったように、世界で創出された富のほとんどが、まずは「ドルの帝国」へ流れ、最終的にその本当のオーナー（グローバル金融集団を含む）、つまり「0.01%の側（超大口債権者）」へ向かう仕組みとも言えよう。

法体系の考察において、我妻榮はこのように指摘している。全人類を搾取する少数の金融資本が成立すれば、いわゆる剰余価値名義を有するのみで、何ら社会の富を増大させないのであるから、これを制限しなければならない。「その時にこそ、金銭債権の専制を統制し、その剰余価値名義たることを制限することが、『取引の安全』に代わる新しき法律理想とならねばならない」。(高橋、2016、407。我妻、1953、318 - 319)

不安定で断片化した現代社会では、国家と近隣コミュニティは、安定性を保障する唯一の手段である。相争う要求、利害の間を、理にかなった公平無私をもって調停し、共有されたコンセンサスを代表できるのは国家であり、グローバリゼーションではない。(ジャット、2008=2011、307 - 335)

全体に、1980年代は国家債務の拡大の時代であった。手厚い社会保障の支払いの原資を、国々は民間から借りて補った。90年代、国家は家計部門が借金できるように制度を整え、消費経済市場の購買力を維持した。そして現在、今度は中央銀行が国家と銀行の債務を買い取っている。W・シュトレークが指摘するように、これはいずれも「貨幣の力を借りた時間稼ぎ」にすぎない。2008年の世界金融危機は、1970年代からの危機の先送りに由来していた。

規制緩和による無制約の金融デリバティブの暴走は、今後も世界経済の深刻な大崩壊を生む可能性を秘めている。規制されるべき人物や集団が、現状のように国家の規制機関を握るならば、「国家 - 金融結合体」は、政治体全体の利益ではなく特定の利益集団を利するだけになる。(ハーヴェイ、2010=2012、29-81)

ドルによる「世界金融循環」(体制支持金融)の変調、管理通貨制度下の通貨膨張の物理的限界、その激震と漂流で世界の輸出入が、将来に一旦止まる可能性もあり得ることを押さえておこう。新自由主義施策に振り回されることなく、日本の食料自給率の向上と、エネルギー(原油)の国家的備蓄、ゴールド(金)の民間での備蓄、国内での基礎的生活物資の地産地消(ある程度の自給自足)の仕組みづくりを地道に進めていこう。

そして「国家主権の礎」として、ものごとの本質を広く考えることができる「中間層の岩盤」を、徐々に回復させていこう。団塊ジュニア世代以降の多くの若者の賃金を抑制し、不安定な働き方に追いやったことは、日本の少子化を加速させることになった。結婚したい、子供を持ちたいと思っても、低所得や不安定な雇用でできなかったのである。少子化に歯止めをかけ、国家としての衰退を避けるため、「戦略的に縮んで」反転・回復させる、多様で具体的なソーシャル・デザインを臆せずに提言していこう。(河合、2018、188 - 238) そのためにも、99%の側の人々が元気で活力あふれる、中間層を広く富ますマクロ的経済政策の工夫が必要である。

そして同時に、2008年秋の金融崩壊のような災禍が、日本と世界の民衆に降りかからないよ

うに、世界金融とグローバル企業を、社会と国家のコントロール下に置かねばならない。

現行の社会的制度の全体を、根本にまでさかのぼって検証し、問題山積の世界経済の駆動メカニズムについて、社会科学の各領域の成果を総合しながら現状認識を深めていこう。

【参考文献】

- バリー・アイケングリーン (2012)『とてつもない特権 君臨する基軸通貨ドルの不安』小浜裕久監訳・浅沼信爾解題, 勁草書房
- ジョージ・A・アカロフ、ロバート・J・シラー (2017)『不道德な見えざる手 自由市場は人間の弱みにつけ込む』山形浩生訳, 東洋経済新報社
- 朝倉慶 (2010) 裏読み日本経済 本当は何が起きているのか』徳間書店
- ジョバンニ・アリギ (2011)『北京のアダム・スミス』中山智香子監訳・山下範久解説, 作品社
- 伊東光晴 (2006)『日本経済を問う』岩波書店
- 岩本沙弓 (2013)バブルの死角 日本人が損するカラクリ』集英社
- (2014)『あなたの知らない日本経済のカラクリ』自由国民社
- 春日淳一 (2003)『貨幣論のルーマン』勁草書房
- (2008)『ルーマン理論に魅せられて』文真堂
- 河合雅司 (2018)『未来の年表2 人口減少日本であなたに起きること』講談社
- 吉川元忠 (1998)『マネー敗戦』文芸春秋
- (2003)『マネー敗戦の政治経済学』新書館
- 吉川元忠、関岡英之 (2006)『国富消尽 対米隷従の果てに』PHP 研究所
- 吉川元忠&リチャード・A・ヴェルナー (2003)『なぜ日本経済は殺されたか』講談社
- 蔵内数太 (1979)「前集団、現集団、後集団」,『蔵内数太著作集 第4巻』関西学院大学生活協同組合出版会
- ウィリアム・R・クラーク (2013)『ペトロダラー戦争 イラク戦争の秘密、そしてドルとエネルギーの未来』高澤洋志訳, 作品社
- J・R・コモンス (1964)『資本主義の法律的基础 上巻』新田隆信・中村一彦・志村治美訳, コロナ社
- John R.Commons. 1990. *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Vol1-2, Transaction Publishers.
- 佐伯啓思 (1995)『現代社会論』講談社
- (2012)『経済学の犯罪 希少性の経済から過剰性の経済へ』講談社
- 塩田潮 (1994)『大蔵省 VS アメリカ 仕組まれた円ドル戦争』講談社
- トニー・ジャット (2011)『失われた 20 世紀 (下)』河野真太郎・生駒久美・伊澤高志・近藤康裕・高橋愛訳, NTT 出版
- W・シュトレーク (2016)『時間かせぎの資本主義 いつまで危機を先送りできるか』鈴木直訳, みすず書房
- (2017)『資本主義はどう終わるのか』村澤真保呂・信友建志訳, 河出書房新社
- サイモン・ジョンソン、ジェームズ・クワック (2011)『国家対巨大銀行 金融の肥大化による新たな危機』村井章子訳, ダイヤモンド社
- ピーター・ストーカー (2012)『なぜ、1%が金持ちで、99%が貧乏になるのか?』《グローバ

- ル金融》批判入門』北村京子訳，作品社
- N・J・スメルサー (2002)『グローバル化時代の社会学』伊藤武夫・伊藤雅之・高橋正晴監訳，晃洋書房
- 関岡英之 (2004)『拒否できない日本 アメリカの日本改造が進んでいる』文芸春秋
- 副島隆彦 (2002)『金融鎖国 日本経済防衛論』祥伝社
- (2014)『金融市場を操られる絶望国家・日本』、徳間書店
- 高田保馬 (2003a)『勢力論 (高田保馬・社会学セクション1)』ミネルヴァ書房
- (2003b)『階級及第三史観 (高田保馬・社会学セクション2)』ミネルヴァ書房
- 高橋眞 (2016)「資本主義と金銭債権 W・シュトレーク『時間かせぎの資本主義』によせて」、『立命館法学 369・370』立命館大学法学会編
- ニコラス・ダンバー (2013)『悪魔のデリバティブ 徹底検証：怪物化する金融商品に取り憑かれた男たち』河野純治訳，光文社
- 中野剛志 (2016)『富国と強兵 地政経済学序説』東洋経済新報社
- 中原伸之 (2006)『日銀は誰のものか』日本経済新聞社
- D・ハーヴェイ (2007)『新自由主義 その歴史的展開と現在』渡辺治監訳，森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳，作品社
- (2012)『資本の〈謎〉 世界金融恐慌と 21 世紀資本主義』森田成也・大屋定晴・中村好孝・新井田智幸訳，作品社
- ディルク・ベッカー編 (2009)『社会理論入門 ニクラス・ルーマン講義録 2』土方透監訳，新泉社
- ロン・ポール (2011)『他人のカネで生きているアメリカ人に告ぐ』佐藤研一郎訳，副島隆彦監訳，成甲書房
- 松村文武 (1985)『現代アメリカ国際収支の研究』東洋経済新報社
- 松村文武・関下稔・藤原貞男・田中素香 (2003)『現代世界経済をとらえる (第4版)』東洋経済新報社
- マリノフスキー (1967)「西太平洋の遠洋航海者」寺田和夫・増田義郎訳『世界の名著 マリノフスキーとレヴィ・ストロース』中央公論社
- 水野和夫 (2016)『国貧論』太田出版
- 水野隆徳 (1998)『日本壊滅 ビッグバンの正体は第二の占領政策だった』徳間書店
- 本山美彦 (2000)『売られるアジア 国際金融複合体の戦略』新書館
- (2006)『世界経済論 グローバル化を超えて』ミネルヴァ書房
- (2007)『姿なき占領』ビジネス社
- (2015)『人工知能と 21 世紀の資本主義 サイバー空間と新自由主義』明石書店
- 諸富徹 (2015)「所得・富の不公平と税制 トマ・ピケティ「21 世紀の資本」を踏まえて」、『租税研究』
- マウリツィオ・ラッツァラート (2012)『〈借金人間〉 製造工場 負債の政治経済学』杉村晶昭訳，作品社
- 山田喜志夫 (2008)「国際通貨国特権とアメリカの経常・資本取引」秋山誠一・吉田真広編著『ドル体制とグローバリゼーション』駿河台出版社
- ジャック・リュエフ (1973)『ドル体制の崩壊』長谷川公昭・村瀬満男訳，サイマル出版会
- E・ルトワク (1999)『ターボ資本主義 市場経済の光と闇』山岡洋一訳，TBS ブリタニカ

N・ルーマン (1991)『社会の経済』春日淳一訳, 文眞堂

---- (2003)『社会の法 1』馬場靖雄・上村隆広・江口厚仁訳, 法政大学出版局

---- (2009a)『社会の社会 1』馬場靖雄・赤堀三郎・菅原謙・高橋徹訳, 法政大学出版局

---- (2009b)『社会の社会 2』馬場靖雄・赤堀三郎・菅原謙・高橋徹訳, 法政大学出版局

---- (2013)『社会構造とゼマンティック 3』高橋徹・赤堀三郎・阿南衆大・徳安彰・福井康太・三谷武司訳, 法政大学出版局

我妻榮 (1930/1967)「資本主義と抵当制度の発達」『民法研究IV担保物件』有斐閣

---- (1953)『近代法における債権の優越的地位』有斐閣

渡辺治 (2007)「日本の新自由主義 ハーヴェイ『新自由主義』によせて」D・ハーヴェイ著『新自由主義 その歴史的展開と現在』作品社

メキシコ日系自動車産業をめぐる日本人通訳者の動き

——メキシコ・バヒオ地区を中心に——

野口 茂（天理大学）

はじめに

近年、北米自由貿易協定 (NAFTA) 圏の自動車供給拠点として重要性のますメキシコにおいて、日系自動車産業が急速に拡大している。2001 年には 271 社にすぎなかった日系企業数は 2016 年に 1,000 社を超え、2017 年の時点で 1,182 社にまで達した。とくに 2011 年以降の伸びは著しく、2011 年から 2017 年までのわずか 6 年間に進出した企業は 718 社にのぼり、その多くが自動車関連企業と見られている¹⁾。この急激な変化に注目が集まり、日系企業や自動車市場の動向、今後の展望や課題、そしてとくに 2017 年以降は米国トランプ政権による NAFTA 再交渉の行方などに関する情報分析や研究の蓄積が進むことになった。

だが他方で、こうした進出企業の増加を背景に、現地日系企業での就労を目的に海を渡る若者も増加の一途を辿っている。とくに大手自動車メーカーに続き数多く進出した各種サプライヤーにとって、日本語とスペイン語を話せる通訳者や営業職の人材確保が急務となった。そのため、その需要に応えるかたちで、大学新卒者や転職希望者が直接メキシコの日系企業に「現地採用」され就労するケースも目立ってきているのである。しかし彼／彼女らの存在や動向についてはこれまで調査研究の対象とされることなく、いまだ議論の俎上にすら上がっていない。

日系企業の海外進出とそれにとまなう日本人の国際移動は、まずヨーロッパや北米などの先進国にはじまり、その後 1980 年代後半からは中国を中心とするアジア圏で活発化していくことになった。神谷・丹羽 (2018) によれば、従来の人口地理学における国際人口移動研究では、企業内での人事異動にともなう海外へ派遣される男性駐在員が調査の主な対象とされてきたという。実際に、日本人が海外で就労する場合は、企業から派遣される駐在員としての就労が一般的であった。しかし近年では、グローバル企業の論理に則って移動する専門・管理職（企業内転勤者）とは異なる、自らの意思に従って海外に渡航し、「現地採用者」として就労する若者が増加している。また、相対的に高い知識や技術をもった女性や、職業キャリアの構築を主たる移動の目的としない移動者の増加もより顕著になってきている。こうした若者の国際移動は、これまで指摘されてきたような経済的合理性に基づくプッシュ・プル要因だけでは説明困難である。そのため神谷・丹羽は、新たに「グローバル中間層の国際移動」という枠組みを設定して、彼／彼女らの多様な行動様式の分析を試みているのである。

同様な問題意識から松谷 (2014) は、新興国から先進国へ移動する非熟練の労働移民や、それに対置するとされる高熟練移民や技術・専門職移民といったカテゴリーからも捨象される現地採用移住者を「ミドルクラス移民」と定義して、多様化する移住現象の一つとして捉えている。

本稿ではこうした分析枠組みを援用して、メキシコの自動車関連企業で就労するために移動

した日本人の中でも、とくに通訳として働く現地採用者に焦点を当てることにする。現在では、営業や事務・管理、会計等の求人需要も増加を見せているが、メキシコにおける日系自動車産業の拡大にともなって最もニーズが生まれ、そして新たな人の移動のダイナミズムを端的に象徴するのが通訳・翻訳という職種だと思われるからである。ただし、近年急激な増加を示しているとはいえ、先行研究の蓄積がすすむアジア圏とは異なりまだ規模も小さく、調査対象者となる現地採用者の実態を把握するための信頼できる量的データも限られている。そのため本稿においてはまず、日本人通訳者の増加の背景にある、マクロな構造的要因を把握するとともに、限られた聞き取り調査から当事者の特性や内的な要因を明らかにすることを目的とする。

以下、本稿はつぎのように構成される。第1章では、メキシコにおいて自動車産業が発展した経緯を時系列に概観し、その要因を先行研究に基づいて整理する。第2章では、日系自動車関連企業に焦点を絞り、メキシコ進出・拡大の推移と在留邦人の特徴を検討する。そして第3章では、現地採用の通訳者が増加するメカニズムについて、受け入れ側、仲介者、そして送り出し側の観点から考察する。さらに通訳者への聞き取り調査などの質的アプローチに基づき、海外就職を発意した彼／彼女らの特性や内的要因についても明らかにしていく。

1. メキシコ自動車産業と NAFTA

(1) メキシコ自動車産業の発展

芹田（2011）によれば、メキシコ自動車産業の発展の過程は大きく3つの段階に分けることができるという。すなわち、第1期は1920年代から60年代初頭までのノックダウン生産期、第2期は60年代から80年代初めごろまでの輸入代替（国産化率の向上）と輸出促進が同時に推進された時期、そして第3期は80年代末ごろからの大幅な自由化・輸出志向期である。

第1期では1925年のフォード社を皮切りに、35年にGM社そして38年にはAutomex（後のクライスラー）社がそれぞれメキシコでノックダウン生産を開始させた。当時、自動車は高額な嗜好品であったため生産量はきわめて少なかった。

その後、ラサロ・カルデナス政権（1934-40年）の石油国有化（1938年）に象徴される外国資本に対するナショナリズムの高揚や第二次世界大戦などの影響により、国内産業の保護育成を基調とする輸入代替工業化政策が推し進められた。その工業化の過程のなかで、とくに第2期にあたる1960年代以降、政府が重要な戦略産業として位置づけたのが自動車産業であった。

政府は1962年に「第1回自動車令」（政令）公布して以降、完成車やエンジン、機械部品の輸入禁止や完成車の国産化率の義務づけ、部品メーカーに対する外資出資比率の制限等を柱とする規制を次々と打ち出して、国内の自動車部品工業の育成に努めた。その結果、自動車生産台数は1965年の96,781台から1970年には250,000台へと2.5倍強の増加を記録した（Miranda 2007）。

70年代に入り、参入する自動車メーカーの増加による生産効率の悪化と、中間財輸入の増加による外貨不足が生じたことから、自動車メーカーへの輸出義務や、部品メーカーには60%の国産化義務を課すなどの輸出振興策にも力を注ぐことになる（1972年、1977年政令）。第2期のこれら一連の政策に対応するかたちで、日産自動車が1961年、フォルクスワーゲンが1963年にメキシコへ進出した。そして70年代には米国企業を含めた各メーカーが、輸出用エンジンの生産拠点を新たに開設するなど投資を拡大させていった。

だが第3期にあたる1980年初頭、メキシコ政府は対外債務危機に直面する。IMFや世銀主導

の新自由主義経済改革が進められ、自動車産業についても保護主義的な輸入代替政策から自由化・規制緩和へと大きな転換を迫れることになった。1983年政令では、輸出向け生産に限って国産化義務を緩和し、輸出向け生産の拡大や新規投資の誘導に努めた。その後の1989年政令では、こうした規制緩和が国内向けも含めた自動車産業全体にまで及んだ。そして1994年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）により、自由化の流れが一層加速することになる。同協定では、完成車・部品メーカーに対する国産化率（国内付加価値率）と完成車メーカーに対する外貨収支均衡義務を2004年までに撤廃すること、そして域内生産者に義務づけられるNAFTA域内生産比率を62.5%にまで引き上げることなどが定められた。

こうして、1960年代から続いた輸入代替（国内産業の保護育成）政策は終焉を迎え、2004年以降メキシコの自動車産業はNAFTA体制下で新たに自動車生産・輸出拠点として発展を続けることになった。2017年の自動車生産台数は前年比8.9%増の3,773,569台、輸出台数は前年比12.1%増の3,102,604台と、どちらも過去最高の水準を更新した。生産台数に占める輸出台数の割合は82.2%にまでのぼり、その8割強（83.9%）がNAFTA諸国向けとなっている²⁾。

（2）自動車関連企業の進出要因

本節では、これまでの先行研究を踏まえて、メキシコが自動車生産・輸出拠点として発展した要因について整理を行う。それらが、次章で見えていくように、メキシコに進出した日系企業にとっても誘因となり大きな影響を与えたからである。

まず、第一の要因として挙げられるのがメキシコの地理的優位性である。世界最大の自動車大国であり、かつ自動車産業の集積をもつ米国に隣接していることから、巨大な市場と低コストでアクセスが可能となっている。中央高原地域（後述）に点在する各メーカーの完成車工場には、米国へつながる鉄道線路が隣接し、車両を工場から直接米国へ輸送できるインフラが整備されている。

第二の要因は、豊富な労働力と安価な労働コストである。メキシコの総人口1億2,000万人のうち40歳未満の人口が約68%を占めており、平均年齢も27歳と人口構成が非常に若い³⁾。今後も生産年齢人口の増加が見込まれている。また、米国への主な自動車輸出国であるドイツや日本、カナダ、韓国と比較すると、メキシコの労働コストはこれらの国の13～34%という低い水準になっている（星野2014: 26）。具体的に一般工職の最低賃金（月額、米ドル）について見ると、日系自動車メーカーが集積するアジア圏ではバンコクが378ドル、大連で442ドル、ニューデリーで423ドルである一方、メキシコにおける集積地であるアグアスカリエンテスが283～354ドル、そしてイラプアトが258～402ドルとなっている。こうした労働者の低廉で安定した賃金水準が、メキシコ自動車産業の国際競争力に大きく寄与していることがわかる⁴⁾。

そして第三の要因としては、メキシコが世界の国々と締結する貿易協定の存在である。2015年5月時点で、メキシコが締結した自由貿易協定は12に上り、その対象国は46カ国に達している⁵⁾。自動車の最大の輸出先である米国とは北米自由貿易協定（NAFTA）が1994年に、また欧州連合（EU）とは2000年に自由貿易協定が発効したことにより、両地域への自動車や自動車部品の関税が撤廃された。日本とは日墨経済連携協定が2005年に発効（自動車部品の関税撤廃）し、その後はメルコスール加盟国との間でも経済補完協定が締結された。こうしてメキシコと世界各地との間でFTAネットワークが拡充したことにより、日本の自動車企業にとってメキシコは、米国やEUそして中南米の各市場へアクセスする上で重要な輸出生産拠点として位置づけられるようになったのである⁶⁾。

さらに海外からの直接投資が拡大する補完的な要因として、比較的安定した民主主義体制と堅調に推移するマクロ経済のほか、メキシコ国内の州政府による積極的な誘致活動も指摘しておかなければならない。自動車関連企業の進出は裾野産業も広く経済効果も期待できることから、各州政府は投資を検討する企業に対して、州独自のインセンティブを提供している。たとえば日系企業が集積するグアナフアト州の場合、州税や給与税、不動産登録税の一時免除や軽減、研究開発案件や都市圏外投資へのインセンティブ供与など 10 項目にのぼる。同様にアグアスカリエンテス州では 11 のインセンティブが、ハリスコ州やサカテカス州でも 9 項目のインセンティブが用意されている。この他にも日本語による情報提供やさまざまな PR 活動など、企業誘致に向けた活発な取り組みがなされている⁷⁾。

2. メキシコにおける日系自動車産業の拡大

(1) 日系企業拡大の推移

前章で概観したように、メキシコ政府による自動車産業の政策や国際情勢の変化に対応するカタチで、欧米メーカーと同様、日本の自動車メーカーもメキシコへの進出と生産の拡大を続けることになる。

まず、メキシコ国内の自動車産業振興に力が注がれていた 1960 年代、日系自動車メーカーとして初めて進出を果たしたのが日産自動車であった。1961 年にメキシコ日産を設立し輸入組立販売を開始、5 年後の 1966 年にクエルナバカ工場で車両生産を開始している。当初は、自国産業育成を目的に施行された 1962 年自動車令により、国産化率や生産台数の割当といった制約に直面した他、品質や価格、納期に問題を抱える国内部品メーカーへの対応にも苦慮したという。しかし 1968 年のメキシコオリンピックが契機となって、日産車に対する評価が高まり、国内市場でのシェア拡大につながる地盤が築かれることになった（山田 2014 : 74-77）。

その後、日産は米国への輸出向け生産拠点としてメキシコへの投資を拡大させていく。1982 年に中央高原に位置するアグアスカリエンテスで輸出用エンジンの生産を開始し、さらに 1992 年には同地に完成車工場を開設し車両生産の増産に取り組んだ。これにより、日系部品メーカーのメキシコ進出も徐々に進むことになる（星野 2014 : 72-93）。

一方で、1980 年代に施行された政令により貿易の自由化と外資規制の緩和が進んだことを受けて、他の日系メーカーの動きも活発化する。1990 年代から 2000 年代初頭にかけてはホンダがグアダハラ近郊で（1995 年）、トヨタが米国国境に近いティファナで（2002 年）それぞれ生産拠点を設けた。とくに 1989 年政令によって自動車メーカーの部品調達が自由化され、外資 100% の部品メーカー設立が可能となったことにより、日系部品メーカーの進出も進んだ。だが、これら部品メーカーの多くは完成車メーカーと直接取引するティア 1（Tier 1）と呼ばれるサプライヤー（一次下請け）であり、顧客企業の生産拡大に応じて、すでに生産拠点のある米国から進出をしたメーカーであった（星野 2014 : 97-98）。メキシコに拠点を設けた日系企業の数、2009 年の時点で 399 にとどまっていた（外務省領事局政策課 2010 : 47）。

しかし 2011 年以降、日系完成車メーカーが相次いで新規投資を発表したことにより、関連企業の動きが活発化する。2011 年 6 月にマツダがグアナフアト州サラマンカに新プラントの建設を発表すると、その 2 ヶ月後にはホンダが同州セラヤに第 2 工場の建設を発表した。さらに翌年 1 月には、日産によるアグアスカリエンテス州での第 3 工場の増設と生産規模拡大の発表と続いた。これら 3 社が計画した増産台数は合計で約 52 万台にのぼり、その数は 2011 年に日系

企業3社（日産、ホンダ、トヨタ）が生産した自動車台数72万台の7割強に匹敵する規模であった⁸⁾。

こうした日系企業の投資拡大にともない、マツダやホンダの系列部品メーカーの他に、鉄鋼や物流、機械など関連企業の新規進出も急増することになった。メキシコに進出した日系企業数は、先述した2009年の399社から2011年以降増加を続け、2016年には1,000社を突破、2017年には1,182社にまで達した（外務省領事局政策課 2018：58）。

（2）企業の集積と在留邦人の増加

メキシコにおける日系企業集積の地理的特徴として挙げられるのが、中央高原地域への集中とそのさらなる拡大傾向である。中央高原地域とは首都メキシコ市から北西に位置する、標高1,000～2,000mの盆地（バヒオ地区）に広がる主に6つの州（アグアスカリエンテス州、ハリスコ州、グアナファト州、ケレタロ州、サン・ルイス・ポトシ州、サカテカス州）をさす。

日本からの投資先としてはこれまで、首都メキシコ市の他にマキラドーラ企業の進出先である北部国境地帯が中心であった。しかし前述のように、欧米メーカーをはじめ日系完成車メーカーの生産拠点が次々と設けられたことにより、自動車部品メーカーを中心に同地域へ進出する企業が飛躍的に増加することになった。2011年における日系企業数は6州合計で87社であったものが、2016年には571社となり、わずか5年間で6.6倍の伸びを記録した⁹⁾。

また、企業の進出にあわせて在留邦人も増加を続け、同地域6州では2011年の1,582名から2016年には5,169名へと3.3倍の増加となっている。これらの数をメキシコ全土に占める比率で確認すると、企業数（571社）が全国（1,111社）の51.4%と過半数を超え、邦人数（5,169名）も全邦人（11,390名）の45.4%にまで達しており、いかにその集中度が顕著であるかがわかる。

さらに、6州のなかでも特に急激な増加を示したのが、ホンダやマツダが生産拠点を構えるグアナファト州である。2011年から2016年までの推移をみると、企業数は14社から234社へと16.7倍の増加（6州の平均は6.6倍）、在留邦人数も201名から2,144名へと増加し10.7倍の伸び率（同3.3倍）となっている。1982年に日産が進出したアグアスカリエンテスには、当時から日系企業が多く存在していたが、やはり2011年以降に企業進出が活発化したことにより、25社から119社に、邦人数では592名から1,340名へと増加傾向が続いている。

この急速に拡大した日系企業や邦人への支援と多様なサービス提供の必要性から、2014年にはメキシコ日本商工会議所バヒオ支局がイラプアト市に、そして2016年1月にはグアナファト州最大の都市レオン市に日本国総領事館が開設されるに至った¹⁰⁾。

こうしてこれまでの経緯を俯瞰すると、日系企業の海外展開の拡大、つまり経済のグローバル化がダイナミックな人の移動を誘発し、それがメキシコ在留邦人の変容と規模拡大につながったことが改めて理解できよう。では、戦前・戦後にわたって多くの日系移民を受け入れたブラジルやアルゼンチンと比較した場合、どのような特徴が浮き彫りになるだろうか。

海外に在留する邦人数は統計を開始した1968年以降増加を続け、2017年10月1日現在の集計では、前年比約1%増の135万1,970人と過去最多を更新している。ただし、「大洋州」（5,027人）や「西欧」（3,847人）、「北米」（4,392人）などの地域で邦人が増加した一方、「アフリカ」（340人）とともに「中米」（178人）や「南米」（855人）ではその数を減少させていることが明らかとなった。とくに、永住者の数でいえば米国やオーストラリアに次ぐ規模をもつブラジルでは、1976年以降邦人数は逡減しており、2017年には前年比で-1.8%の52,426人となった。

その数は10年前の2008年(60,578人)と比較すると-13%となっている(外務省領事局政策課 2018:14)。在留邦人数としては南米でブラジルに次ぐ規模を誇るアルゼンチンでも、大きな減少は見られないものの、この10年は11,000~12,000人台を維持している状態である。こうした邦人数の停滞・漸減傾向が続く南米での動向をみても、近年のメキシコにおける邦人数および進出企業の増加がいかに急激なものであったかがわかる。

また各国邦人の構成をより詳細にみると(表1)、メキシコでは長期滞在者(8,846人)が永住者(2,544人)を大きく上回っており、民間企業関係者および同居家族(6,439人)が全邦人数の半分以上(56.5%)を占めている。一方、ブラジルやアルゼンチンでは、永住者と長期滞在者の比率は大きく逆転し、全邦人の9割以上が永住者となっている。民間企業関係者も全邦人に占める割合は、それぞれ5.4%、1.5%にすぎない。また、各国邦人の年齢構成を比較してみると、メキシコでは働き盛り世代と呼べる30~40歳代が全体の44.7%に上っているのに対して、ブラジルやアルゼンチンでは対照的に60歳以上の年齢層が5~6割を占めており、その違いも際立っているのである。これらの比較から、メキシコ在留邦人の近年の拡大傾向には、自動車産業を中心とする日系企業の進出と、それにともなって移動した企業関係者が大きく影響していることが明らかになった。

ただし、「海外在留邦人数調査統計」の民間企業関係者の項目には駐在員と現地採用者の区別がないため、本稿が調査対象者とする現地採用者の実数を把握するのは困難である。またこれまでの聞き取り調査から、在留届けが未提出の邦人も数多くいることが確認できている。次章では、統計には現れにくいこうした現地採用者の移動に焦点を絞り、その考察をすすめることにする。

表1 ラテンアメリカ3カ国の在留邦人数(単位:人)

2016年10月1日現在			
	メキシコ	アルゼンチン	ブラジル
在留邦人数	11,390	11,608	53,400
永住者	2,544	11,056	49,505
長期滞在	8,846	552	3,895
民間企業関係者	6,439	179	2,876
年齢別			
60歳以上	1,384 (12%)	7,071 (61%)	29,453 (55%)
30~40歳代	5,093 (48%)	1,872 (16%)	11,108 (21%)

出典:「海外在留邦人数調査統計」2017年要約版に基づいて作成。最新の2018年版には年齢別の在留邦人数が未掲載のため、2017年版を使用した。

3. 日系企業をめぐる人の移動のメカニズム

(1) 日系企業側の通訳者のニーズ

前章で見たように、日本の自動車メーカーによるメキシコ進出の最大の目的は、メキシコの自動車輸出拠点としての強みを活かすことにあった。それにはNAFTAをはじめ各協定(FTA)が定める部品の現地調達率を引き上げて、原産地証明を獲得することが求められた。だが、現地

の部品産業は未整備で技術力が伴わず、品質や納期の問題を抱えていた。そのため、必要なパーツや原材料を海外（日本）からの輸入に頼るかわりに、取引先の部品メーカーを日本から呼び寄せて現地生産を促す必要に迫られたのである。

1980～90年代にかけては輸出用完成車の組み立てが中心であったことから、メーカーと直接取引するティア1と呼ばれるサプライヤーが米国を経由してメキシコに進出した。完成車メーカーやティア1では、システム・コンポーネント（燃料配管システムやコックピット・モジュールなど複数の機能部品からなる部品）等を中心に組み立て作業が多く労働集約的であったため、メキシコに比較優位がある労働コストのメリットを享受することができた。他方、素材加工、ボルト・ナット製造、金型製造など素材加工が中心で資本集約的なティア2やティア3にとって、労働コストを活かすにはある程度の生産量が必要であった。当然のことながら、メキシコへの進出には慎重にならざるを得なかった。しかしその後、完成車メーカーの新たな進出とそれに伴って受注量の拡大が見込まれたことにより、2011年以降日本からティア2やティア3など下請け部品メーカーの進出が活発化していくことになったのである（星野 2014：97，中畑 2014：55）。

現在、中小の自動車部品メーカーの多くは、すでに日系自動車産業が拡大しているアジア圏にも生産拠点を設け、海外事業を展開させている。しかしメキシコへの進出にあたっては、これまでとは異なるスペイン語圏特有ともいえる問題に直面することになった。柿原（2017）はメキシコの日系自動車企業が抱える課題として、部品調達における問題の他に、工業労働者や事務員、通訳、マネージャークラスの優秀な人材確保の難しさを挙げている。以下ではなぜ日本人通訳の需要が増しているのか、その背景を確認することにする。

まず最大の理由として挙げられるのが、メキシコ在住の日系人数とあわせて日本語学習者数の少なさである。メキシコにおける日本語学習者数は9,240人（2015年）で、スペイン語圏では最も多いとされる。とくに日系企業の進出の影響もあり、2012年から比べて学習者は35%の増加をみた。しかし日系企業の集積が進むアジア圏と比較すると、中国での学習者は95万人、インドネシアは75万人、そしてタイでも17万人にのぼっており、その規模の差が歴然としていたことがわかる（国際交流基金 2017）。メキシコには日本語中級レベル以上のクラスを設置する教育機関が少なく、そのため企業からの要請に応えるには難しい状況にあるという（高崎 2014：24）。

さらにもう一つ言語に関する問題としては、各種メディアや調査結果が指摘するように、メキシコ人の英語能力が相対的に低い点が挙げられる。世界80の国と地域の英語能力を測定したEF英語能力指数¹¹⁾によれば、メキシコは51.57ポイント（44位）で、日本とともに能力レベルでは「低い」にランキングされている。一方で、アジア圏ではシンガポール（66.03）やマレーシア（61.07）、フィリピン（60.59）、インド（56.12）、香港（55.81）と、地域の格差はあるものの比較的高いスコアを維持している。さらにこうした一般的な英語力の低さに加えて、日系企業が進出する中央高原地域では、より多くの工業労働者を確保する必要から、学歴要件の引き下げ（標準的には中学卒）や、求人活動の農村地域へのさらなる拡大が行われているという。日本人駐在員にとってそれは、アジア圏とは異なり、日本語のみならず英語による通訳やコミュニケーションを妨げる条件がより一層増すことを意味した。

さらに日本人通訳者が求められる背景には、駐在員と現地スタッフとのあいだで生じるコミュニケーション・ギャップの問題も影響していると思われる。星野はメキシコの自動車部品工場に就労する労働者の問題として、定時の出退勤や長時間労働、定期的な夜勤などの工場労働

のルーティンに順応できないこと、またメキシコ人一般にみられる職場への帰属意識の低さや労働者の短期的思考等を挙げている（星野 2017： 53-54）。日本とは地理的、歴史的、そして心理的にも近いアジア圏とは異なり、中小の自動車部品メーカーにとってメキシコは未知の世界であり、こうした現地スタッフとコミュニケーションをとりながら業務を進めていく上で、言語や文化の違いとそこから生じるさまざまな問題に遭遇することになった。

筆者がサカテカス州やグアナフアト州の日系企業でおこなった聞き取り調査¹²⁾では、現地労働者を管理する上での難しさとして、「メキシコ人は楽天的」で「言い訳が非常に多い」、「就労規則を守らない」といったコメントや、さらには「饒舌ではあるが、肝心のバッドニュースを報告しない。聞かれるまで黙っていたり、隠そうとする」といった傍証となる回答を得られることができた。こうした状況の中で、日本人通訳者としては現地人スタッフに対して、「小言を含んだ上司の話は全てを通訳せず、要点だけを伝える」ことや、「人がいる前では現地スタッフを叱責しないように心掛けている」といった配慮がなされているという。

本社や取引先から課されるノルマを抱えつつ、現地労働者のマネジメントを求められる日本人駐在員にとって、語学力はもちろん異文化コミュニケーション能力に優れ、あわせて日本の企業文化にも習熟した日本人通訳者が必要不可欠な存在となったのである。

また、企業関係者への聞き取り調査によれば¹³⁾、現在メキシコに集積が進む自動車関連企業では、長期に就労できる通訳者へのニーズが高まっているという。自動車産業は領域が非常に広く、各企業（工場）内では特殊な専門用語が多用されることから、通訳者には高度な専門知識が求められる。高額な料金を支払い派遣会社から通訳を雇ったとしても、メーカーや職種、分野で異なる専門用語に対応できないため、対価に見合うだけの通訳サービスが得られないこともある。メキシコ在住歴の長い既婚女性や日系人であっても、即戦力の通訳として雇用することは難しい。コスト削減と安定した通訳業務を図るためには、派遣通訳を短期雇用するよりも、自社内である程度の時間をかけて通訳人材を育成したほうがよりメリットが大きい。そのため、通訳者を「派遣」ではなく「正社員」として採用して、人材を確保する必要が生まれている。

（2）人材紹介会社の存在と機能

メキシコの日系企業で就労する若者たちは、どのようなプロセスを経て渡航するのだろうか。アジア圏に進出した日系企業に関する先行研究によれば、日本から大量の人を送り出す役割を果たしたのが日系の人材紹介会社であったという。とくに 1980 年代半ばの香港で、企業側の需要と海外就職を指向する女性の増加（供給）が一致したことにより、人材紹介会社が介在する移住システムが形成され、その後アジアの各都市へと移植されていくことになった（松谷 2014: 51）。これと同様に、メキシコでの就職を希望する者にとっても、人材紹介会社が提供する情報やサポートが移住を促進させる大きな要因となったといえる。

メキシコの日系企業を対象に就職活動を行う場合、主に考えられるのが以下の 2 つのルートである。一つが、世界各地の求人情報が掲載されている就職・転職サイトを利用するかたちである。数あるサイトの中でもメキシコの情報に特化しているのが、インスティトゥト・セルバンテス東京（Instituto Cervantes de Tokio）とメキシコ日本商工会議所が運営するサイト¹⁴⁾であり、これらが提供する求人・採用情報に基づいて希望者本人が直接企業にコンタクトを取ることになる。商工会議所の場合はとくに、求職者リストへ登録し自身の履歴書を匿名で掲載することにより、関心をもった企業から連絡を受け取ることも可能だという¹⁵⁾。ただし、基本

的には求人情報を提供して求職者と企業との橋渡しの役割を担うだけで、個別の就職相談や斡旋を行っているわけではない。そうした中で、近年とくに注目を集めているのが人材紹介会社という二つめのルートである。ここではメキシコに拠点を設けて日本人を対象に就職・転職サポートに取り組む2社の事例を挙げておく。

2015年7月にメキシコへ進出したA社は、日本で35年以上にわたって人材紹介やコンサルティング事業を展開してきた実績をもつ。メキシコでのニーズ拡大にともなって、日産をはじめとする関連企業が集中するアグアスカリエンテス市に現地法人を立ち上げた。海外進出は米国や上海、ベトナムに続く。同社によれば通訳職の求人数は、設立年の2015年から翌2016年には前年比で270%増、さらに2017年には前年比130%増と推移しており、今後も一定数の求人数が見込まれるという¹⁶⁾。

一方、米国ニューヨークに本社を置き北米では20年以上の実績があるB社は、2013年にメキシコへ進出している。メキシコ市(2013年)とレオン市(2015年)、さらに2018年にはモンテレイ市に支店を開設し、やはり日系企業を中心に人材コンサルティング事業を行っている¹⁷⁾。両社とも現地に日本人スタッフが常駐して、企業や求職者に対するきめ細かなサービスを提供している。

就職希望者はまず人材紹介会社にオンライン登録後、登録面談を経てから自身の希望や能力、経歴等にマッチした企業の紹介を受けることになる。その後、現地企業での書類審査が通れば、人事担当者とのスカイプによる面接試験を数回(日本語およびスペイン語)にわたり受け、仮採用が決定する。企業によっては、日本の本社で面接を行う場合もある。そしてメキシコへ渡航後は3ヶ月試用期間として就労し、適正や能力が認められるとようやく本採用に、というプロセスが概ね一般的なようだ。

さらに就職希望者は、これら一連の企業とのマッチングサービス以外にも、面接対策のためのアドバイスや待遇面などの条件交渉、そして入社後一定期間のフォロー¹⁸⁾といったサポートを受けることが可能となる。日本からメキシコへ渡航する際には、現地の詳細な情報や仕事ならびに生活上のアドバイス等も提供されるという。こうしたサービスは、海外就職という高いハードルを前に多くの若者が抱える精神的ストレスや不安を緩和させることにつながる。彼／彼女たちが人材会社を利用する大きなメリットの一つといえる。

一方で、日系企業にとっても人材紹介会社を利用するメリットは大きい。とくに海外進出の経験が浅く現地でのコネや人脈が少ない中小の企業にとっては、複数の業者を介して効率よく(年会費はなく、採用時に報酬を支払う)、優秀でかつ信頼できる人材を確保することが可能となるからである。これにより採用業務にかかわる労力が軽減され、ミスマッチによる早期離職者の発生を抑制することができる。また、現地での平均的な給与水準や従業員の趣向などの雇用情報は、日本では入手が困難であるため人材紹介会社を通して入手できるメリットもある(明石・柿原 2012: 23)。

このように、アジア圏と同様に現在のメキシコにおいても、人材紹介会社が現地企業と日本の求職者との仲介役となり、メキシコへの移住を促進させる重要な役割を果たしているのである。

(3) 日本人通訳者の移住プロセスと内的要因

前節までの分析から、日系企業側で日本人通訳者の需要が高まった背景や、そのニーズに応えるかたちで人材紹介会社の動きが活発化したことを確認した。本節では、労働力の供給側で

ある日本人通訳者に焦点をあて、移住を決意したその背景や経緯について明らかにしていく。まず、筆者がバヒオ地区の各都市で実施した聞き取り調査¹⁹⁾から、通訳者の特性を把握するために、標準的と思われる事例を以下に挙げてみたい。

Aさんは大学時代にスペイン語を専攻し、在学中にメキシコへ1年間留学をした。その時から海外での就職に興味を持つようになった。就職活動を行ったが、スペイン語関連の求人情報は観光業などに限られていたため、卒業後は国内のホテルで約2年間アルバイトを経験する。その後、スペイン語を使う仕事をしたいとの思いから転職を決意し、人材紹介会社に登録をした。スカイプによる2次の面接試験を経て、現在勤める日系企業に採用されることになった。将来の展望としては、20歳代まではメキシコで働き、その後は日本でスペイン語を使う仕事に就きたいという。

Bさんも大学ではスペイン語を専攻した。交換留学でコスタリカへの留学を経験し、卒業後は契約社員として国内企業数社に勤めた。語学力を活かせる業務でなかったことから再就職先を探したものの、国内はもとよりスペインをはじめとするヨーロッパ圏も不況で希望の仕事が見つからなかった。そのため友人が働くメキシコに興味を抱くようになった。日系自動車メーカーの大規模なメキシコ進出というニュースも見聞きしていた。メキシコ日本商工会議所が運営するサイトに登録したところ数社からオファーがあり、スカイプによる面接試験を受けて採用となった。ティア1企業での通訳を数年経験した後に、日系自動車メーカーの完成車工場へ転職している。将来についてはまだ決めかねている。

Cさんは大学で英語を専攻した。卒業後は英語力を活かして外資系企業に勤務したが、海外旅行がきっかけでスペイン語習得にも関心をもち語学教室に数年通った。その間にニュージーランドやコスタリカ、メキシコでの短期語学留学を経験し、漠然と海外での就職を考えるようになった。ちょうどその頃、通っていた語学学校からメキシコの求人情報を紹介された。現地日系企業への履歴書送付にはじまり、スカイプ面接、試用期間での仮採用というプロセスを経て、本採用となった。その後メキシコ人男性と結婚し永住を決意する。現在は家庭と両立させながら通訳の仕事をしている。

大学では文学部に在籍したDさんは、ラテンアメリカに関する講義を受講する中でメキシコに関心を抱くようになった。在学中に数週間メキシコを旅行し、卒業後は1年間の留学経験も積んだ。しかし就職活動では、当初期待していたようなスペイン語力を活かせる仕事が見つからなかった。そのためメキシコの友人の勧めもあり、海外就職を決断した。メキシコ日本商工会議所が運営するサイトに登録し、コンタクトのあった日系企業とスカイプ面接を行い採用となったが、彼女の場合は人材紹介会社との契約であったという。完成車工場での通訳業務に数年携わった後、自身の知識や経験を増やしたいとの思いからフリーランスとして独立をはたす。将来の展望に迷いもあるが、自動車関連を中心とする通訳・翻訳の需要は依然として高く、今後もメキシコでの仕事を継続していけたらと語っている。

上記4名を含め、20名程度の通訳者に対して実施した聞き取りやアンケート調査から、現地採用された日本人通訳者の特徴を抽出してみよう。まず一つ目の特徴として挙げられるのが、日系企業から通訳の即戦力として採用されている彼／彼女たちの高度な語学力である。メキシ

コで勤める通訳者の多くは、大学在学中から中短期の語学研修や留学を積極的に経験し、スペイン語のみならず英語力の習得にも努めていた。しかし、たとえハイレベルの語学力を身につけていたとしても、日本国内の企業で期待される外国語は主として英語や中国語であり、スペイン語を活かすことのできる就労機会は非常に限定的であった。新卒時に納得できる就職活動ができなかったり、就職先での担当業務が期待に反して不本意であった場合も多い。そのため、自身のもつ特殊技能である外国語（スペイン語）能力を活かしたい、あるいはそのスキルをさらに向上させたいという内発的要因が、大きな移住動機になったと理解できる。

二つ目の特徴は海外、とくにメキシコとの精神的近接性である。日本国内ではメキシコの情報に接する機会はいまだ少ないが、通訳者の多くは海外就職を決断する以前に、メキシコやスペイン語圏と何らかの接点を持ち、ラテン的な文化的魅力に惹かれ、日本にはない精神的価値を見いだしていた。それが第三者からの情報による漠然とした憧れに起因するのか、あるいは現地の友人や知人の存在、もしくは過去に経験した留学・旅行の記憶によるものなのかは個人によって異なる。しかしキャリア形成や経済的な理由以外の、心理的動機が一種のプッシュ要因として作用したといえる。こうした移住動機にみられる文化的要素に着目するならば、これまでの移民研究において提示されてきている「文化移民」や「精神移民」（松谷 2014: 63-64）といった枠組み（概念）で捉えることも可能であると思われる。

そして三つ目の特徴としては、彼／彼女たちの自由で多様な移動形態である。メキシコへ渡航する以前にすでに留学や旅行、ワーキングホリデーなどの海外経験を積んでいたことから、海外就職に対する精神的ハードルは低いものになっていた。前述の海外就職・転職サイトの存在や、人材紹介会社からのサポートも彼／彼女たちを後押しした。その後、メキシコの企業で就職して以降は、キャリア形成に努めて転職（他の都市への移動）を重ねるか、長期滞在から結婚などを理由に定住を決意するか、あるいは数年後に日本への帰国、再就職を選択するかは個人の意思に委ねられており、聞き取り調査からもさまざまなケースが見られた。

当然のことながらその移動は、送り出し国と受け入れ国である日墨両国の景気動向や労働市場、とくに日系自動車産業での通訳需要の変動などにも影響を受けざるを得ない。しかし、将来に対する不安やリスクを抱えながらも、利益の最大化（自己実現）を目的に主体的な意思決定に基づいて移動していることが明らかとなった。調査対象者の約半数は、大使館や領事館への在留届けが未提出であった。そのことから、彼／彼女たちがつねに「移動」を念頭に就労していることが理解できよう。

また、経済的な側面から通訳者たちを見ると、調査対象者のほぼ全員が4年制大学を卒業し、海外での語学研修や留学、ワーキングホリデーなどの経験を有していることから、ある程度経済的に安定した社会階層に属していたことがわかる。また現地採用された現地での雇用条件は、日本人駐在員との比較では劣るものの、基本給²⁰⁾以外に保険や住居、有給などの福利厚生が保証され、メキシコ社会では中間層かそれ以上の人々と同等の待遇を受けている。これらの点からすると、アジア圏での現地採用者に関する先行研究が指摘するように、近年増加するメキシコの日本人通訳者についても「グローバル中間層」や「ミドルクラス」（松谷 2014, 神谷・丹羽 2018）の移民現象の一事例として捉えることができるであろう。

さらに、現地採用された通訳者たちの特徴として、移民子弟が形成する日系人社会や駐在員を中心とする在留邦人コミュニティとの関係の希薄さも指摘できる。彼／彼女らが就労する自動車部品メーカーの多くがメキシコ中央高原に集積しており、日系人が集住する都市部とは距離的に離れているという地理的な要因も大きい。また、本社派遣の駐在員との待遇差から生じ

る精神的・経済的距離感や、同業者である他企業の通訳者と接触する機会が少ないことも、理由として挙げられるであろう。ただしこうした状況から、現地採用者を日本人コミュニティ内における周縁化された存在として位置づけるか、あるいは日本社会の抑圧的な規範から解放された主体的な生き方の現れとして捉えるかは、今後のさらなる調査分析が必要になる。ここでは、米国の政治学者ロバート・パットナム（Robert D. Putnam）が提唱するところの「社会的ネットワークや互酬性、信頼に基づく社会関係資本²¹⁾」の不足から、現地採用者は脆弱な立場に置かれやすい傾向にあること、しかし通訳者たちの中からは、不安定な雇用形態や待遇の改善を目指した新たな取り組みも生まれていることを指摘しておきたい。

おわりに

本稿では、メキシコの日系自動車関連企業の拡大にともない活発化する、日本-メキシコ間の人の移動に着目し分析を行った。アジア圏の現地採用者に関する先行研究が指摘しているように、メキシコにおいても現地採用の需要が増していることから、分析に際しては「グローバル中間層」や「ミドルクラス」の国際移動という枠組みを援用した。

まず、両国間の人口移動の根本原因となっている自動車産業そのものを理解するうえで、第1章においては、メキシコの自動車産業が発展した歴史的経緯を概観した。自国産業の保護政策が頓挫し、やがて外国企業の進出により生産・輸出拠点として変容した要因を整理した。第2章では、欧米メーカーと同様に日本の自動車メーカーがメキシコへ進出したことから、在留邦人が急激に拡大した状況を確認し、その特性をブラジルやアルゼンチンとの比較から確認した。そして第3章では、現地採用者の中でもとくに通訳者の移動に焦点を絞り、その背景にあるメカニズムを需要側、供給側、そしてその仲介者という3つの観点から考察を試みた。

メキシコが現在、NAFTA 圏における重要な自動車供給拠点としての役割を担っていることから、まず日本の自動車メーカー各社がメキシコへ引きつけられることになった。だが現地の部品産業が未整備であることから、やがてメーカーと直接取引のあるサプライヤー（ティア1）が米国から、そして2011年以降はとくにティア2やティア3が日本からメキシコへ引きつけられる形で進出することになった。はじめて海外進出した中小の部品メーカーは勿論のこと、たとえ海外に生産拠点を設けていた企業でさえ、メキシコではアジア圏とは異なるさまざまな問題に直面した。現地スタッフとは日本語はもとより英語によるコミュニケーションが成り立ちにくい環境にあり、また文化や価値観の違いから生じるコミュニケーション・ギャップにも配慮しなければならなかった。当然のことながら、自社で英語やスペイン語に長けた駐在員やエンジニアを派遣できる企業は限られていた。こうした事情により、メキシコの日系企業から日本人通訳者に対する需要が生まれることになった（プル要因）。

一方で現在の日本国内では雇用の流動化がすすみ、終身雇用と年功序列に代表される日本の雇用が保証されなくなった。また、グローバル企業を中心に需要が高まる英語とは異なり、スペイン語の場合は、海外研修や留学をとおして高度な語学力を身につけたとしても、国内では自身の語学力を活かせる就労機会は限られているという特殊な事情もあった。そうした状況の中で企業への依存から脱却し、主体的にキャリアを形成する一手段として、海外での就労を選択肢の一つにする若者が増加することになった。海外で自身のもつ特殊技能を活かしたいという内的要因が大きな移住選択の理由になっていることが理解できた。さらに通訳者への聞き取り調査から、経済的理由以外にメキシコへの文化的な憧憬や精神的近接性という心理的要因も

作用していることが確認できた（プッシュ要因）。

また、海外就職の希望者と現地企業との橋渡し役を担う人材紹介会社が、人の移動を促進させているというメカニズムも明らかになった。さまざまなサイトに掲載されている海外就職・転職情報によって、日本にいながらメキシコの日系企業にターゲットを絞り就職活動することが可能になっている。そしてその情報に基づいて就職を希望すれば、人材会社のマッチング作業によって効率よく採用の道が開かれることになる。また人材会社が提供する現地就労先の詳細な情報は、海外就職に対する精神的負担を軽減し、より移動をスムーズなものとしている。

通常は、日系企業の経営の現地化が進むことにより、通訳業務も現地化・英語化していくことから、日本人通訳の需要は減少するといわれている。また、米墨政府間で進められている NAFTA 再交渉の行方次第では、日系自動車メーカーの生産活動に大きな影響が及ぶ懸念がある。メキシコにおける現地採用者の動向について、今後も注視していく必要があるだろう。

本稿ではさまざまな制約から、企業関係者や現地採用者を実施した聞き取り調査は、質的にも量的にも限られたものであった。また女性が多く雇用されている通訳者のみを調査対象としたが、近年では営業や管理・事務、エンジニアなどの職種で現地採用され、メキシコに渡る男性も増加しているとみられている。より幅広い調査と詳細な検討を今後の課題としたい。

【注】

1) 外務省領事局政策課『海外在留邦人数調査統計』各年を参照。

2) Asociación Mexicana de la Industria Automotriz, A.C. (AMIA). <http://www.amia.com.mx>

3) Instituto Nacional de Estadística y Geografía. (INEGI).

<http://www.beta.inegi.org.mx/temas/estructura/>

4) 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部「2017 年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査（2018 年 3 月）」<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/d78a35442e4ce3c0.html>
「2017 年度 中南米投資関連コスト比較調査（2018 年 3 月）」

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/0b4b2c963757d281.html> を参照。

5) ProMéxico. <http://www.promexico.mx/es/mx/tratados-comerciales>

6) 安藤（2015）によれば、原産地規制など一定の条件を満たせば、世界で 8,000 万台強とされる自動車販売台数のうち、50%を超える市場に無関税での輸出が可能になるという。

7) 各州の投資インセンティブについては、以下のサイトを参照。

ProMéxico. http://mim.promexico.gob.mx/swb/mim/Seleccion_de_indicadores

8) 在メキシコ日本国大使館「メキシコ経済・自動車産業概観 2013 年 5 月」

<https://www.mx.emb-japan.go.jp/keizai/kigyos5.pdf>

9) 在レオン日本国総領事館への聞き取り調査（2017 年 3 月実施）と同領事館の資料。

10) メキシコ日本商工会議所パヒオ支局、および在レオン日本国総領事館への聞き取り調査：2017 年 3 月実施。

11) イー・エフ・エデュケーション・ファースト（EF EDUCATION FIRST）のサイトを参照。
<https://www.efjapan.co.jp/epi/>

12) サカテカス州とグアナファト州の日系企業への聞き取り調査：2017 年 3 月、2018 年 3 月実施。

13) サカテカス州の日系企業への聞き取り調査：2018 年 3 月実施。

14) インスティトゥート・セルバンテス（Instituto Cervantes）はスペイン語の振興と教育、

そしてスペイン及びスペイン語圏文化の普及を目的に、1991年スペイン政府により設立された。五大洲に70以上の支部を持ち、その中でも東京支部は最大の規模を誇る。同ホームページ内の「スペイン語で働く」というリンクから、求人情報の閲覧が可能となっている。

インスティトゥト・セルバンテス東京（スペイン語で働く/求人・採用情報）.

https://tokio.cervantes.es/jp/job_board.htm. メキシコ日本商工会議所（求人情報）.

https://www.japon.org.mx/ja/buscar-trabajo_jp/bolsa-trabajo_jp.html (2018年9月28日アクセス)

15) メキシコ日本商工会議所への聞き取り調査：2017年3月実施。

16) 人材紹介会社A社への聞き取り調査とメールでの追加調査：2018年3～8月実施。

17) 人材紹介会社B社への聞き取り調査とメールでの追加調査：2017年3月実施。

18) 入社後のフォローとは、入社1週間、1ヶ月、3ヶ月のタイミングで、人間関係の問題の有無や採用時と条件の変化があるか、その他に不満や心配がないか、といった点の確認がおこなわれているという（人材紹介会社A社へのメールでの追加調査：2018年8月実施）。

19) バヒオ地区のサカテカス、アグアスカリエンテス、レオン、イラプアト、サラマンカ、セラヤの各都市に在住する日本人通訳者への聞き取り調査とメールでの追加調査：2017年3月～5月、2018年3月～9月実施。

20) 求職者の能力や実務経験によって異なるが、人材紹介会社の求人情報によれば、通訳・翻訳職の場合は概ね現地通貨で2.5万～4万ペソ、日本円で15～24万円の提示がなされている。

21) パットナムが提唱する「社会関係資本」についてはPutnam (2000) を参照。

【参考文献】

Guzman-Anaya, L. 2017. “Spatial Determinants of Japanese FDI Location in Mexico”. *México y la Cuenca del Pacífico* 17, 13-35. Universidad de Guanajuato.

Kakihara, T., Guzman-Anaya, L. 2014. “Factores de localización de la inversión extranjera directa japonesa en México”. In T. Okabe, S. Carrillo (Eds.), *Relaciones México-Japón en el contexto del Acuerdo de Asociación Económica*, 135-179. Juan Pablos Editor.

Miranda, Arturo Vicencio. 2007. “La industria automotriz en México. Antecedentes, situación actual y perspectivas”. *Contaduría y Administración*. Editorial: FCA-UNAM.

Partida Mosqueda, D. A. 2014. “Reforma migratoria: su implicación en los procesos de entrada y estancia de extranjeros japoneses en México”. In T. Okabe, S. Carrillo (Eds.), *Relaciones México-Japón en el contexto del Acuerdo de Asociación Económica*, 295-328. Juan Pablos Editor.

Putnam, Robert D. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, New York: Simon & Schuster (柴内康文訳『孤独なボーリング—米国コミュニティの崩壊と再生—』柏書房、2006年）.

Vila Freyer, A. 2017. “La historia y el presente de la inmigración japonesa en México: hacia una agenda para el estudio de esta comunidad inmigrante en Guanajuato”. *Acta Universitaria* 27(3). 78-90. Universidad de Guanajuato.

明石茂生, 柿原智弘 (2012) 「日系企業のメキシコ進出：ハリスコ州の事例を中心に」, 『成城大学経済研究所 研究報告』No. 57, pp. 1-31, 成城大学経済研究所.

安藤裕之 (2015) 「自動車・部品メーカーのメキシコ活用戦略」, *Mizuho Industry Focus*, Vol. 168, pp. 1-30, みずほ銀行産業調査部.

内多 允 (2014) 「国産保護体制下で生まれ、開放経済体制下で成長するメキシコの自動車産業」,

- 『JAMAGAZINE』48, pp. 2-6. 日本自動車工業会.
- 柿原智弘 (2017) 「産業集積と投資環境の変化——メキシコ中央高原地域の日系自動車企業のケース——」, 『成城大学経済研究所 研究報告』No. 57, pp. 1-21, 成城大学経済研究所.
- 神谷浩夫, 丹羽孝仁編著 (2018) 『若者たちの海外就職 ——「グローバル人材」の現在』, ナカニシヤ出版.
- 国際交流基金 (2017) 『海外の日本語教育の現状 ——2015 年度 日本語教育機関調査より』, 国際交流基金.
- 芹田浩司 (2011) 「グローバリゼーション時代におけるメキシコ自動車産業の発展とその課題」, 『海外投融資』20-6, pp. 7-15. 海外投融資情報財団.
- 高崎三千代 (2014) 「メキシコにおける日本語学習者の特性——ビリーフ調査結果を中心に」, 『国際交流基金日本語教育紀要』10, pp. 23-38. 国際交流基金日本語国際センター.
- 田島陽一 (2006) 『グローバリズムとリージョナリズムの相克 ——メキシコの開発戦略』, 晃洋書房.
- 中澤 高志, 由井 義通, 神谷 浩夫 (2012) 「日本人女性の現地採用労働市場の拡大とその背景——2000 年代半ばのシンガポールの事例——」, 『地理科学』67-4, pp. 153-172. 地理科学学会.
- 中畑貴雄 (2014) 『メキシコ経済の基礎知識』, ジェトロ (日本貿易振興機構) .
- 星野妙子 (2015) 『メキシコ自動車産業のサプライチェーン——メキシコ企業の参入は可能か』アジア経済研究所.
- (20017) 「メキシコ: 日系企業の進出が労働市場に及ぼすインパクト (現地調査報告)」, 『ラテンアメリカレポート』33-2, pp. 51-58. アジア経済研究所.
- 松谷実のり (2014) 「現地採用移住の社会学的研究序説 ——グローバル化時代の多様な移住経験——」, 『京都社会学年報』22, pp. 49-68, 京都大学.
- 山田俊彦 (2014) 「駐在経験者特別寄稿」, 『メキシコ日本商工会議所創立 50 周年記念誌』, pp. 74-77, メキシコ日本商工会議所.

【参考ウェブサイト】

- Asociación Mexicana de la Industria Automotriz, A.C.(AMIA). <http://www.amia.com.mx> (2018 年 5 月 5 日アクセス)
- EF Education First. (EF). <https://www.efjapan.co.jp/epi/> (2018 年 9 月 25 日アクセス)
- Instituto Nacional de Estadística y Geografía. (INEGI). <http://www.beta.inegi.org.mx/temas/estructura/> (2018 年 8 月 25 日アクセス)
- ProMéxico. http://mim.promexico.gob.mx/swb/mim/Seleccion_de_indicadores (2018 年 8 月 25 日アクセス)
- インスティトゥト・セルバンテス東京. https://tokio.cervantes.es/jp/job_board.htm (2018 年 9 月 28 日アクセス)
- 外務省「海外在留邦人数調査統計統計表一覧」. <https://www.japon.org.mx/ja/> (2018 年 8 月 25 日アクセス)
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) . <https://www.jetro.go.jp> (2018 年 8 月 25 日アクセス)
- メキシコ日本商工会議所. <https://www.japon.org.mx/ja/> (2018 年 9 月 28 日アクセス)

戦前のカフェーゾポリス植民地¹⁾と会報誌『曙』

——ブラジルのナショナリズム政策から日本語教育中止まで——

野中モニカ（天理大学）

はじめに

筆者は日系ブラジル人二世の知人から、本人が幼年期を過ごしたサンパウロ州カフェーゾポリス日本人植民地（Colônia Cafesopolis）内の日本人家庭に配布されていた日本人会会報誌を2部入手した。1部は1939年1月8日発行、もう1部は1940年8月15日発行の日本語資料であり、ブラジルにおける戦前の日本語移民資料は、1930年代後半のいわゆる外国語出版物禁止令などの影響により資料そのものが少なく、非常に貴重な資料である。

本稿ではその会報誌を資料とし、ブラジルの外国語教育取締り令²⁾発布以降の日本語教育継続策として開始された巡回日本語教授および中止決定に関連する記述から、カフェーゾポリス植民地における日本人会の葛藤を考察し、日本語教育空白期の開始特定を目的とする。

まず1章でブラジルにおける日本語教育史を概観し、日本語教育空白期間を作り出した要因であるブラジルのナショナリズム政策を詳述する。次に2章でカフェーゾポリス植民地の日本人会と関わりが深かった資料提供者と資料について記述し、資料のうち、日本語継承および日本語教育継続の戦略としてカフェーゾポリス日本人植民地が決定した巡回教授とその中止に関わる内容を3章で取り出し、考察する。

ナショナリズム政策の一環として打ち出された外国語教育取締り令が施行された当時、ブラジル全土には数多くの日本人植民地が形成されていた。各地での対応は異なっていたとも考えられるが、本稿ではカフェーゾポリス植民地を一事例とし、貴重な文字資料から教育提供者側の葛藤の理解を試みた。また、カフェーゾポリス植民地を含む地域においては、日本語教授一斉中止通達により継承日本語の学校教育（家庭外教育）空白期が開始された時期が1940年8月であったと確認し、日本語教育史における戦前の日本語教育空白期をより明確にできた。

1. ブラジルの日本語教育史とブラジルのナショナリズム政策

（1）ブラジルの日本人移民と日本語教育

1895年に日本とブラジルが修好通商航海条約を締結し、1908年に公式な移民が開始された。最初の移民船で781名の日本人がブラジルに出発してから、戦前に約19万人、戦後に約6万人の合計約25万人の日本人移民がブラジルに渡った（IBGE 2008:151）。ブラジル生まれの日系二世以降については、生地主義を取るブラジル憲法により「ブラジル人」としてカウントされるため公的な資料はないが、ブラジルにおける日系人数は約150万人（IBGE 2008:158）だと推定されている。前述した資料は2008年のものであり、それから10年経った2018年現在の日系人数は更に増加しているよう。

日系人の世代構成に関しては、サンパウロ人文科学研究所の 1988 年の調査によると、当時 123 万人の日系人人口の 12.51%が一世、30.85%が二世、41.33%が三世、12.95%が四世、0.28%が五世以上、2.07%が不明となっており、三世以降の割合が 54.56%（不明割合含まず）になっている。また、各世代における混血状況の割合も、二世では 6.03%、三世では 42%、四世になると 6 割へと上昇する、としている³⁾ため、言語文化混交が著しい。更に、この調査が 30 年前のものであること、および IBGE の推計日系人数が 2008 年において 150 万人だったことから、人口の増加とともに世代構成および混血状況の割合も変化していると充分に考えられる。

移民の言語は三代で母語から現地語へとシフトする (Hoffman, 1991 : 6) と言われており、ブラジルの日系人世代の日本語使用について調査を行なった工藤・森編 (2015) は、サンパウロ州の農村地域におけるコミュニティ内の言語使用が、一世は日本語中心、二世は日本語・ポルトガル語併用、三世はポルトガル語中心となり、世代差が顕著であることを明らかにし、言語シフトが確認できる。農村地域に限らずブラジル全国的でも、1988 年の調査時点の移民の世代は三世以降の割合が 54.56%（不明割合含まず）であり、混血状況の割合も総合すると、日本語日本文化保持が困難になってきているのは疑いようがなく、日系人社会において著しい言語シフトが進んでいると言えよう。

ブラジルにおける日本語教育の現状については、国際交流基金が行なっている日本語教育機関調査の 2015 年度結果 (2015 年 5 月～2016 年 4 月に実施) が詳しい。ブラジルにおける教育機関数は 352 校、教師数が 1,140 名、学習者数が 22,993 名となっており、その学習者数の内訳は、公教育の初等教育が 12.7%の 2,912 名、中等教育が 17.3%の 3,985 名、高等教育が 4.6%の 1,065 名、その他の教育機関が 65.4%の 15,031 名となっている⁴⁾。調査では学習者数が 22,993 人となっているが、この数字は 150 万人を超える日系人数の 2%に満たない割合である。また、非日系人の学習者の存在も大いに考えられることから、その多くの教育機関が外国語としての日本語教育を行なっていること、更にブラジルにおける日本語教育がこの 110 年で母語・継承語⁵⁾から外国語へと移行してきたのは間違いない。

しかし、どのような形で日本語の継承言語から外国語への言語移行が進んだのだろうか。移民言語移行という自然的側面以外に、ブラジルのナショナリズム政策時代の強制言語移行という側面も大いに影響したと考えられる。

ブラジルの日本語教育史について、森脇 (2008) は「戦前期 (1908 年～1941 年)」、「戦後期 (1946 年～1970 年代後半)」、「現代 (1980 年～1995 年)」と三つに時代区分し、更に戦前期と戦後期すぐについては、1908 年から 1920 年代後半を「創世記」、1930 年から 1941 年を「最盛期」、資料が乏しい戦時下の日本語教育について取り上げておらず、戦後から日系社会の混乱が落ち着きを取り戻し、日伯国交回復までの 1946 年～1950 年を日本語教育の空白期としている (森脇 2008 : 245)。

この日本語教育空白期について、根川 (2018) は異なる捉え方をしている。ブラジルにおける母語としての日本語教育は、1938 年に 476 校の日本語学校を数え最盛期を迎えたが、一連のナショナリズム政策を受け、1938 年 12 月には全校閉鎖を余儀なくされた。以降は巡回教授や日本帰国・留学、更には日本的教育の特徴である武道やスポーツを通じた日系子弟教育が行われるようになった (根川 2018 : 156) ため、日本語教育空白期を日伯国交断絶の 1942 年から太平洋戦争終末とする提案を出している。

戦前期に関しては、森脇も根川も 1942 年の日伯間の国交断絶までを日本語教育の空白期と捉えていない。本稿では、一事例を示すに過ぎないが、ある日本人植民地内で配布されていた戦

前の資料から日本語学校閉鎖に対抗して行われた巡回日本語教授の開始および中止についての記述を取り上げ、1940年の8月には日本語教育面での空白期が開始されたと捉える。この開始時期が明確になることにより、戦前日本語教育史の時代区分をより厳密に捉える一助となると考える。

この日本語教育空白期間を生み出したのは、1920年から1946年に渡って展開され、日系社会に大きな影響を及ぼした一連のブラジルのナショナリズム政策である。

(2) ブラジルのナショナリズム政策と日本人植民地への影響

ブラジルでは第一次世界大戦終了後の移民の増加により、国を均一化し全員を「ブラジル化」する動きがエリート層に見られ（CAVALIERE 2003 : 31）、1920年代からナショナリズムが高揚した。ジェトゥリオ・ヴァルガス（Getúlio Vargas）政権となった1930年から1945年の間は強力な国民国家建設を目指すべく一連のナショナリズム政策が実施された。

ブラジルの日本語教育空白期の形成は、このナショナリズム政策が最大要因であると言える。外国人全般をも対象としたナショナリズム政策ではあったものの、特に日本人移民にとっては排日運動とも理解できた。まず、ナショナリズム関連法について時系列に詳述し、日本人植民地に及ぼした影響も考察する。

(2). 1 1920年12月8日付サンパウロ州教育法改正令第1750号

1926年に大統領に就任したサンパウロ州出身のワシントン・ルイスは、サンパウロ州知事に就任した1920年に、国民の識字率を高めることを自身の政策の最重要課題として打ち出し、教育法改正に乗り出した。それは、外国人のより教育された知性によって国民が吸収されぬよう（Dória 1923 : 16）、「ブラジル化」を推進する教育改正だった。

改正は私立学校教育に関するもので、各学校が国の祝祭日を尊重すること（第5条2項2号a）、外国語を除く科目は国語で教授すること（同b）、ブラジル生まれのブラジル人もしくはポルトガル生まれのポルトガル人認定教員によるポルトガル語教育、およびブラジル人認定教員によるブラジル地理・歴史教育を行なうこと（同c）、児童教育の場で国歌斉唱すること（同d）を書面にて確約することを規定し、学校および塾では10歳未満の児童への外国語教育が禁止（第5条4項）された。

ブラジル全土に影響する法改正ではなかったが、日本人移民最大の集住地域であるサンパウロ州の教育法改正であったため、大きな影響も見られた。日本人集団地の小学校では教育自体が日本語で行なわれているのが実情であったが、法改正後、違反者には罰金および学校閉鎖の罰則（第5条5項）などが規定されていたため、1928年には10歳以下の児童に日本語を教授しているとしてノロエステ線沿線の数十の小学校が閉鎖を命じられるという事件が発生した⁶⁾。国民のポルトガル語の教授と「ブラジル化」を推進するこの州教育法第1750号改正により、日本人移民集住地であるサンパウロ州での継承日本語教育への包囲網が始まったと言えよう。

(2). 2 1933年4月21日付サンパウロ州教育法令第5884号

1920年の教育法改正と同じくサンパウロ州内のみに影響するものであるが、州の教育法を制定するこの法令によると、私立教育機関では外国語を除く科目は国語で教授すること（160条4項）、ブラジル生まれのブラジル人もしくはポルトガル生まれのポルトガル人認定教員によるポルトガル語教育を行なうこと（同5項）、ブラジル人認定教員によるブラジル地理・歴史教育を

行なうこと（同6項）、児童教育の場で国歌斉唱すること（同7項）、外国語教科書は予め許可を得たものに限定すること（162条）とし、10歳未満の児童への外国語教育が禁止（第163条）された。

1920年の段階では、10歳未満の児童への外国語教育禁止は書面での確約事項であり、その他多くの項目の一つに過ぎなかったが、1933年の法令では主文となっているため、ナショナリズム政策の継続・強化と言えよう。この法令以降、サンパウロ州のみならず、ブラジル全土に影響を及ぼす憲法改正や法令制定が続くことになる。

（2）. 3 1934年7月16日付ブラジル合衆国連邦憲法

1930年から1945年の間大統領となったジェトゥリオ・ヴァルガスは、外国人入国を制限し、外国人のブラジルへの同化を強力に推進したことで知られ、1934年の合衆国連邦憲法の制定は移民にとっては同化強制として捉えることができる。

1934年憲法では、移民の入国は民族的統合の確保並びに移民の身体的および市民的能力の保証のため、必要な制限がなされ、各国の年間入国者数は、過去50年間に国内に定着した各国人総数の2%の制限を超えてはならないこと（第121条6項）と規定され、更に連邦領土内のいかなる地点にも移民の集団を禁じられ（同7項）、外国語を除く科目は国語で教授されること（第150条補項d）となった。

移民二分制限法とも呼ばれた第121条6項は、即時に実施されず、かつ、14歳未満は割り当て数に加えないなどの措置が取られた。ブラジル沖縄県人会（2008）によると、1933年までの日本人移民数が143,530人であったため、年間の受け入れ上限は実際は2,870人に制限されるはずだったが、戦前における日本人の入国者数は、その後も、1935年は5745人、1936年は5357人、1937年は4675人であった⁷⁾。

1930年代前半にはブラジルの日本人移民がピークを迎え、数多くの子ども移民も入国し、更にはブラジルで生まれた初期移民の子ども達をも含めると、学齢期の児童数も多かったのではないかと推察される。1920年・1933年段階ではサンパウロ州内に限定されていた教育のナショナリズムが全国に展開され、日本人植民地にとっては日本語教育への包囲網として理解できる。

（2）. 4 1937年11月10日付ブラジル合衆国連邦憲法

1934年に憲法が制定され、その3年後の1937年11月にジェトゥリオ・ヴァルガスはクーデターを起こし、国会および州議会を解散させ独裁政権を樹立し、新体制においてはより強力なナショナリズム政策を展開した。

新憲法では外国人が新聞社オーナーになることを禁じ、新聞の方針、施策、運営はブラジル生まれのブラジル人によるものとし（第122条15項g）、ブラジルにおける銀行および証券会社の株主はブラジル人のみとし（第145条）、自営業を営むにはブラジルで兵役に従事したブラジル人および帰化者のみとし、海外の教育機関が発行した専門家証明書の認定はブラジル人のみとすること（第150条）が含まれた。また、移民の入国、分布、定着は法律が定める要件および条件に従うものとし、各国の年間入国者数は、過去50年間に国内に定着した各国人総数の2%の制限を超えてはならない（第151条）という規定は引き続き残った。

しかし、1934年の段階では項目の一つに過ぎなかったが、1937年の法令では主文となっているため、強化されたと言えよう。1934年の第一次移民二分制限法からの排日思想の高まりに影響され、1937年憲法での第二次移民二分制限法では、制限が順守され、ブラジル沖縄県人会

(2008)によると1938年は2563人、1939年は1314人、1940年は1564人、1941年は1277人と国交断絶でゼロになるまで日本人の入国は著しく減少した。

外国人に多くの制約を課す条項が追加され、帰化推進の意図が感じられるが、1934年で定められていた移民の集団地形成の禁止(第121条7項)およびポルトガル語以外による学校教育禁止(第150条補項d)が削除されたため、日本語教育にとっては朗報だったと言えよう。

(2). 5 1938年4月18日付大統領令第383号

1937年の新憲法制定以降、外国人のブラジル同化を強く促すための様々な法律が發布されている。1938年の第383号令は、国内に定着した外国人および一時滞在の外国人は政治性の活動に従事すること、並びに国の公務に直接また間接的に干渉することはならない(第1条)と規定し、外国人の帰化・同化を推進した。しかし、言語規制には触れておらず、日本語教育にとっては影響を及ぼしていない。

(2). 6 1938年5月4日付大統領令第406号

帰化促進を促す4月の大統領令から一か月足らずで、日本人植民地に大打撃を与える大統領令が發布された。外国人の入国について規定する1938年の第406号令は、全ての集住地域・植民地において一つの国籍の外国人集住を禁じ(第39条)、全ての集住地域・植民地・商産業施設・会の名称に外国語使用を禁じ(第42条)、全国の農村学校においてポルトガル語以外での科目教授を禁じた(第85条)。同条の項目として、それらの学校はブラジル人により運営されること(同1項)とし、14歳未満の者に対する外国語教授は禁じられ(同2項)、ポルトガル語記載以外の小学校教科書使用が禁じられた(同3項)。更に、農村における無許可の外国語の書籍・雑誌・新聞の発行が禁じられ(第86条)、全ての外国語による書籍・リーフレット・雑誌・新聞・会報誌の発行に法務省の事前認可が必要(第87条)となった。

1937年の新憲法で削除された移民の集団地形成を禁じる条項が、大統領令で具体性を伴い復活している。外国語取締り令として、農村の学校におけるポルトガル語以外での科目教授禁止、14歳未満への外国語教授禁止、ポルトガル語記載以外の小学校教科書使用禁止、農村における外国語出版物禁止などにより、一層のナショナリズム政策が展開されている。

(2). 7 1938年11月18日付大統領令第868号

5月の外国語取締り令發布から、その実効性を確かなものとすべく、健康教育省内に全国初等教育委員会を設置する大統領令が同年11月に發布された。全ての外国人集住地における初等教育の完全なナショナリゼーションのために、連邦政府、州政府および地方自治体が行うべき行動を定義する(第2条b)ことで、日本人植民地を中心とする外国人集住地におけるナショナリゼーション教育を国・州・市レベルで行なわれることになった。外国人子弟への母語・継承語教育の包囲網を狭める意図が明確になっている。

(2). 8 1938年12月13日付大統領令第948号

外国出身の自作農者の同化と外国人の子どもの完全なナショナリゼーションを促進するための措置が複雑であるとの認識で、1938年4月18日付大統領令第383号およびその規制、1938年8月20日付大統領令第639号により完成し同日付大統領令第3010号により規制された1938年5月4日付大統領令第406号、1938年11月18日付大統領令第868号に含まれる外国人の同

化を促進する措置を移民植民地評議会に集中し、この特別任務のために副大統領を1人任命し、実施される（第1条）こととなり、移民植民地評議会を立ち上げる大統領令が發布された。

公共学校を設置し、ナショナリズム教育を課すことで外国人子弟の「ブラジル化」を進め、公務員に兵役義務を課し、各地へ部隊を派遣し国旗への敬意を植え付ける措置が取られたとみることができる。5月の取締り令發布からの集大成となる12月の第948号法令により、農村地における日本語学校の閉鎖が余儀なくされ、その後の日本語教育は、学校教育から家庭や巡回教授へと形を変えて継続することになった。

本稿の資料はこの法令直後に発行されたものであり、農村地であるカフェーゾポリス日本人植民地において、日本語教授継続に際してどのような対策が講じられたのかが記述されており、その点については別章で詳述する。

（2）. 9 1939年3月18日付大統領令第1164号

第1164号は、ブラジルの国語以外での科目教授および14歳未満に対する外国語教授を禁じ（第8条d）、国内において外国語による新聞・雑誌・年鑑・会報誌・他の出版物の発行・流通を禁じた（第18条）。

1938年に農村学校のみに設けられたポルトガル語以外での科目教授の禁止が都市部の学校にも適用され、全国的に日本語教授が禁じられたため、日本人移民の言語継承の厳しさが更に増した。

外国語による出版・流通も全て禁じられたが、法令發布以降の外国語出版物停止への実質期限は1940年8月1日となっており、30日の期限延長後実質的に禁止となった。

共和国大統領は本日零時までの期限となっていた外国報道のブラジル化を30日延長した。8月30日まで延期され、以降は延長不可となる。我国の外国語出版物の状況に関する連邦令によると、如何なる新聞、雑誌、他の定期刊行物は、我々の国語以外の言語で記載されてはならない。（伯刺西爾時報 1941年8月2日付第2544号,p.4）

1930年代のサンパウロ州における主要日本語新聞に「日伯新聞」、「聖州新聞」、「伯刺西爾時報」があり、それぞれの廃刊が、「日伯新聞」は1939年5月27日（第1716号）、「聖州新聞」が1941年7月30日（ただし現存の最終版は7月26日付第2235号）、「伯刺西爾時報」の戦前一時終刊が1941年8月9日（第2550号）となっており（半澤2018:94）、この外国語出版物禁止令はブラジルの日本人社会に多大な影響を与えた。

（2）. 10 1939年8月25日付大統領令第1545号

学校教育におけるポルトガル語使用のみならず、日常の使用言語にもポルトガル語を使用させる言語同化政策も進んだ。1939年3月の大統領令から半年も経たず、更なる同化政策条項が打ち出されている。外国系ブラジル人の適応を目的に、第1545号令では、同州・同地域において外国人の集団構成の禁止（第8条a）、外国人による学校運営禁止（第11条）、教師・教育者は愛国心を普及すべき（第14条）、公的な場所での外国語使用禁止（第15条）、宗教行事は国語で行なうこと（第16条）が規定された。

1938年5月の外国語取締り令を受けた日本語学校閉鎖後、各地の日本語教育は巡回教授によって継続していたが、第1545号令により日本語の巡回教授も子どもを4,5人集めて行うため「集

団」とみなされるようになった。それが違法な日本語学校としてブラジル当局の取り締まりの対象となり、密告摘発されるようになった。

清谷益次（1998：715）はブラジル日系人の戦前の短歌を数首紹介するなかで、「目だたないように少人数の児童を畑中の物置小屋などに集めて、教師がそれらを巡ってひそかに日本語を教えるという方法も多く集団地でとられたのである。児童たちも国が禁じていることを隠れて習っているのだということをよく知っている。それ故に戸外に人が近づくようなことがあると、教師よりも先に教科書をかくして恐れおののいているのである。」と分析している。

違法だとされた継承日本語の学びを隠れて行なわなければならない日系子弟達の心理的負担はいかばかりであったのか。日本語教育の継承を子弟教育にとって最重要課題とした多くの日本人植民地の教育提供者側にとっても多くの葛藤があったと容易に推察でき、本稿ではカフェーゾポリス植民地におけるその葛藤をも確認する。

2. 資料提供者と資料について

（1）資料提供者について

筆者が資料提供者 TM 氏と知り合ったのは、TM 氏のご先祖の国を観光するために初来日した 2013 年の時である。愛知県や福岡県、熊本県などを回り、生存されている親戚への挨拶回りをし、父親を連れてきたかった、としきりに話していたことを思い出す。

2017 年 11 月に TM 氏と再開した際、TM 氏は日本語が読めないため、亡くなった父親が所有していた日本語資料について、「書類は家族の遺品として以外に意味があるのかわからない。感傷的な価値以外に歴史的価値はあるのか、残しておく価値はあるのか。」と相談された。TM 氏の帰国後、2017 年 12 月に電子ファイルを送ってもらい、その中にご本人が幼年期に在住していたブラジルサンパウロ州アラサツバ市カフェーゾポリス日本人植民地内で配布されていた会報誌『曙』が含まれていた。その後、同じような会報誌は他に残っていないか、と問うたところ、更にもう 1 部送られてきたため、現在筆者の手元にある会報誌ファイルは 2 点である。

TM 氏は福岡県出身の父親、愛知県出身の母親を持つ、サンパウロ在住の日系二世である。会報誌は元は父親が所有していた資料であり、農村地からサンパウロ市内に家族で移転後、その父親は家族の歴史について書き残すために書類や写真を整理し始めたものの完了させることなく、2004 年 12 月に死亡している。

植民地内で配布されていた会報誌に積極的に関わっていたのは TM 氏の祖父である。早稲田大学政治経済科を卒業後、新聞記者として勤め、1928 年にブラジルに移民した。カフェーゾポリス植民地には 1929 年に入植し、カフェーゾポリス日本人会会長、ノロエステ日本人連合会の副会長も務め、1944 年 9 月に死亡した。祖父は日本人会の設立に寄与し、経験を活かし会報誌作製にも深く関わっていた、と TM 氏は電話にて語ってくれた。

本資料がこれまで残っていたのは、カフェーゾポリス日本人植民地に深く関わってきており、また、家族史を編纂しようとしていた資料提供者の家族の存在が大きい。日本人植民地の記録を伝える貴重な移民資料であると同時に、資料提供者にとっては貴重な家族史資料でもあると言えよう。

（2）資料：会報誌『曙』

カフェーゾポリス植民地内の日本人世帯に配布されていた会報誌『曙』は昭和 6 年（1931 年）

12月6日に発刊されている。カフェーザポリス日本人会が創立されたのが昭和6年（1931年）1月3日であるため、その年内に第1号会報誌を発行され、会員だった108家族を対象に配布されたのである。会報誌の廃刊については、TM氏もわからないとしているが、ブラジルの社会情勢によりおそらく戦前または日伯国交断絶前後ではなかったかと推察する。

筆者の手元にある会報誌はそれぞれ、1939年1月8日発行の第9巻第1号と、1940年8月15日発行の第10巻第4号となっている。全て手書きであるため、数多い字形の混在が確認でき、様々な年代の様々な教育課程の複数の担当者が書いた様子が見られる。漢字の旧字体や略字体、カタカナ・ひらがな使用の表記法等にも統一が見られないが、植民地内の情報交換には特に問題なかったと考える。

本稿で引用する記述部分に関しては、原則記載通りとするため表記の統一がなされていないこともあるが、誤変換ではないことを予め断りを入れた。また、戦前の資料であるため漢字の旧字体表記が多用されており、筆者使用パソコンの性能上変換可能な漢字に関しては原文通りとしたが、漢字変換が困難な旧字体については現代字体に変換した。

資料とした両会報誌の構成は、以下の通りとなっている。

『曙』新年号第9巻1号			『曙』8月号第10巻4号		
(表表紙) 新年号 第九巻第一号			(表表紙) 第十巻第四號 曙 八月號		
目次			目次		
巻頭言	R	一	巻頭言	S.M 生	一
巳卯元旦口占	N.Y	二	今後の教育	N.Y	二
新春を迎へて非常時に慮す	I.H	三	思ふがまゝに	M.N	七
断片	A.M	六	農業の理想的経営とは	H.T 生一〇	
農家に欲しいメタンガス装置		九	各位にお勧めする	M.T	一二
発音に依るユーモア	M.H	一二	日本人會々報	日本人會	一四
農業 智利硝石		一五	青年會々報	青年會	一五
綿作地を見て	Y.K 生	十八	小品「夢」	T.S 生	二一
学校日誌		二十	詩一篇「蒼空」	N.M 生	二三
會報日本人會		二三	詩「眞書の路」「春の息吹」	S 生	二四
〃 本年度豫算案		二五	曙俳句	文芸部選	二五
〃 青年會		二七	童謡「母さま何処」	M.T	廿六
在留申告書受取書発表		二九	児童作文	小学生徒	廿七
展望台	編集部	三〇	編集後記	編集部	卅五
俳句		三二	(裏表紙) 昭和六年十二月六日発刊		
短歌		三三	昭和十五年八月十八日発行 (第十巻第四號)		
詩「闘」	N.M.	三四	発行所 カフェーザポリス植民地		
児童作品	小学校生徒	三五	カフェーザポリス青年會		
編集後記		三七			
(裏表紙) 昭和六年十二月六日発刊					
昭和十四年一月八日発行					
発行所 ノロエステ線アラサツバ駅					
カフェーザポリス植民地					

会報誌『曙』は10年に渡り発行されてきたため、数十号は重ねてきているはずだが、本資料の提供者であるTM氏からは今のところ2部のみ送付されてきた。「他のものは誰が持っているのかわからない」ということだが、何か意図があってその2部が残されていたのか。その内容にカフェーゾポリス植民地における日本語教育の危機を証明する記述が残されていることから、日本人移民や家族史を編纂しようと書類や写真を整理し始めていたTM氏の父親の意図を感じたいが、会報誌に載った家族の作文などを大事にしていただけかも知れない。真意は最早わからないが、戦中を経て現存する貴重な資料であるという認識は深まるばかりである。

(3) 移民研究資料としての重要性

日本語による戦前のブラジル移民資料は、資料そのものが少ないのが現状である。その主な理由として二つ挙げられるが、その一つが、前述した第1章(2)9の外国語出版物禁止令発布と1942年の日伯国交断絶により敵性国語とされた日本語教科書や刊行物の摘発である。戦中期にどのように会報誌などを守ったのかという筆者の問いに、TM氏は「叔母が裏庭に埋めて守った」と回想した。同様に、「夜半、日本語の教科書を土中に埋める母と娘」(パウリスタ新聞社1958:71)の回想にもある通り、検閲の波が襲っており、諸資料が摘発対象になっていた。そのため、外国語出版物が禁止されていた時期の文字資料であり、戦中を通して守られた本会報誌は存在そのものが貴重なものである。

二つ目として挙げられるのが、日本語が理解できない人による廃棄処分である。前山(2001:203)が「あらゆる文書・記録・古雑誌のたぐいは、日本語の読めない二、三世の代になると、くず屋に回されてしまう。」と指摘するように、日本語の読み書きができない本資料提供者が不要だと判断していれば、これまで廃棄されてきた数多くの資料同様、本資料もこの世から消えていた可能性もあった。

更に、日本との繋がりを切ろうとする意図で日本語資料を廃棄する事例もあった。敗戦後、1908年にブラジルへの第一回移民として渡航し、1921年に「聖州新報」という日本語新聞を創刊した香山六郎氏は、ブラジルにおける日本移民20年の資料を焚書に伏してしまったことを、自身の回想録に、「私は終戦後もう新聞の再発刊は断念していた。千九百二十一年以来千九百四十一年七月迄の聖報発行記念誌は千九百四十五年八月終戦無条件降伏の母国ラジオの声が流れ来た翌夜、私は敏信や夫陽に手伝わせて吾家の裏庭の壁ぎわで煙にしてしまった(香山1976:398)」と記している。移民研究にとって多大なる損失であったことは疑いようもないが、同様に「日本」や「日本語」を意図的に排除した類似例があったとしてもおかしくはない。

2008年に移民100周年を記念した事業などで様々な写真資料や当事者の語りなどがデジタルアーカイブ化されたが、更に高齢化する当事者の語りも今後少なくなるだろうと予想されるため、ブラジル移民研究において非常に重要であると考えられる本資料を含め、ブラジル移民資料を後世に残す活動は更に重要になろう。

3. カフェーゾポリス植民地における日本語教育の中止まで

(1) カフェーゾポリス植民地と日本人会

本稿資料の会報誌はカフェーゾポリス植民地発行であるため、まず当地について確認する。

カフェーゾポリス植民地はサンパウロ市から約500キロ、サンパウロ州の北西地域に位置するアラサツバ市から4キロの地点に形成されている。サンパウロ州における日本人移民は、

サンパウロ市を起点とした主要鉄道沿線に展開し、サンパウロ州内全域に拡大した。中でも沿岸部サントスからサンパウロ州の北西奥地に向かい、ちょうど州の中心地付近に当たるバウルー市を経て更に北西奥地に向かうノロエステ線沿線は日本人移民の一大集中地域だった。バウルー市はサンパウロ市から北西へ約 320 キロに位置し、日本人移民社会の経済文化活動のハブ地点として位置づけられることから、1915 年のサンパウロ総領事館設置から 6 年後の 1921 年にはバウルー領事館が設置されている。

1933 年当時のノロエステ線の鉄道駅では、バウルー駅から数えて 9 駅目がアラサツバ駅であり、周辺地域には上流アグアリンパ植民地、サンタ・アグアリンパ植民地、アベニダ植民地とカフェーゾポリス植民地があった（ブラジル沖縄県人会 2008：120）。アラサツバ駅地域に日本人が初めて入植したのは 1915 年、1922 年には日本人の土地所有者が 296 家族となっている（青柳 1941:362）。1932 年におけるカフェーゾポリス植民地の状況は以下の通りであった。

戸数：独立 (36) 借地 (8) 請負 (12) コロノ (2) 其他 (6)

人口：男 (164) 女 (140)

土地（域）：所有地 (395.5) 借地 (14.0)

珈琲（本）：所有 (245,500) 請負 (66,000)

主要生産物：米 8,162 袋

学校：日伯 （伯刺西爾時報社編 1933：168）

ノロエステ地域の日本人移民の増加は著しく、多くの日本人会も生まれた。1933 年 5 月の調査では、アラサツバ市域に所在を置く日本人会が 8 団体（日本人会と名称がつく 5 団体、倶楽部の名称が 2 団体、植民会の名称が 1 団体）あった（伯刺西爾時報社編 1933：248）。

カフェーゾポリスに日本人會生る

カフェーゾポリス植民地と云へばアラサツバ市を距つること僅かに四キロメートル、地味肥沃而も交通の便宜しきを以て名ある所で、一昨年創設以来入植者相踵ぎ、現今では一千アルケールの地域に約七十家族を算するに至った。(…) 去る三日定期總會の席上に此の議出で満場一致を以てアラサツバ日本人會より分れて茲に新たにカフェーゾポリス植民地日本人會を組織せるに至った。尚ほ同會第一着の事業として小學校建設を決議し二月勿々開校の予定であるとは喜ばし。(伯刺西爾時報 1931 年 1 月 22 日付第 691 号, p.4)

1931 年 1 月 22 日発行の伯刺西爾時報 4 頁の「ノロエステ欄」の記事によると、カフェーゾポリス植民地の創設が 1929 年であることが確認できる。資料提供者 TM 氏の家族は 1928 年の渡伯から、サンパウロ沿岸部、ノロエステ線のプロミソン植民地（1933 年当時のノロエステ線のバウルー駅から数えて 4 駅）に移り、その後、更に北西奥地へと移動を進め、1929 年に創設したてのカフェーゾポリス植民地に入植した。2 年間で 70 家族まで拡大した植民地の日本人会も独立し、1931 年にカフェーゾポリス日本人会が創立されている。TM 氏の祖父はこの日本人会創立の際は顧問であり、その後長く会長を務めており、カフェーゾポリス植民地内での重要人物であった。

「原始林の開拓で集団地が形成されるとそこは何々植民地と名づけられ、日本人会、次いで男女青年会が組織され、子弟に日本語を教えるための学校が作られる」（日本移民八十年史編纂

委員会 1991 : 59) という流れの通り、カフェーズポリスにおいても、アラサツバ駅付近に日本人集団地が形成され、カフェーズポリス植民地となり 1 年後に日本人会が組織され、子弟教育への高い関心のため、すぐに小学校が開校されている。1932 年 4 月のサンパウロ日本人学校父兄會調査によるとカフェーズポリス植民地の日本語学校は以下の通りであった。

名称：カフェーズポリス小學校
所在地：ノロエステ線アラサツバ驛
経営：同地日本人會
生徒数：二八
設立：昭和六年
年限：六年
種別：--
教員数：日女一（伯刺西爾時報社編 1933 : 116）

カフェーズポリス小学校は 1932 年 4 月時点ではまだ州公認ではなく（州立、私立などの小学校種別欄が記載されていない）、生徒数も 28 名のみだったが、1933 年 7 月に州立公認となり、1934 年 1 月現在の児童数は 70 余名と増加している（伯刺西爾時報 1934 年 1 月 20 日付 第 952 号）。

開校当初のカフェーズポリス小学校では日本人教員による日本語授業が行われていたが、その後州立公認となった時点で、ブラジル人教員による学校教育が行われるようになった。

現在教師は勤続三年而も精勤で教鞭の熱心なことは過去幾多の伯人教師に比すれば稀に見る良師であることは衆人の認むる（所）であり…（カフェーズポリス青年會 1940 : 5）

会報誌の記述からブラジル人教師による学科教育も行なわれていたことがわかるため、カフェーズポリス小学校では外国語教育取締り令の発布まで日本語とポルトガル語教育が行なわれていたことがわかる。多くの植民地小学校で二言語教育が行われており、日本語部は概ね日本式で 6 学年制であり、ポルトガル語部は聖州教育令による学科科目となっており、両部の授業は午前と午後に分けて行なわれていた（伯刺西爾時報社編 1933 : 108）のと同様、カフェーズポリス小学校における学校教育も、2 部式で日本人教師による母語・継承日本語教育と、ブラジル人教員を入れてサンパウロ州の教育法が定めるカリキュラムに沿った学科教育というバイリンガルの教育だったと思われる。

（2）カフェーズポリス植民地における日本語教育の重要性

ブラジルにおける日本語教育は、子弟に対して日本語を通して「日本人教育」を行っていた（森脇 2008 : 215）ことが、カフェーズポリス植民地の日本語教育提供者である日本人会の考えにも同様に表れている。

当国にては教育令のごとき我等の二世に祖国語教育を禁じた。我等の血潮と共に日本精神を未だ幼芽なるに摘み取らんとするは果たして誰ぞ？（カフェーズポリス青年會文芸部 1939 : 4）

法令に背いて内密にやった行為の正当でないことを百も承知して居ながら已むに已まれぬ内面的要求に迫られて児童の指導啓発は是非共邦語教育を基本にして日本精神も養成したいという信條からであります。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 2)

日本語修得の目的は単なる日本人たるの資格を、極養し保存せんとするのみならず、世界人として有為人物たらしめんとすのであって、日本精神の発して咲き出ずる花こそ、やがて人類光明化たる結実を見ることが出来るのであります。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 3)

国語は民族の生命だと云う自覚の下に如何なる代償を拂っても継続しなければならない。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 35)

カフェーゾポリス植民地で重要視されていた日本語保持は、「祖国語教育」であり、「日本精神を養成する」ためであり、「日本人たる資格」を保持するためのツールであることが随所に見られる。つまり、移民者にとって子弟に日本語を継承することは、母国との言語的なつながりを保持するだけでなく、精神的なつながりをも強く意味していることが示されている。

しかし当然ながら、この「邦語教育を基本にして日本精神も養成したい」というのは、教育提供者側の主張であり、当事者である学習者本人にとっての日本語学習の意味とは異なることもあると思われる。移民一世にとっての民族の生命である「国語」は日本語だが、移民の言語移行のプロセスを当てはめる場合、ブラジル生まれの二世にとっては、「国語」はポルトガル語に徐々に移行していると考えられる。

今次の教育令たるや吾等一世には壓迫と感ずれど二世には感じないだろう。それはブラジル国民たる彼等に當国の義務たる初等教育を施すに至っては當然であるからである。難解の日本語を幼き児童に強ひるより、法律の示す通り當国の義務を果して然る後知識慾の旺盛なる年齢に達した時の方が効果的だろうかと言ふて一日もゆるがせには出来ぬ。中途半端にならざる様父兄に依って宜しく善処しなければならないと信ずる。(カフェーゾポリス青年會文芸部 1939 : 5)

日本語教育を提供するカフェーゾポリス日本人会の中でも、継承言語教育の継続に関して揺らぎは見られるものの、「中途半端に」させないための教育継続を考えていることが見られる。この「中途半端」というのは否定的な意味でのセミリンガル (semilingual) の概念だと理解できる。バイリンガルはすべてのまたはいくつかの言語能力において、どちらかの言語が優勢になりがちであるが、どちらの言語においても「十分な」能力がないとみなされるのがセミリンガルである (ベーカー1996 : 17)。日本人会にとっては、バイリンガルを育てるというよりも、セミリンガルを生じさせないために、継承日本語教育を強く継続させたかったのではないか、という意思が伝わる。

外国語教育取締り令が發布されてから約二年になります。此の間吾植民地は其の抑圧を堪え忍びつつ、所信を枉げないで巡回教授に依って飽くまでも邦語教育を続行邁進してきました。(…) (カフェーゾポリス青年會 1940 : 2)

日本語保持を重視してきたカフェーゾポリス植民地では、1938年の外国語取締り令發布以降

も 1940 年まで日本語教育を継続してきたが、植民地内ではどのような継続への動きがあったのだろうか。

（3）日本語巡回教授の開始決定

1938 年 5 月に発布された外国語教育取締り令から、その集大成となる 12 月の第 948 号法令により、農村地における日本語学校の閉鎖が余儀なくされた。その後の日本語教育は、各地において学校教育から家庭や巡回教授へと形を変えて継続することになり、カフェーゾポリス植民地でも巡回教授にて日本語教授継続を決定している。

学校日誌：十二月十八日本年度第八回卒業生は教育非常時に際し、色々の意味に於て意義深き最後の卒業式であった。（カフェーゾポリス青年會文芸部 1939：20）

会報誌には 11 名の卒業生の氏名が記され、外国語教育取締り令によるカフェーゾポリス小学校の日本語部の閉鎖を伝えている。卒業生の中に TM 氏の叔母の名前があるため、本会報誌が残っていたのは家族史の一部でもあったからとも言えよう。

日本人會會報昭和十三年度十二月十五日

今後ノ邦語教授法ニ関シ如何ナル方法ヲ取ルベキカト云フ教育問題ニ就イテ、懇談的ニ意見ヲ戦シ、結局巡回教授ト云フ形式が最適ナリト云フ事ニ一致。（カフェーゾポリス青年會文芸部 1939：23）

外国語教育取締り令を受け、学校教育においては日本語教授を廃止するが、その代替案として巡回教授を行なう方向で一致している。児童達が学校に来られないなら、その児童達が集まる一般家庭などに出向き、巡回しながら日本語の授業を行なうという方式である。

昭和十四年度一月四日

三、巡回教授ヲ実施スルニ就キ、教育的効果ヲ挙げ、教授時間ヲ進長スル為指導員ニ乗馬用馬具ヲ提供スル事ニ決定ス。

四、巡回教授所ヲ三班ニ分ち、第一班ヲ一區、七區、二區ノ一部（学校以西南）、第二班ヲ三區、六區、二區ノ残部（学校ヨリ以南北）、第三班ヲ四區、五區、八區トシ、各班ノ学務委員ハ其ノ班ヲ選任スル事トシ、區長ハ来ル八日マデニ本年度就学児童全員ニ報告スル事。（カフェーゾポリス青年會文芸部 1939：25）

日本人会の動きは早く、巡回教授の決定から 1 か月足らずで組織的に教育方針を決定している。区分けされた植民地内を三班に分け、その三か所にて巡回教授を行なう方針を固めている。また、巡回教授を行なう日本語教師は馬でそれぞれの箇所を回るため、その支援も決定している。TM 氏によると「F 叔母の父親である N 氏は戦争当時の子ども達に日本語を教える先生で、地域の子ども達に授業をするために日本人家庭の家まで馬で行っていた。」ことから、当初から移動手段が馬だったことがわかる。TM 氏の証言にある「戦争当時」というのが実際の戦時中を指しているのかどうか、については更に検証が必要であると考ええる。ここでは、実際に日本語巡回教授が行なわれていた、という部分に焦点を当てた。

巡回教授による日本語継承の試みはカフェーゾポリス植民地だけでなく、他の植民地でも同じ動きがあったことが会報誌の記述に見られる。

一 去る一月四日午後八時よりア市教育普及会第六支部主事U氏が今後の教育方針に就いて約一時間半に亘り講演を行なふ。非常なる熱弁で聴く者をして偉大な感銘を与へた。其の熱で今後の教育非常時に善処してください。(カフェーゾポリス青年會文芸部 1939 : 33)

アラサツバ市教育普及会がおそらく巡回により各植民地の日本人会に向けて教育方針を伝えていたように、各地の日本語普及会においても同様に日本語教授継続に向けた動きがあったと見られる。更に、この巡回教授の動きは植民地毎の単独の動きではなかったことが会報誌から読み取れる。

展望台 編集部

一 そこでH先生は来る十八日より向一週間リンスに於て開催される巡回教授の指導員の講習会に出席されると。(カフェーゾポリス青年會文芸部 1939 : 32)

リンス市はカフェーゾポリス植民地が位置するアラサツバと領事館が設置されているパウルーとの中間地点に位置する日本人集住地域である。そこでの巡回教授指導員講習会開催は、ノロエステ沿線上の植民地による巡回教授を介した日本語教育継続への意思統一と見ることができる。更に、パウルー管内であることを考えると、ブラジルにおける日本語教育継続には領事館の思惑も働いているのではないかと思われる。

(4) 日本語巡回教授中止の決定

1939年1月よりカフェーゾポリス植民内で始まった日本語巡回教授は、日本人会と父兄の希望により、1年半以上継続した。

日本人会会報：會 七月七日午後四時より小學校教室に於いて開催

協議事項一 日本語教授問題：巡回教授を出来るだけ分散的にして人眼を避ける事は、危険を防止する上に必要事なりと此の際、指導員一名増員するに付き父兄会より希望あり
右に関し協議の結果、経費の関係上遺憾乍ら日本人会としては其の希望に能わざることに決定 (カフェーゾポリス青年會 1940 : 14)

ここでは、植民地内の父兄が日本語巡回教授の強化を希望し、日本人会も経費の問題がなければ、日本語指導員を増やすことも巡回教授を続ける事にも異議がなかったことが読み取れる。日本語継承が各家庭で重要視されていること、または、巡回教授になったことにより日本語授業の回数が減り、児童達の日本語力保持の課題が出てきたとも考えられる。

1940年7月7日時点では、人目を避けながらも日本語教授継続に何ら疑問を持たずに巡回教授を行なっていたカフェーゾポリス日本人会が、その後、外部圧力によって巡回教授中止を決定したことが会報誌に記述されている。急な方針転換であるため、外部圧力がなければ、今後とも継続していたことが容易に推察できる。

七月二十日：日本語巡回教授中止に決定

本會長去る十日開催のバウル管内総會へ出席。領事館、文教會方面の意向並びに各地邦人団体に於ける実情取り調べの結果此の際日本語教授を中止する方万全の得策なりと思推し、日夜日本人會長宅に日本人會側正副會長、学務部長、父兄會側正副會長參集、合同協議の結果巡回教授中止に決す。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 15)

取締り令が益々嚴重になると同時に最近背令行為が摘発されたから、今後更に一層、当局の監視の眼が光るであろうことは疑ふ余地がありません。尚今後に於いて犯行の暴露した場合は如何なる処分をも受けねばならないかも知れない。勿論吾々邦人に関する事件が忽ち我が出先官憲に波動影響することは理に当然であり、やがて国際問題をも惹起せないとも限らないのであります。故に吾々出先官憲としても、其の責任上、また将来に於ける吾々同胞の發展上に鑑み大いに憂慮せらるる所となり、且つは吾々優秀なる国民性の自尊心に訴え、此の際、断然邦語教育を中止すべき旨内達がありました。由つて吾々植民地も遺憾ながら萬己ムを得ず、当分巡回教授を中止して、今後の動勢を静観することに決したのであります。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 2)

カフェーゾポリス植民地では禁止されながらも日本人会による巡回日本語教授が当初から行われ、日本語継承が重視されていた。一日本人会としては日本語教授の継続を望んでいたものの、1940年7月10日にバウルー領事館で行なわれた会合において日本語中止の通達を受け、最終的に日本人会として7月20日に植民地内の日本語教授の中止を決定し、8月16日の会報誌を以て会員家庭に中止決定を伝えている。カフェーゾポリス植民地における外部圧力とはブラジル政府ではなく、日本政府であった。

他の多くの植民地・日本人会同様、カフェーゾポリス日本人会が担ってきた植民内の日本語教授中止には、日本政府の意向が強く働いている。「優秀なる国民性の自尊心に訴え」て日本語教授を中止するのは、それまで「優秀なる国民性の自尊心に訴え」て「日本人育成」に励んでいた植民地にとっては大打撃ではなかっただろうか。

邦語教育に対し文字通り最後まで悪戦苦闘してきましたが、茲に涙を飲んでいさぎよく巡回教授を中止することに諦めをつけたのであります。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 3)

吾々植民地の日本語の巡回教授も萬策盡きて遂に中止の己むなきに至った事は近來の痛恨事。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 35)

カフェーゾポリス植民地における日本語教育中止の決定は、1938年の外国語教育取締り令施行2年後、日本政府の意向である領事館内達を受けてのことである。ブラジルの法令に背いてまでも日本語教育を継続し日本精神の育成に注力してきたものの、日本政府から通達があった日本語教育中止要望に沿う形での中止決定は、葛藤の末涙を飲んでのことである。植民地と日本との精神的なつながりが、日本側から強制的に切断されたと映ったとも言えよう。

日本語の「学び」を奪われ、ポルトガル語学習への移行を意義無くされた実際の当事者は日系子弟達である。そしてその「学び」を直接的に奪ったのは外国語教育取締り令を打ち出したブラジル政府である。しかしながら、間接的にはブラジル政府と国家間摩擦を避けるべくブラジル政府に同調した日本政府であり、更には「優秀なる国民性の自尊心」に訴えられ、日本政

府の意思を受け、これまでも違法でありながら継続してきたものの最終的に中止を決定した日本人会であるとも言える。

日本政府の意思を植民地内の家族へ仲介する日本人会は、日本語教育提供者としての力を奪われた当事者として苦悩し、また、植民地内の日本語教育提供者でもあったため、巡回教授の中止決定を直接通達することにより、間接的な加害者となったことへの苦悩も見られる。被害者兼間接的な加害者である日本人会の葛藤が資料の随所から読み取れる。

ブラジル政府の強制と日本政府の意向でもあった日本語教育完全中止決定により、他の多くの日本人植民地同様、カフェーゾポリス植民地においても日本語は学校教育から巡回教育へ、そして最終的に家庭教育へと移行した。また学校教育は完全にポルトガル語教育となったため、両政府による強制的な言語移行が推進されたと言えるのではないだろうか。

邦語教育が中止されたから、今後之に代りに伯語科を強化して知育の供給に全力を注ぐべきであります。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 56)

日本語からポルトガル語教育の強化を推進する会報誌の記述から、カフェーゾポリス日本人会としては、言語に関係なく子弟教育を重視する姿勢が見られる。巡回教授は外部圧力に屈し中止したが、日本語教育継続を諦めているわけではなく、家庭外ではポルトガル語教育に注力し、日本語日本文化継承は家庭内で進めるよう会員家庭に促している。

今後夫々家庭に於いて父兄諸君自ら其の子弟に対して家庭教育の任にあたって貰いたい。当分自給自足の家庭教育に依って学習を継続する外ありません。(『曙』 1940.8.16 : 3)
国語は如何なる代償を払っても継続しなければならない。此の際、家庭教育の充実を期するため、の意気込みで敢然進む可きだと思ふ。本誌の児童作文欄が今後に於ける家庭教育の一助ともなれば幸甚に思ふ次第。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 35)
小学生の皆さんには先生が居られなくても、どしどし自分の作文なり童謡なりを青年会文芸部あてにご投稿ください。尚父兄の方々にもお子さん方に極力お褒めくださるようお願いいたします。それが日本語の習得の上から見ましても、また何等かの得るがあるのではないかと思いますので…。(カフェーゾポリス青年會 1940 : 27)

巡回教授での日本語教育継続は日本政府の意向通り中止するが、日本語教育自体に関しては、家庭教育にシフトし、言語継承の継続を促すカフェーゾポリス日本人会の主張が会報誌の随所に見られる。ブラジル同化を推進するブラジル政府と国家間摩擦を避けるべく同調する日本政府の圧力に屈したものの、日本人会としてのプライドが感じられる。

資料提供者 TM 氏の回想では、「1950 年に町に引っ越し、そこで日本語の勉強をした。」ということであり、カフェーゾポリス植民地における戦後の日本語学校復活はその時点まで叶わなかったと見られる。

ブラジルのナショナリズム政策がカフェーゾポリス植民地での日本語教育活動に多大な影響を及ぼしたのが資料で確認でき、ここでの日本語教育空白期が 1940 年 8 月に実質的に始まったということが結論付けられる。資料提供者である TM 氏の祖父はカフェーゾポリス植民地日本人会の会長であり、また、ノロエステ日本人連合会の副会長も務めていた。つまり、パウルー領事館管内のノロエステ沿線の他の植民地内でも同様の日本語巡回教授中止が決定されたと考

えられ、日本人最大集住地域の農村地帯全般での家庭外における日本語教育空白期はカフェーゾポリス植民地と同じく 1940 年 8 月に始まったと言えよう。

おわりに

本稿では、戦前ブラジルのナショナリスティックな法令を振り返り、その影響により学校教育が担っていた日本語継承が中止され、日本語学校に代わる方略としての巡回教授の開始と中止、そして日本語教育空白期へと進む動きと日本語教育提供者である日本人会の葛藤を、ブラジルサンパウロ州カフェーゾポリス植民地の会報誌『曙』を資料として考察した。数多い日本人植民地が存在する中、一事例ではあるものの、多くの情報が入手できる文字資料の記述から当時の様子が理解でき、他の植民地・日本人会の現状としても理解が可能と考える。

今回は資料からカフェーゾポリス植民地における日本語教育の継続の試みから中止までの記述のみを取り上げた。会報誌自体には 2 章（2）に記載の通り植民地内の生活および日本語継承の実態についての情報も確認できるため、ブラジルの戦前の日本人移民研究資料として今後の研究資料としても非常に重要であると考えらる。

本稿では、日本語教育継続と中止に焦点を置いたが、日本語継続を重視した日本人会の学習者達はどのような日本語を継承していたのか、植民地内の日本語継承の実情について今後取り上げていきたい。更に、資料提供者 TM 氏の家族史にも関わっている筆者は、この会報誌自体も家族史を辿るための重要な資料でもあると捉えている。成人移民としてブラジルに渡った祖父、子ども移民としてブラジルに渡り家族史の記述を始めた父親、そしてルーツ探しのために来日した第二世代の語りや資料等から、家族三世代に渡るライフヒストリーを紡ぐことも課題とする。

【注】

1) 資料として用いる会報誌の記載では、「カフェーゾポリス植民地」となっているため、その通り使用する。他文献では「カフェゾポリス」「カフェゾーポリス」、「入植地」「移住地」などの記載もあるが、引用箇所以外では「カフェーゾポリス」「植民地」と統一する。ポルトガル語表記においても、Cafesópolis, Cafezópolis, Cafesopolis, Cafezopolis と文献によって異なり、会報誌の中でも Cafesopolis, Cafezopolis と統一されていないが、表紙に押印されていた青年会印が“ASSOCIAÇÃO DOS MOÇOS DE CAFESOPOLIS”となっているため、本稿でもその通り Cafesopolis の表記を使用する。

2) 外国人入国法（1938 年 5 月 4 日付大統領令第 406 号）第 85 条のことを指しており、当時の植民地内で認識されていた表現であるため、資料に記載通りとしている。

3) 「世代」の数え方に関し、日本人移住者は 1 世であり、1 世同士の夫婦から生れた日系人は 2 世、2 世同士の夫婦から誕生した日系人は 3 世である。世代を異にした夫婦から誕生した日系人はより新しい世代 + 1 をその個人の世代とする。例えば、1 世と 2 世の夫婦から生れた子は 3 世である。

4) 学習者の約 65%が学校教育以外の機関で学んでおり、子どもの学習者が多いのが特徴で、初等・中等教育の学習者は約 35%を占める。日系団体経営の日本語学校は「その他教育機関」に区分され、地方都市では、学習者数は数人から数十人規模で、土曜日しか開講しないところも多い。

5) 母語 (mother tongue) は家庭で習得され、しばしば能力面でも機能面でも有力であり続ける言語のこと。第一言語 (first language) は最初に習得した言語を指す場合もあれば、最も使用頻度の高い言語を指す場合や能力の高い方の言語を指す場合もある (ベーカー1996: 28)。継承語 (heritage language) は「親から子どもに伝えることば」(中島 1998: 214) であり、言語形成期以前に移住した子ども達の言葉、または移住地で生まれ外国につながる子ども達にとっての親の言葉であり、ある社会的状況における支配言語以外の言語を区別するために使用される (Kelleher 2010:1)。

6) ブラジル移民の 100 年二分制限法の成立と日本移民排斥への動き<http://www.ndl.go.jp/brasil/s5/s5_1.html> (2018 年 8 月 10 日アクセス)

7) 二分制限よりは多い入国者であったが、1932 年の 15,092 人、1933 年の 23,299 人、1934 年の 22,960 人と比較すると、かなりの減少であるため、新憲法制定の影響は非常に大きかったと言える。

【参考文献】

- CAVALIERE, Ana Maria. 2003. "Between the pioneering spirit and impasse: the 1920 São Paulo State reform". *Educação e Pesquisa, São Paulo*. V.29. n.1, pp.-27-44, jan./jun.
- DÓRIA, S. 1923. *A reforma de 1920 em São Paulo*. São Paulo: Monteiro Lobato & Cia. Editores.
- Hoffmann, Charlotte. 1991. *An Introduction to Bilingualism*. Longman Linguistics Library.
- IBGE. 2008. *Resistência & integração: 100 anos de imigração japonesa no Brasil*. IBGE.
- MOTOYAMA, Shozo. 2016. *Do Conflito à Integração: Uma História da Imigração Japonesa no Brasil Volume II (1941-2008)*. São Paulo: Paulo's.
- 青柳郁太郎 (1941) 『ブラジルに於ける日本人発展史 (上巻)』ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会
- 外務省通商局編 (1939) 『在外日本人会並実業団体調』外務省通商局
- カフェー・ポリス青年會 (1940) 『曙八月号第 10 卷第 4 号』カフェー・ポリス青年會
- カフェー・ポリス青年會文芸部 (1939) 『曙新年号第 9 卷第 1 号』カフェー・ポリス青年會文芸部
- 香山六郎 (1976) 『香山六郎回想録』サンパウロ人文科学研究所
- 清谷益次 (1998) 「証言としての移民短歌 ブラジル日系人の百二十一首とその周辺」, 『積乱雲—梶山季之—その軌跡と周辺—』梶山美那江編, pp.696-766, 季節社.
- 工藤真由美・森幸一編 (2015) 『日系移民社会における言語接触のダイナミズム ブラジル・ボリビアの子供移民と沖縄系移民』大阪大学出版会
- ベーカー・コリン (1996) 『バイリンガル教育と第二言語習得』大修館書店
- 渋谷勝己 (2010) 「移民言語研究の潮流: 日系人日本語変種の言語生態 論的研究に向けて」, 『待兼山論叢』文化動態論篇 44, pp.1-23. 大阪大学文学部.
- 中島和子 (1998) 『バイリンガル教育の方法 地球時代の日本人育成を目指して』アルク
- 根川幸男 (2015) 「ブラジルにおける日系移民の母語・子弟教育研究の現状と課題」, 『世界の日本研究 2014 日本研究の隆盛』pp.131-144, 国際日本文化研究センター.
- (2016) 『ブラジル日系移民の教育史』みすず書房
- 根川幸男・井上章一編 (2016) 『越境と連動の日系移民教育史複数文化体験の視座』ミネルヴァ書房

- 半澤典子 (2018) 「ブラジル移民知識人香山六郎の言動—移民俳句と日本語新聞を通して」『移民が紡ぐ日本 交錯する文化のはざままで』河原典史・木下昭編, 文理閣
- パウリスタ新聞社 (1958) 『コロニア五十年の歩み (パウリスタ新聞付録)』パウリスタ新聞社
- 伯刺西爾時報社編 (1933) 『伯刺西爾年鑑 1933』伯刺西爾時報社
- ブラジル日本移民 80 年史編纂委員会 (1991) 『ブラジル日本移民八十年史』ブラジル日本文化協会移民 80 年祭祭典委員会
- ブラジル沖縄県人会 (2008) 『ブラジル沖縄県人移民史笠戸丸から 90 年』ブラジル沖縄県人会
- 前山隆 (2001) 『異文化接触とアイデンティティー—ブラジル社会と日系人』御茶の水書房
- 森脇礼之 (2008) 『ブラジルにおける日本語教育史：その変遷と近年の動向』Unicamp 出版社

【参考ウェブサイト】

- Kelleher, Ann. *What is a heritage language?* <<http://www.cal.org/heritage/pdfs/briefs/What-is-a-Heritage-Language.pdf>> (2018 年 8 月 1 日アクセス)
- CONSTITUIÇÃO DA REPÚBLICA DOS ESTADOS UNIDOS DO BRASIL (DE 16 DE JULHO DE 1934) <http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/constituicao/Constituicao34.htm> (2018 年 8 月 10 日アクセス)
- DECRETO-LEI Nº 383, DE 18 DE ABRIL DE 1938 Veda a estrangeiros a atividade política no Brasil e dá outras providências. <<http://www2.camara.leg.br/legin/fed/declei/1930-1939/decreto-lei-383-18-abril-1938-350781-publicacaooriginal-1-pe.html>> (2018 年 8 月 30 日アクセス)
- Decreto-Lei nº 406, de 4 de Maio de 1938 Dispõe sobre a entrada de estrangeiros no território nacional. <<http://www2.camara.leg.br/legin/fed/declei/1930-1939/decreto-lei-406-4-maio-1938-348724-publicacaooriginal-1-pe.html>> (2018 年 8 月 30 日アクセス)
- DECRETO-LEI Nº 868, DE 18 DE NOVEMBRO DE 1938 Cria, no Ministério da Educação e Saúde, a Comissão Nacional de Ensino Primário. <<http://www2.camara.leg.br/legin/fed/declei/1930-1939/decreto-lei-868-18-novembro-1938-350829-publicacaooriginal-1-pe.html>> (2018 年 8 月 1 日アクセス)
- DECRETO-LEI Nº 948, DE 13 DE DEZEMBRO DE 1938 Centraliza no Conselho de Imigração e Colonização as medidas constantes de diversos decretos em vigor, tendentes a promover a assimilação dos alienígenas. <<http://www2.camara.leg.br/legin/fed/declei/1930-1939/decreto-lei-948-13-dezembro-1938-349142-publicacaooriginal-1-pe.html>> (2018 年 8 月 30 日アクセス)
- Decreto-Lei nº 1.164, de 18 de Março de 1939 Dispõe sobre as concessões de terras e vias de comunicação na faixa da fronteira, bem como sobre as indústrias aí situadas. <<http://www2.camara.leg.br/legin/fed/declei/1930-1939/decreto-lei-1164-18-marco-1939-349147-publicacaooriginal-1-pe.html>> (2018 年 8 月 30 日アクセス)
- DECRETO-LEI Nº 1.545, DE 25 DE AGOSTO DE 1939 Dispõe sobre a adaptação ao meio nacional dos brasileiros descendentes de estrangeiros. <<http://www2.camara.leg.br/legin/fed/declei/1930-1939/decreto-lei-1545-25-agosto-1939-411654-publicacaooriginal-1-pe.html>> (2018 年 8 月 30 日アクセス)
- DECRETO N. 5.884, DE 21 DE ABRIL DE 1933 Institue o Código de Educação do Estado de São Paulo. <<http://www.al.sp.gov.br/repositorio/legislacao/decreto/1933/decreto-5884-21.04.1933.html>> (2018 年 8 月 10 日アクセス)

- LEI N. 1.750, DE 8 DE DEZEMBRO DE 1920 Reforma a Instrução Publica do Estado<<https://www.al.sp.gov.br/repositorio/legislacao/lei/1920/lei-1750-08.12.1920.html>> (2018 年 7 月 10 日アクセス)
- SUZUKI, Matinas JR. *Rompendo silêncio* <<https://www1.folha.uol.com.br/fsp/mais/fs2004200804.htm>> (2018 年 10 月 6 日アクセス)
- Presidência da República. CONSTITUIÇÃO DA REPÚBLICA DOS ESTADOS UNIDOS DO BRASIL (DE 10 DE NOVEMBRO DE 1937) <http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/Constituicao/Constituicao37.htm> (2018 年 8 月 1 日アクセス)
- サンパウロ人文科学研究所によるブラジルに於ける日系人人口調査報告書 1987・1988 年 <<https://www.cenb.org.br/articles/display/315>> (2018 年 7 月 30 日アクセス)
- 半澤典子「戦前期ブラジル・サンパウロ州ノロエステ地方と日本語新聞：香山六郎と聖州新報」 <<http://hdl.handle.net/11173/2511>> (2018 年 9 月 1 日アクセス)
- ブラジル<<https://www.jpif.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2017/brazil.html>> (2018 年 7 月 10 日アクセス)
- ブラジル移民の 100 年二分制限法の成立と日本移民排斥への動き<http://www.ndl.go.jp/brasil/s5/s5_1.html> (2018 年 8 月 10 日アクセス)
- ブラジル移民の 100 年 憲法制定会議議事速記録<<http://www.ndl.go.jp/brasil/text/t093.html>> (2018 年 10 月 6 日アクセス)
- 伯刺西爾時報第 691 号<<http://rakusai.nichibun.ac.jp/hoji/contents/Brasil/PDF/1931/01/19310122bja10.pdf>> (2018 年 7 月 10 日アクセス)
- 伯刺西爾時報第 2544 号<<http://rakusai.nichibun.ac.jp/hoji/contents/Brasil/PDF/1941/08/19410802bja10.pdf>> (2018 年 7 月 10 日アクセス)
- 伯刺西爾時報第 952 号<<http://rakusai.nichibun.ac.jp/hoji/contents/Brasil/PDF/1934/01/19340120bja10.pdf>> (2018 年 7 月 10 日アクセス)

沖縄人捕虜の移動からみるハワイ準州捕虜収容所史

——ホノウリウリからサンドアイランドへ——

秋山かおり

(国立歴史民俗博物館・外来研究員／沖縄大学・地域研究所特別研究員)

はじめに

本論では、1945年3月から6月におよぶ沖縄戦でアメリカ軍の捕虜となった沖縄人が、アメリカ合衆国の準州であったハワイへ移送された後、オアフ島のホノウリウリとサンドアイランド捕虜収容所の間を移動させられた意味について、戦時下から終戦直後の時期に焦点を当てて考察する。

ハワイ準州にはハワイ地域の陸軍の活動を管理するハワイ軍管区が置かれ、太平洋戦争下にはアメリカの軍事的拠点であっただけでなく、同時に第二次世界大戦の文脈においては、連合軍の捕虜収容を担った場所でもあった¹⁾。

ホノルル港に隣接した埋立地サンドアイランドには、1941年12月8日（現地時間）の開戦翌日に民間人抑留所が開設されたが、1943年3月に一旦閉鎖している。その際、サンドアイランド抑留所から抑留者の一部が移送されたホノウリウリ抑留所は、1945年にかけて使用された。この間に抑留者の数は、釈放や本土移送により徐々に減少していく一方、各地の戦地から多数の戦争捕虜が移送されてきた。ホノウリウリはオアフ島内陸部クニアに設置されたハワイ諸島内最大の収容施設であった。その敷地内は民間人と戦争捕虜が区別され、かつ捕虜たちはエスニック・グループごとに収容されていた。しかしその立地条件は、戦時下において社会と収容者を遮断するかのよう谷底に設営され、外部からは見えなくなっていた²⁾。

ジェフ・バートンとマリー・ファーレルを中心とした考古学調査により、同所の全体面積の大半が捕虜収容に利用されていたことが明らかにされた一方³⁾、スザンヌ・フォウルガウトは、陸軍憲兵局による「ハワイ軍管区史」「捕虜収容所統計資料」（詳細は後述）から1944年7月以降にオアフ島とハワイ島に合計13箇所の捕虜収容所が設置され、そのうちの2箇所がホノウリウリに内设されたことを示した⁴⁾。これによれば、サンドアイランドも捕虜収容所の一つとして、1944年9月に開設している。確かに、サンドアイランドにあった建造物が戦後にかけて増築されたことは、バートンとファーレルが陸軍の地図から実証していた⁵⁾。また、ハワイでの沖縄人捕虜概数ならびに復員時期については、秦郁彦の日本人捕虜研究に含まれた記述がある⁶⁾。しかし、これらのサンドアイランドの戦後史についての言及はあまりにも短い。つまり、ホノウリウリには、民間人抑留所兼戦争捕虜収容所（以下、抑留所／収容所）が置かれていたことが定説となる一方、サンドアイランドもまた、開戦とともに設置された民間人抑留所を基盤として捕虜収容所が運営された場所として認識されているとは言えない。

ハワイ準州の捕虜収容所の実態を探る手がかりは、沖縄人の戦争体験に残されている。沖縄県では、約20万人が犠牲となったと言われる沖縄戦（1945年3月26日から6月23日）につ

いて住民の視点から戦争の歴史を残そうと、聞き取り調査から自治体史（以下、自治体史）が編纂され、その音声資料も存在する⁷⁾。また、捕虜体験者による回顧録の中では、例えば、渡久山朝章による書籍がある⁸⁾。そして近年、ハワイで捕虜として収容された人びとの戦争体験を見直そうとする動きがある。例えば、2015年から始まる島袋貞治の新聞連載や⁹⁾、2017年6月に実行された、ハワイで収容中に死去した沖縄人捕虜のための慰霊祭は¹⁰⁾、この移送の軍事的理由が未だ解明されていないことをめぐるパブリックヒストリーの高まりを牽引した。

とはいえ、沖縄人捕虜のハワイ収容に関する学術的な研究は、2013年に仲程昌徳¹¹⁾、続く2014年にジョイス・チネンにより開始されたばかりである¹²⁾。両者の共通性は、収容所内外でみられた沖縄人捕虜とハワイの沖縄系人の「接触」について分析した点である。とりわけ仲程は、ハワイの邦字新聞紙上にみえる沖縄人捕虜への高い関心に着目して、一連の事実の経過を整理しつつこの収容の全体図に迫った¹³⁾。その上で、戦時下で民間人抑留所は、「サンドアイランド→ホノウリウリ」と移行したが、沖縄人捕虜にとっては、捕虜収容所間を「ホノウリウリ→サンドアイランド」と逆行したという重要な指摘をしている。この沖縄人捕虜の移動を一つの視点とし、これまで研究の少ないハワイの捕虜収容所について点と点をむすぶことで、その連続性が浮かび上がるのではないであろうか。

以上の研究状況を踏まえて本論では、沖縄戦における捕虜の一部がハワイへ移送されて以降、いかにアメリカ陸軍の捕虜政策が適用され、一定期間収容されたのかを念頭にホノウリウリ、サンドアイランド各収容所における収容状態から捕虜収容所史を捉えてみたい。続く、第2章で沖縄人捕虜をめぐる移動の前提を確認し、第3章でホノウリウリ収容所内での彼らの収容状況と選別を検討し、これと比較して第4章でサンドアイランド収容所での労働の本格的な開始以降の収容生活について検討する。最後に第5章では、本論の分析から得られた沖縄人捕虜の移動を、ハワイ捕虜収容所史の文脈に位置づけたい。

本論では沖縄系移民を「沖縄系人」と呼ぶが¹⁴⁾、沖縄人捕虜 (Okinawan POW)、非戦闘員 (Non Combatant) という名称は、アメリカ陸軍省が使用した用語の直訳として使用する。資料については、陸軍資料、新聞記事、回顧録などに依拠するほかに、各自治体史、新聞記事等に記載される当事者が語ったハワイでの捕虜体験を「証言」として扱い（以下括弧なしで証言）、若干の編集が加えられているものの重要だとみなす。他方、筆者が行った聞き取り調査、自治体が収集した音声資料はオーラルヒストリーとして扱う。

1. 沖縄人捕虜の辿った経路

（1）アメリカの捕虜政策とハワイ準州での捕虜収容

本章では、沖縄人捕虜のハワイ収容を論ずる前提として、アメリカ軍の捕虜利用、また沖縄戦の戦場からハワイへの捕虜移送の概要を整理しておきたい。

太平洋戦争を検討する際、アメリカ史の文脈では第二次世界大戦に包括されるため、沖縄人捕虜をめぐる問題も、枢軸国の戦闘員、非戦闘員として動員された人びとがそれぞれ取り扱いを決められていく中で規定された。そこで、アメリカの捕虜政策とハワイ準州との関係についてジョージ・ルイスとジョン・メウハによる報告書『アメリカ陸軍の捕虜利用』（1955）を手がかりに簡単に述べておく¹⁵⁾。

同報告書によると、アメリカ国内における捕虜労働は、1942年から陸軍省内で議論されていたが、1943年10月に法令が整えられて可能となる¹⁶⁾。太平洋戦争開戦当初、アメリカは1929

年国際的に捕虜の取り扱いを決めたジュネーブ条約を日本が批准しなかったため、敵国の捕虜を意に反して働かせるかどうかを明言しなかった。日本の同意を得るため日系人抑留者の労働は避けたが、日本人捕虜の使役を可能とする余地を残した。捕虜の職種は軍事機密を含むものは排除されたが、賃金は、当時のアメリカの民間を基準に1日80セント、月21ドル目安とされ、軍票か信託資金で支払うなどの基準が整備された。そのうえ陸軍省は、各司令部（部隊）に戦争捕虜の雇用責任を委任する命令を出した。

1943年12月、陸軍省は人手不足のハワイにイタリア人を送ることを決定する。ただし、1944年6月にハワイ軍管区司令官（兼ハワイ軍政府長官）リチャードソン准将の要請があるまで延期され、その後、約1,000人のイタリア人捕虜がハワイに送られた。さらにリチャードソンは、日本軍の朝鮮人非戦闘員の所外労働を可能にした¹⁷⁾。ただし、日本人捕虜はその集団のリーダーが持つ影響力を陸軍省により懸念され、戦時下では所内労働のみに従事させられている¹⁸⁾。ならびに、ハワイ準州での捕虜に対する労働命令は、中部太平洋方面アメリカ軍統括の下、リチャードソンと陸軍湾岸司令部が捕虜利用を管轄し、とりわけ、捕虜収容所長に捕虜を労働者として要求させ、取りまとめをさせるシステムが整備された¹⁹⁾。

この頃にあたる同年7月、中部太平洋陸軍が改編されている。先述した「ハワイ軍管区史」には、付属資料‘Vital Statistics’「捕虜収容所における戦争捕虜と抑留者の統計」と題されたものがあり、ハワイで受け入れた戦争捕虜のエスニック・グループ別内訳（沖縄人・イタリア人・日本人・朝鮮人・台湾人）、また収容所別の人数が明示された表である（以降、「捕虜収容所統計資料」）²⁰⁾。さらに、捕虜情報局本部がホノルル市内の移民局内に設置され、イタリア人捕虜受け入れにともなう捕虜収容所建設が明記される。以上のように、ハワイ準州内における捕虜労働の開始にともない、収容所の増設が行われ、捕虜利用のシステムが整備されていた1945年6月下旬以降、沖縄人捕虜がハワイに移送されてくることとなる。

（2） 沖縄人捕虜のハワイ移送まで

すでに述べたように、アメリカ軍が沖縄から捕虜をハワイに移送した理由や目的について解明した研究は管見の限りでは見られないものの²¹⁾、ハワイまでの捕虜移送の回数、日時、経路などをわかる範囲で整理しておく。

まず、アメリカ軍は沖縄戦の捕虜を戦闘員（日本軍兵士）と非戦闘員（現地から動員された防衛隊員・学徒兵、朝鮮人軍夫）に区別した。沖縄における日本陸軍の防衛召集は1943年6月から活発になり、1945年2月からは大規模に実施され、2万数千人にのぼる沖縄の男子が、子供や老人を除きことごとく召集されていた²²⁾。捕虜となった人びとは、沖縄各地の収容所に集められ、民間人と戦闘員・非戦闘員とに区別された。『金武町史』によると、1945年6月から7月にかけてハワイへ送られる者が戦闘員・非戦闘員から選別され、3回の移送が行われた²³⁾。人数に関しては括弧で付すが、その概要は、第1回目、6月10日頃・嘉手納収容所から（180人）、第2回目、6月27日頃・屋嘉収容所（現金武町）から沖縄人捕虜と朝鮮人捕虜（約1,500人）、第3回目、7月3日頃・沖縄人捕虜と朝鮮人捕虜（約1,500人）である²⁴⁾。こうした3回のハワイまでの移送航路は、いずれもサイパン島やテニアン島を経由し、2週間から20日間程の行程であったと考えられている²⁵⁾。

次に、ハワイに収容された沖縄人捕虜の人数を検討する。ファウルガウトは前掲「捕虜収容所統計資料」から、日米開戦から1945年9月2日までに受け入れのあった人数3,723人（うち本土へ移送228人、ハワイ残り3,495人）と示す²⁶⁾。これと比較するのは、憲兵総監部文書か

ら抜粋された資料群「捕虜に関する文書 ハワイ収容所」（以下、「ハワイ収容所文書」）に含まれる沖縄人捕虜名簿約 170 ページ分である²⁷⁾。1945 年 7 月から 10 月までハワイで受け入れた計 3,688 人の記録が、APO950 捕虜基地 (POW Base Camp)（以下、捕虜情報局）からワシントン DC の本部に送られている。APO とは陸軍・空軍郵便局番号であるが、950 はホノルル市内の移民局からアームストロング陸軍駐屯地（現カカアコ水辺公園）一帯にあたる²⁸⁾。上記 3,723 人との誤差 35 人はおそらく、日本統治下の南洋群島で捕虜となった日本軍兵士のうち、「沖縄人」と分類された人びとであろう。この約 3,600 人のうちハワイに残される人数は減少していくが、その概要を次節で追う。

（3）ハワイからの移送と復員まで

沖縄人捕虜がハワイへ移送された以降の移動経路は、体験者の証言から多様性が指摘されているが、ここでは可能な限り一次資料に基づいて整理を行う。そのため、ハワイ到着後に他の場所へ移送された沖縄人捕虜の経路を4つに大別して考える。①年齢を基準に選別後、ハワイからアメリカ本土へ移送され、その後沖縄へ送還となった者、②ハワイからグアム・サイパンに移送された後に、戦後に沖縄に復員した者²⁹⁾、③ハワイで、フィラリア菌感染の陽性反応があったため、しばらく隔離されてから沖縄へ送還された者であり³⁰⁾、最も多数となる④は、ハワイで一定期間収容されてから戦後に沖縄に復員した者である。以下の「図表 1」は、この4つのグループの移動経路、人数と日時をわかる範囲で示したものである。

なお、人数については諸説あり、ここでは具体的な検証はしない。

「図表 1」 沖縄人捕虜のハワイからの移送経路³¹⁾

出発地		日時	行き先1	行き先2	人数
ハワイ	①	⇒ 1945/8/4	シアトル→ エンジェル島	⇒ 沖縄	324
	②	⇒ 1946/5/22	サイパン	⇒ 沖縄	最大400
	③	⇒ 1945/9から	沖縄	(フィリアなど)	57以上
	④	⇒ 1946/6/20頃		(優先的引き揚げ)	合計2,334
		⇒ (1)1946/10/14	沖縄	(引き揚げによる)	
		⇒ (2)1946/11/14			
⇒ (3)1946/12/13					

【出典】

① アメリカ本土へ移送した沖縄人捕虜の乗船者名簿。陸軍湾岸関係司令部により、内部保安局に提出。

② 1946 年5月22日『ハワイヘラルド』約400人の「日本人捕虜」がグアムとサイパンに軍作業のために移送されたとする。
実数は不確定なため最大数とみなす

③ 「捕虜に関する文書 ハワイ収容所」

④ (1)-(3) 秦(1998):492の統計を参照。また厚生労働省資料のフィリアなどによる優先的引き揚げは439人。
※ハワイ島の二箇所の収容所を含めたハワイの収容所間における移動については言及しない。

こうしてみると、沖縄人捕虜の多くが戦争終結後もハワイに残されたことが明らかである。次章からは、彼らがオアフ島ホノウリウリとサンドアイランドで収容された状況をみていく。

2. ホノウリウリ収容所の沖縄人捕虜

（1）沖縄人捕虜の収容空間

沖縄人捕虜がハワイ到着後に入所させられたホノウリウリ収容所では、どのような管理がされたのかを検討する。まずは、収容区域、捕虜登録や捕虜の選別について詳細を追いたい。

ハワイに移送された沖縄戦人捕虜の大多数は、上陸後すぐさまホノウリウリに入所させられたと指摘されている³²⁾。沖縄人捕虜がホノウリウリをいかに認識していたのかは、その呼び名にうかがえる。周辺の土壌の色から、「赤土（アカンチャー）収容所」など沖縄の方言で呼んでいたと回顧録などでは言及されるが³³⁾、他方、捕虜体験者の宮里安清は、ホノウリウリは大きな谷底だったと描写した上で「地獄谷」と呼んでいたと語った³⁴⁾。

沖縄人捕虜が到着した1945年6月にもなると、同所に残された民間人抑留者は22人であり、主に戦争捕虜収容所として運営されていたことがわかる³⁵⁾。それを視覚的に示すのは、バートンが1934年の陸軍の収容所建設計画を基盤に航空写真から過去の建造物跡を加えて作成した〔図表2〕である。サッカーグラウンド約70枚分に置き換えられる同所の区画利用の様子を見ると³⁶⁾、コンパウンド5と6 (Compound V, VI) 以外は、すべて捕虜収容区域である。

さて、広大なホノウリウリのどこに沖縄人捕虜が収容されたのかは、これまで特定されていないので検証したい。前掲「捕虜収容所統計資料」の1945年9月2日の欄には、沖縄人捕虜が敷地内の「第8捕虜収容所2,426人」、「第9捕虜収容所1,035人」と、二箇所に分散されて記載される。このうちの一箇所は、1945年頃に陸軍技師であったハリー・ロジが撮影した区画と考える〔写真1〕。これは、考古学調査により収容所南東部に位置する「コンパウンド7 (Compound VII)」だと特定され、比較的新しく増設された区域だと判明している³⁷⁾。そこで、前掲渡久山の描写をバートンが〔写真1〕を元に製図したホノウリウリの地図〔図表1〕の部分に比較すると、共通点が見える〔図表3〕。とりわけ、渡久山が描写した四角形に囲われた区画の「三辺の背後は丘の斜面」（下線）は、〔写真1〕で確認できる。また、中央には二つの居住区間を仕切る「大通り」（下線）もある。ただし、テントの数は一致しない。

次に、もう一箇所の沖縄人捕虜の収容区域について検討したい。捕虜体験者である神谷依信は、収容された区域にはドイツ人やイタリア人捕虜を意味する「ジャーマン・キャンプ」と「イタリアン・キャンプ」と呼ばれる二つ並列した大きな建物があったと語る³⁸⁾。これらの建物の前には、二股に分かれる道があり、その1本は真珠湾へつながっていたという。神谷たちは、ホノウリウリ収容所の突き当たりの区域にテントで収容されたが、当時、さらにその奥を増設していたとも語った³⁹⁾。ここは、〔図表2〕コンパウンド1 (Compound I) の下方に見られる二股道路の辺りだと考えられる。

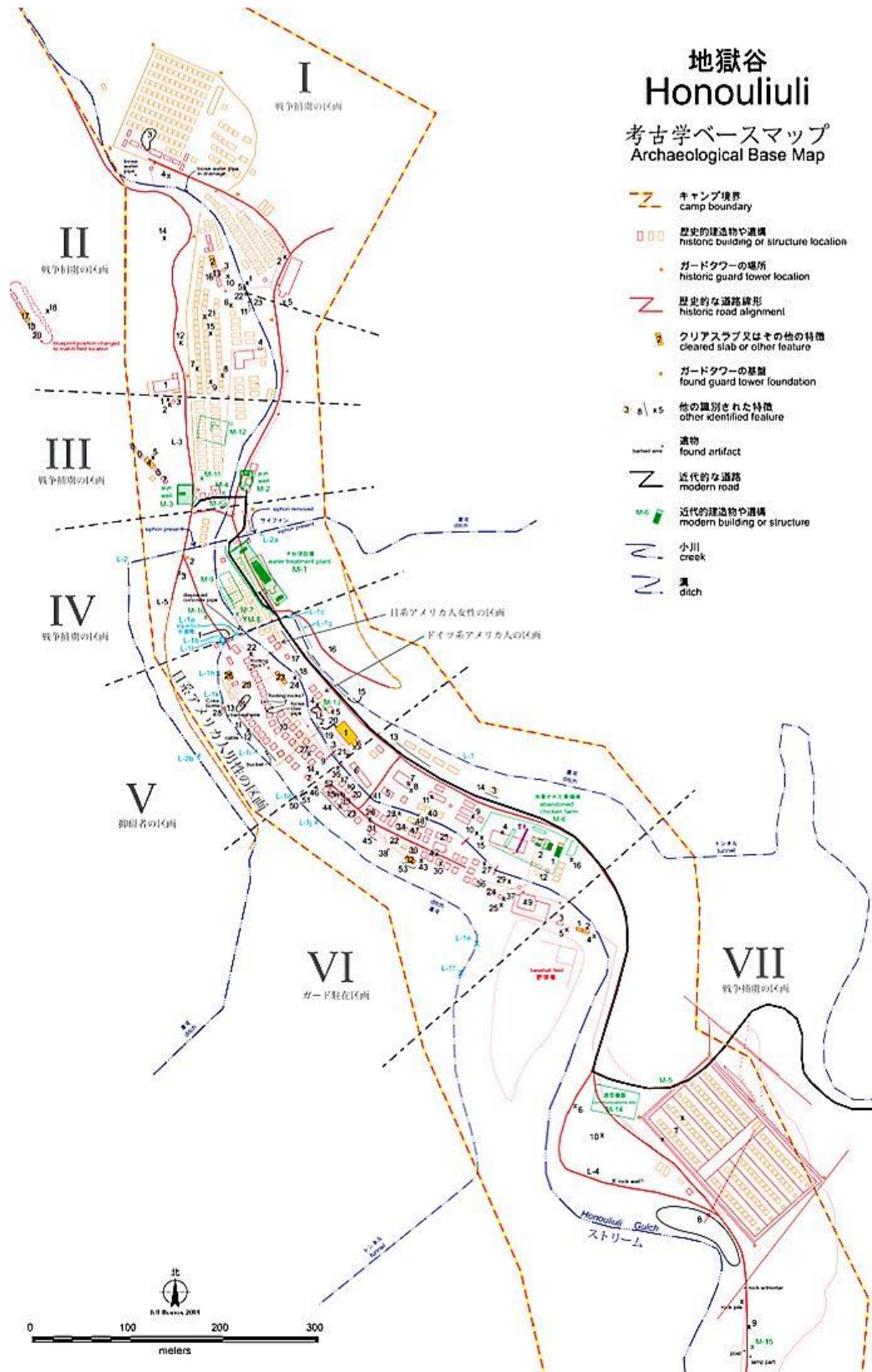
渡久山と神谷の描写する収容区域の様相はそれぞれ異なるものの、このコンパウンド1と7は収容所の両端に位置するため、拡張工事と並行して沖縄人捕虜の受け入れがされていたことがわかる。

（2）沖縄人捕虜の選別

ホノウリウリ収容所における沖縄人捕虜の取り扱いを明確にするために、彼らの選別の過程を検討したい。まずは、同所では捕虜登録が行われた。前掲渡久山は事務所で4人の米兵の前で行われたとするが、捕虜体験者の渡口彦信によれば、所内を流れる川のほとりでホカマという日系二世軍曹が主導したと語るため差異がある⁴⁰⁾。こうした複数回の登録作業から、先述の沖縄人捕虜名簿が作成されたと思われる。

登録番号が付与された捕虜たちは、その後選別されていった。前掲「ハワイ収容所文書」には、1945年9月26日付「フィラリアか身体的障害のある捕虜の送還予定者リスト」が確認で

〔図表 2〕 ホノウリウリ抑留所／収容所地図

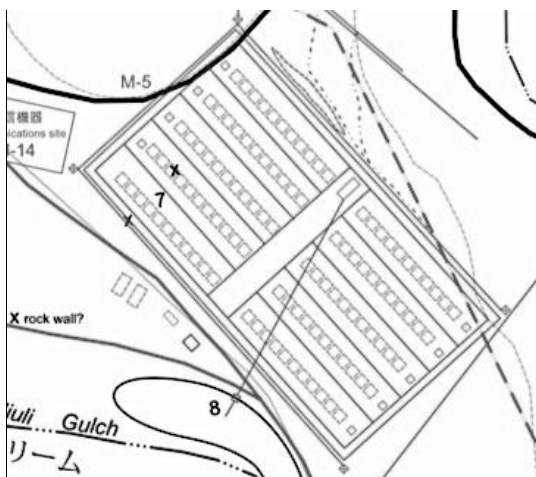


バートン (2014) を筆者加工

[写真 1] ホノウリウリ コンパウンド 7 (ca.1945) , Japanese Cultural Center of Hawaii



[図表 3] ホノウリウリ地図（部分）と渡久山の回顧録比較



収容所敷地は四角形になっており、その <u>三辺の背後は丘の斜面道路に面した一辺の真ん中にゲートがある。</u>
ゲートを入ると幅十メートル位の <u>大通り</u> となっていて、突き当たりには大きなシャワー棟が建っている。
<u>大通り</u> から分かれた居住空間の左に沖縄人捕虜、右には朝鮮人捕虜が収容された。
左右の居住区間は全体がオープンではなく、六つにだったか、一重の有刺鉄線で区分され、 <u>一つの仕切りの中</u> には八人収容の宿泊用テントが <u>八つばかり</u> と、 <u>奥には便所テント</u> が一つ設置。
道路向こう側には <u>バラックが一棟</u> あってそれが収容所事務所であり、近くの <u>大きな二張りのテント</u> は炊事場と倉庫になっている。

[上：バートン（2014）を筆者加工 下：渡久山（1994）より抜粋]

きる⁴¹⁾。これは、同所所長スピルナー陸軍大佐が所属の外科医の診断を元に作成し、捕虜情報局に提出したものである。リストには、フィラリア菌に感染している8人の沖縄人捕虜だけでなく、戦闘により四肢の一部を失った者（沖縄人13人、日本人13人）、身体が衰弱していた者（沖縄人49人、日本人39人）が含まれる。さらに「16歳以下で身体が小さいため作業の詳細に不適合」とされた61人、「45歳以上で厳しい仕事には不向き」とされた95人の沖縄人・日本人捕虜が併記されている。注目すべきは、全ての項目に「労働に不適當」という文言が使用されていることである。

これまでも複数の捕虜体験者により、フィラリア菌に感染していた者がハワイで検査を受けて峻別され、沖縄へ早期送還されたことは語られてきた。捕虜体験者の渡久山盛吉によれば、沖縄に帰国するまで感染者は「フィラリアまくさー（小屋）」と呼ばれた天幕に隔離され、渡久山もその一人であった⁴²⁾。

フィラリア検査の後、捕虜の中から「ボーイ（ヤングとも証言される）」あるいは「オールド」と区別された人びとがアメリカ本土へ送られた〔図表1の①〕。そのうち、安里祥徳、また先述の神谷依信は共通した体験を持つ。「ボーイ」組として本土へ船で移送され、シアトルに上陸後、列車移動してエンジェル島に収容された。エンジェル島でウィスコンシン州マッコイ収容所から移送された戦闘員であった沖縄人捕虜と合流し、沖縄に早期送還されている⁴³⁾。

このように、ホノウリウリから沖縄へ、または本土へ、労働に不向きとされた人びとが、まるで排除されるかのように送り出された。管理側の望む年齢に適合しない捕虜たちが、沖縄に送還されていない点は不明であるものの、体格が成人並みでない少年や重労働を課せない老年の者を除外し、労働力の均一化を図るかのような傾向がハワイでの捕虜利用政策に確認できる。

（3）ホノウリウリでの収容生活

選別と並行して、沖縄人捕虜のホノウリウリ収容時の生活について検討したい。彼らの証言では食事に関するものももっとも多く語られるが、沖縄戦での数ヶ月間も食糧不足の中での戦闘を強いられた彼らがハワイへ船舶で連行されたことと無関係ではない。憔悴していた彼らにとって、収容所の食事は活力を得るものとなった。例えば、捕虜体験者の島袋松一のオーラルヒストリーでは、「その時のアメリカのごはんがおいしくてよ。もうみんな栄養不足になっていたもんですから、、ご飯みんな平らげた」と語られる⁴⁴⁾。渡久山によると、食事は11時頃と5時半の2回、その内容はシチュー等のおかず、ご飯、ハムエッグ、サワークラフト、戦前では滅多に食さなかった白米、ミルクかジュース、肉類、果物も配られた⁴⁵⁾。

さらに渡久山は、沖縄人捕虜全てに労働が割り当てられたわけではなく、事務室や炊事からの要請により、その都度に割り当てられる気楽な臨時の仕事があったとする⁴⁶⁾。また島袋の調査によれば、1回目の船でハワイに到着していた捕虜の中には、新たな捕虜が入所した際に備品等を配布する係もいた⁴⁷⁾。さらに、髭剃りや石鹸も支給され、「床屋」もあり、同所の衛生状態は非常によかったとのオーラルヒストリーもある⁴⁸⁾。同様に仲宗根正造は、この頃からカンカラ三味線を手作りして沖縄の音楽を奏で始めたと言った⁴⁹⁾。

以上のように、沖縄人捕虜の食事や環境にまつわる叙述からホノウリウリでの収容期間を総合的に評価すると、労働は対象者のみで休息することが日常となり、その結果、熾烈な沖縄戦の日々からの回復期となったと言える。こうして残された沖縄人捕虜がホノウリウリからサンドアイランドへ移動する。この時期の長さには個人差があるものの、「山手の捕虜収容所に二

ヶ月いた」との複数の証言により⁵⁰⁾、沖縄からの3回目の移送船が7月下旬にハワイに着いたとすれば、やはり移動は終戦直後だと考えられる。

なお、サイパンで捕虜となった日本人、小林重彦の回顧録では、ホノウリウリが閉鎖される予定を聞いてから、1945年末にサンドアイランドへ移動したと記されている⁵¹⁾。

3. ホノウリウリからサンドアイランドへ

(1) サンドアイランド収容所の再開

ここではサンドアイランド収容所が整備された背景を確認しながら、沖縄人捕虜たちの同所への移動にともなう収容生活の変化を本格的な労働の開始を軸に検討する。

冒頭で述べたように、サンドアイランドには、開戦翌日から1943年3月1日まで民間人を強制収容する施設が設置された後、閉鎖したと捉えられがちである。しかし、それは民間人抑留所としての機能を一旦終えた施設が、抑留者を本土とホノウリウリ抑留所に送り出し、整備を補充した捕虜収容所として再開したにすぎない。前掲「捕虜収容所統計資料」には、サンドアイランドに設置された第3捕虜収容所 (Compound 3) が1944年3月、また第7捕虜収容所 (Compound 7) が同年9月に開設と明記される⁵²⁾。つまり、沖縄人捕虜たちがサンドアイランドへ移動する頃には、2箇所の捕虜収容区域が整備されていた。その経緯を確認しておきたい。

資料となるのは「中部太平洋基地軍史」に収録される1945年7月1日から9月15日までのアメリカ陸軍建設部隊による作業報告である。479件中少なくとも7件の捕虜収容所の建設・増設が含まれるが、そのうち4件のサンドアイランド関連の工事を抜粋した⁵³⁾。

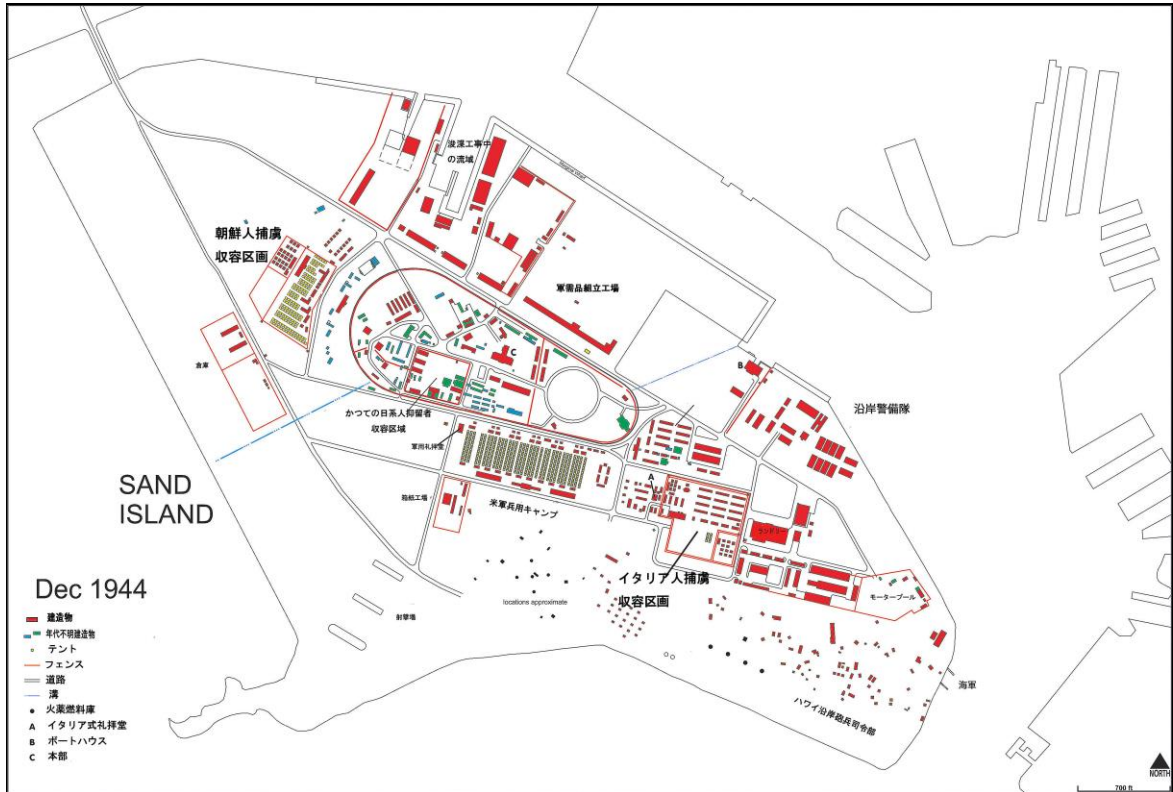
〔図表4〕 サンドアイランド増設工事（中部太平洋陸軍建設部隊）

施工期間	業務名	経費（ドル）
1944/7/16 - 1944/12/2	イタリア人捕虜収容所	251,700
1944/8/23 - 1945/1/9	朝鮮人捕虜収容所	11,555
1944/11/8 - 1945/6/22	湾岸警備隊のための食堂と レクリエーション施設	191,276
1945/7/16 - 1945/9/20	女性事務員のための单身寮	104,920

資料からは、戦争の終盤にかけて軍事施設化していったサンドアイランドの様相がうかがえる。イタリア人捕虜用、その約5週間後に着工された朝鮮人捕虜用施設だけでなく、湾岸警備隊用の駐屯施設や女性職員を安全に置くための寮も建設されていた。

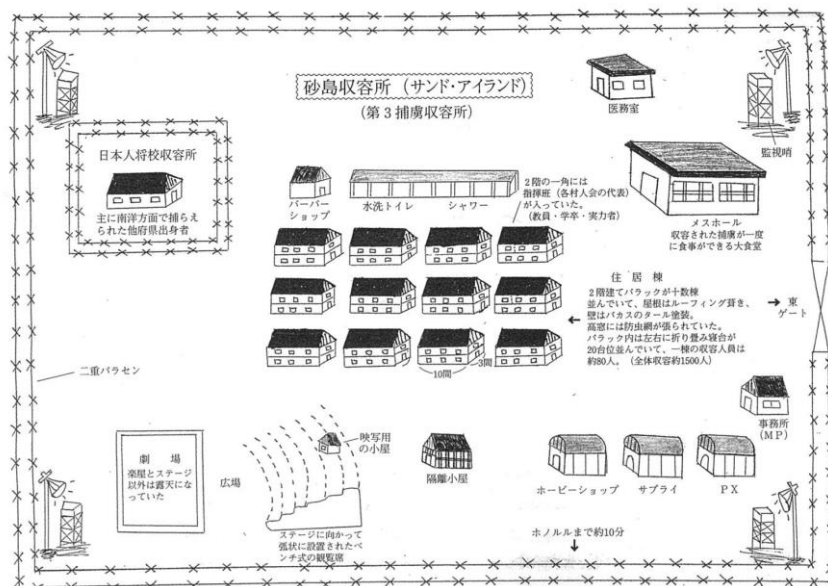
上記の整備と沖縄人捕虜収容区域の関係を視覚的に確認する。〔図表5〕はバートンが整備計画の一次資料から作成した1944年12月当時のサンドアイランドの地図である。この地図の「イタリア人捕虜収容区画」（中央やや下）に該当する情報は、『具志川市史』に収録された捕虜体験者、宮城好一による第3捕虜収容所に関するスケッチと内容が符合する〔図表6〕。例えばこのスケッチには、収容棟は4棟3列で、劇場や観覧席、さらに日本人将校捕虜が金網で区別される区画があったことが描かれる。他方、〔図表5〕「イタリア人捕虜収容区画」にも、配列に違いがあるが、収容棟の数が一致し、劇場のような形の建造物、小さな区画が見られる。

〔図表5〕 サンドアイランド 1944 年 12 月



バートン (2016) を筆者加工

〔図表6〕 宮城好一による砂島収容所のスケッチ



『具志川市史』⁵⁴⁾

すると、もう一つの第7捕虜収容所は「朝鮮人捕虜収容区域」に該当する。『金武町史』によれば、沖縄人捕虜はサンドアイランドに設置された第3・第7捕虜収容所に分散され、各大隊長の名前から「仲田隊」（仲田萬助）、「福地隊」（福地清英）と通称があった⁵⁶⁾。サンドアイランドは、ホノウリウリとは異なり、面積もサッカーグラウンド約3枚分に過ぎない埋立て地である。宿舎に収容された彼らは、メスホールや酒保 (PX) を含めた所内を動き回ることが許され、また沖縄芝居などの演芸会を催した事は多くの証言に残される。

（2）労働による収容生活の変化1—沖縄系人との「接触」と「罰則」—

沖縄人捕虜の生活はサンドアイランドへの移動以降、大きな変化を迎えたが、その一つには現地移民との「接触」が大きかった。これは、先述した連邦陸軍省による捕虜を活用する法令が、イタリア人、朝鮮人同様に沖縄人をも軍の斡旋事業に使役可能とし⁵⁷⁾、また戦争終結とともに、日本人捕虜も所外労働を行うようになるほど捕虜利用が市街地でも活性化していたことと関係がある。

ルイスとミウハは、ハワイ準州で捕虜が従事した陸軍と空軍施設での31種類の職種を示している⁵⁷⁾。これを反映するように、自治体史には沖縄人捕虜が従事させられた作業として、陸軍病院の建築現場、洗濯工場、材料運搬、草刈り（公園、将校用住宅街）、掃除（海岸・街中・倉庫）、ジャンクヤードの部品整理、ダンプのチリ収集、缶詰工場、鉄条網などの戦時物資の片付け、などが見られる⁵⁸⁾。こうした労働には軍票による支払いがあり、煙草などを所内の酒保で購入することができた。また、日曜日以外は労働があり、朝に召集をされて作業所に連れて行かれた。

さて、先行研究でも注目される現地移民からの差し入れ行為は、捕虜情報局は面会制度を制定して規制するが効力はなかった。1945年9月15日付『ハワイヘラルド』紙上において、捕虜情報局長ハウエル大佐から、ハワイに収容中の捕虜との面会が血縁者に許可されるとの新聞発表があった⁵⁹⁾。この記事は、週3日の訪問時間や面会許可者の規定を案内している。対象は「日本人、朝鮮人、沖縄人、イタリア人捕虜」としながらも、あくまで沖縄人捕虜と親族に当たる沖縄系人を主眼にした措置であったと考える。1899年に始まるハワイ入植以来、沖縄系移民は子供を沖縄の親族に送り、成長してから呼び寄せる慣習があったと言及されるように⁶⁰⁾、戦前から多くの家族や親族がハワイと沖縄に別れて暮らしていたからである。仲程は、この記事がハワイに沖縄人捕虜が到着して以来、捕虜情報局による初の報道であることから、「捕虜たちの存在は、もはや隠しおおせるものではなくなっていたのである」⁶¹⁾と分析した。

続く26日付『ハワイヘラルド』でもハウエルは、面会に許可制が正式に導入された以降も、ホノルル市内のトーマス公園（現 Thomas Squire）で労働中の沖縄人捕虜を沖縄系人が訪問し、煙草、菓子、金品等を与えることを中止するよう訴えている。しかし、この記事で注目すべきは、ジュネーヴ条約に定められた、捕虜の食料はその国の補充部隊と同質にすることを遵守しているため食料は不要であり、民間人から物資を受け取った違反者にはパンと水だけの食事を与える「罰」を設けると通達していることである⁶²⁾。

なぜこのような処罰が行われたのか、再び、ルイスとメウハを参照すれば、連邦陸軍省は捕虜が労働をしない場合と規則に従わない場合に「労働の不履行」として、懲罰ではない「管理上のプレッシャー」をかけることを正当化していた。その方法は、食事制限の期間は決めずに開始し、捕虜がその命令に従うことにすれば簡単に「罰則」は解除されるというものであった

⁶³⁾。対象の捕虜には、1日18オンス（約500グラム）のパンと要求するだけの水を与え、状況により医療検査が設けられた。つまり、この「罰則」は民間人の日常の中に捕虜たちが可視化されるなかで生じた状況への対応に使われた。しかし、沖縄人捕虜を励まそうとする「同胞」の実質的な訪問の方が、軍当局の規制よりも大きな存在であった彼らは、物品の受領をやめなかったため、こうした「接触」は続いていた。

（3）労働による収容生活の変化2—ストライキ—

前節で見たように軍当局は、「管理上のプレッシャー」という名目の下に労働拒否も取り締まったが、捕虜によるストライキは、作業場や収容所内において頻発していた⁶⁴⁾。ここでは、大規模ストライキがサンドアイランドで起きたことを中心に沖縄人捕虜の収容状態を検討する。

ストライキの原因の一つに、サンドアイランドに移動してから本格的な労働に従事するにもかかわらず、食事が悪化したことが挙げられる。新屋英鉄の証言を引用する。

（最初の）二ヶ月くらいは仕事もしないでご飯を食べるだけ。（中略）。お腹いっぱい食べてぜいたくだった。終戦までは山の方にいたが、降伏してからはホノルルの収容所に移った。そこに移ったら作業もあったが、ホノルルにきてからは食事がまずかった（中略）。福地隊ではご飯はおいしくないし、量も少ないので仕事もできないといって、お昼を食べたら仕事はしないでストライキを起こして、兵舎に引き揚げた〔括弧内筆者〕⁶⁵⁾。

新屋は、日本の降伏前と降伏後の待遇の違いから、それが画期だと認識している。他方、過剰な労働もストライキの理由として語られる。崎間喜光は、陸軍病院建築現場の労務に3カ月、その後、民間の洗濯工場で軍服を洗う仕事に従事し、「あまり激しく使われたのでこのままでは体が持たないと主張し、40人位でストライキを起こした。（中略）その中から私を含めた7-8人が衛所に連れ込まれ、パンと水で1週間閉じ込められた」⁶⁶⁾と証言する。日常的な労働による身体的な負担に逆行して、食事の悪化がストライキを誘発し、それに対して「罰則」が課されたことがわかる。

こうした状況で大規模なストライキが起きていたことを示す資料がある。前掲「ハワイ収容所文書」に収集される、労働拒否を行なった捕虜に対しての行政処分の報告書である。1945年12月13日、場所は第3捕虜収容所、3部隊に属する捕虜合計1,156人分の名前が確認できる。この水とパンだけの行政処分は、3日後の16日午後4時に終了したことを告げる捕虜情報局ハウエル大佐の署名がある⁶⁷⁾。沖縄人捕虜はサンドアイランドに移動後、約3ヶ月でこの大規模なストライキを慣行していた。この時、憲兵が沈静化をはかった程であることが花城文進の証言でわかる。

軽作業に対する不満はなかったが、唯一の楽しみである食事は一向に改善される気配がなく、口々に不満を述べるようになった。みんな、パン食にはあきあきしていた。（中略）。

特に、誰かが扇動したわけではなく自然に発生した無計画なものだった。金網をこわすもの、奇声をあげるもの、演説をはじめもの、みんな、思い思いの行動をとっていた。米兵が威嚇射撃をしても騒ぎはなかなかおさまらなかった。捕虜の方も人に対しては発砲しないとわかっていたので威嚇射撃は恐れなかった⁶⁸⁾。

すでに終戦を迎え、殺傷されることはなく、処分についても重労働でパンと水で過ごさせられると「罰則」の程度が想定できた捕虜たちは、この時点で騒ぎを起こしたのである。この時について、先述の宮里安清は、筆者の「収容所生活で一番面白かったことは何か」との問いかけに、「ストライキ」と即答し、所内労働の炊事班だったために参加できなかったと付け加えた⁶⁹⁾。長期的な精神的苦痛に対して不満が高じた捕虜たちにとって、このストライキはイベント的な出来事として記憶されていたのだ。

渡口武彦の証言によれば、ストライキを決起した後、第3捕虜収容所の沖縄人捕虜約1,500人は二つに分けられ、約1,000人が、日本人捕虜が多くを占めていたカリヒ収容所に移送された⁷⁰⁾。1946年9月12日付『ハワイタイムス』では、オアフ島3カ所のワヒアワ（スコフィールド兵営）、カリヒ、サンドアイランド捕虜収容所に沖縄人を含む「日本軍捕虜」たちが約1,600人収容ずつ分散して収容されていると報じた⁷¹⁾。各収容所の沖縄人捕虜の数は確認できないが、ほぼ同数の人数構成である。

以上のように、サンドアイランドでは、沖縄人捕虜の労働を基盤とした集団生活を軍当局は抑圧する必要が生じていた。捕虜労働のシステムに「罰則」が用いられても、戦争終結後も捕虜とされた人びとが、長期的な収容に対して抗議行動を取るまでになっていたからである。1946年末までにアメリカ統治下の沖縄に復員した彼らは、約一年半の収容生活の中でアメリカ軍当局との衝突も体験していた。

おわりに

ハワイ準州には、1944年から1946年末まで非常に短いながらも、沖縄戦で日本軍に動員された人びとを含む、連合国側の捕虜となった人びとが各地から移送され、複数の収容所を移動しながら軍関係の作業に使役されていた時期が存在した。その中でも、約3,600人がハワイへ移送された沖縄人捕虜の主な収容先となった内陸部ホノウリウリから、港に隣接したサンドアイランドへの移動は、均一化した労働力としての選別を経た者が集団生活させられる転換期であった。仮設のテント生活で十分な食事が与えられる環境から、終戦を機に、軍事的な施設の中の宿舎で不十分な食事が与えられる環境へ、彼らの処遇が移行したことでもあった。つまり、沖縄人捕虜にとってのホノウリウリ収容所は、奇しくも沖縄戦からの「休養」をした場所であり、労働の開始に伴い捕虜生活がシステム化したサンドアイランドでは、娯楽の提供や演芸会などの生活の工夫がありながらも、作業を「強要する」軍当局とのせめぎ合いが生じた場所となった。

沖縄人捕虜の労働の固定化はハワイの社会において可視化され、沖縄系人との接触を生み、労働の長期化は、収容後約半年間で大規模ストライキも引き起こしていた。そこには、捕虜として無力にハワイへ移送された人びとが、終戦を迎えても使役されることに対して拒絶をする権利の主張、そしてアメリカというものに対する反抗表明の愉快さえ絡まっていた。この収容期間は、彼らにとってまるで帰郷後のアメリカとの対峙に備えるかのような時間となったのではないであろうか。

本論で明確となったのは、これまで捕虜体験の当事者が何もアメリカ軍より知らされなかった「ハワイ移送」をめぐる記憶を手繰りよせて編まれた沖縄の歴史が、ハワイ準州の歴史でも照射されない部分であったことである。それは、ハワイ準州にとっての戦後の画期、労働力の一部が沖縄人捕虜をもって補充されていたことでもあり、約2,400人の沖縄人捕虜が1946年後

半まで残されながら、独自に規則違反やストライキなどの抵抗を始めたことに収容所運営の連続性が行き着いたことでもある。軍当局は、憔悴した沖縄戦の時期から回復した彼らが集団化して力を持たせないよう、捕虜収容所を使って沖縄人捕虜の収集と拡散を考慮しながらコントロールした。そこでハワイ準州全体を見渡す捕虜収容所と民間からの需要が連動しながら労働力の運用が行われたのかどうかは、今後の課題として残る。しかし少なくとも、戦後にジュネーブ条約の履行をアメリカがあいまいにしたまま、ハワイの捕虜収容所は、現地民間人の動き、各作業場を巻き込みながら、終戦後約一年半を稼働せざるをえなかったことが浮き彫りになる。

【注】

1) ハワイ準州 (1898-1959) は、真珠湾攻撃から立ち直ると、アメリカ軍の訓練、演習、兵力供給などに担う軍事的拠点となったことが指摘される。G. Allen, *Hawaii's War Years* (University of Hawaii Press, 1950), 207-229. 本論では日本が太平洋戦争に参戦することにより沖縄人が捕虜とされた視点を重視するが、彼らが連合国側の捕虜としてイタリア人捕虜とともに捕虜政策に組み込まれたため、ここでは第二次世界大戦と述べておく。

2) 近年、ホノウリウリ抑留所に関する研究は目覚ましく進歩した。例えば 1991 年にゲアリー・オキヒロが同所の開設を明示したが、後述する 2014 年の *Social Process in Hawai'i* (45) 以降、捕虜収容所としての研究が進んだ。

3) J. Burton et al. "Hell Valley: Uncovering a Prison Camp in Paradise," *Social Process in Hawai'i*, (45), 2014, 16-42.

4) S. Falgout, "Honouliuli's POWs: Making Connections, Generating Changes," *Social Process in Hawai'i* (45), 2014, 119-147.

5) J. F. Burton, and M. M. Farrell, *World War II Japanese American Internment Sites in Hawaii* (Trans-Sierran Archaeological Research, 2007), 49.

6) 秦郁彦『日本人捕虜—白村江からシベリア抑留まで—上・下』（原書房、1998）。

7) 座談会形式で体験者からの聞き取り調査を行い、編集したものを自治体史に収録するなどの取り組みが行われ「沖縄戦における証言」として重視されている。

8) 渡久山朝章は、16 歳で防衛隊召集され、沖縄戦で捕虜となった。『アロハ、沖縄人 PW—17 歳のハワイ捕虜行状記—』（ひるぎ社、1994）。本論では個々の沖縄戦体験を分析できないため、稿を改めたい。

9) 島袋貞治『奔流の彼方へ—戦後 70 年沖縄秘史—』（琉球新報社、2016）。2015 年に『琉球新報』にて連載された同名記事をまとめたもの。

10) 2017 年 6 月 4 から 5 日に沖縄県在住の元捕虜とその遺族を中心にハワイで慰霊祭が行われた。詳細は以下を参照されたい。『平和への道しるべ—ハワイ沖縄捕虜の体験記—』（編集・発行ハワイ沖縄捕虜出身戦没者慰霊祭実行委員会、2017）。

11) 仲程昌徳「ハワイに送られた捕虜たち—新聞二紙に見られる捕虜関係記事紹介—」『躍動する沖縄系移民—ブラジル、ハワイを中心に—琉球大学人の移動と 21 世紀のグローバル社会—』（彩流社、2013）、215-252。

12) J. N. Chinen, "Transnational Identities, Communities, and the Experiences of Okinawan Internees and Prisoners of War," *Social Process in Hawai'i*, (45), 2014, 148-172.

13) なお仲程は、嘉陽安男による捕虜体験についての小説を文学的に分析した論考を出版している。仲程昌徳「ハワイ捕虜収容所—嘉陽安男『捕虜たちの島』をめぐって—」『日本東洋

文化論集』(20)、45-68、2014。

14) ハワイでは沖縄系にルーツを持つ人びとを Okinawan、日系アメリカ人(以下、日系人)を Japanese と呼ぶ(あるいは名乗る)明確な区別がある。沖縄系移民を沖縄県では県系人と呼ぶこともあるが、ここでは沖縄系人とする。

15) G. G. Lewis & J. Mewha, *History of Prisoner of War Utilization by the United States Army 1776-1945*, (Department of the Army, 1955).

16) Ibid, 76-77, 150.

17) Ibid, 248.

18) Ibid, 148-150.

19) Ibid, 218.

20) History of Hawaiian Department, USFCPA, USFPOA, USAFMIDPAC, Provost Marshall Section (Period 7 December 41 to 2 September 45), Chapter IX-Prisoner of War and Internees, “Vital Statistics” (hereafter “Vital Statistic”). Japanese Cultural Center of Hawaii. アメリカ国立公文書館収蔵資料の複写であるが、作成した部署が明記されるため依拠する。

21) ただし、移送の目的の一つが沖縄の捕虜収容所の状況を悪化させないためであったと示唆するアメリカ陸軍文書が確認された。島袋貞治・当銘千絵「環境懸念、ハワイ移送 米文書激戦伴い「県人捕虜増」『琉球新報』2018年6月25日。

22) 林博史『沖縄戦と民衆』(大月書店、2001)、234-238。

23) 『金武町史 第二巻「戦争・本編」』(金武町史編さん委員会、2002)(以下、『金武町史』)。

24) 前掲『金武町史』、354。この3回の移送のうち、少なくとも一隻の船では沖縄人捕虜を全裸にして船底に入れ、食事は手のひらに与え、排泄はバケツ一個を共用させるなど非人道的な扱いを行った。この時に被害にあった捕虜は「裸組」と呼ばれ、沖縄県ではその事実が共有される。これについての詳細な研究は管見の限り見られず今後の課題として残る。

25) 仲程前掲論文、46。

26) Falgout, op. cit, 117; “Vital Statistic,” op. cit.

27) Headquarters Prisoner of War Base Camp, APO 950. (Rosters of Okinawan Prisoners of War 16 October 1945 through 5 August 1945). 「捕虜に関する文書 ハワイ収容所」(マイクロフィルム)沖縄県公文書館蔵。同館によると1997年アメリカ国立公文書館(NARA)にて当時の憲兵総監部文書から沖縄県人の情報を含む数箱から収集されたもの。以下が原資料である。RG 389, Entry 466B: Enemy Prisoner of War Information Bureau, Records Relating to Japanese Prisoners of War during World War II, 1942-48.

28) Numerical Listing of APO's, January 1942-November 1947, (United States, Adjutant-General's Office, 1949), Retrieved from Internet Archive (<https://archive.org>) 2018 August 5.

29) 例えば以下の証言がみられる。崎間喜光『宜野湾市史 第三巻資料編二』(宜野湾市史編集委員会、1982)(以下、『宜野湾市史』)。

30) 池原盛繁によると、到着して約20日後にフィラリア菌の血液検査の結果が行われた。『沖縄県史8 沖縄戦通史』(琉球政府、1971=1989)(以下、『沖縄県史8』)。

31) ①Sailing List, “Internee & Prisoners of War Statistical Report, No.2” RG 494, Entry 22, Box 125, NARAII. ④「ハワイ、比島、沖縄、マリアナ諸島及びカロリン諸島よりの日本人引揚げの件」(1946年9月20日)『厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室(陸軍)』沖縄戦関係資料閲

覧室。

32) 仲程前掲論文、224-225；島袋前掲書、129。ただし、上陸後に陸軍病院に入院するほど衰弱した者もいた。

33) 渡久山前掲書、86。

34) 宮里安清、2016年9月2日、筆者によるインタビュー、沖縄県名護市。「地獄谷」とは日系人抑留者が呼んでいた名前である。いかにこれが伝わったのか疑問である。

35) “Honouliuli Physical Check,” RG 499, Entry 34, Box 346. NARA II.

36) 面積に関しては、同所に関するアメリカ国立公園局の国定史跡認定への申請書を参照。National Register of Historic Places Registration Form, OBM No. 1024-0018, National Park Service, Japanese Cultural Center of Hawaii. この申請は2015年2月に認定された。

37) Personal conversation, Jeff Burton, Kyoto, 2016 August 30.

38) 冒頭でも述べたようにドイツ人捕虜はハワイでは収容されていない。

39) 神谷依信、筆者によるインタビュー、那覇市、2018年5月4日。

40) 渡口彦信、筆者によるインタビュー、ホノルル市、2017年6月5日。現地慰霊祭にてホノウリウリ収容所跡地を巡礼した。渡口氏がこの慰霊祭を牽引した。

41) 「ハワイ収容所文書」Irving L. Bauer, Capt. M.C. 24 September 1945, “List of PW’s which should be repatriated because of Filariasis or disability, Surgeon’s Office PW Processing Station APO 955.

42) 渡久山盛吉、筆者とレベッカ・ライナスによるインタビュー、浦添市、2017年12月9日。沖縄に送還された時は屋嘉収容所に戻ったとされる。

43) 前掲神谷インタビュー；安里祥徳、筆者によるインタビュー、中頭郡北中城村、2018年5月3日。2人の名前は内部保安局が作成した出港者一覧の1945年8月5日分324人に含まれている。

44) 島袋松一、比嘉米子によるインタビュー、1984年8月24日。宜野座村立博物館（音声資料）。『宜野座村誌 第二巻資料編Ⅰ 移民・開墾・戦争体験』（宜野座村誌編集委員会、1987年）（以下、『宜野座村誌』）編纂のための聞き取り調査時に録音されたもの。

45) 渡久山前掲書、92-95。食事場所は地面にしゃがむ、あるいはメスホール（食堂）だったと体験には差異がみられる。

46) 同前書、169。

47) 島袋前掲書、129。

48) 前掲島袋松一インタビュー。

49) 仲宗根正造インタビュー、筆者とレベッカ・ライナスによる、南城市、2017年12月9日。

50) 例えば、瑞慶覧昌益『東風平（こちんだ）町史—戦争体験記—』（東風平町史編集委員会、1999年）。

51) 小林重彦『サイパン虜囚の記——兵士のみた戦争と民主主義——』（丸善名古屋出版サービスセンター、1977）、211。なお、1948年に同所の主な建物が撤去されている様子が抑留体験者コージ・ハシモトにより写真に収められている。Burton et al., 65.

52) “Vital Statistic,” op. cit.

53) Historical Review, Corps of Engineering and Construction Service 1 July 1945 – 15 Sept 1945 by Col. Claude H. Chorpening, Office of the Chief of Military History, 8-5.7 A4, V.5. *The War against*

Japan, Roll 43, 国会図書館憲政資料室.

54) 宮城好一『具志川市史 第五巻戦争編戦時体験 I』（具志川市史編さん委員会、2005）（以下、『具志川市史』）、57。

55) 日本人将校捕虜については、秦前掲書において詳細に整理されている(510-515)。彼らは真珠湾にあった海軍捕虜収容所、イロコア・ポイントで日本人向けに「投降ビラ」などの作成のためにアメリカ軍に協力した。他の日本人捕虜に攻撃されないようにサンドアイランドに隔離され、沖縄人捕虜の中に収容されていたと思われる。

56) 『金武町史』、356-357。

57) Lewis & Mewha, op. cit, 250-251.

58) 以下の自治体史を参照した（『沖縄県史 9』、『具志川市史』、『宜野座村誌』、『宜野湾市史』）。

59) 『ハワイ報知』1945年9月15日。記事の音表記は「ハウエル」。

60) Chinen, op. cit, 152.

61) 仲程前掲論文、216。

62) Lewis & Mewha, op. cit, 150-151. ジュネーブ条約第11条には、捕虜の食事の量と質が自国の補充部隊同一にするよう定められる。

63) Ibid. 陸軍憲兵局は、ジュネーブ条約第27条の捕虜の労働を、合理的な手段により業務を完了させることを強いることを許可しているものと解釈したとする。

64) 日本人捕虜もストライキを行なった。1946年8月19日付『ハワイタイムス』紙上で「二千名の日本人捕虜ス兵営で居座り罷業 監視兵の同僚射殺に抗議」との見出しが確認できる。

65) 新屋英鉄、前掲『具志川市史』、899-901。

66) 前掲『宜野湾市史』、338。

67) 前掲「ハワイ収容所文書」Col. H.K. Howell, Corps of Engrs, Commanding, 16 December 1945. Termination of administrative measures against Prisoners of War, No. 39.

68) 花城文進、前掲『金武町史』、449。

69) 宮里安清、前掲インタビュー。

70) 『那覇市史 市民の戦時・戦後体験記 2（戦後海外篇）資料篇第3巻8所収』（那覇市企画部市史編集室編集、1974）、76-77。渡口は第7捕虜収容所も1,500人ほど収容していたであろうと言及する。さらに、緊張が高まったサンドアイランドでは、収容所所長が捕虜の大隊長や幹部を集め、サンフランシスコで起きた船舶のストライキによりハワイへの物流が悪くなった事情を説明したと証言される。しかし、食事の悪化は他の捕虜の証言からも長期的なものである。

71) 『ハワイタイムス』1946年9月12日。

【参考文献】

Allen, Gwenfread, 1950. *Hawaii's War Years*, Honolulu, University of Hawaii Press.

Burton, F. Jeffery and Farrell, M. Marry. 2007, *World War II Japanese American Internment Sites in Hawaii: Trans-Sierran Archaeological Research*.

Burton Jeff, Farrell Mary, Kaneko Lisa, Linda Maldoanto, & Kelly Altenhofen, 2014. "Hell Valley: Uncovering a Prison Camp in Paradise," *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawai'i, Social Process in*

- Hawai'i*, (45), (eds.) Suzanne Falgoust & Linda Nishigaya, 16-42, Honolulu, University of Hawaii Press.
- Chinen, N. Joyce. 2014. "Transnational Identities, Communities, and the Experiences of Okinawan Internees and Prisoners of War," *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawai'i, Social Process in Hawai'i*, (45), (eds.) Suzanne Falgoust & Linda Nishigaya, 148-172, Honolulu, University of Hawaii Press.
- Falgoust, Suzanne. 2014, "Honouliuli's POWs: Making Connections, Generating Changes," *Breaking the Silence: Lessons of Democracy and Social Justice from the World War II Honouliuli Internment and POW Camp in Hawai'i, Social Process in Hawai'i*, (45), (eds.) Suzanne Falgoust & Linda Nishigaya, 109-147, Honolulu, University of Hawaii Press.
- 秦郁彦 (1998) 『日本人捕虜—白村江からシベリア抑留まで—上・下』 原書房.
- 林博史 (2001) 『沖縄戦と民衆』 大月書店.
- 小林重彦 (1977) 『サイパン虜囚の記——兵士のみた戦争と民主主義——』 (丸善名古屋出版サービスセンター).
- 仲程昌徳 (2013) 「ハワイに送られた捕虜たち—新聞二紙に見られる捕虜関係記事紹介—」『人の移動と 21 世紀のグローバル化社会 X 躍動する沖縄移民系—ブラジル・ハワイを中心に—』 琉球大学, pp. 215-252, 彩流社.
- 島袋貞治 (2016) 『奔流の彼方へ—戦後 70 年沖縄秘史—』 琉球新報社.
- 渡久山朝章 (1994) 『アロハ、沖縄人 PW—17 歳のハワイ捕虜行状記—』 ひるぎ社.
- George G. Lewis & John Mewha 1955. *History of Prisoner of War Utilization by the United States Army 1776-1945*, Department of the Army.
- [自治体史]
- 『沖縄県史 8 沖縄戦記録』 (1971=1989) 編集琉球政府 国書刊行会発行.
- 『沖縄県史 9 沖縄戦記録 1』 (1971=1989) 編集琉球政府 国書刊行会発行.
- 『宜野湾市史 第三巻資料編二』 (1982) 宜野湾市史編集委員会.
- 『金武町史第二巻 戦争・本編』 (2002) 金武町史編さん委員会編集 金武町教育委員会発行.
- 『具志川市史 第五巻戦争編戦時体験 I』 具志川市教育委員会発行.
- 『東風平町史 一戦争体験記—』 (1999) 町史編集委員会編集 東風平町発行.
- 『那覇市史 市民の戦時・戦後体験記 2 (戦後海外篇) 資料篇第 3 巻 8 所収』 (1974) 那覇市企画部市史編集室編集 那覇市役所発行.
- [一次資料]
- Japanese Cultural Center of Hawaii, Resource Center [JCCH]
- History of Hawaiian Department, Chapter IX-Prisoner of War and Internees, "Vital Statistics"
- Folder: POWs (copy of the original document).
- National Register of Historic Places Registration Form, OBM No. National Park Service.
- National Administration and Records Archives, Archive II [NARA II]
- Sailing List, RG 494, Entry 22, Box 125.
- 沖縄県公文書館
- <97-S012> 「捕虜に関する文書 ハワイ収容所」 (マイクロフィルム)
- 沖縄戦関係資料閲覧室

厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室（陸軍）．
国会図書館憲政資料室

The War against Japan, Roll 43, “History of the Central Pacific Base Command during World War II”（マイクロフィルム）．

〔オーラルヒストリー〕

安里祥徳，筆者によるインタビュー，中頭郡北中城村，2018年5月3日．

渡口彦信，筆者によるインタビュー，ホノルル市，2017年6月5日．

渡久山盛吉，筆者とレベッカ・ライナスによるインタビュー，浦添市，2017年12月9日．

神谷依信，筆者によるインタビュー，那覇市，2018年5月4日．

宮里安清，筆者と山川須真子によるインタビュー，名護市，2016年9月2日．

仲宗根正造，筆者とレベッカ・ライナスによるインタビュー，南城市，2017年12月9日．

島袋松一，1984年8月24日（音声資料），宜野座村立博物館．

【参考ウェブサイト】

Internet Archive. Numerical Listing of APO's, January 1942-November 1947, United States, Adjutant-General's Office, 1949. <https://archive.org>. (2018年8月5日アクセス)

〔付記〕 本論文は財団せせらぎ、総合研究大学院大学文化科学研究科、琉球大学島嶼研究所の助成を受けて行われた研究成果の一部である。

アメリカ短期留学における日本人大学生の

第2言語コミュニケーションと異文化適応

—長期留学と比較して—

小林千穂（天理大学）

はじめに

今日のグローバル社会において、異文化対応力をもった人材の育成がますます求められており、留学はこうした能力の育成に貢献すると考えられる。このため、日本人学生¹が、どのようにして留学中に第2言語を使用し、対人関係を築きながら、異文化に適応していくか、その結果、言語的、心理的、文化的にどのような影響が及ぼされるのか、またこうした効果が、近年増加している1学期間に満たない短期留学においても現れるのかどうかを検証することは重要だと言える。

Searl and Ward (1990) は、異文化適応を心理的適応と社会文化的適応に分けている。心理的適応は、精神的な安定、心理的満足を意味し、社会文化的適応は、ホストとの交流が十分に行われ、日々の活動を順調にこなせることを意味する。留学の目的が、文化や言語の習得であれば、社会文化的適応が望ましいと考えられる。

本研究では、3週間の短期留学をした日本人大学生を対象にして、彼らの英語を用いたコミュニケーションがどのように行われ、それがホストであるアメリカ人との対人関係の形成と彼らの異文化社会への適応にどのように影響したかを、長期留学の場合と比較しながら検証する。

1. 先行研究調査

1.1 異文化間コミュニケーション・コンピテンス

応用言語学においては、Canal (1983) が提唱した、1) 文法能力 (grammatical competence : 言語コードについての知識)、2) 社会言語学能力 (sociolinguistic competence : 社会文化的に適切な言語使用についての知識)、3) 談話能力 (discourse competence : 一貫性のある談話を得るために、文法的な形式と意味をいかに結び付けるかについての知識)、4) 方略能力 (strategic competence : コミュニケーションの効果を高めたり、不十分な言語知識をどのように補うかについての知識) の4要素を基礎とする枠組みが広く認知されている。

一方、北米を中心としたコミュニケーション研究の分野では、文化背景の異なる人々と効果的かつ適切なコミュニケーションを行う能力として、文化一般的「異文化コミュニケーション能力」というものを想定し、その要素を特定する試みが1970年代ごろから行われてきた (Gudykunst, 1991; Kim, 1991; マツモト, 1999)。

八島 (2004a, 2004b) は、応用言語学におけるコミュニケーション・コンピテンスと、コミュニケーション研究における異文化コミュニケーション能力を統合し、「異文化間コミュニケーション

ブ・コンピテンス」という概念を提唱した。個人が第2言語を使用して異文化と接触する際には、普遍的で文化一般的な能力だけでなく、個々の文化やコンテキストに特有の相互作用のルールについての知識が必要である。つまり、コミュニケーション・コンピテンスを身に付けるということは、その文化の文化文法（対人関係処理の原理、意味の体系）の理解を深めていくことを包摂する。八島（2004a, 2004b）は、こうした文化文法として蓄積された知識の中に包摂される、第2言語コミュニケーション・コンピテンスを「異文化間コミュニケーション・コンピテンス」と呼び、異文化の相手とのコミュニケーションを目的とする外国語教育は、このような能力を視野に入れて行われるべきだと述べる。また、潜在的な能力である、異文化間コミュニケーション・コンピテンスが異文化接触場面で表出される時には、認知レベル、情動レベルで様々な心理変数が影響する。八島は、コンピテンスを十分に発揮するのを妨げる、こうした不安や動機などのパフォーマンスの側面にも視野に入れるべきであると論じる。

本研究では、八島に従い、留学を通じた学生の学びを「異文化間コミュニケーション・コンピテンス」および「異文化間コミュニケーション・パフォーマンス」の観点から考えたい。

1.2 外国語不安

第2言語を用いてコミュニケーションをする時に影響する情意要因のひとつとして長く研究されてきたのは、「外国語不安 (language anxiety)」である。外国語不安とは、第2言語を使う時に経験する不安で、MacIntyre (1999) によると、外国語学習に特有のものである。比較的安定した性格特性としての「特性不安」でもなく、自律神経の活性化によって特徴づけられる「状態不安」でもなく、「特定の状況で規則的に起こる不安 (situation-specific anxiety)」とされる。Horwitz, Horwitz, and Cope (1986) によると、外国語の学習ほど自己概念が脅威にさらされる学習はない。自己表現に支障のない言語をもつ大人が、不十分な第2言語能力のため、本来の自分の姿を提示できないという状況に直面すると、不安やパニックに陥るという。また、異文化接触においては、不十分な第2言語能力に起因する不安とは別に、非言語コミュニケーションの違い、個人が内面化した価値観や文化文法の違いから、違和感や不安を感じることもある（ガウラン・西田, 1986; Gudykunst, 1991; 八島, 2004a）。

Ely (1986) によると、外国語学習状況では不安は積極的に発言しない態度に結びつく。Clément, Gardner, and Smythe (1980) や Clément (1986) では、バイリンガル地方の研究に基づき、不安の低い人の方が、不安の高い人より、目標言語を母語とするグループとより多くの接触を持つ傾向があることが報告されている。外国語不安は、目標言語を使用する機会を減少させ、第2言語習得にネガティブな影響を与えるのである。

1.3 行動様式の違い

日本人が英語圏の人々とコミュニケーションを図ろうとする時には、行動様式の違いが表面化する。日本人の行動様式の特徴については多くの分析がなされている（Barnlund, 1975, 1989; ガウラン・西田, 1986; Niikura, 1999; 大淵, 1992; Okabe, 1983）。日本人はアメリカ人よりも自己開示が少なく、関係を深化させるのに時間がかかる。また、初対面の人との接触をあまりもたない（Barnlund, 1975, 1989）。アメリカのような「えらび」の文化では、説得を目的にメッセージを構成するが、日本のような「あわせ」文化では相手の気持ちに合わせようとする。日本人は自己主張を控える傾向があり（Niikura, 1999）、また、葛藤を表面化させることを嫌う（大淵, 1992）。さらに、日本人はアメリカ人に比べて感情を表に出さない傾向があ

る（八島・田中, 1996）。また、コミュニケーション不安が高い（ガウラン・西田, 1986）。こうした報告を通して、自己開示が少なく、自己主張を避け、対立を回避し、コミュニケーションに消極的という日本人像が明らかにされている。

1.4 著者の先行研究

小林（2017a, 2017b）は、英語圏への短期留学が日本人大学生の英語学習に対するモチベーションや態度にどのような影響を及ぼすか、また短期留学はその効果において、長期留学と異なるのかどうかを、L2 セルフシステム理論の観点（Dörnyei, 2005）から、質問紙とインタビューを用いて検証した。結果として、短期留学は調査協力者の英語学習に対する態度やモチベーションの様々な側面に肯定的な変容をもたらすことが分かった。様々な側面における肯定的な変容の背景には、コミュニケーションの道具として英語を使う経験を多くもったこと、英語を使う自己像が具体的に描けるようになったことなどがあった。

長期留学の参加者は短期留学の参加者とは異なり、留学前から英語学習に対して好意的な態度をもち、英語学習に意欲的に取り組んでいた。短期留学の参加者と同様、留学後は英語学習に対するモチベーションや態度の様々な面で上昇傾向が見られたが、その変容の程度は短期留学の参加者よりも大きかった。

こうした長期留学の参加者との変容の程度の差は、留学中の英語使用の質と量の違い、またその結果としての英語力の上達の程度の違いから生じたと考えられる。

2. 研究課題

著者の先行研究（小林, 2017a, 2017b）は、留学が期間に関わらず、調査協力者の英語学習に対する態度やモチベーションの様々な側面に肯定的な変容をもたらすことを示している。その背景には、留学中の異文化接触体験があると考えられる。しかし、異文化接触体験の具体的な内容については、詳しく考察することができなかった。また、留学の成果についても、英語学習に対する態度やモチベーションの観点から考察しただけであった。

そこで、本研究では、短期留学の参加者の異文化接触体験の詳細、つまり、彼らがどのようにコミュニケーションを行い、現地の人々との関係をどのように構築し、その過程で、どのような課題と直面し、それをどのように解決していったか、またそれを通して、言語的、心理的、文化的にどのような効果がもたらされたのかを検証する。また、留学期間の影響を明らかにするために、彼らの体験を長期留学の場合と比較する。以下の3点を具体的な研究課題とする。

1. 短期留学中の日本人大学生の英語を用いたコミュニケーション行動はどのように表出したのか。
2. 彼らのコミュニケーション行動は現地の人々との対人関係の形成と異文化適応にどのように影響したのか。
3. 留学期間は、コミュニケーション行動の表出、対人関係の形成、異文化適応にどのように影響したのか。

3. 調査方法

3.1 全体像

本研究は2段階からなる研究（小林, 2017a, 2017b）の第2段階である。調査1では、91名の調査協力者に対し、留学の前後に、英語学習に対する態度やモチベーションについて問う質問紙を配布し、記入させた。調査1でモチベーションや態度の変容の全体的な傾向を明らかにした後、調査2では、変容の理由やプロセスを明らかにするため、調査1の参加者の中から選出した15名に対し、半構造化インタビューを実施した。本研究では、調査2で得られたデータの再分析を通じて、調査協力者の留学中の第2言語コミュニケーションと異文化適応について検証する。また、今回新たに、同様の留学に参加した17名にインタビューを実施し、そこから得られたデータも併せて分析する。

3.2 調査協力者

調査協力者は、ある私立大学で英語を専攻している32名の大学生であった。この内、15名の学生は、調査1の参加者で本研究への参加の意思を示した者の中から、性別、英語力などを考慮し、留学期間の異なる2つのグループを幅広く代表するように選出された。新たな17名の調査協力者は、それぞれの形態の留学に参加した者の中から、本研究への参加の意思、性別、英語力などを考慮し、選出された。32名の調査協力者の内、19名は短期留学の参加者で、13名は長期留学の参加者であった。

19名の短期留学の参加者の内、10名は海外語学実習という必修科目としてアメリカの大学付属の語学学校（English as a Second Language, ESL）で3週間の語学研修プログラムを受講した。残りの9名の短期留学の参加者は、選択科目として、同じ3週間の語学研修プログラムを受講した²。13名の長期留学の参加者の内、7名は英語圏の様々な大学で、交換留学生として9～10か月間学部の授業を受講した。1名は、交換留学生としてアメリカの大学に派遣されたが、基準点を取得できなかったため、ESLで10か月間学んだが、2学期目にはESLに在籍しながら、学部の授業も受講した。1名はアメリカの大学付属の語学学校で10か月間英語を学んだ。残りの4名は、英語圏のESLで4～5か月間英語を学んだ。

19名の短期留学の参加者の内、男性が8名、女性が11名で、平均年齢は19.9歳であった。出発前のTOEIC（Test of English for Communication）スコアの平均値は380点であった。これに対して、13名の長期留学の参加者の内、男性が8名、女性が5名で平均年齢は21.8歳であった。出発前のTOEICスコアの平均値は585.8点であった。

短期留学に参加した調査協力者は全般的に渡航経験が少なく、19名中14名は英語圏に行くのが今回初めてで、10名が海外に行くのが初めてであった。また、日頃から大学の授業を除いて英語を話す機会がないという者がほとんどであった。これに対して、長期留学の参加者は、13名中8名が留学前に渡航経験があった。英語圏での研修に参加したことのある調査協力者も5名含まれていた。また、ESS（English Speaking Society）に所属するなどして日頃から英語に触れる機会を頻繁にもっていた者が多くいた。

短期留学の参加者が受講したプログラムは、彼らのために特別に提供されたプログラムで、5～15名程度の少人数のクラスで、オーラルスキルの養成を主な目的とした授業をアメリカ人の先生から受講し、現地の文化や歴史を題材にして英語を学んだ。午後は、語学学校のスタッフと共に、バンで様々な現地の名所旧跡や文化施設などを訪れた。学校が終了した後は、ホー

ムステイ先に滞在した。

3.3 素材

先行研究（小林, 2017a; 八島, 2004b）で使用された質問紙を参考にして、インタビューガイドを作成した。このインタビューガイドは、英語学習に対するモチベーションや態度に関係する16個の因子（動機づけ、理想自己、義務的自己、家族の影響、道具的—接近、道具的—回避、言語学習に対する自信、英語学習に対する態度、海外旅行への志向性、同化への恐れ、英語に対する興味、英語使用への不安、統合的志向、文化に対する興味、目標言語のコミュニティーに対する態度、留学に対する態度）について問う14項目、留学後の自分の英語能力についての認識を問う1項目、留学中の体験について問う10項目（英語使用、ホームステイ先や学校での生活、発生した問題、問題への対処、長期留学の参加者の場合は交友関係など）、自分の人生にとっての留学の意義を問う1項目の合計26個の質問項目を含んでいた（付録1を参照）。

32名の調査協力者に対し、帰国の5～10か月後に、上記のインタビューガイドを使用して半構造化インタビューを実施した³。インタビューは、著者と1対1で実施され、1人につき40～50分かかった。すべてのインタビューは、調査協力者の了解を得て、録音された。

3.4 分析の手順

録音されたデータを一字一句忠実に文字化した後、調査協力者の行為を彼ら自身の観点から理解する目的で、グラウンデッド・セオリー・アプローチを使用して分析した。グラウンデッド・セオリー・アプローチは、仮説検証型の数量的研究法からの理論生成ではなく、データに根差した理論（Grounded Theory）の生成を目指し、「テキストから現れるカテゴリーや概念を抽出し、それらを結び付けて理論を構築する」（Ryan & Bernard, 2000, p. 782）。コーディング・カテゴリーには、先行研究から抽出されたカテゴリーだけでなく、データそのものから現れるカテゴリーが使用される（Ryan & Bernard, 2000）。データからカテゴリーを生成し、それらのカテゴリーの間の関係を探り、階層的に組織化する。こうして生成されたカテゴリー体系から、問題としている現象についての仮説、つまり、その現象を説明する「何が」「どこで」「なぜ」「どのようにして」「どうなる」というストーリーを立てる。しかし、この仮説は作業仮説なので、データ分析過程を通じて、データにフィットするように、何度も修正・洗練されていく（関口, 2013）。

著者は、「見方が大雑把になって」、「自分の思い込みや偏見にとらわれた断定」（関口, 2013, p. 56）をしてしまわないように、調査協力者のコミュニケーション行動、対人関係の形成、異文化適応の観点から、データを1行1行丹念に読んだ。そして、その過程で繰り返し現れて際立つ言葉や行動パターンを抽出した。続いて、先行研究（Taguchi, 2013; Taguchi, Magid, & Papi, 2009; 八島, 2004a, 2004b）を参照しながら、それらをカテゴリー化した後、カテゴリー間の関連づけを探り、調査協力者の異文化体験と、それを通じた彼らの情意面、認知面、行動面における変容についてのストーリーを立てた。続いて、構築したストーリーをデータと突き合わせながら、必要な修正を加えていった。

4. 調査結果

短期留学の参加者と長期留学の参加者のインタビューを分析した結果、浮かび上がったカテゴリーを付録2に示す。両グループに共通するものが多いが、どちらかに特徴的に表れているものもある。短期留学の参加者のコミュニケーション行動は、長期留学の参加者と比較して、頻度や形態において限定的であり、また頻繁に齟齬が生じた。しかし、両方のグループの調査協力者は、そのコミュニケーション行動を通して、現地での生活に適応することができ、現地の人々との異文化接触から、情意面や文化面で多くのことを学び、それが帰国後の英語学習や異文化接触への意欲へと繋がった。

以下では、例示となるデータを引用しながら、このストーリーの詳細を論じる。まず、短期留学に参加した調査協力者の留学中のコミュニケーション行動がどのように表出したかを検証し、続いて、それが現地の人々との対人関係の形成と異文化適応にどのように影響したかを探る。最後に、長期留学に参加した調査協力者のコミュニケーション行動や異文化接触体験と比較する。

4.1.1 短期留学参加者の第2言語コミュニケーション

短期留学の参加者は、留学中のすべてのコミュニケーションを英語で行ったわけではなく、日本語でコミュニケーションを図ることも多かった。英語でコミュニケーションを図った場面としては、ホストファミリーとの会話という回答が最も多く、授業中という回答がそれに続いた。学校では、授業中は主に英語を話したが、それ以外の場面では、日本語を話すことも多かった。

授業中はすごくゆっくりで分かりやすかったです。英語を話す機会はあまりなく、問いを英語で書いてくるみたいなのがあって、質問の内容を少しだけしゃべりました。後は先生が授業をしてくれました。授業が始まったら英語ですけど、それまではすべて日本語でした。(G1-F)

授業中もグループワークの時は日本語交じりで話しました。指名された時は英語で答えました。(G1-N)

午後は毎日アクティビティーじゃなくても良かったと思います。行くなってなったら友達同士で集まってしまっ
て日本語をしゃべるから。(G1-S)

G1-FとG1-Nの回答が示すように、ネイティブスピーカーの先生から授業を受けたため、授業中は先生が英語を話し、先生からの質問には英語で答えたが、学生同士の会話では、日本語を使うこともあった。また、先生はゆっくり分かりやすく話した。G1-FとG1-Sの回答が示すように、休憩時間や午後のアクティビティーの時には、スタッフと英語で話すこともあったが、一緒に行った学生と専ら日本語で会話していた。

ホストファミリーとはよく話しました。毎日送り迎えしてもらっていたので、道中はもちろん、家の中でもしゃべりました。ホストファミリーは、「今日どうだった?」とか毎日聞いてくれましたし、分からないことがあれば自分から聞くこともありました。(G1-H)

G1-H の回答が示すように、ホストファミリーと話すことは多く、その時には英語だけを使った。ホストファミリーとは、送り迎えの車の中や、食事中、食後、外出した時などに、その日の出来事や、明日の予定、スポーツや趣味の話などをすることが多かった。

ホストファミリーと話す時は、ホストファミリーが主に話し、調査協力者は、ホストファミリーからの質問に簡単に答えるという形態で会話をする事が多かった。

ホストファミリーとは向こうから話しかけてもらって話すことが多かったです。ホストファミリーにインタビューをするという宿題が毎日あって、その時は自分から話しかけました。向こうが話しかけてくれた時、最初

は yes と no しかありませんでしたが、次第に単語を言ったりフレーズを言ったりするようになりました。

(G1-Q)

G1-Q の回答が示すように、ホストファミリーとの会話において、頻度は少なかったが、自分から話しかけることもあった。ホストファミリーにアメリカの文化や習慣について質問をしてくるという宿題が毎日あり、それがホストファミリーに話しかけるきっかけになったと答えた調査協力者が多くいた。

調査協力者の英語使用に対する消極的な態度の理由の一つとして、英語でのコミュニケーションに対する不安が考えられる。

発言することにはあまり不安を感じないですけど、相手の言っていることが聞き取れないとやはりコミュニケーションをとれないじゃないですか。コミュニケーションをするのは不安ですね。実習を通して少しは変わりました。分からなかったら何回も聞き返せばいいみたいな。自信はちょっとついたと思います。(G1-B)

G1-B の回答から、調査協力者が、聞き取りができない、思っていることが伝えられないなどの英語力の不足が原因で、英語でのコミュニケーションに対して、不安を感じていたこと、しかし、留学中に、経験を積んだことや、齟齬が生じてても修復できると分かったことにより、その不安が少し減少したことが分かる。

調査協力者がホストファミリーとコミュニケーションを図る頻度は高かったが、そのコミュニケーションは円滑に進んだわけではなかった。

最初はお互いに何を言っているか通じなかったので、紙に書いて見せました。多分、1~2週間そんな感じでした。通じる時もあるのですが、発音が悪くて、書いたらああそれかみたいになったことはありました。(G1-R)

G1-R の回答が示すように、聞き取りができない、発音が悪い、語彙力がないの理由で、コミュニケーションに齟齬が生じることが、特に滞在期間の最初の頃は頻繁にあった。しかし、2回言ってもらう、スペルを見せる、翻訳機を使う、単語を強調する、身振り手振りを使うなどのストラテジーを使って、何とか意思の疎通を図った。

上記のような英語によるコミュニケーションを通して、調査協力者は英語力が少し向上したと感じていた。どの技能が向上したかを尋ねたところ、全員がリスニングだと回答した。また、スピーキングが向上したと答えた者も数名いた。

最初は、文がずっとつながっていて単語の切れ目が分からなかったのですが、ずっと聞いているうちに単語の

意味が分かる、分からないは別として、こういう単語というのは理解できるようになりました。(G1-D)

G1-D の回答から、ホストファミリーの話す英語を毎日聞くことによって、英語の音に慣れ、徐々にリスニング力が向上したことが伺える。スピーキングがリスニングほど上達しなかったのは、ホストファミリーや先生との会話において聞くことが中心であったからだと考えられる。

調査協力者は、留学を通して、英語力を向上させただけでなく、留学後、英語学習に対するモチベーションも向上させた。

そんなに毎日ではできていないですけど、やっぱり、単語を知っていたほうがコミュニケーションもできるじゃないですか。だからもっと単語を覚えたいと思い、単語帳を広げています。(G1-Q)

G1-Q の回答から、ホストファミリーと思うようにコミュニケーションが図れず、自分の英語力の不足を実感したことや、そのような経験を通して、英語が異文化の相手とコミュニケーションを図るための道具だと気が付いたことから、調査協力者が英語学習に対するモチベーションを高めたことが伺える。

4.1.2 短期留学参加者の対人関係の形成と異文化適応

短期留学の参加者の学校の授業に対する満足度は総じて高かった。

学校の授業は楽しかったです。みんなで授業を聞いて話したりするのが楽しかったです。クラスの雰囲気も良かったし、何かワチャワチャしながら話せたからですね。(G1-B)

G1-B の回答から、調査協力者が、仲間と一緒に楽しく授業を受講したことが分かる。その他、現地の文化や歴史、オーラルコミュニケーションが学べて良かったという回答もあった。

ホストファミリーは調査協力者を、ホスピタリティーをもって、暖かく迎えてくれた。

放課後はお父さんが学校の職員で家も遠かったので車でまっすぐ帰るか、晩御飯や次の日のお昼の買い物などをお父さんと一緒にして帰りました。夜は映画好きの家族だったので、テレビで色々な映画を見ました。週末は、どこに行きたいと聞いてくれて連れて行ってくれました。イーグルウォッチングに連れて行ってもらったり、買い物に連れて行ってもらったりして、お薦めのお土産などを教えてもらいました。(G1-J)

G1-J の回答が示すように、ほとんどのホストファミリーは調査協力者に対して、家族のように暖かく接してくれた。平日は、夕食を一緒に食べ、食後はテレビを一緒に見たり、会話をしたりした。また、週末は、買い物、レストラン、ドライブ、教会などの様々な場所に連れて行ってくれた。

ホストファミリーと一緒に生活する中で、様々なコミュニケーション上の問題が生じた。問題の多くは、調査協力者の英語力に起因していたが、日本人のコミュニケーションスタイルに起因すると考えられる問題もあった。

日本人ってどっちでもいいとか言っちゃうけど、そういう英語力がないからはっきり言わないと分からないと(一緒に住んでいた)留学生が教えてくれましたが、何もしたくなかったということを伝えるのが大変だった

時がありました。何言いたいみたいになんて言われて。私は友達と遊びたかったのですが、ホストファーザーに映画に連れて行ってあげると言われてみんなも一緒に良ければ行くけど、みんなが乗り気でないならそっちに行くみたいなことを言いたかったのですよ。(G1-E)

ホストファミリーに、大体分かったのでOKと言っていたら、ちゃんと分かるまで聞くように言われました。全く分かっていないわけではなく、半分分かっていたので、いいかと思いました。例えば、ホストファミリーに迎えに来てもらわなければならないことにも簡単にOKと言ったら、ちゃんと聞くように言われました。(G1-M)

G1-EとG1-Mの回答が示すように、コミュニケーションに齟齬が生じた原因としては、もちろん英語力の問題もあるが、はっきりと意思表示をしなかったり、理解できていないのにそのまま話を進めたりといった日本人のコミュニケーションスタイルも関係していると考えられる。

留学中に生じたその他の問題としては、生活習慣、生活上のルールの違いなどに起因する問題があった。

バスを間違えて遅くなって、ホストファミリーが心配してくれ、どうしたのかと聞かれて、”I mistake bus”と言ったら、”You are wrong”と言われ、そこで使う表現が分かりました。マクドに行った時、何を言っているか分からなくて1回目は失敗しました。2回目は失敗しないようにしました。(G1-G)

G1-Gの回答が示すように、飲食店での注文の仕方、バスの乗り方などの、生活習慣の違いのために、問題が生じることがあった。もちろん、この調査協力者の場合は、それに加えて英語力の問題もあったと考えられるが、このような生活習慣の違いも、海外生活における問題の原因になりうる事が分かる。

前述のような問題はあったものの、調査協力者は総じて、留学中の生活を楽しみ、その結果、アメリカ人やアメリカ文化に対する肯定的なイメージはさらに強まった。

もともと英語圏の人はおおらかで積極的に話してくれるような人が多いと感じていました。実際アメリカに行ったら、私が抱いていたイメージは正しく、話せなくても大丈夫みたいな人が多かったです。バスに乗っても気さくに話しかけてくれる人も多く、また乗車していたお客さん同士も仲良く話していました。(G1-C)

G1-Cの回答から、調査協力者は留学前からアメリカ人に対して、フレンドリーでおおらかだというイメージをもっていたが、留学中にホストファミリーを始めとした、地元の人々に暖かく迎えてもらった経験を通して、そのような肯定的なイメージをさらに強めたことが分かる。

さらに、調査協力者は、これまで知らなかったアメリカ文化の側面も学んだ。

自分が思っていた以上に違いがいっぱい見られました。例えば、トイレのドアが短すぎる事とか、そんなことが面白かったです。よく嘘をつかれるのですよ。向こうの人に道を聞いて、ここに行きたいのですって見せたら、まっすぐ行ったらいいよって言われたのですが、真っすぐ行ったらどんつきだったとか。カード使えまっすぐ言ったのに、使えなかったとか。平気で嘘をつくじゃないですか。そういう面白い異文化に触れたので、もっといたらもっと分かるだろうと思いました。(G1-D)

G1-Dの回答が示すように、調査協力者は、日本人とは異なる、アメリカ人の価値観や行動様式などに触れ、興味を覚えた。興味を覚えたことは、トイレのドアなどの物理的環境の違いから、就寝時間などの生活習慣の違い、不確かな情報の開示、開示する情報の種類や量などのコミュニケーションスタイルの違いにまで及んだ。

調査協力者は、日常生活や海外旅行での異文化接触への動機を高めた。

実習に行く前は、英語を使って自分が何かするとかは考えませんでした。道を聞かれても知らないふりをしました。分かっているけど伝えられないと思っていましたが行って通じるところもあるのだと思ってから、コンビニのバイト先で外国人に道案内を頼まれても話すようになりました。(G1-F)

G1-Fの回答から、調査協力者が、留学中の異文化接触体験を通じて、異文化に興味を覚えたことや、英語を使ってコミュニケーションを図ることに少し自信がついたことなどから、異文化接触への動機を高めたことが伺える。その他、留学や仕事を通じた異文化接触への動機を高めた者もいた。

4.2.1 長期留学参加者の第2言語コミュニケーション

長期留学の参加者は、短期留学の参加者と比較して、英語を使用する頻度が高かった。

家でも学校でも英語を使いました。ESLには日本人がいなかったのでずっと英語でした。中国、台湾、サウジアラビア、中東の人が多くいました。ホストファミリーは、日系3世のおばさん1人で日本語は余り話せませんでした。ホストファミリーとは色々な話をしました。(G2-G ; ESL)

一緒に来た他の2人とは、住んでいる所も、取っている授業も違うので、日本語はほとんど話しませんでした。日本語を忘れてしまったと思うくらい英語ばかり話していました。毎日、ホストファミリーが今日はどうだったかと聞いてくれたので、ホストファミリーとはよくしゃべりました。(G2-H : 大学)

留学中の英語使用について G2-G と G2-H の回答から、学部の授業を受けている場合も ESL の授業を受けている場合も、長期留学の参加者は、日本語を話すことが全くなかったわけではないが、短期留学の参加者と比較して、英語を話す頻度が高かったことが伺える。また、話す相手も、アメリカ人以外の国民を含めて多岐に渡ったことが分かる。

しかし、長期留学の参加者も、最初から英語によるコミュニケーションが円滑に図れたわけではなかった。

ルームメイトは、多分お母さんだと思いますが、毎晩電話していました。最初はそれを聞いて、これだったら話せないなと思い、お風呂の使い方や最低限のことしか話せませんでした。慣れてきてサンクスギビングの時、みんなの前でピアノを披露する機会があって、それを話したら見に来てくれたりとか、学祭みたいなのがあって、そういう話とかで徐々に話ができるようになりました。(G2-A)

(メキシコから来ていた) ホストシスターとは女同士の会話で盛り上がりました。ホストシスターと対等に話せるようになるまでには時間がかかりました。1か月ぐらいたって、上手くしゃべろうという気持ちがなくなり、相手に自分が聞きたいことを言ってもらえるような質問の仕方が身についてきました。(G2-I)

G2-A と G2-I の回答が示すように、長期留学の参加者も、最初は、自分から話しかけられず、相手の発言を聞くことが多かった。また、会話の話題も生活に密着した話題が中心であった。しかし、徐々に相手と対等に話したり、深い会話をしたりすることができるようになった。

長期留学の参加者の多くは、最初は英語によるコミュニケーションに対して不安を感じていたが、徐々に不安を減少させた。

最初は正しく話さなければならないという気持ちにとらわれていて積極的に英語を使うことができませんでした。途中から何でもいいやということになったら、気持ちが楽になりました。ネイティブの人は、バーッとしゃべるから返せないで、ノンネイティブの人と話すほうが不安が少ないです。(G2-F)

G2-F の回答が示すように、長期留学の参加者の中にも、最初は英語によるコミュニケーションに対して不安を感じていたため、積極的にコミュニケーションを図ることができなかった者も多くいた。コミュニケーション不安は相手によっても異なり、G2-F のように、他のノンネイティブスピーカーと話すことには不安を感じなくてもネイティブスピーカーと話すことには不安を感じるという者もいた。しかし、経験を積むにつれて、徐々に不安を減少させた。

調査協力者は英語力が向上したと認識していた。どの技能が向上したかを尋ねたところ、全員がリスニングを挙げたが、その他、ライティング、リーディング、スピーキングを挙げた者もいた。

留学中に伸びたのはリスニングです。スピーキングも伸びました。ライティングはアウトラインから段階を踏んでやっていくことがあり、書き直し、訂正の繰り返しで、ライティングも伸びたと思います。留学生をサポートする施設で、週に2回、課題を提出する前に同じチューターに見てもらいました。(G2-H)

G2-H の回答が示すように、長期留学の参加者が取っていた授業の内容がアカデミックなものであったため、オーラルコミュニケーション力だけでなく、ライティング力やリーディング力も向上したと考えられる。

長期留学の参加者は、留学前から英語や英語学習に対する関心が深く、英語学習にも意欲的に取り組んでいたが、留学を通してその傾向はさらに強まった。

英語学習に対する動機づけが高まったと同時に、英語学習だけにとらわれるのは狭いと思いました。向こうの学生に「何専攻？」と聞かれて英語と答えたら、じゃあそれは小説なのか言語学なのかと聞かれたり、将来何をしたいのかと聞かれて、やはりネイティブスピーカーなら誰でも英語を話すじゃないですか。それプラス何かを追っていないと日本人としては太刀打ちできないと思った時に、次のレベルに行かないといけないと思いました。(G2-E)

G2-E の回答から、留学中に英語を使って、アカデミックな授業を受講したり、深いレベルで異文化の相手とコミュニケーションを図った経験を通して、長期留学の参加者の英語への関わり方が、「英語を学ぶ」から、「英語で何かをする」に変わったことが伺える。この結果、英語への興味がさらに高まり、モチベーションもさらに上がったことが分かる。

4.2.2 長期留学参加者の対人関係の形成と異文化適応

長期留学の参加者が受講した授業は、ESLの授業を受講した場合も、学部の授業を受講した場合も、短期留学の参加者が受講した授業と比較して、難易度が高く、特に学部の授業を受講した場合は、授業についていくのに苦労した。

リスニングが大変でした。日本ではペースがゆっくりでしたが、あちらでは早い英語だったので、最初分からなくて最後まで行けるか心配でした。毎日、その授業の課題を必死にやりました。文法はこちらで勉強したのをもう一回やったので、そんなに大変ではありませんでした。リーディングは量が多くて、本を一冊読んで来いと言われました。(G2-M:ESL)

心理学は大変でした。家で他の学生の何倍も勉強したら何とかになりました。授業中に課題を回してチェックするのが大変でした。まず、最初の授業の後で先生に状況を説明しに行きました。宿題とかの範囲が分からない時がありました。板書はしているのですが、向こうの人の板書が汚くてなかなか読めなくて、そういう時に合っているかどうかクラスメートに聞きました。(G2-C:大学)

G2-Mの回答から、ESLでは、文法の授業は日本で既に学習した内容を扱っていることが多く比較的易しかったが、他の授業は難しいものもあったことが伺える。また、課題の量もかなり多かったようである。これに対して、G2-Cの回答が示すように、学部で心理学のような講義を取っている場合は、講義を聞き取れなかったり、読書課題の量が多かったり、板書が読めなかったりして、苦労したようである。このような事態に直面して、調査協力者は、勉強量を増やしたが、それに加えて、先生に相談する、クラスメートに聞く、講義を録音するなどのストラテジーを用いて、何とか切り抜けた。

長期留学の参加者は、短期留学の参加者と比べて、授業や課外で現地の人々と幅広い交流をもった。

ハウスメートは8か国から来た18人で、ハウスメートとは学期が始まる前や、終わった後に遊びにいたりしました。今も連絡を取っているのは、インターナショナルスチューデントが多いです。オリエンテーションで仲良くなった、韓国人、台湾人、中国人の友人とは今も連絡を取っています。(G2-I)

台湾人や中国人の友人が多かったです。中東の友人もありました。学内のサークルに入れてもらって、そこで知り合った日系人の友人とは、アウトレットに行ったり、NBAの試合を見に行ったりしました。(G2-G)

G2-IとG2-Gの回答が示すように、調査協力者は、授業や課外で様々な人と交流したが、少数の者を除いて、ホストファミリー以外のネイティブスピーカーと交流を深めるのは、相手が日本語を勉強しているなどの場合を除いて難しかった。そのため、ESLの授業を受講している場合も、学部の授業を取っている場合も、他のノンネイティブスピーカーと交流を深めることのほうが多かった。特に授業を通して交流を深めるのは難しく、調査協力者の中には、G2-Gのように課外活動に参加して、そこでネイティブスピーカーと交流を深めた者もいた。

長期留学の場合も、留学中にコミュニケーションスタイル、生活習慣の違いに起因する問題が生じた。

意見を主張することにおいては、空気を読むとか察するという文化の中で育ってきたので抵抗がありました。しかし、アメリカで経験したのは、自分の意見もはっきり言うけど、他人の意見も柔軟に受け入れるということでした。私もだんだん慣れてきて、食べ物を出された時にいらないものがあつた時にはいらないと言ったり、希望を聞かれた時や、何かを注文する時には、ああしたい、こうしたいと言ったりできるようになりました。(G2-C)

G2-Cの回答が示すように、長期留学の参加者も、明確な意思表示ができないという問題や、生活習慣の違いに起因する問題に直面した。しかし、次第に英語圏の人々の行動様式に倣えるようになり、こうした問題も解消されていった。短期留学の参加者のように、英語力に起因する問題について言及した者は少なかった。

学校文化の違いも、長期留学の参加者が経験した困難の一因になった。

アメリカ人の学生は質問が多い。先生が話している時に手を挙げて発言したり、それが評価されるということは日本ではなかったことです。先生が話したことを生徒がどう理解しているかを問う傾向がありました。そのまま内容を取り入れるのではなくて、どのように考えるかが重視されました。(G2-K)

G2-Kが指摘しているように、英語圏の学校文化では、質問をしたり、自分の意見を述べるものが求められ、受動的な授業スタイルに慣れている調査協力者は適応するのに苦労したようである。

長期留学の参加者は、現地の人々との深い関わりを通じて、英語圏の人々や文化に対する理解を深めた。

アメリカ人が誰かを特定するのは難しいです。差異が大きく、またそれを受け入れる文化があると思います。人によって違いますが、全体的に言えば、面白い民族だと思います。自分の個性をはっきりもっているから面白いと思います。(G2-J)

G2-Jの発言が示すように、長期留学の参加者の英語圏の人々についてのイメージは、短期留学の参加者と比べて、個人差がある、個性があるといった、少し複雑で多面的なイメージであった。

いろいろな国籍の人がいたので、日本とは違う文化を知ることができました。コミュニケーションを取るうえで、相手の文化を理解することが大切だと思いました。(G2-N)

また、G2-Nの発言から分かるように、調査協力者の多くが、英語圏以外の人とも交流があったため、英語圏以外の文化についても学んだ。

長期留学の場合は、異文化接触がネガティブな結果をもたらすこともあった。

寮でルームメイトは3人いました。最初は、カナダ人が2人とナイジェリア人が1人でした。最初はカナダ人2人がナイジェリア人を攻撃していました。次に違うカナダ人が入ってきて、3対1になり、差別的な対応を受け、部屋に籠っていました。6か月たって部屋を変えてもらってから上手くいきました。(G2-F)

G2-F の回答から、長期留学の参加者は、長期にわたる滞在を通して、人種差別などの、ネガティブな文化の側面にも触れたことが分かる。

長期留学の参加者は、留学前から留学や仕事のために英語を使用したいと思っていたが、そのような志向性は、さらに高まった。

行く前は大学の日本語教員養成課程を取っているのですが、それを修了して教育機関に就職して思っていたのですが、行ってからはその国で日本語を教えたいと思う人を養成する立場に立ちたいと思いました。例えば、JICA で派遣された国で教員養成をしてほしいと言われたら、もっと学位が必要と向こうで知って、今は大学院に行くことを希望しています。(G2-A)

G2-A の回答が示すように、長期留学の参加者は、留学後、英語力を自分の将来に活かしたいという気持ちがさらに強まった。ほとんどの調査協力者は、英語圏の大学院に留学したり、国内外で英語を使って働きたいと考えていた。中には、英語に直接関係のない仕事に就くことを望んでいる者もいたが、その場合でも、何らかの形で英語力を生かしたいと考えていた。

長期留学は、調査協力者の人生に大きな影響を与えた。

帰ってきて余計やかましくなったといわれます。自分を表現できるようになりました。英語を勉強しに行ったのが、英語を使って勉強するに変わりました。それに気付けたのは留学のおかげです。大学院という選択肢ももともとはなかったので、留学してから考えるようになりました。(G2-E)

また、G2-E の回答が示すように、長期留学は、調査協力者の将来の目標に影響を与えただけでなく、行動様式にまで影響を与えた。このように、長期留学が調査協力者に与えた影響は、短期留学と比べて、遥かに大きいことが分かる。

5. 考察

5.1 短期留学参加者の第2言語コミュニケーション

短期留学の参加者の英語によるコミュニケーションは、頻度や形態において限定的であった。短期留学の参加者は、総じて日本語でコミュニケーションを図る頻度が高かった。ホームステイ先でホストファミリーと話す時は英語を使ったが、学校では、日本語を使うことも多かった。また、ホストファミリーと話す時も学校の授業でも、相手が主体の形態で会話をすることが多く、自分から話しかけることは少なかった。会話の内容も身近な内容が多かった。調査協力者の英語によるコミュニケーションに対する消極的な態度の理由の一つと考えられるのが、外国語不安 (MacIntyre, 1999) である。調査協力者は、英語でのコミュニケーションに対して、強い不安を感じていた。このように、コミュニケーション不安が高く、英語コミュニケーションに対して消極的な態度は、先行研究 (Yashima, 1995, 1999; 八島・田中, 1996) で見られた、日本人留学生の姿と一致している。しかし、もともと高い英語力をもち、異文化接触体験も多かった、長期留学の参加者も、最初は、コミュニケーション不安を感じ、英語でのコミュニケーションに自分から積極的に参加できなかったことを考えると、短期留学の参加者の消極的な態度は当然だと解釈することもできる。外国語不安を克服し、自分から積極的にコミュニケーションを図れるようになるには、ある程度の経験を積む必要があるであろう。短期留学の参

加者が受講した授業では、ホストファミリーに質問をしなければならない宿題があり、その時には、ホストファミリーに自分から話しかけたと述べた者が多かった。この宿題は、消極的な調査協力者にとって、会話のきっかけとして、貴重な役割を果たしたと考えられる。調査協力者は、ホストファミリーと頻繁にコミュニケーションを図ったが、英語力の不足が原因で、齟齬が生じることがよくあった。しかし、様々なストラテジーを使って、何とか意思の疎通を図った。このことから、調査協力者は、ホストファミリーとのコミュニケーションを通して、文法能力だけでなく、方略能力も養成したと考えられる。

留学中の英語によるコミュニケーションを通して、調査協力者は全員英語力が向上したと認識していた。技能別にみると、リスニングが向上したと全員が回答したが、少数ではあるが、スピーキングが向上したと答えた者もいた。上記のように、調査協力者の英語によるコミュニケーションは、会話の形態も一方的で、話題も限られていたが、調査協力者はそれでも言語能力が少し向上したと認識していた。さらに、調査協力者は、思うようにコミュニケーションが図れなかった経験を通して、英語学習に対するモチベーションを向上させた。

このように、短期留学は、調査協力者の文法能力の向上には大きく貢献しなかったかもしれないが、コミュニケーション・コンピテンスやコミュニケーション・パフォーマンスへの貢献は大きかったと考えられる。

5.2 短期留学参加者の対人関係の形成と異文化適応

短期留学の参加者は、和気藹々とした雰囲気の中で、一緒に行った学生と共に、楽しく授業を受講することができた。短期留学の参加者が受講した授業は、英語力の養成という観点から言えば望ましくないかもしれないが、学生にストレスを与えずに、学習内容に興味をもたせたという点では、評価できる。学生の多くが、海外経験が少なく、また英語コミュニケーションに不安を感じていたことを考えれば、このような授業の形態も有効だと考えられる。

ほとんどのホストファミリーは、調査協力者を暖かく迎えてくれた。ホストファミリーと頻繁にコミュニケーションを図り、楽しく、充実した、満足度の高い生活を送ることができた。つまり、調査協力者は、現地での生活に社会的に適応したと考えられ、これが、留学後の情意面における肯定的な変容に繋がったと考えられる。

調査協力者は、留学中に様々な問題に直面した。ホストファミリーと一緒に生活する中で、コミュニケーション上の問題が生じることが頻繁にあった。問題の多くは、調査協力者の英語力に起因していたが、明確に意思表示をしない、葛藤を控えるなどの日本人のコミュニケーションスタイル (Barnlund, 1975, 1989; ガウラン・西田, 1986; Niikura, 1999; 大淵, 1992; Okabe, 1983) に起因すると考えられる問題もあった。留学中に生じたその他の問題としては、生活習慣、生活上のルールの違いなどに起因する問題があった。

短期留学の参加者の英語圏の人々や文化に対する理解は、長期留学の参加者と比べて、表層的であり、深いレベルにまで達したとは言えない。しかし、調査協力者は、物理的環境の違いから、生活習慣の違い、コミュニケーションスタイルの違いまで様々なアメリカ文化を学び、興味を覚えた。

調査協力者は、留学中のこうした異文化接触体験を通じて、日常生活や海外旅行での異文化接触への動機を高めただけでなく、留学や仕事を通じた異文化接触への動機も高めた。つまり、調査協力者は、「異文化間コミュニケーション・コンピテンス」や「異文化間コミュニケーション・パフォーマンス」を養成したと解釈できる。

5.3 長期留学参加者の第2言語コミュニケーション

長期留学の参加者は、短期留学の参加者と比較して、英語を使用する頻度が高かった。長期留学の参加者は、学部の授業を受けている場合も ESL の授業を受けている場合も、主として英語を使って生活していた。彼らが話す相手は、英語圏の人だけでなく、様々な国籍の人が含まれていた。上記のように、長期留学の参加者も、最初は、外国語不安が高く、コミュニケーションに消極的であった。また、会話の内容も限られていた。しかし、徐々に自己表現ができるようになり、話題の幅も広がった。

質の高いコミュニケーションの機会を多くもったことから、調査協力者は全員英語力が向上したと認識していた。リスニングが向上したと回答した者が多かったが、その他、ライティング、リーディング、スピーキングが向上したと回答した者もいた。この理由としては、授業の内容がアカデミックなものであったこと、自己表現の機会も多くあったことが挙げられる。長期留学の参加者は、留学前から英語や英語学習に対する関心が深く、英語学習にも意欲的に取り組んでいたが、留学中に、英語を使って深いレベルでコミュニケーションを図った経験を通して、その傾向はさらに強まった。

このように、短期留学の参加者と長期留学の参加者のコミュニケーション行動やそれを通して言語習得は、質量ともに異なるが、同様のプロセスを経て、進化していったことが分かる。また、程度は異なるが、短期留学の参加者と長期留学の参加者に共通した情意面の変容が起きたことが分かる。

5.4 長期留学参加者の対人関係の形成と異文化適応

上記のように、長期留学の参加者が受講した授業は、短期留学の参加者が受講した授業と異なり、難易度が高く、特に学部の授業を受講した場合は、負担が大きかった。しかし、調査協力者は、様々なストラテジーを用いて、何とか切り抜けた。長期留学の参加者は、授業や課外で、幅広い人々と交流した。学部の授業を取っている場合も、ネイティブスピーカーと交流を深めるのは難しかったが、調査協力者は、課外活動に参加するなどして、ネイティブスピーカーとの交流を深めようとした。

長期留学の参加者も、現地の人々との異文化接触を通じて、様々な問題に直面した。長期留学の参加者は、英語力に起因する問題を体験することはあまりなかったが、短期留学の参加者と同様に、コミュニケーションスタイルや生活習慣の違いに起因する問題を体験した。しかし、長期留学の参加者は、こうした問題を徐々に克服していった。長期留学の参加者の異文化接触体験は、必ずしもポジティブなものではなく、長期の滞在を通して、英語圏の文化のネガティブな一面に触れることもあった。

長期留学の参加者は、上記のような現地の人々との深いレベルの異文化接触を経験し、それを通して英語圏の文化に対する理解を深めた。八島 (2004b) が指摘するように、「いくらか行動面でバイカルチュラルに移行した」(p. 10) 者もいた。また、英語圏以外の人々とも交流があったため、英語圏以外の文化に対する理解も深めた。

長期留学の参加者は、留学前から、自分の将来に英語を活かすこと望んでいたが、そのような志向性は、留学を通して、さらに高まり、また具体的になった。ほとんどの調査協力者は、留学後、英語圏の大学院に留学したり、英語力を活かせる仕事に就くことを目指すようになった。このことから、留学が長期留学の参加者の人生にとって、大きな転機になったことが伺え

る。

このように、長期留学の参加者も、短期留学の参加者同様、程度の差はあるが、異文化接触を通して多くのことを学び、また、さらなる異文化接触への動機を高めた。この点で、留学は、両方のグループの「異文化間コミュニケーション・コンピテンス」や「異文化間コミュニケーション・パフォーマンス」の養成に貢献したと言える。

おわりに

短期留学の参加者の、留学中の英語によるコミュニケーション行動は、頻度や形態において限定的であった。また、そのコミュニケーション行動においても、意思の疎通が円滑に図れたわけではなかった。このようなコミュニケーション行動によって、英語力は大きく上昇しなかったが、調査協力者は、現地の人々と良好な関係を築き、情意面では大きく変容した。また、現地の人々との交流を通して、現地の文化を理解し、英語学習や異文化接触への意欲を高めた。八島（2004a, 2004b）が提案するように、「異文化間コミュニケーション・コンピテンス」や「異文化間コミュニケーション・パフォーマンス」の養成を外国語教育の目標とするならば、この短期留学を通じて、調査協力者が学んだことは大きいと考えられる。

短期留学の参加者と長期留学の参加者は、言語や文化の習得に関わる様々な側面において、程度の差はあっても、共通のプロセスを辿った。この点で、短期留学は、長期留学に参加することができない、または参加することを望まない者にとって、妥当な代替策だと考えられる。

本研究の限界点と今後の課題として以下の3点を指摘しておく。第1に、本研究の調査協力者は、ある私立大学の英語専攻の学生であり、数も限られていた。今後は、他大学や他専攻の学生を含め、幅広くデータを集めることで、結果の一般化可能性を高める必要がある。第2に、本研究では、客観的なテストを用いて英語力の伸びを測定しなかった。自己評価と客観的な査定の間には高い相関関係があることが分かっているが（Adams, 2006）、客観的な査定も用いて、調査協力者の留学後の変容についてさらなる検証をする必要がある。第3に、本研究では、調査協力者の留学中のコミュニケーション行動や異文化適応について、1回の事後インタビューによって把握したが、これらは様々な要因が絡む複雑な現象であるので、今後は研修中も含めて複数回インタビューを行うことによって、より詳しい分析をする必要がある。

¹ 本稿では、「日本人学生」とは、国籍に関係なく、日本語を母語とし、日本の教育機関で教育を受ける学生を指す。「日本人」「日本人大学生」「日本人留学生」などの表現も同様である。

² 彼らが参加した年は、海外語学実習が必修科目ではなかったため、この9名の学生は自らの意思で参加を決めた。

³ 帰国後6か月以上たってからインタビューを実施する場合は、記憶が曖昧になること防ぐため、その間にメールで簡単なインタビューを行い、その応答に基づいて対面でのインタビューを行った。

参考文献

- Adams, R. (2006). Language learning strategies in the study abroad context. In M. A. DuFon & E. Churchill (Eds.), *Language learners in study abroad contexts* (pp. 259-292). Clevedon, UK: Multilingual Matters.
- Barnlund, D. C. (1975). *Public and private self in Japan and the United States*. Tokyo:

- Simul Press.
- Barnlund, D. C. (1989). *Communication styles of Japanese and Americans*. California: Wadsworth Publishing.
- Canal, M. (1983). From communicative competence to communicative language pedagogy. In J. Richards & R. Schmidt (Eds), *Language and communication* (pp. 2-27). London: Longman.
- Clément, R. (1986). Second language proficiency and acculturation: An investigation of the effects of language status and individual characteristics, *Journal of Language and Social Psychology*, 5, 271-290.
- Clément, R., Gardner, R. C., & Smythe, P. C. (1980). Social and individual factors in second language acquisition, *Canadian Journal of Behavioral Science*, 12, 293-302.
- Dörnyei, Z. (2005). *The psychology of the language learner: Individual differences in second language acquisition*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Ely, C. (1986). Language learning motivation: A descriptive and causal analyses. *Modern Language Journal*, 70, 28-35.
- ガウラン, D. S.・西田司 (1986) 『文化とコミュニケーション』東京：八朔社.
- Gudykunst, W. B. (1991). *Bridging differences*. Newbury Park, CA: Sage Publications.
- Horwitz, E. K., Horwitz, M. B., & Cope, J. (1986). Foreign language classrooms anxiety. *Modern Language Journal*, 70, 125-132.
- Kim Y. Y. (1991). Intercultural communication competence: A systems-theoretic view. In S. Ting-Toomey & F. Korzeny (Eds.), *Cross-cultural interpersonal communication* (pp. 259-275). Newbury Park, CA: Sage.
- 小林千穂 (2017a) 「短期留学の外国語学習モチベーションへの効果」『天理大学学報：語学・文学・人文・社会・自然編』第68巻第2号, 1-19.
- 小林千穂 (2017b) 「インタビュー調査から見る短期留学の外国語学習モチベーションへの影響：長期留学と比較して」『天理大学学報：語学・文学・人文・社会・自然編』第69巻第1号 1-30.
- MacIntyre, P. D. (1999). Language anxiety: A review of the research for language teachers. In D. J. Young (Ed.), *Affect in foreign language and second language learning* (pp. 24-49). Boston: McGraw-Hill.
- マツモト, D. (1999) 三木敦雄訳『日本人の国際適応力』東京：本の友社
- Niikura, R. (1999). Assertiveness among Japanese, Malaysian, Filipino, and U.S. white-collar workers. *The Journal of Social Psychology*, 139, 690-699.
- Okabe, R. (1983). Cultural assumptions of East and West: Japan and the United States. In W. B. Gudykunst (Ed.), *Intercultural communication theory: Current perspectives* (pp. 21-44). Beverly Hills, CA: Sage.
- 大淵憲一 (1992) 「日本人とアメリカ人の対人葛藤」渡辺文夫・高橋順一編『地球社会時代をどう捉えるか』18-37頁 東京：ナカニシヤ出版.
- Ryan, G. W., & Bernard, H. R. (2000). Data management and analysis methods. In N. K. Denzin & T. S. Lincoln (Eds), *Handbook of qualitative research, 2nd ed.*, (pp. 769-802). Thousand Oaks, CA: Sage publications.

- Searl, W., & Ward, C. (1990). The prediction of psychological and sociocultural adjustment during cross-cultural transitions. *Intercultural Journal of International Relations*, 14, 449-464.
- 関口靖広 (2013) 『教育研究のための質的研究法講座』 京都：北大路書房.
- Taguchi, T. (2013). Motivation, attitudes and selves in the Japanese context: A mixed methods approach. In M. T. Apple, D. Da Silva, & T. Fellner (Eds.), *Language learning motivation in Japan* (pp. 169-188). Bristol, UK: Multilingual Matters.
- Taguchi, T., Magid, M., & Papi, M. (2009). The L2 motivational self system among Japanese, Chinese and Iranian learners of English: A comparative study. In Z. Dörnyei & E. Ushioda (Eds), *Motivation, language identity and the L2 self* (pp. 66-97). Bristol, UK: Multilingual Matters.
- Yashima, T. (1995). English proficiency, personality and intercultural adjustment of Japanese students studying in America. *Intercultural Communication Studies*, 5 (1), 83-108.
- Yashima, T. (1999). Influence of personality, L2 proficiency and attitudes on Japanese adolescents' intercultural adjustment. *JALT Journal*, 21 (1), 66-86.
- 八島智子 (2004a) 『外国語コミュニケーションの情意と動機：研究と教育の視点』 大阪：関西大学出版部.
- 八島智子 (2004b) 『第2言語コミュニケーションと異文化適応：国際的対人関係の構築をめざして』 東京：多賀出版.
- 八島智子・田中共子 (1996) 「ソーシャルスキル訓練を取り入れた英語教育：アメリカに留学する日本人高校生を対象として」『異文化間教育』 第10号, 150-166.

付録1：インタビューガイド

1. 実習（留学）の前に、渡航経験はどの程度ありましたか。留学した経験はありましたか。海外語学実習に参加した理由は何でしょうか。実習前はどのような期待を持って実習に参加しましたか。参加してみて、どうでしたか。
2. 実習中はどれぐらい英語を使いましたか。どのような時に英語を使いましたか。
3. 学校ではどんな授業を受けましたか。授業やアクティビティーは役に立ったと思いますか。学校の授業にはついていけましたか。学校の授業についていけない時はどうしましたか。
4. ホストファミリーとは一日に何時間ぐらい話しましたか。ホストファミリーとはどんな話をしましたか。放課後、夜、週末などはどのようにして過ごしましたか。
5. ホストファミリーや友人に英語はどれぐらい通じましたか。上手くコミュニケーションができなかったことはありますか。コミュニケーションに齟齬が生じた時にはどうしましたか。
6. 自分が良いと思って言ったりしたりしたことが、ホストファミリーや友人の気にさわったという経験をしましたか。誤解が生じた時にはどうしましたか。ホストファミリーとの関係は上手くいっていましたか。
7. アメリカ人のコミュニケーションの方法が日本人と違うと思ったことがありますか。その違いについてはどう思いますか。

8. アメリカでの生活で何か困ったことはありましたか。いつ頃、アメリカでの生活を楽しみ、満足が得られるようになりましたか。いつ頃、アメリカでの生活に自信が持てるようになりましたか。
9. 日本語を使うことはありましたか。どんな時に日本語を使いましたか。
10. 友人はたくさんできましたか。友人とはどのようにして知り合い、どの程度親しくなりましたか。どんな話をしましたか。友人とのつきあいで悩んだことはありましたか。
11. 自分の英語力に自信がありますか。どのような能力（スピーキング、リスニング、ライティング、リーディング、文法、語彙など）にどれくらい自信がありますか。海外語学実習を通して英語力は上達しましたか。
12. 英語を使用すること（ネイティブスピーカーと話すこと、英語で発言すること）について不安を感じますか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
13. 英語圏の人についてどう思いますか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
14. 英語圏の文化についてどう思いますか。どのような面（映画、雑誌、本、テレビ番組、洋楽）に興味がありますか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
15. 日本の文化や日本人についてどう思いますか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
16. 英語学習に対して自信がありますか（英語学習に対して適正があると思いますか）。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
17. 英語学習には意欲的に取り組んでいますか。どのような学習をどれくらいやっていますか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。英語学習への取り組みは、帰国直後と変わっていますか。
18. 英語学習の目的は何ですか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。何故ですか。どのような経験を通して変わりましたか。
19. 英語や英語学習は好きですか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
20. 自分の将来に英語をどう生かしていきたいですか。その目的を達成するためにどのようなことをやっていますか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
21. 自分が英語を使用している姿を想像することができますか。できるとすればどのような状況で英語を使用している姿を想像することができますか。そのイメージは海外語学実習を通して変わりましたか。変わったとすればどう変わりましたか。
22. 家族などの周りの人々は英語を勉強するように勧めますか。周りの人の態度は海外語学実習を通して変わりましたか。
23. 海外研修、留学に興味がありますか。留学は英語力の向上に効果があると思いますか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
24. 海外旅行に興味がありますか。それは海外語学実習を通して変わりましたか。
25. これまでの英語学習経験を通じて、英語学習に対するモチベーションが高まったのはどんな時でしたか。その時と比べて、海外語学実習は英語学習に対するモチベーションにどれぐらいのインパクトがありましたか。
26. 実習を通して自分が変わったと思いますか。自分の人生にとって意義があったと思いますか。一番心に残っていることは何ですか。

付録2：分析で得られたカテゴリー

短期留学の参加者	長期留学の参加者
留学中の経験	
A) 限られた英語使用 1. 学校の授業 ● わかりやすい英語 2. ホストファミリーとの会話 3. 友人との日本語の会話 B) 質の低い英語使用 1. 身近な話題のみ 2. 一方的な形態 3. 限定的な成功 C) コミュニケーション不安 D) コミュニケーションにおける齟齬 1. 発音、聞き取り、語彙の問題 2. ストラテジーの使用 E) ストレスのない授業 F) 地元の人々との良好な関係 1. ホストファミリーとの関係 G) 問題の発生 1. コミュニケーション上の問題 ● 英語力の不足 ● 曖昧な意思表示 2. 生活上の問題 ● 生活習慣、ルールの違い	A) 頻繁な英語使用 1. 学校の授業 ● ESL ● 学部 2. 家での会話 3. アメリカ人以外の人との会話 B) 質の高い英語使用 1. トピックの広がり 2. 対等な形態 C) コミュニケーション不安 1. ネイティブスピーカーとの会話 D) アカデミックな授業 1. 課題の量 2. 講義の聞き取りの問題 3. ストラテジーの使用 E) 人々との交流 1. ノンネイティブスピーカーとの交流 2. ネイティブスピーカーとの交流の難しさ ● 課外活動への参加 3. 地元の人々との深い関わり ● ネガティブな経験 F) 問題の発生 1. コミュニケーションスタイルの違い ● 曖昧な意思表示 ● 能動的な授業への参加の難しさ 2. 生活上の問題 ● 生活習慣、ルールの違い
留学中の変容	
A) 限られた英語力の上昇 1. リスニング力の向上 B) コミュニケーション不安の減少 1. 限られた相手 C) 文化の学び 1. アメリカ人に対する肯定的なイメージ 2. アメリカ文化の習得	A) 英語力の上昇 1. 4技能の上昇 B) コミュニケーション不安の大幅な減少 1. 相手や場面による違い C) 文化の学び 1. アメリカ人に対する多面的なイメージ 2. アメリカ文化の習得

3. 日本文化の再確認 ● 生活面の文化	3. アメリカ以外の国の文化の習得 4. 日本文化の再確認 ● 生活面の文化
留学後の英語への関わり	
A) 英語学習への意欲 1. 実力不足を実感 2. 英語への興味 B) 英語使用への意欲 1. 日常生活での異文化接触 2. 海外旅行 3. 海外研修 4. 仕事での異文化接触 ● 具体性の欠落	A) 英語学習への意欲 1. ツールとしての使用 2. 英語への興味 B) 英語使用への意欲 1. 海外研修 ● 大学院への進学 2. 仕事での異文化接触 C) 行動様式への影響

アメリカの医薬品における音象徴

山本晃司（天理大学）

はじめに

薬局には数多くの医薬品があり、商品名も多種多様にある。鈴木 (2017: 233)は医薬品の外箱について、一般の人は成分や注意事項ではなく、医薬品名やキャッチコピーを見る傾向があるという研究報告を紹介している。そのため、外箱で表示されているその文字、ひいては音が商品を選ぶ1つの基準にもなりうる。本稿ではアメリカで取り扱われている医薬品名に注目し、その音節構造、強勢の位置そして個別音の頻出度などについて音声学的観点から考察を加えている。

1. 音と意味の関係

スイスの言語学者フェルディナン・ド・ソシュールは、言語の特徴の1つとして恣意性を挙げている：

The bond between the signifier and the signified is arbitrary. Since I mean by sign the whole that results from the associating of the signifier with the signified, I can simply say: *the linguistic sign is arbitrary*.

The idea of “sister” is not linked by any inner relationship to the succession of sounds *s-ö-r* which serves as its signifier in French; that it could be represented equally by just any other sequence is proved by differences among languages and by the very existence of different languages” (de Saussure 1959: 67-68)

川原 (2017: 25)が指摘するように、意味するものと意味されるものが恣意的な関係ではないとすれば、同じ指示対象物に対して同じ名称がつくことになる。しかしながら、「犬」は日本語で/inu/、英語で/da:g/という音の並びになっていることからソシュールが唱える恣意性が認められる。

言語の恣意性が認められる一方で、音と意味のつながりを研究する分野、音象徴 (sound symbolism)もある¹⁾。例えば、イギリスの言語学者 David Crystal (1995¹: 251)は“SOUNDS AND SENSES”という項目において、特定の音が組み合わさることで何らかの意味が生じる例を挙げている。ここではその例を2つ挙げておく：

A:	glamour, glare, glass, glaze, gleam, glimmer, glimpse, glint, glisten, glitter, globe, glossy, glow, glad, glee, glib, glide, glory...
B:	curl, furl, gnarl, pearl, purl, swirl, twirl, whirl, whorl...

A 群は/gl-/で始まり、中核となる意味が「明るさ、光」となっている。B 群は/ɜ:ɪ/で終わり、「丸み」という意味が中核となっている。

音の組み合わせだけに限らず個別音にも音象徴が見られる。以下の英文はある音の説明の抜粋である：

The combination ‘ng’, for example, is usually treated as one discrete sound, as in *bring* and *sing*. But in fact we make two sounds with it—employing a soft ‘g’ with *singer* and a hard ‘g’ with *finger*. (Bryson 1991: 79-80) (下線は筆者による)

The letter <g> has the hard /g/ sound in *goat*, but a soft sound in *gentle* (Horobin 2013: 9)
(下線は筆者による)

異なる著者による説明であるにもかかわらず、音に「硬い」または「柔らかい」という表現が使われている。ここでいう硬い音は有声軟口蓋破裂音/g/、柔らかい音は有声軟口蓋鼻音/ŋ/と有声歯茎硬口蓋音/dʒ/を指しているが、何をもって硬い・柔らかいのかについては、第2章で触れることにする。

ここで注意すべきは、音と意味が常に有縁性を持っているわけではないという点である。Crystal (1995¹: 251)自身も A 群と B 群においてその例外を挙げており、A 群では“gland, gloom, glove, glue, glum, glutton”などには「明るさ」という意味合いがなく、B 群では“earl, girl, hurl”などには「丸み」という意味がない。個別音についても、例えば、音と物の大きさにおいて(注釈1を参照)、英語では“big”に前舌母音の/ɪ/、“small”には後舌母音の/ɑ:/が使われている。本稿では音と意味の関係には不透明な領域が存在することを前提に話を進めている。

2. 医薬品名における音韻的特徴: 子音編

本稿で取り上げる医薬品名は筆者がアメリカ滞在中(2018年2月19日-3月10日)にCMや薬局で見聞きした61品名である。これらの医薬品名の発音についてはCM、またはYouTubeで確認し、アメリカで標準発音とされる一般アメリカ英語に準拠した音素表記に直したのち、その音節構造、強勢の位置、そして個別音(418個)の使用頻度を調べている。

(1) 医薬品名における音節構造と強勢の位置

61種の医薬品名は、全体的に多音節からなる語となっている(付録を参照)。以下の表は2つの語からなる品名(Advil PM, Cole-Eeze, Prevanar 13)を除いた商品名の音節数である：

音節数	1	2	3	4	5
計 58	1	15	38	3	1

表 1. 医薬品名における音節数

医科学の分野における用語はラテン語やギリシア語に由来し、多音節の語が多い (Jespersen 1948⁹: 125-126, Barber 1972: 214-217)。今回の医薬品名に 3 音節構造が多いのもこれらの語に倣った可能性がある。

音節構造に関してはロマンス諸語に似せた形となっているが、強勢の位置についてはロマンス諸語の規則（語末から 2 番目または 3 番目にくる）とは異なり、英語が属するゲルマン語派の特徴が表れ (Knowles 1987: 117, McMahon 2002: 121)、第 1 音節に置かれる医薬品名が多くなっている。なお、以下の表では 1 音節の品名である *Crest* は除外している：

1 音節目	2 音節目	3 音節目
33	24	3

表 2. 医薬品名における強勢の位置

（2）医薬品名における子音の頻出度

61 種の医薬品名で使用される子音は 254 個あり、無声子音と有声子音は以下のような割合となっている：

	無声子音	有声子音
計 254	101 (40%)	153 (60%)

表 3. 医薬品名における有声・無声子音の使用率

有声子音がやや多い結果となっている。有声子音と無声子音の違いは、声帯振動の有無以外に調音時のエネルギーがあげられる。Fry (1979: 137)によると、無声子音のほうが一音節を作り出すうえで多くのエネルギーを必要とし、音の強度 (intensity)が強いとしている。Leech (1969: 99)が有声子音を“a more relaxed articulation”とし、そのリラックスした調音が“softness”という音の響きをもたらすとしているのは、この有声子音の特徴から来していると考えられる。*Better English Pronunciation* の著者である J.D. O'Connor (1967¹, 1980²)も無声子音を“strong consonant”、有声子音を“weak consonant”とし、無声子音の強さ (“strength”)を強調している。さらに、無声子音は voiceless consonants、有声子音は voiced consonants という用語で表されるが、これらの用語以外に、前者には fortis、後者には lenis という用語も使われる。いずれもラテン語由来の用語で前者は“strong”、後者は“mild, gentle”という意味であることから無声子音のほう調音時のエネルギー消費量が多い音であると言える。

こういった無声・有声子音の違いは、フォルマント分析ソフト (praat)を使うと、そのスペクトログラム上で確認することができる。以下のスペクトログラムは *Longman Pronunciation Dictionary* (2008³)の付属 CD からアメリカ人男性話者による“sigh”-“xi”とアメリカ人女性話者による“leaf”-“leave”を抽出したものである。矢印で示された部分が/s/と/z/、/f/と/v/であるが、その秒数（長さ）を見ると、いずれも無声子音のほうが長くなっている (/s/は 0.18 秒、/z/は 0.13

秒、/f/は 0.30 秒、/v/は 0.14 秒）。また、図 1 の一番左側にある“sigh”に注目すると、/s/のエネルギー（色の濃い部分）が 5000Hz から 8000Hz 以上に集中し、左側 2 つの/f/と/v/においても/f/の方が色濃く表れていることから無性子音がより強い音であることが分かる：

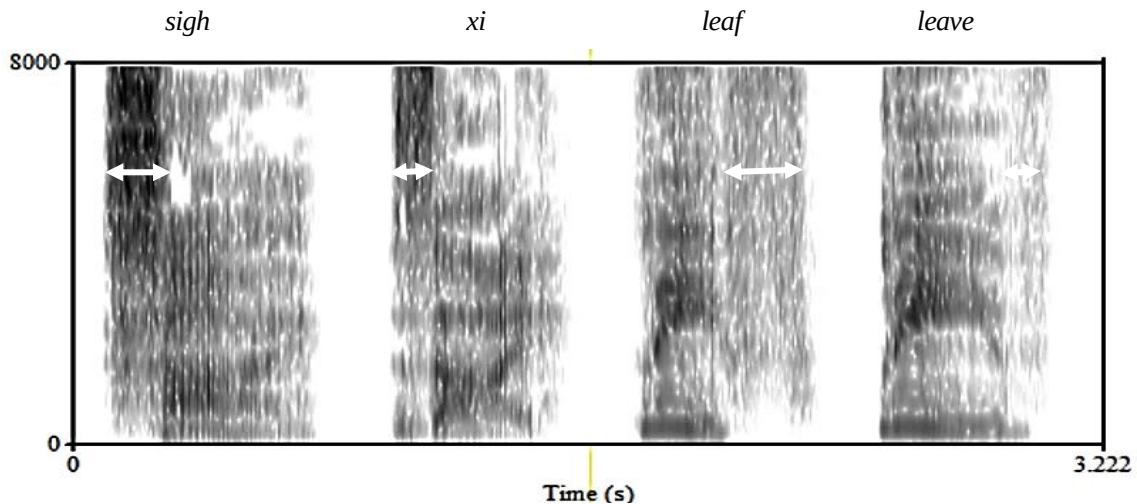


図 1. アメリカ人男性による“sigh”-“xi”（左側）、アメリカ人女性による“leaf”-“leave”（右側）

61 品名で有声子音の使用率がやや高くなっている要因としては、その医薬品名に柔和な響きをもたらす効果を意図したものかもしれないが、個別音の頻出度を見ると別の可能性も見えてくる：

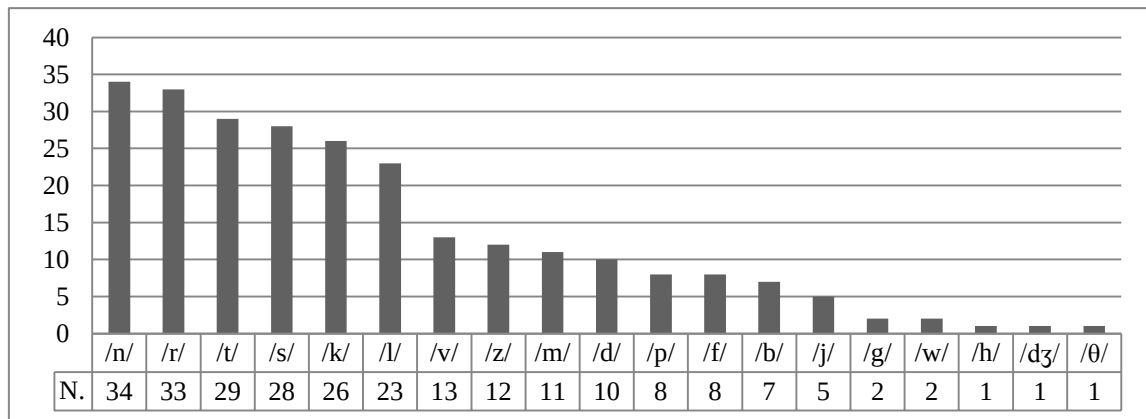


表 4. 医薬品名で使われる子音（254）

表 4 において 20 個以上を頻出度の高い音とすると、/n, r, t, s, k, l/となる（例えば、Align, Belsonra, Enbrel, Fixodent などの下線部）。これらの音は 2 つに分類できる。詩の研究では、音が醸し出すその意味と効果についての分析もなされ、Leech (1969: 98) と Roberts (1986: 54-55) は /n, r, l/ を柔らかい音、/k, s, t/ を硬い音に分類している。また、/n, r, l/ のうち、最も使用頻度の高い /n/ (34) と /r/ (33) は²⁾、快音調とされ、聞き心地の良い音とされている (McArthur 1992: 387)。その一方で、快音調とは異なる性質を持つ /t/ (29)、/s/ (28)、/k/ (26) の使用頻度も高く、特に無声破裂音の /t/ と /k/ は“the relative metallicness” (Tsur 1992: 18) の度合いが高い音とされている。ここ

までに出てきた音の描写は主観的で印象主義的過ぎるという批判もあるが (Leech 1969, Wales 1991¹, 2001²)、音声学的観点からみると、硬い・柔らかい音という描写にいたる特徴があり、その特徴が音の捉え方に影響を与えていると考えられる。

フォルマント分析にかける語は音声環境を子音+母音+子音に統一している。語頭に柔らかい音と言われる/n, r, l/そして硬い音とされる/t, s, k/がくる語（前者が“light, right, night”、後者が“tight, site, kite”）を抽出し、その波形を比較している：

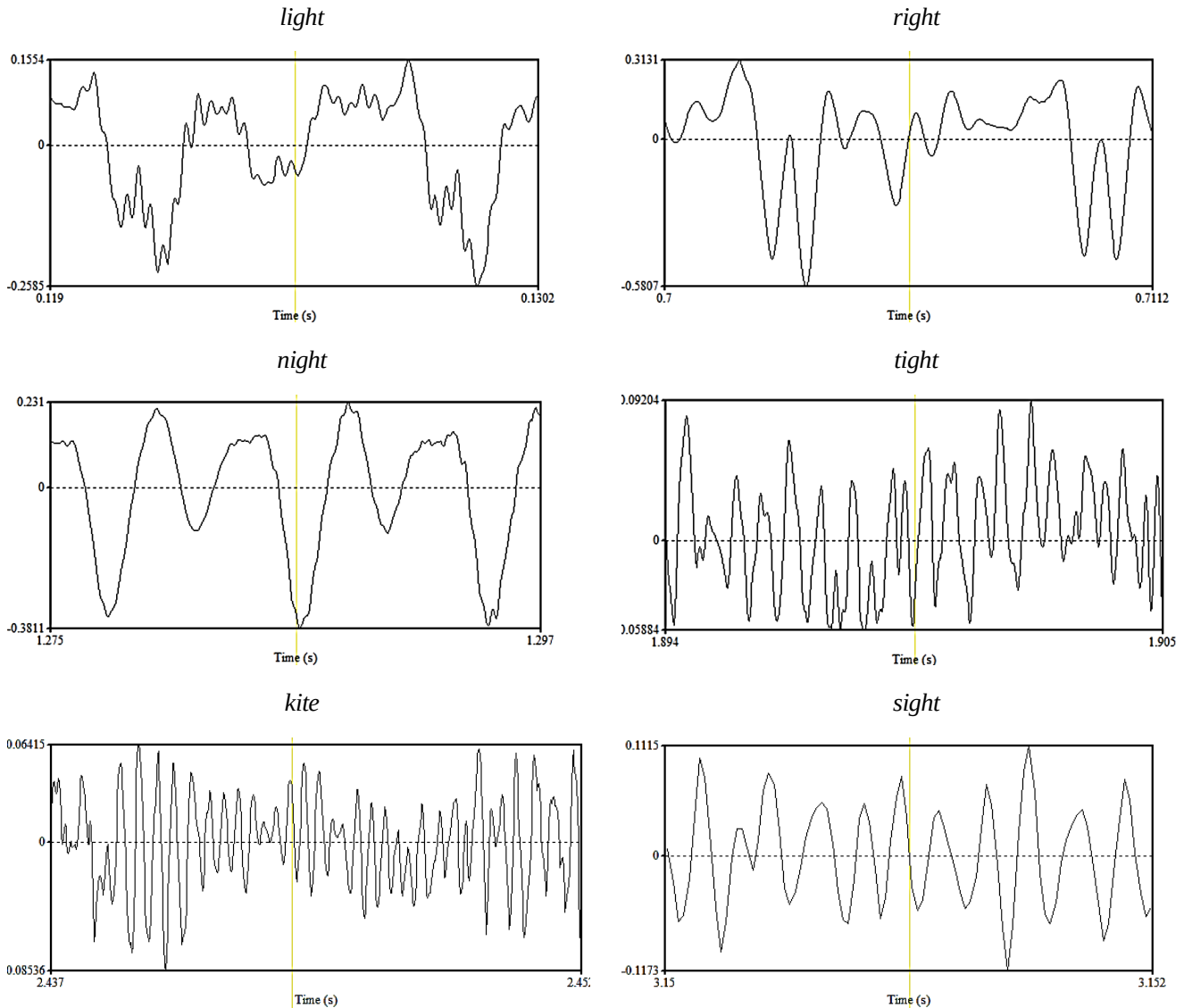


図 2. “light, right, night, tight, kite, sight”の波形（全てアメリカ人男性話者による）

上記の波形は“light, right, night, tight, kite, sight”の語頭に来る子音の波形である。鼻音/n/や流音/l, r/は滑らかな波形またはその先端が丸みを帯びた形状となっているのに対し、無声破裂音/t, k/や無声摩擦音/s/はその波形が尖っていることが分かる。この波形の違いは、Köhler (1947)が尖った図形を“takete”、丸みを帯びた図形を“maluma”とする点と一致しており（注釈 1 を参照）、こういった波形の違いが硬い・柔らかい音という表現に結びついていると考えられる。

さらに、強勢位置にくる子音に注目すると、頻出度の高い子音は快音調である/l/ではなく、硬い音の/k/が9回も使われている（例えば、Claritin D, Colace, Qunol などの下線部）：

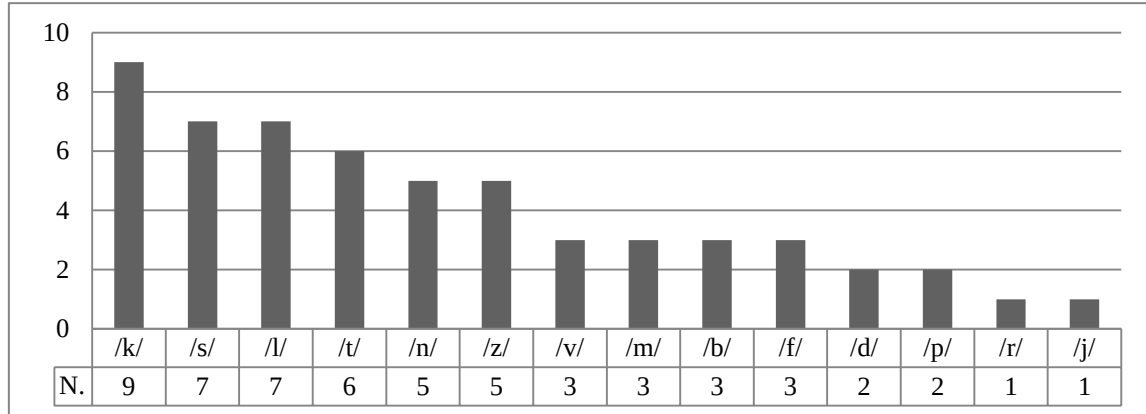


表 5. 強勢位置に来る子音（計 57）

/k/は無声破裂音の1つであり、他の破裂音（有声破裂音の/b, d, g/、無声破裂音の/p, t, k/）と同様に、閉鎖—保持—解放という調音過程を経て作り出される。また強勢位置に来る無声破裂音/p, t, k/には帯気音が伴い、そのエネルギーは、/p/が最も小さく、/t/と/k/、特に/k/が大きいと言われている（Ladefoged 2000¹: 50-51, Ladefoged and Johnson 2011⁶: 198-204）。以上のことから、子音においては、音の響きがよい快音調だけではなく、硬い音を強勢の位置に持つことで何らかの効果、例えば、薬の効き目をアピールする意図も考えられる。

3. 医薬品名における音韻的特徴: 母音編

（1）医薬品名における母音の頻出度

本稿で分析対象となる医薬品名には 164 個の母音が使われている。使用頻度をまとめると以下のようになる：

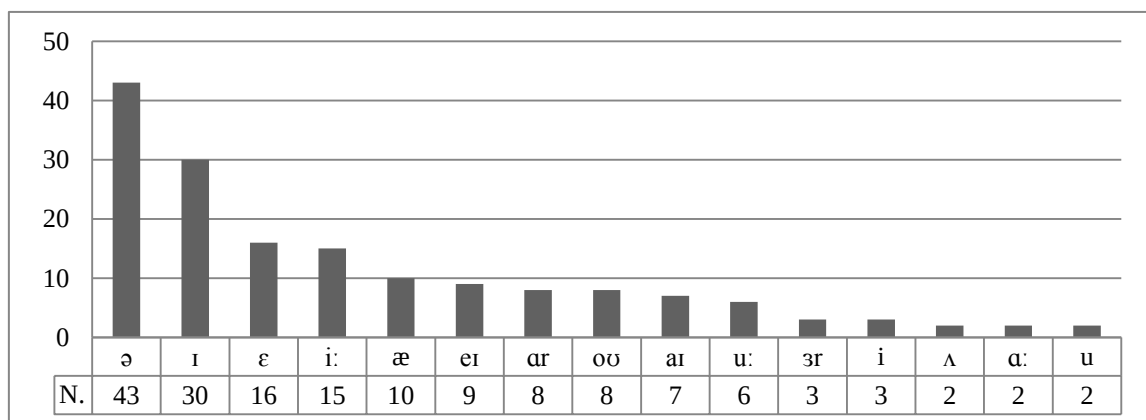


表 6. 医薬品名で使われる母音（164）

英語は強勢拍リズムをとるため、あいまい母音である/a/が多くなる。この母音以外には/i, ε, i:, æ/といった前舌母音が多用されている（例えば、Aleve, Bengay, Differin, Vanicream などの下線部）。Jacobson and Waugh (1979¹: 188)によると、前舌母音は共感覚における数多くの研究結果から明るい色とされている。それに対し、使用頻度の低い/ar, oo, u:, a:, u /は後舌母音であり、暗い色とされる傾向が強いという。

母音と色の関連性について、Tsur (1994: 20-21)は各母音のフォルマント（Formant、以下、Fと略）、特に F2 に要因があるという。実際、F2 は舌の前後と関係するフォルマントであり、F1 との数値が近ければ近いほど、後舌母音とされている（Ladefoged and Johnson 2011⁶: 198）。実際、前舌母音から後舌母音になるにつれて両フォルマント、特に F2 の数値は下がり、スペクトログラム上でも両フォルマントの間隔が狭くなっていくことが確認できる（図 3 を参照）。Delattre et al. (1952: 204)は、このようにフォルマント数値が下がった母音の音質は“dull”（暗い）という表現が最適であるとしている：

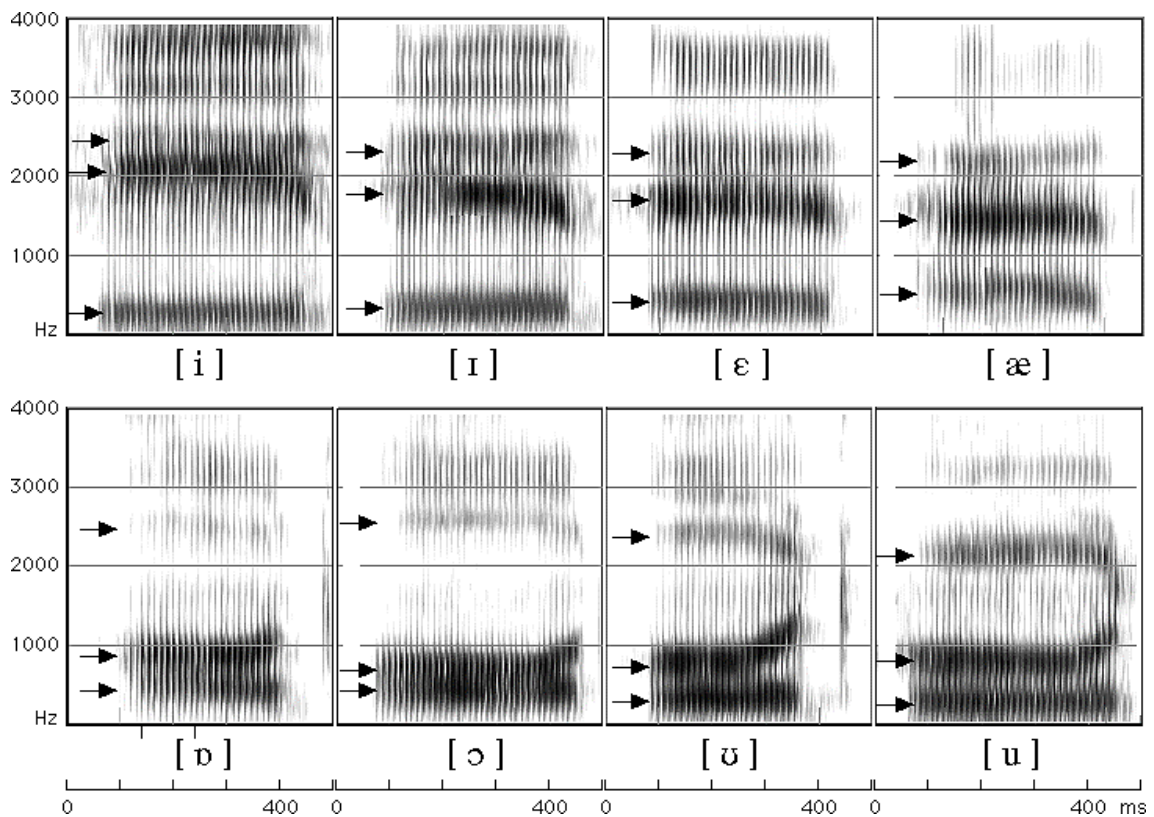


図 3. “heed, hid, head, had, hod, hawed, hood, who’d”のスペクトログラム

(Ladefoged and Johnson 2011⁶: 196)

図 3 に記されている矢印は、下から F1、F2、F3 を指し、上段は前舌母音、下段は後舌母音となっている。F2 に注目すると前舌母音では/i:/が F1 と最も離れており、その位置も高くなっている。後舌母音では/u:/が F1 と最も近く、その位置も低くなっている。この F2 の低さが、共感覚で言う暗い母音となっていると考えられる。

母音の色が視覚的な形となって表れている例もある。紅茶メーカーの Twinings が販売している Mango and Strawberries のパッケージには以下のようなキャッチフレーズがある：

“Intensely fruity, tangy-sweet and lusciously rich”

このキャッチフレーズを発音表記に直すと、/ɪn'tensli 'fru:ti 'tæŋi swi:t ənd 'lʌʃəsli 'rɪtʃ/となり、前舌母音の中でも舌の位置が高い*/i, i:, i/*が反復されている。また、そのパッケージもピンクを主体とした非常に明るい色となっている。もう1つの例は映画『ミニオンズ』の登場人物名である。“Gru” /gru:/という名前には暗い母音とされる*/u:/*、“Minions” /mɪnjənz/には明るい色とされる母音*/i/*が強勢のある位置で使われている。実際、グルーは黒を基調とした服装が多く、ミニオンズは黄色を主体とした色となっている。わずかな例ではあるが、母音が色に反映されていると言えよう。この関係性が医薬品名にも該当するかを確かめるために、強勢位置に来る母音に注目し、使用頻度の高い母音*/i, ε, i:, æ, eɪ/*のパッケージ（38種）と使用頻度の低い*/ɑ:, ɒ, u:, ɔ:/*のパッケージ（14種）の色と比較している。複数の色が使われている場合は主要な2-3色を数に含めている：

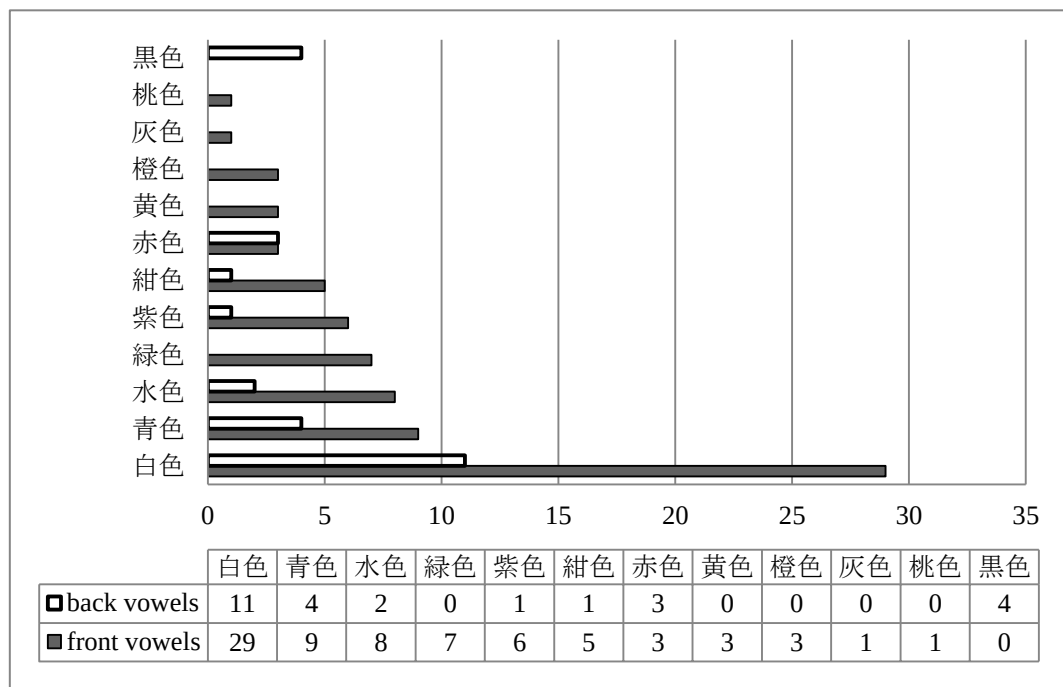


表 7. 医薬品のパッケージに使われている色

表 7 から分かるように、前舌母音を使った医薬品名には圧倒的に白を基調としたパッケージが多いことが分かる。白以外の色についても青色、水色、そして緑色といった比較的に明るい色が採用され、黒色を基調としたパッケージは採用されていないこともわかる。一方、後舌母音を使った医薬品名には、白色も多用されているものの、黒色が 14 商品のうち 4 つ採用されている。

おわりに

本稿では 61 種類の医薬品名の音韻的特徴を分析し考察を加えた。音節構造に関しては 3 音節構造が多く、強勢位置は第 1 音節に来る語が多く見られた。個別音については、子音は快音調の部類に入る/n/または/l/が多用される一方で、硬い音、特に/k/を強勢のある音節に置く傾向が見られた。母音は前舌母音が多用され、そのパッケージも明るい色が使われる傾向にあった。今回の分析では、医薬品という大きな範疇での分析となったが、特定の症状に対する医薬品に的を絞ると、その症状ごとに異なった音韻的特徴が見られる可能性がある。

【注】

1) 川原 (2015: 6)によると、音と意味の関係性は、紀元前 5 世紀の哲学者プラトンの *Cratylus* の対話編にも出ており、本格的な研究は 20 世紀以降から始まったという。その音と意味に関する研究例を 3 つ挙げると、音と物の大きさ、音と形、そして音と色についての研究がある。

Sapir (1929) は音と物の大きさの関連性を証明するために、大きさのみ異なるテーブルを実験参加者に見せ、“mal”または“mil”という名称をつけてもらう実験を行った。大半の実験参加者が大きなテーブルに“mal”、小さなテーブルに“mil”を選んだことから、/i/は「小さい」、/a/は「大きい」という結論に至っている。

母音と物の大きさに関しては各母音の調音時における口腔内の状態が関連していると考えられる。以下はイングランド標準発音における/i:/ (左) と/æ/ (右) の口腔内の MRI 画像である：



/i:/



/æ/

(source: SPEECH, HEARING & PHONETIC SCIENCES UCL Division of Psychology and Language Sciences)

/i:/は舌と歯茎部をはじめとした上あごとの空間がかなり狭いのに対し、/æ/は広いことがわかる。このような口腔内の空間の違いが物の見方にも反映されていると考えられる。

Köhler (1947)は、音と形の関連性を“maluma”と“takete”という語と 2 種類の異なる図形を用いて説明している。Köhler (1947)自身は丸みを帯びた形状が“maluma”、尖った形状が“takete”であることは明らかであるとしている。近年、Köhler (1947)の説は Aveyard (2011)やフランス人を対象とした Fort et al. (2015)による実験などにより検証されており、無声破裂音である/t, k/は尖った印象、鼻音/m, n/と側音/l/には丸みを連想させることが立証されている。

Whorf (1956: 256-257)をはじめ Jakobson and Waugh (1979¹: 188-194)は母音と色に関する数々の研究結果から前舌母音は明るい色、後舌母音は暗い色と認知される傾向が強いという結論に至っている。

2) 単体では快音調であっても、子音群となるとその意味合いが変わる例もある。Crystal (1995¹: 251)はその例として/n/と/s/が組み合わせたり、/sn-/という子音群になると「不愉快なもの」を連想させる語 (“snaffle, snail, snare, snake, snarl, sneak”など)になるとしている。

【参考文献】

- Aitchison, J. 1995⁵. *Linguistics*. Oxon: Hodder & Stoughton.
- Aveyard, M. E. 2012. “Some consonants sound curvy: Effects of sound symbolism on object recognition”. *Memory & Cognition*, 40 (1), pp. 83-92. doi:10.3758/s13421-011-0139-3
- Barber, C.L. 1972. *The Story of Language*. London: Pan Books.
- Bryson, B. 1991. *Mother Tongue: the Story of the English Language*. Great Britain: Penguin Books.
- Catford, J.C. 1988. *A Practical Introduction to Phonetics*, Oxford: Oxford University Press.
- Concise Oxford English Dictionary*. 2011¹². Oxford: Oxford University Press.
- Crystal, D. 1995¹. *The Cambridge Encyclopedia of the English Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Delattre, P. et al. 1952. “An Experimental Study of the Acoustic Determinants of Vowel Color; Observations on One- and Two-Formant Vowels Synthesized from Spectrographic Patterns.” *WORD* 8:3, pp. 195-210. <https://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/00437956.1952.11659431> (2018年4月13日アクセス)
- Fort, M., Martin, A., & Peperkamp, S. 2015. “Consonants are more important than vowels in the bouba-kiki effect”. *Language and Speech*, 58(2), pp. 247-266. doi:10.1177/0023830914534951
- Hinton et al. 1994. *Sound Symbolism*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Horobin, S. 2013. *Does Spelling Matter?* Oxford: Oxford University Press.
- Jakobson, R. and Waugh, L.R. 1979¹. *The Sound Shape of Language*. Bloomington & London: Indiana University Press.
- Jespersen, O. 1922. *Language*. London: George Allen & Unwin Ltd.
- Jespersen, O. 1948⁹. *Growth and Structure of the English Language*. New York: Doubleday Company.
- Knowles, G. 1987. *Patterns of Spoken English*. Harlow: Longman.
- Köhler, W. 1947 [1929]. *Gestalt psychology*. New York: Liveright.
- Ladefoged, P. 2000¹. *Vowels and Consonants: an Introduction to the Sounds of Language*. Oxford: Blackwell.
- Ladefoged, P. and Johnson, K. 2011⁶. *A Course in Phonetics*. Canada: Wadsworth.
- Leech, G. 1969. *A Linguistic Guide to English Poetry*. Harlow: Longman Group Ltd.
- Longman Dictionary of Contemporary English*. 2014⁶. Harlow: Pearson Education Limited.
- McArthur, T. 1992. *Oxford Concise Companion to the English Language*. Oxford: Oxford University Press.
- McMahon, A. 2002. *An Introduction to English Phonology*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- O'Connor, J.D. 1967¹, 1980². *Better English Pronunciation*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Roberts, P.D. 1986. *How Poetry Works: the Elements of English Poetry*. Harmondsworth: Penguin Books.
- Sapir, E. 1929. “A study in phonetic symbolism.” *Journal of Experimental Psychology* 12: pp. 225-239, Reprinted in David G. Mandelbaum (ed.) 1963. *Selected Writings of Edward Sapir*.

Berkeley and Los Angeles, University of California, pp. 61-72.

Saussure, F.D. 1959. *Course in General Linguistics*. New York: Philosophical Library.

川原繁人 (2015) 『音とことばの不思議な世界』 岩波書店

川原繁人 (2017) 『「あ」は「い」より大きい!?』 ひつじ書房

Tsur, R. 1992. *What Makes Sound Patterns Expressive?* USA: Duke University Press.

Wales, K. 1991¹. 2001². *A Dictionary of Stylistics*. Harlow: Pearson Education Ltd.

Wells, J.C. 2008³. *Longman Pronunciation Dictionary*. Harlow: Pearson Education Ltd.

Whorf, B.L. 1956. *Language, Thought, and Reality*. Massachusetts: MIT press.

鈴木 靖 (2017) 「一般用医薬品外箱の記載内容に関する研究 1 —製薬企業にとって重要な情報とは—」, 『成城学園創立 100 周年記念号』 240 号, pp. 231-248. 成城大学.

<http://www.seijo.ac.jp/education/falit/grant-book/jtmo4200000072xz-att/y231-248.pdf> (2018 年 9 月 21 日アクセス)

寺澤芳雄 (編) (2002) 『英語学要語辞典』 研究社

【参考ウェブサイト】

SPEECH, HEARING & PHONETIC SCIENCES UCL Division of Psychology and Language Sciences

PALS1004 Introduction to Speech Science, 5. Vowels.

<http://www.phon.ucl.ac.uk/courses/spsci/iss/week5.php> (2018 年 5 月 30 日アクセス)

【付録】

本稿で分析対象となった医薬品一覧（発音表記は一般アメリカ英語に準拠）：

- | | |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 1. Advil PM 'ædvɪl pi:em | 32. Lidocaine 'laɪdəkem |
| 2. Aleve ə'li:v | 33. Linzess lɪn'zɛs |
| 3. Align ə'laɪn | 34. Lubriderm 'lu:brɪdɜ:m |
| 4. Aquaphor 'ækwəfɔ:r | 35. Lyrica 'lɪrɪkə |
| 5. Aspercreme æspə'kri:m | 36. Monistat 'mə:nɪstət |
| 6. Aveeno ə'vi:nou | 37. Mucinex 'mʌsmeks |
| 7. Belsomra bel'sɑ:mrə | 38. Nasacort 'neɪzəkɔ:rt |
| 8. Bengay 'bengeɪ | 39. Natrol 'neɪtrəl |
| 9. Biotēne 'baɪoʊti:n | 40. Nevea 'nɪviə/ |
| 10. Botox 'bəʊtɑ:ks | 41. Nexium 'neksɪəm |
| 11. Capzasin kæp'zeɪzn | 42. Ocuville 'ɑ:kjuvaɪt |
| 12. ceraVe sə'rə'vi: | 43. Otezla ɒʊ'teɪzlə |
| 13. Cetaphil 'si:təfɪl | 44. Paradontax pərə'dɑ:ntæks |
| 14. Claritin D 'klærɪtɪn di: | 45. Prevanar 13 'prevənər θɜ:r'ti:n |
| 15. Colace 'kəʊleɪs | 46. Pronamel prə'næməl |
| 16. Cold-Eeze kəʊld i:z | 47. Qunol 'kju:nəl |
| 17. Contrave 'kɑ:ntrev | 48. Salonpas 'sælənpɑ:s |
| 18. Crest krest | 49. Stelara stə'lɑ:rə |
| 19. Differin 'dɪfərɪn | 50. Systane sə'stem or səs'tem |

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 20. Eliquis 'elɪkwɪs | 51. Tremfya trem'faə |
| 21. Enbrel 'enbrəl | 52. Tresiba trə'si:bə |
| 22. Entresto en'trestoo | 53. Trintellix trɪn'telɪks |
| 23. Entyvio ɪn'tɪviəʊ | 54. Trulicity tru:'lɪsɪti |
| 24. Eucerin 'ju:sərɪn | 55. Vanicream 'vænɪkri:m |
| 25. Eucrisa ju'kɪsə | 56. Victoza vɪk'toʊzə |
| 26. Excedrin ɪk'sedɪn | 57. Visine var'zi:n |
| 27. Farxiga fər'si:gə | 58. Xarelto zə'reltoʊ |
| 28. Fixodent 'fɪksdənt | 59. Xyzal 'zaɪzl |
| 29. Flonase 'fləneɪz | 60. Prevagen 'prevədʒɪn |
| 30. Humira hju:'mɪrə | 61. Zyrtec 'zɜ:rtək |
| 31. Keytruda ki:'tru:də | |

緒言：ブラジルのなかのアフリカ

本特集は、2017年12月2日(土)の天理大学アメリカス学会第22回年次大会で行われた公開シンポジウム「ブラジルのなかのアフリカ」で講演・報告いただいた5人の方に、限られた時間内で言い足りなかった部分も加えた形でお寄せいただいた論考である。

「ブラジルとは何か」という問いに、「アフリカ」を語らずして返答するのは難しい。宗教、食文化、音楽、スポーツ、という人々の日常実践の基層にアフリカの痕跡が深く刻み込まれているからである。ブラジルはアメリカス地域で最も多くの黒人奴隷をアフリカから受け入れた。16世紀、サウキビ栽培のために黒人奴隷制がスペイン領エスパニョーラ島(現在のハイチおよびドミニカ共和国)に導入されて以降、大西洋を舞台に総数1千万を超える人々が商品として運ばれた。ブラジルにはそのうち40%近くの奴隷が輸送されたとみられ、1800年頃のブラジルでは総人口325万人中190万人がアフリカ系だったとされる。

ブラジルには、「家父長主義的プランテーション」の温情主義的な奴隷主の下で人種差別のない混血民族の国を生んだとする、「人種デモクラシー」というナショナリズムの産物が存在する。ジウベルト・フレイレの『大邸宅と奴隷小屋』(1933年)で示されたこの言説は、現在も「ブラジルに人種差別は存在しない」という極めて楽観的な語り口に確認することができる。しかし、貧困層にアフリカ系の割合が高いという現実はその言説が虚構に過ぎないことを如実に物語っている。

奴隷として抑圧された人々の過去は、慈悲深い支配者層というイメージのもとで、さらに人種的寛容への信仰の強化によってカモフラージュされているようである。米国では、黒人は南部において事実上公民権を剥奪され、北部でも隔離主義的に扱われたがゆえに、差別撤廃にむけた被抑圧者の戦いが展開した。一方、ブラジルの黒人は奴隷制度が廃止された後は、制度的な抑圧に晒されることはなく、逆に、時代を経てからもアフーマティブアクションのような待遇を受けることもほとんどなかった。それゆえ、語られない人種差別が、存在しないはずのものとして亡霊のように徘徊している。

西洋近代の植民地主義がもたらした以上のような被抑圧的状况において、黒人は自分たちのアイデンティティを守りながら、異種混血的で様々なアフロ・ブラジリアン文化を創造してきた。それは、「近代に対抗する文化」である。しかも、彼らは「アイデンティティ＝文化＝地域(領土)＝歴史」という結びつき(「近代的帰属の源泉」)を否定された人々である。

一方、今日の液状化したグローバル社会では、ジェンダー、移動する人々とその文化、国民国家からの独立運動にみられるように、「近代的帰属の源泉」のありようが新たに問われるようになっている。とすれば、黒人によって生かれた文化や黒人のありようは、近代という時代がもたらした周回遅れのトップランナーとして、グローバル社会を考える際の導きの糸を与えてくれるように思える。

本シンポジウムでは、温情主義や人種的寛容といった修辞法によってカモフラージュされながらも、抑圧の歴史を強かに生きてきたアフリカ系の人々がブラジルにおいて醸成してきた文化を無批判に賛美することなく検討し、西洋近代の巨大な実験場の一つといえる「ブラジル」とは何かを考えると同時に、我々が生きる「今」を再考する手がかりにしたい。

シンポジウムの構成は次のとおりである。

第一部基調講演では日本を代表するアフロ・ブラジリアン宗教研究者である古谷嘉章先生(九州大学大学院教授)に「アフロ・ブラジレイロ ― 人々と文化の交錯」と題してご講演いただいた。「アフロ・ブラジレイロ」をめぐる言説を通じて「ブラジル人とは」「ブラジル文化とは」「アフリカとは」といった根源的な問題が議論されるだけでなく、アメリカ合衆国の「人種主義」(racism)とブラジルの「序列主義」

(hierarchy)が対比されることでブラジル社会の独自性が分析されている。

第二部パネル発表では4人の研究者にご登壇いただいた。

ニウタ・ジアス先生(上智大学助教)は、ブラジルにおける黒人アイデンティティを創造、再生、強化することに貢献した重要な特徴を持っている、アフロ・ブラジル料理について分析と省察を行っている。アフロ・ブラジリアン文化を表面的でステレオタイプ化するフォークロア化(folklorization)がクリティカルに論じられると同時に、ナショナル・アイデンティティの重要なシンボルとして黒人文化が位置付けられながらも、市民としての黒人が未だにないがしろにされている現状が述べられている。

北森絵里先生(天理大学教授)は、音楽と踊りがテーマである。アフリカ的であると同時にナショナルな文化としてのサンバという語りは、ナショナル文化による「アフリカ」の奪取を意味している。1970年代以降、こうした状況にいくつかの異議申し立ての動きがみられ、それは抵抗の音楽による主体としての「黒人である私」の奪取といえる。しかし、1990年代末からメッセージは非政治化し、「危険で暴力的で快楽ばかりを求める無知な人びと」という外部からのラベリングが内在化されるようになっているという。

カポエイラの実践者である久保原信司先生(アンゴレイロス・ド・セルタン名古屋主宰・南山大学兼任講師)は、アフリカ人奴隷の遊戯・武技としてブラジルで創造されたカポエイラの社会的認知プロセスを歴史的に辿る。現在、カポエイラはアフロ・ブラジル文化の典型としてのイメージを保持しているが、実態としてはそのアフリカ性を薄めており、非黒人のヘゲモニーが優勢となっている。この指摘はニウタ氏と北森氏が指摘するナショナル文化による「アフリカ」の奪取という点において共通している。

パネリスト3人の発表に対し、青木敬先生(京都外国語大学嘱託研究員)は西アフリカ島嶼国カーボヴェルデのなかの「アフリカ」がテーマである。この国はかつて植民地時代に奴隷貿易の拠点として利用された。ここではポルトガル語がクレオール化し、「アフリカ」は独自のクレオール文化のなかに取り込まれて発展している。この事例は、「ブラジルのなかのアフリカ」が序列主義において相対化される一方でナショナル文化によって取り込まれるという事態は歴史的かつ地理的な特殊性によるものであることを間接的に照射している。

モデレーター

山田政信(天理大学)

アフロ・ブラジレイロ

——人々と文化の交錯——

古谷嘉章（九州大学大学院）

はじめに

ブラジルの社会と歴史において、奴隷として働かせるためにアフリカから「移住」させられてきた人々の存在が、文化の面でも、人口構成の面でも、大きな影響を及ぼしたことについては、あらためて述べるまでもない。そこには数知れぬ非道な行為が含まれ、それが人命をはじめとして多くの貴重なものの喪失の歴史であったことは疑いを容れない。しかしそれが同時に、新たな何ものかを生み出す過程でもあったことも事実であり、その「新たな何ものか」には、ブラジル、あるいはブラジル人、あるいはブラジル文化とよばれることになる、それ以前には存在しなかったものも含まれるだろう。今のところブラジルとよばれている土地を舞台とした、人々の体験の「比類のなさ」から目をそらせることなく、そこから何を学ぶべきか、学ぶことができるのか。

本稿では、「ブラジルのアフリカ系の」という意味をもつ「アフロ・ブラジレイロ」(Afro-Brasileiro) というポルトガル語が、人々としての「アフリカ系ブラジル人」を指し示すと同時に、「ブラジルのアフリカ系の文化」(cultura afro-brasileira) を指す形容詞としても使われることについて、改めて短い考察を行うことによって、両者の間の「節合」(articulation) すなわち、「関係づけ／引き離し」こそが、アフリカ人奴隷を使役しての奴隷制が現代のブラジル社会に及ぼしている影響について考察する際に、注意を向けるべき不可欠の論点であることを確認することを試みたい。

「アフロ・ブラジレイロ」という語が実際に使われるとき、人々であれ文化であれ、それぞれが具体的に何を指し示すのかということ自体が必ずしも十分に明瞭でない。非常に曖昧に「あるもの辺り」を意味することには大方の同意が得られるのであろうが、突き詰めてみると、その意味は共通理解へと収斂しはしない。語用論的あるいは社会言語学的な探究についてはとりあえず措くとして、そもそも、「アフリカ系の人々」と「アフリカ系の文化」は、概念的にまったく別である。それにもかかわらず、実際には、「アフロ・ブラジレイロ」をめぐる言説のなかで、両者は、意識的あるいは無意識的に、癒着させられたり、切り離されたりしてきた。そして、その「節合」の様態こそが、本稿で検討したい論点となる。しかし、当然のことながら、多岐にわたるその様態を短い紙幅で検討することなど到底不可能であり、ここでは、ふたつの領域に限って考察を試みることにしたい。

本稿の第一部では、「アフロ・ブラジリアン宗教」(ここでは religiões afro-brasileiras、すなわちブラジルのアフリカ系の宗教を指す名称として便宜的にこの英語由来の語を用いる) を考察の対象とする。具体的には、アマゾンのアフリカ系宗教——「アフロ・アマゾニアン宗教」(religiões afro-amazônicas) と私がよぶ——を対象とする私自身の文化人類学的フィールドワークを通し

て得られた知見にもとづいて、「アフロ・ブラジリアン宗教」において「アフロ・ブラジレイロ」そして「アフリカ」とは何かという問題について考えたい。

つづく第二部では、近年の「積極的差別是正措置」(affirmative action)の実施にまで至る「アフロ・ブラジレイロの人々」の社会的な位置づけを対象とし、具体的には、ブラジル社会における「ブラジル人とは何か」をめぐる言説のなかで「アフロ・ブラジレイロ」あるいは「黒人」がどのように位置付けられ、意味づけられてきたのか、その変遷について考察する。

そして、「アフロ・ブラジレイロ」をめぐる本稿の考察の最後に指摘したいのは、人類の社会であればどこにでも「人種」そして「人種差別」が存在するというわけではなく、あくまでも特定の歴史の中で社会が生み出したものだという点である。であるならば、どちらも人類の社会に必然のものではない。

1. 「アフロ・ブラジリアン宗教」はアフロ・ブラジレイロの宗教なのか

1983年の暮から1985年の5月までブラジルで実施した初めての文化人類学的フィールドワークで、私が調査テーマとしたのは、アマゾン地方のアフリカ系の宗教だった。(それを「アフリカ系」と認定する根拠は、その基幹的要素が研究者によってアフリカの諸地域の宗教伝統に由来するとみなされていることを意味するにすぎず、それ自体が議論すべき論点だが。)アフリカ系の宗教を調査するのに、ブラジルの中でも、アフリカ人奴隷が導入された数も少なく、現在の住民の人口構成においても黒人(preto)が全国平均に比してとりわけ多いわけでもないアマゾン地方を調査地として選んだ理由は、筆者の主たる関心が、「アフリカ系の文化」というよりはむしろ、「宗教的混淆」(syncretism)、あるいはより一般的には「混淆性」(hybridity)にあったからであり、その点で、アフリカの諸地域の宗教伝統やヨーロッパ人がもたらしたカトリシズムに加えて、先住民文化のシャーマニズムからも大きな影響をこうむって形成された宗教伝統のほうが、より混淆的で、それゆえ考察の対象として興味深いと筆者は考えたというわけである。

アマゾン地方にも「アフリカ系の宗教」が存在することは、修士論文執筆時に参照した民族誌 *Spirits of the Deep: A Study of an Afro-Brazilian Cult* (Leacock and Leacock 1972) によって知っていた。題名の *spirits of the deep* とはポルトガル語の *encantados do fundo* あるいは *povo do fundo* の英訳であり、それは河川の底にある *encantaria* あるいは *reino encantado* とよばれる異界を居所とする「精霊(と便宜的に呼んでおく)」を指す名称であり、それらアマゾン固有の「精霊」をも含む「神界」は、他の地方のアフリカ系宗教のものとはかなり違っていた。アフリカ由来の宗教伝統を母体としているという意味で、この宗教を「アフリカ系」と呼びうることも確かだったが、全国的に有名なバイア州など北東部沿岸部の伝統とは、アフリカにおける系統を異にしていた。要するに色々な点で、(それ自体が大きな内的変異を含み、儀礼実施単位であるグループごとの独自性も小さくないのだが) アフロ・アマゾニアン宗教は、代表的・典型的と目されていたアフロ・ブラジリアン宗教からの隔たりが大きかったのである(古谷 2003)。

そのことは、フィールドワークの期間中に筆者が籍を置いていたサンパウロ大学大学院で指導教官だった人類学者との対話の中でも明らかになった。サンパウロでウンバンダ(Umbanda)のエシュ(exu)とよばれるカテゴリーの精霊を焦点として研究していたトリンダーヂ先生(Liana Trindade)は、日本からやってきて、「アフリカ系の宗教の調査のためにパラ州ベレンに行く」と言う筆者に対して、それが適切な調査地であるかどうか疑問を呈したし、調査中に

サンパウロに戻った折に、フィールドワークで得た知見について報告すると、「それは違う」と指摘されることが度々あった。彼女が例外的だったわけではない。当時のアフロ・ブラジリアン宗教研究においては、アフリカの伝統が奇蹟的にも存続する堡壘と見なされたバイア州をはじめとする北東部のカンドンブレ (Candomblé)、あるいは、アフリカ系の宗教を母胎の一つとしつつもブラジルの地で新たな総合を成し遂げたとされるリオやサンパウロのウンバンダ (Umbanda)、という二つの類型こそが真摯な研究に値するものであり、それ以外はモデルから外れた混ざり物の質の低い逸脱型であって、そのようなものを調査しても労多くして益少なしという認識が一般的だった。言換えれば、信者たちのみならず、研究者をも巻き込んで、アフロ・ブラジリアン宗教の序列化がなされていたのであり、正統性 (legitimacy)・純粋性 (purity) に高い評価が与えられていた中で、混濁性 (hybridity) に光を当てようとする筆者の関心は、相当に風変わりだったにちがいない。

しかし、アマゾン地方で、大都市だけでなく田舎の集落にも足を延ばしてフィールドワークを続ける中で、そうした全国レベルでヘゲモニックな地位を占めるモデルの影響が徐々に強まりつつあることに気づかされることになった。前述のアマゾン固有の「川底の精霊」たちは儀礼に出現する頻度が減り、その一方で、リオやサンパウロのウンバンダの儀礼の常連となっているようなタイプの精霊が、儀礼歌集や儀礼用品などを売る「ウンバンダ用品店」や連盟による系列化などを通じて、勢力を拡大しつつあった。こうしたプロセスについて筆者は「ウンバンダ化」(Umbandização)と呼んで包括的な分析を行ったことがある (Furuya 1986, 1994)。また他方で、儀礼実施単位であるグループ間の競合という状況の中で、アフリカの正統な伝統としての権威を認められているカンドンブレのイニシエーションを受けることで、他のグループと差異化を図ろうとするリーダーも現れつつあったが、そのような「再アフリカ化」を志向するリーダーの中には、(イニシエーションが相当額の経費を必要とするために) 経済的に余裕のある中産階級の白人リーダーも少なくなかった。つまりそこでは、「アフリカの伝統」とは、「祖先の出身地であるアフリカから受け継がれてきた伝統」ではなく、「新たに学ばれるもの」だったのである。

この現象のもつ意味について理解するためには、アフロ・アマゾニアン宗教の信者構成の基本的事実を確認しておく必要がある。それは、国勢調査では把握することが困難であるとはいえ、私も含めて人類学者たちがフィールドワークを通じて明らかにしてきていることであるが、信者がアフリカ系の人々つまり黒人だとは限らないという点である。そしてそれはアマゾン地方に限ったことではなく、一般論として、アフロ・ブラジリアン宗教は、アフロ・ブラジレイロの人々の宗教というわけではない。とはいえ、世間一般に流布していたイメージにおいて、アフロ・ブラジリアン宗教が低い社会階層と結びつけられ、多くの場合、低い社会階層の人々の肌の色が「より暗色」であったために、アフロ・ブラジリアン宗教はアフリカ系の人々の宗教と思われがちだったことも事実である。しかし仮に黒人メンバーの比率が高いグループがあったとしても、地域人口の「人種構成」から大きく逸脱してはいないのが通例である。つまり黒人以外をメンバーから意図的に排除した結果というより、たんに住民に黒人が多いことの結果であるケースが多い。リーダーのなかには強い黒人アイデンティティをもつ者がいることを否定するわけではないが、黒人運動 (movimento negro) との結びつきも一般的には予想するほど緊密とは言い難かった。もちろん過度の一般化は禁物で、時期的・地域的な検討は必要であり、それによって明らかにしうる、明らかにすべき事実もあるが、現代のブラジル社会において、アフロ・ブラジリアン宗教は、他の人種から峻別され、社会的に隔離された黒人という「人

種集団」(racial group)を信者とする宗教ではない。

以上のように、アフロ・ブラジリアン宗教には、一方には、カンドンプレのように、崇拝する神々をはじめとして「アフリカ由来の伝統」を重視し、さらには「再アフリカ化」を志向するようなタイプがあり、他方には、ウンバンダのように教義からしても儀礼で呼び出す精霊の構成からしても「混血のブラジル文化」の一部をなすようにみえるタイプがあると言うことができるが、両者は截然と区別されるというよりは、その間に（私が調査したアフロ・アマゾニアン宗教も含めて）様々な中間形を含んだ連続体をなしているのである。信者に関しても同様に、伝統を重んじている結果として共同体的な閉鎖性を示すようなグループがある一方で、一般的には実践的信者となるための基準は人種や肌の色などではなく、宗教的なものであって、その条件さえ満たせば誰もが自らの意志で選択できる宗教と考えられていると言ってよいだろう。

アフロ・ブラジリアン宗教について言えることは、ある程度まで、アフロ・ブラジリアン文化一般についても妥当すると考えられるが、ここでは、第二部への橋渡しとして、つぎのような問いを設定しておくにとどめたい。ブラジル社会において、ある特定の文化的表現が「アフリカ由来」と目されている場合、①それが同時に「混血のブラジル文化」の一部をなしていると考えられているのか、あるいは、それとは切り離された別個の文化と考えられているのか、さらにその文化が②「アフロ・ブラジレイロ」という人種集団への排他的帰属というアイデンティティと結びついているのか、あるいは、結びついていないのか。別の言い方をすれば、「混血のブラジル人」と「アフリカ系の人々」の関係が、「混血のブラジル文化」と「アフリカ系の文化」の関係とどのように「節合」しているのかという問いである。

2. 「混血のブラジル人」から黒人を切り離すことはできるのか

奴隷制が廃止された19世紀末から今日までの1世紀余りの間、「アフロ・ブラジレイロ」をめぐる言説が一枚岩的で不変だったわけではない。それどころか、周知のように、大きな変化を経てきたのである。一般に採用されている3つの時期に分けて、その変遷を確認しておきたい。その際に特に注意を払いたいのは、人種(rça)と文化(cultura)という概念がそこでどのように「節合」しているのかという点である。

1888年の奴隷制廃止後、19世紀末のブラジルの支配層や知識人の間では、欧米で支配的だった「優生学」(eugenics)の影響の下、熱帯という劣悪な環境で劣等人種との混血が進んだブラジル人の未来について悲観的な見方が支配的だった。優生学によれば、人類はいくつかの人種(race)に明確に分かれ、人種間には、白人を頂点とする生得的で変えようのない優劣があり、それには科学的根拠があるとされていた。当時のブラジル社会の支配層にとっては「文化」とはヨーロッパ(の白人の)文明のことであり、ブラジルの地におけるその十全な開花が「環境」(meio)と「人種」(rça)により阻害されているのであれば、ブラジルでは劣化した文化あるいは不全な文化以上のものは期待できないと考えられていたのである。そこで「環境」が変えようのないものならば、せめて「人種」ゆえに墮落を運命づけられている現状を少しでも改善しようとして構想されたのが「白色化」(branqueamento)すなわち、大量の白人移民導入による「ブラジル人の改良」だった(Ortiz 1985)。

20世紀に入り、コーヒー産業の隆盛を背景とする経済発展の下、南東部大都市を舞台とするモデルニズモなどの文芸運動にもみられるように、ヨーロッパ文化の模倣ではなく、ブラジル

のナショナルな文化を模索する動きが現れつつあった。その中で、人種主義的悲観論あるいは悲観主義的人種主義を大きく変化させる、ブラジル人についての新たな言説が登場し、大成功を収める。その転機となったのが、周知のように、1933年に出版されたフレイレ (Gilberto Freyre) の *Casa Grande e Senzala* (大邸宅と奴隷小屋) であるが、フレイレの本拠地が、サトウキビ経済の中心地だった北東部沿岸地方であったことの持つ意味は小さくない。つまり、19世紀末から20世紀初頭にかけてのヨーロッパからの大量移民によって「白色化」して（優生学的見地からみれば「改良」された）南部や南東部のブラジルではなく、数百年の時間をかけた言わば「長期熟成」の所産としての「褐色のブラジル」が、誇るに足る「三人種混血のブラジル」という自画像として陽の目を浴びることになったという意味において、それは古い北東部のブラジルが、新しい南東部のブラジルに奪われた経済的・政治的主導権を、イデオロギーと心性の領域において取り戻そうとした起死回生の逆転ホームランとでもいうべきものだった。フレイレ自身の言葉を借りれば「カザグランデの社会史は、ほとんどすべてのブラジル人の内面の歴史」として位置づけられたのである（フレイレ 2005:23）。（ではセンザーラ（奴隷小屋）の社会史のほうは、どこに位置付けられることになったのか。それを内面の歴史とした人々にとってみれば、ブラジル社会の風景は、まるで違ったものだったはずである。）

フレイレが公にしたブラジルについての新たな言説において、それまでの「人種」(raça) に代えて「文化」(cultura) がキーワードとなったことが重要である。この変化の背後には、フレイレがアメリカ合衆国のコロンビア大学の大学院で師事した、文化人類学者ボアズ (Franz Boas) の影響があった。20世紀初頭のこの時期、アメリカ合衆国では、優生学 (eugenics) を科学的根拠とする白人至上の人種主義 (racism) が学界と社会で大きな勢力となっていた (Sussman 2014)。そうした科学を偽装した人種主義に対抗して、ボアズは、人種 (race) と文化 (culture) を概念として峻別し、文化を対象とする学問として文化人類学を確立したのだった。フレイレも、以前には、白色化によってブラジル人を人種的に改良する優生学的考えに傾斜していたこともあった (Bailey 2009)。しかし、文化人類学から学んだ「文化」という価値中立的な概念は、フレイレを「人種」という桎梏から解放し、彼の著作によってブラジルの支配層は、「劣等性を運命づけられたブラジル人種」というスティグマから解放されたのである。

いまや「混血」のメタファーは、曖昧に文化も人々も包み込み、「混血の人々」のイメージがブラジル人全体を覆い、「混血の文化」が、肌の色に関わりなくすべてのブラジル人が共有する文化として賛美されるものへと変貌した。サンバもフェイジョアードもカンドンブレも、アフロ・ブラジレイロの人々だけの専有物ではなく、ブラジルのナショナルな文化とされ、奴隷制プランテーションは、その混血の文化の揺籃としてすべてのブラジル人が懐かしむべき対象となった。そして「モレーノ」(moreno) あるいはそれ以上に「モレーナ」(morena) という曖昧かつ包括的で甘美な名称とともに、賛美すべき「混血人種」というイメージが、大多数のブラジル人の心に沁み込んでいくことになった。ブラジル人とは混血であり、混血とはナショナルであり、そこには対立や差別や不平等を凌駕する調和と友愛とデモクラシーが充ちているということになったのであり、仮にそれを否定するようなブラジル人がいたとすれば、ほとんど「非国民」ということになった。

そのような「人種のデモクラシー」(racial democracy) の言説が、現実ではなく神話にすぎないことは、既に1950年代初頭のユネスコ後援の社会調査によっても明らかにされ、その調査に携わった社会学者フェルナンデス (Florestan Fernandes) は「偏見がないという偏見がある」という言い方で、差別と不平等が隠蔽されている現実に光を当てた。しかし、それにもかかわら

ず「三人種混血の人種的デモクラシー」の神話は、1980年代頃までブラジル内外で支配的でありつづけた。ヴァルガス大統領の政権下でも、軍事政権下でも、ブラジル人にとっての「身分証明書」と外国人向けの「絵葉書や観光ポスター」を、この神話は供給しつづけた。この神話が「ブラジルは、このままで良いのだ」と思いたい人々を吸引する力は、それほどに強かったのである。

しかし20世紀末になると、政治の民主化、国際的人権運動との連帯などを通じての黒人運動の高まりを背景に、人種的不平等や人種差別・偏見が厳然たる社会的事実であり、それが「混血の文化」や「人種的デモクラシー」の言説によって隠蔽されてきたことが急速に明るみに出されてきて、政権担当者の間にも、それに真摯に応える動きが現れ始めた。そうした変化の極致とも言えるのが、21世紀に入って本格化してきた、大学入試などにおける「積極的差別是正措置」(affirmative action)の導入である。しかし、すでに各所で指摘されてきていることだが、「黒人」という人種だけを、他のブラジル人から峻別して特別に優遇することによって積年の差別の結果としての不平等を是正するという試みは、優遇すべき対象となる人を客観的に選別できることが前提となる。しかし、外見によって曖昧に人種を分類するブラジルの社会慣例の下では、そのような選別は現実には不可能に近い。それにも関わらず、アメリカ合衆国流の「積極的差別是正措置」をブラジルに直輸入して適用したならば、それまで肌の色の濃淡はあっても同じ混血人種だとされてきたブラジル人の中に、黒人とそれ以外という相互に排他的な二種類のブラジル人を作り出すことになる。

そもそもブラジル人には、「人種集団」(racial group)への帰属意識が希薄とされる(Telles 2004:105)。そのブラジル人の間に、黒人という人種集団への排他的な帰属意識を植え付けるという方法以外に、真の人種的デモクラシーをブラジル社会に実現する方法はないのだろうか。この問題について考察するにあたって、まず確認すべきことは、「黒人」という概念が、「社会的構築物」(social construct)だという自明の事実である。したがって、アメリカ合衆国におけるblackとブラジルにおけるpreto(あるいはnegro)が、同一の意味内容をもつわけではなく、どちらも特定の社会を越える普遍性をもつわけではない。この点は、ある意味では例外的で特殊なアメリカ合衆国の「黒人」概念が、あたかもすべての社会に妥当する(べきである)かのような思い込みが根強いなかでは、繰り返し強調しておく必要がある。

奴隷制廃止後のアメリカ合衆国の社会では、黒人を法的に「人種化」(racialize)し、非黒人と分離して法的に隔離することの上に、差別と偏見が可能になっていた。つまり生物学的には明確に分離できない人々の間に人為的な分断線を引き、それぞれをまるで別の種の動物であるかのように扱うことを制度化することで、差別の標的を確定したのである。しかしそれと同時に、アメリカ合衆国社会は、その建国の理念として市民の平等を謳っており、奴隷制が廃止されたからには、国是としての市民の平等は、建前としては元奴隷の黒人にも適用されるはずだった。

こうして見ると、アメリカ合衆国の宿痼は「人種主義」(racism)だと言える。しかも、奇妙なことに、それが平等主義(という神話)とセットになっていたのである。どういうことかと言うと、平等性を公然と否認する奴隷制が終焉を迎え、アメリカ市民としての平等が建前とされるなかで、それまでどおり差別を続けようとするれば、それを隠蔽するために黒人を「人種」として隔離しつづけることが必要になり、その隔離を正当化する「分離すれども平等」(separate but equal)というレトリックが発明された。しかし分離が不可避免的に生み出す不平等が暴露されるに至って、目に見える平等を社会が要求し、その抜本的解決策として考案されたのが「積

極的差別是正措置」という外科手術だったというわけである。そしてそれは確かに、人種を理由とする理不尽な格差を是正する一定の効果を生んだ。しかしそれによって人種主義が弱まったかどうかは、また別の話である。なぜならば、「積極的差別是正措置」が是正しようとしたのは不平等であって、人種主義ではなかったからである。

それに対して、奴隷制廃止後のブラジル社会において支配的だったのは、黒人を「人種」として隔離することによって差別するのではなく、階級の上下が肌の色の明暗と相関している状況、つまり階級が「人種化」されている現実を前にして、不平等を放置することだった。要するに、ブラジル社会の宿痼は、「序列主義」(hierarchism) だったとすることができるだろう。序列があることは自然で、何ら問題であるとはみなされず、それゆえ、何らかの是正策をとる必要もないと考えられてきたのである。(アメリカ合衆国の常識に照らせば「人種差別」とみなされるような現象が存在したとしても) それを「階級差別」と読み替えられるならば、やむを得ないものとして許容するという考え方こそが、ブラジル社会において矯正されるべき根本的な悪弊なのである。

このように上中流階級と下流階級が、生得的・遺伝的な属性をもつ人種であるかのように分断され、それぞれ別々に再生産される別の人種のように扱われる一方で、階級内部、すなわちテルズ(Telles 2004)の言う「水平的な関係」(horizontal relations)においては、個人レベルの関係が「人種化」されることが少なく、婚姻や共住も含む友好的かつ親密な関係が醸成されやすい状況が生まれたということなのだろう。

このように対照的な二つの国の進路が、21世紀に入ると、皮肉なことに、反転して交錯しつつある。アメリカ合衆国では、ラテンアメリカ系の人口の増加とも相まって、国勢調査において従来の「人種に関する単一主義」(monoracialism)に代えて、回答において複数の人種帰属を選択する余地を開く「人種に関する複数主義」(multiracialism)へと方向を転じつつある(Bailey 2009)。こうした成り行きも考え合わせるならば、いまブラジルで必要な政策は、アメリカ合衆国のモデルに沿って黒人を「人種化」した上での積極的差別是正措置の適用というよりは、全般的な経済的格差の是正、富の分配の不均衡の是正であるという主張には、その実現が困難であることは別にして、一定の合理性があるように思われる。黒人の「人種化」を前提とするアメリカ合衆国流の荒療治をブラジル社会に適用するのは、うがった見方をすれば、序列主義を解消するために人種主義をもってするということになりはしないだろうか。

おわりに

ブラジルの人類学者ダマッタ(Roberto daMatta)が、*Carnavais, Malandros e Heróis* (1978) (『カルナヴァル、ごろつき、英雄』)というブラジル社会論の中で取り上げている、アメリカ合衆国とブラジルのそれぞれで頻繁に使われる慣用句は、両国を特徴づける「平等主義」と「序列主義」に対応している。アメリカ合衆国社会におけるWho do you think you are?「あなたは自分を何様だと思っているのか」という譴責は、相手の言動が平等主義という原則に違反していることを糾弾しており、黒人にそのように言われた白人は、少なくとも建前としては、平等な市民としての自らの立場を認めることを余儀なくされる。他方、ブラジル社会におけるVocê sabe com quem está falando?「あなたは誰と話しているのかわかっていないのか」という詰問は、相手が自然な序列を無視していることを非難しており、上流や中流の人間にそのように言われた下流階層の人は、自分が序列の下位に位置していることを不承不承ながら認めざるをえない。

ブラジル社会では、ながく「平等な混血のブラジル人」のナショナルな文化としての「混血のブラジル文化」の存在は人々にとって自然なことだった。アメリカ合衆国社会では、「黒人」という人種の文化としての「アフリカ系アメリカ人の文化」の存在は人々にとって当たり前のことだった。フレイレの『大邸宅と奴隷小屋』史観が一世を風靡していた頃には、前者が、後者と結びついた人種差別を解決するお手本であるかのように賞揚された。他方、前者が隠蔽してきた差別が露呈しつつあるとされる 21 世紀初頭の現在、後者と結びついた「人種別割当」(racial quota) がその解決策として過大な期待を寄せられている。しかし、どちらが問題であるとしても、他方がその解答になるといった、単純な関係があるわけではない。

かつて人種主義を隠蔽しているとしてフレイレ理論を批判したリベラルな論客たち、例えばカルドーゾ (Fernando Henrique Cardoso) 元大統領、人類学者フライ (Peter Fry)、歌手兼作曲家のヴェローゾ (Caetano Veroso) らが、「積極的差別是正措置」の導入がブラジル社会においてアメリカ合衆国流の対立する人種二分化を生み出してしまうことを危惧して、意外なことに、フレイレの再評価の方向に傾いているという (Burke and Pallares-Burke 2008:212)。しかし彼らが描くブラジルの未来が、フレイレ流の「三人種混血のブラジルの人種的デモクラシー神話」へ回帰であるはずがない。ではそれはどのような未来なのだろうか。

ヴェローゾが 1987 年に発表したアルバムには、Soy Loco Por Ti, América (僕はアメリカに夢中) という (スペイン語とポルトガル語を混ぜた歌詞の) 曲が含まれていたが、そこで言う「アメリカ」がアメリカ合衆国を指していないことは確かである。では彼が夢中な「アメリカ」は実在するラテンアメリカのことなのか。いや、まだ実在しないが実現したいラテンアメリカであると考えるのが妥当であろう。そこでは黒人 (そして白人も)、そして人種は、どのような姿なのだろうか。混血などという言葉が使われ続けているのだろうか。そもそも、そこには人種などいうものはあるのだろうか。来るべき世界について、どのように力強くイメージできるか。奴隷制が生み出した人々の比類のない体験から私たちが学ぶことができたかどうかは、一にそれにかかっていると言えるだろう。

【参考文献】

- フレイレ、ジルベルト (2005) 『大邸宅と奴隷小屋 (上・下)』、鈴木茂訳、日本経済評論社。
- Bailey, Stanley R. 2009. *Legacies of Race*, Stanford University Press.
- Burke, Peter and Maria Lúcia G. Pallares-Burke. 2008. *Gilberto Freyre*, Peter Land Ltd.
- Freyre, Gilberto. 1984(1933). *Casa Grande e Senzala*, Livraria José Olympio.
- Furuya, Yoshiaki. 1986. Entre “Nagoização” e “Umbandização”: Uma síntese no culto Mina-Nagô de Belém Brasil, *Annals*, 6, Japan Association for Latin American Studies, pp.13-53.
- 1994. Umbandização dos Cultos Polulares na Amazônia, Hirochika Nakmaki and Américo Pellegrini Filho, eds. *Possessão e Procissão (Senri Ethnological Studies, No.1)*, National Museum of Ethnology, pp.11-59.
- 古谷嘉章---- (1984) 「アフリカ系の人びと」、『民族交錯のアメリカ大陸』大貫良夫編、pp.335-370、山川出版社。
- (2001) 「奴隷と黒人の近代」、『異種混血の近代と人類学』、pp.49-78、人文書院。
- (2003) 『憑依と語り』、九州大学出版会。
- Gomes, Flávio. 2005. *Negros e política (1988-1937)*, Zahar Editores.
- Leacock, Seth and Ruth Leacock. 1972. *Spirits of the Deep*, Doubleday Natural History Press.

- daMatta, Roberto. 1978. *Carnavais, malandros e heróis*, Zahar Editores.
- Ortiz, Renato. 1985. *Cultura Brasileira e Identidade Nacional*, Brasiliense.
- Sussman, Robert Wald. 2014. *The Myth of Race*, Harvard University Press.
- Telles, Edward E. 2004. *Race in Another America*, Princeton University Press.

アフロ・ブラジル料理：知識、味覚、信仰¹⁾

ニウタ・ジマス（上智大学）

はじめに

人々の空腹を満たし心に喜びを与える料理を生む、数々の新しいレシピが長年にわたって考え出され、さらにそれらが再考されてきている。ブラジル料理は、世界のたくさんの地域の人々が、新しい食材と文化的な貢献をもたらしたことで充実してきている。しかし、そのようにして生まれる新しい味覚が、アフロ・ブラジル料理の知識と味を伝えてきた黒人たちの貢献を否定したり無視したりすることはできない。

カマラ・カスクード（CASCUDO 2011: 163）は、「16 世紀前半からブラジルに渡ったアフリカ人の正確な数と正しい起源は決して理解できないだろう」と述べている。しかし、自発的であろうとなかろうと、ブラジル人の民族的・文化的形成においてアフリカ人がどれくらい貢献してきたかを私たちは理解することができる。ダルシー・ヒベイロは、アフリカ黒人のブラジルへの貢献を次のように強調している。

文化的エージェントとしての彼らの役割は活発ではなく受動的であったが、黒人はその存在として、あるいはこの国のほとんどの物事を生産する労働集団として、そして狡猾だが強固で継続的な（奴隷制度の、筆者補足）導入によって、その最も強力な色とともにブラジルの人種と文化のアマルガム（混交）をもたらしたという意味で極めて重要な役割を果たした（RIBEIRO 1995: 114）。

奴隷制時代以降、長い歴史を通して、アフリカ文化およびアフロ・ブラジル文化は、ブラジルの文化的アイデンティティの重要な部分を構成する知識と実践の構築と再構築に貢献してきた。

しかし、アフロ・ブラジル文化のなかでも特に料理に関することは、文化遺産としてのみならず、ブラジルにおける黒人アイデンティティを創造、再生、強化することに貢献した重要な特徴を持っているにもかかわらず、それに見合った認識や評価はなされていないように思われる。アフロ・ブラジル料理は、ある意味で、ブラジルに奴隷として連れてこられたアフリカ黒人の料理文化と宗教性の生き残りのための戦いであり、それが維持されてきた結果である。しかし、私たちが通常学校で学んだり、印刷物や視聴覚資料で見いだすことができるのは、アフリカの数多ある知識や味覚のごく一部に過ぎない。

本稿では、ブラジル料理としてのアフロ・ブラジル料理の代表性について分析と省察をした

い。

1. アフロ・ブラジル料理の知識と味の評価

カルドーゾ（CARDOSO 2013: 17）によれば、アフロ・ブラジル料理は「アフリカ社会出身

で、アメリカ大陸で奴隷にされた人々の経験に基づいた、16世紀以降創造されてきた食の実践と意味の体系」であると理解される。彼はまた、それはアフリカ人の伝統的な食のシステムの再生を動機づけた諸要因としての「ディアスポリックで奴隷制度的なプロセス、別の食体系との遭遇、ブラジルにおける歴史的人類学的形成の長きにわたって起こった同化および／または抵抗のダイナミズム」であると指摘している。

ブラジルでは、アフリカ女性の料理の記憶と知識が、農園主の味覚を満足させることの義務と食事メニューを刷新する必要性から生まれた「新しいレシピ」に刻印された。新鮮な食材を使って古のレシピを再現しようとするなかで、奴隷にされたアフリカ人女性は調理人として、無自覚ながらも新たな味を発見し、あるいは創り出し、アフロ・ブラジル料理に発展をもたらした。しかし、アフロ・ブラジル料理の創造と発展のプロセスにおける黒人の参加は、奴隷主の館における調理というよりは、大衆料理として、「路上で売られる食べ物」という形でより強烈に表現された。

カスクードによると（CASCUDO 2011: 599）、1584年には若い奴隷²⁾が夜になると、小麦粉をまぶして揚げた魚を売っていたとのことである。ドリア（DÓRIA 2014: 73）は1763年の副王領のバイーアからリオへの遷都が、黒人がより多く携わることとなった料理が取り入れられるようになった重要な契機だとしている。なぜなら、路上が、外で稼ぐ奴隷（エスクラヴォ・デ・ガンニョ）³⁾が洗練させた料理の販売を含む多くの経済活動の場になっていったからである。マシャード（MACHADO 2014: 79-81）は、19世紀におけるサルヴァドールの街は商業活動によって特徴づけられ、食べ物（キトゥチ）の売り子といった外で稼ぐ奴隷の労働もその一つであったとしている。

路上での商売において、黒人女性は魚や果物、野菜といった自然食品だけでなく調理された食べ物を売っていたことで、他の売り子よりも目立っていた。黒人女性はアフリカの知恵や味付けを基本として仕込まれ応用された異なる料理を売っていて、それはしばしば先住民やポルトガルの料理に影響を受けたものだった。今日ではアフロ・ブラジル料理と呼ばれているアング、ヴァタパ、カンジカ、茹でたヤムイモ、干し肉ご飯などは、当時の「路上の食べ物」のメニューの一部であった。

アフロ・ブラジル料理における黒人女性の重要な役割に直接的な関連において、純粋に宗教的だった環境から飛び出して、時間とともに日常の食事の一部をなすようになっていった、神への供え物⁴⁾（コミダ・デ・サント）という儀礼的な料理法の重要性も強調される。特にバイーアのいくつかの地域において、「コジンヤ・デ・アゼイテ」⁵⁾という独自の料理法が続けられてきた。有名な例としてアカラジェがあげられる。アカラジェは神への供物であり、人の食べるものであり、ブラジルの無形遺産でもある。

神への供え物がバイーア料理に与えた影響について、ドリアは次のように説明している。

黒人は19世紀終わりにアフリカの宗教を統一することができた。そのころ、アフリカの民族集団の神を呼び寄せる儀式のために、テヘイロ⁶⁾で元来作られていた「コミダ・デ・サント」は、宗教儀礼以外の場でも楽しめるメニューとなり、今日の世俗的なバイーア料理になった（DÓRIA 2009: 66）。

しかし、ブラジルの食文化を形成する重要な要素として広く引用されているにもかかわらず、この文化遺産はほとんど知られていない。その結果、実際の多様性が知られていないように思

われる。

黒人による社会運動にリンクしているいくつかの非政府組織（NGO）が、黒人のアイデンティティを評価し強化する実践における文化的要素としてアフロ・ブラジル料理をどのように扱ったかを理解するための調査で、カルドーゾは次のように述べている。

これらの NGO の活動に参加した女性の中には、アフロ・ブラジル料理について書かれたものがほとんどないと考察するものがいた。また、たとえあったとしても、フォークロアとして言及される「バイーアのわずかな典型的な料理」のみであると断言した。つまり、彼女らによれば、家族の中で、また宗教的環境や祖先から口頭で伝えられてきた実践や知識の集大成がもつ多様性を掌握していないということである（CARDOSO 2013: 13-14）。

この重要な記述は私たちブラジル人にある記憶を喚起する。私たちはアフロ・ブラジル料理について本当は何を学び、何を知っているのかを考えさせる。実際、それらについてブラジル人が学校で学び知っていることはほとんどない。通常、私たちブラジル人が持っている知識は「白人」と「国民国家」の視線によって準備されたコンテンツに依拠している。彼らの視線には、民族・人種的、経済的、政治的な問題に関して通常公平性がない。彼らの視線は、アフロ・ブラジル料理の多様性をいくつかの小項目に限定するものであり、そこには非常に表面的でステレオタイプ化するフォークロア化（folklorization）の強い傾向を見いだすことができる。

フォークロア化の一例は、例えば「フェイジョアードの神話」を強化することにつながっている。つまり、「黒人は質のいい料理を食べることができず、農園主が嫌がった豚肉の残りをもらっていた。その“残り”とは、足、耳、しっぽ、鼻などで、それらが黒豆と一緒に料理され、ブラジルのフェイジョアードが登場した」というものだ。しかし、こうした議論は反論されている⁷⁾。

もう一つのフォークロア化は、アフロ・ブラジル料理とはバイーア料理であるという考えだ。このように捉えると、他の州の住民が持っているアフロ・ブラジル料理との関係性を彼らから引き離す感覚を与えることになってしまう。しかし、こうして生まれる距離感は想像上のものであるにすぎない。なぜならば、さまざまな地域のブラジル人家庭で出される多くの料理が、アフリカの知識に由来しているからである。とはいえ、そのようなことを知っている、あるいは考えているブラジル人は少ない。毎日、それらの料理を食しているにもかかわらず。

奴隷にされた黒人と彼らの子孫の料理の知識は、通常、口頭で伝えられてきている。文書化された記録の欠如と黒人に対する偏見は、一般的に彼らの知識を家族や宗教的な文脈の中に留め置き、多様な料理を数種類に限定する。20 世紀に書かれた料理本を用いて行ったアフロ・ブラジル料理にかんする調査を基にして、カルドーゾは、調査されたブラジルの料理本は、ブラジル全土にみられるアフリカ的あるいはアフロ・ブラジルの要素を満足のいく形で扱っていないと述べている。著者は次のように言う。

(...)ブラジルの料理に関する議論の生成について書かれた記録には、その時語られていた人種観が重要視されており、アフロ・ブラジルの人々は、それらの出版物の作成に参加していなかったとみられる。すなわち、料理の世界についての説明は、矮小化され、人種差別主義の論理によって偏向され、意図的に地域化されフォークロア化されたアプローチに留められている（CARDOSO 2013: 12）。

上記を考慮すると、アフロ・ブラジル料理はブラジル料理の基本的な部分として実際には未だ認識されていないことが理解できる。黒人による社会運動を除けば、アフロ・ブラジルの価値は、利便性があると判断されたときにのみ認識される傾向にあることがわかる。

2. アフロ・ブラジル料理と観光産業

ブラジルの黒人料理の多様性は、国民料理を作り上げる過程で非常にステレオタイプ化され縮小された。

ドリア (DÓRIA 2009: 67) は、「国民アイデンティティと呼ばれるものの創造が、集約というより多くの事柄の抑圧に依っているのは明らかだ。その創造は、蓄積というより一つのフィルターである」と強調している。

20 世紀を通じて、国家統一という名目で、国家が中央集権化を促す一つの権力の下で異なる民族的伝統を集約しようとしたことを考えれば、多様性は尊重されなかったと言えるだろう。さらに、ブラジルの長い歴史のなかで黒人がどのような状況に置かれてきたかを考えると、国家は彼らに平等な権利を保証せず、また文化を保護することさえしてこなかったことに気付くであろう。だとすれば、なぜフェイジョアーダが国民料理になったのであろうか？ ドリアは、国民料理としてのフェイジョアーダは神話だと断言し、次のように説明している：

この国民料理という神話は、誰もが食べる物というシンボルを作り出すために、1922 年にサンパウロで開催された芸術週間に集まった近代主義者たち、つまり主たるイデオログたちと、ブラジルという国のあらゆるところで彼らに追随する者たちが行った努力の結果として生まれた。統一的な帝国という考え方と逆行して、近代主義者らは（統一性を基にして、筆者補足）ブラジルに多様な起源のイメージを作り出した(DÓRIA 2009:68)。

国民的料理と考えられ多くの人に食べられているとしても、通常、フェイジョアーダはブラジル全土で消費されているわけではなく、そして、たとえ頻繁に食べられている地域においても、それは日常的に食卓に上がるものではない。さらに、黒人によって準備された大衆料理に対する偏見の名残によって⁸⁾、現在でも一部の人に「貧しい人々の食物」とみなされたり、「エキゾチックな食べ物」というような控えめなコメントが寄せられたりすることがある。この料理のイメージは、一般的にカイピリーニャやサンバなどの他のナショナリズム的創造物、つまり観光商品に関連しているといえるだろう。国家は、教育、観光産業、メディアを通して、フェイジョアーダのイメージを国民の料理として作り上げ、強化した。

商品となり政治的および経済的利益のために紹介されるようになったこの料理は、短期間で伝統を築こうとする現代社会を反映している。もしブラジル文化の表現としてアフロ・ブラジル文化を評価しようとする試みがあるとすれば、その一方で、「ブラジル製品」として売り込むという目的によってその文化を所有しようとする試みもあると、サントス氏は強調する⁹⁾。氏はアフロ・ブラジル料理に関する経済市場に言及しながら、例えばアカラジェの売り子やキトゥチイラス（キトゥチを作る者）の仕事がいつも評価されるとは限らないと言う。そうした女性の活動は文化的な生産物であり、手仕事の品であり、多くの場合それで生計を支えていることを強調する。サントス氏はこれらの仕事を再認識し、評価し、職業活動として正式に認め、

公的な財政支援を行うなど、こうした活動に従事するアフリカ系ブラジル人が現実的に十分な利益を得られるようなインセンティブを公的システムとして与える必要性を訴える。

観光業界との比較において、フェイジョアーダ、アカラジェ、アフロ・バイーア料理が勝ち得た名声は、アフロ・ブラジル料理の文化的な評価としてではなく、「国民の」製品を祝福しようとする国家や州政府の努力によるものなのである。一般的に、アフロ・ブラジル料理は、ナショナル・アイデンティティの形成においてブラジル文化の一つの表現とされ、観光市場に向けた最良の製品として経済セクターによって評価されている。しかし、その観光産業から生み出される利潤やメリットは、十分な形で黒人を、特に、こうした活動に従事する黒人労働者を利するには至っていないと分析され得る。

おわりに

ここまで見てきたように、アフロ・ブラジル料理はブラジルにおける黒人文化のアイデンティティや闘争、抵抗のシンボルの一つであることがわかる。しかし、特に観光産業によってますます拡大する重要な経済的ポテンシャルでもある。とはいえ、今日のブラジル文化、特にブラジル料理という分野におけるアフリカの影響に対する現在の評価についてはより広く批判的な視点を持つことが求められている。黒人アイデンティティとしてもナショナル・アイデンティティとしても、アフロ・ブラジル料理は経済セクターにとって高い収益性を持つが、通常、経済政策はまさにこのセクターで働く黒人を利するものにはなっていない。大部分の人々は、多くの場合公的政策やその他のインセンティブの欠如によって資本主義の構造という障壁を乗り越えるには至らず、むしろ、ブラジル社会を特徴づける大きな社会経済格差の固定に貢献してしまっている。

コウセイロ(COUCEIRO 2003: 33-38) は、黒人文化がブラジルのナショナル・アイデンティティの重要なシンボルとして認知されてきたとしても、市民としての黒人は、いまだに偏見や人種差別による社会的排除に苦しんでいると主張する。彼女は文化的民族的多元性に特徴付けられたブラジル国民になるために、長年にわたり、「ブラジルの人種デモクラシー」思想が創造され普及されてきたと分析する。しかし、社会学や人類学の研究によりその「人種デモクラシー」は存在しないことは証明されている。

ムナンガとゴメス(MUNANGA e GOMES 2016: 171-197) も、社会的差違を分析し、黒人と白人の生活状況や雇用、学歴を比較した調査や統計がブラジルの大きな人種的不平等の存在を証明していると主張している。そして、この不平等は人種差別の構造の結果であり、多くのブラジル人、ひいては黒人の社会的排除や社会経済的不平等に収斂していると結論づけている。

より広く民主的な手法によってブラジルの民族的、歴史的、文化的、社会的そして経済的多様性を扱うことを目的に制定された第 10639 号法が 2003 年 1 月 9 日に施行された。この法律は学校教育の正式なカリキュラムにアフリカ系ブラジル人の歴史や文化のテーマを含めることを義務づけるものである。内容はアフリカやアフリカ人の歴史、ブラジルにおける黒人の闘争、ブラジルの黒人文化やブラジル社会形成における黒人、ブラジル通史上の社会、経済、政治分野における黒人の貢献の研究にまで及ぶ。しかし、公立私立にかかわらず多くの学校においてアフロ・ブラジル文化やその歴史を教育するにあたっては、異なる課題が存在するとされている。そのなかでも、適切な教材の不足とこれらを教育する資格を持つ教師の不足を指摘しておきたい。教師の養成は特に注視に値する。なぜなら、教育によってブラジルの民族的、歴史的、

文化的、社会的、そして経済的多様性におけるアフリカの影響を正しく評価するための知識を構築することが可能となるのであり、その結果として偏見や差別的な態度の軽減につながるからである。

ブラジル国家は、カポエイラ、音楽のリズム、料理などの「製品」を普及させるときには、アフロ・ブラジル文化を評価しているという。しかし、法令（10639/03 法）で定められ義務となっている小・中・高等学校におけるアフロ・ブラジル史やその文化に関する教育の質の向上や、権利の平等といった基本的な問題に関しては、そうした評価を明確にしているとは言えない。

知識の欠如は、ブラジル国民と国民文化の形成におけるアフリカ黒人の影響を、きわめて画一化し、一般的にステレオタイプ化する傾向を強める。現時点では残念ながら、アフリカ文化の貢献はよく語られはするものの、アフロ・ブラジル文化が、その多様性ととともに実際に知られ、尊敬され、評価されるようには語られていないと思われる。

【注】

- 1) 原文はポルトガル語。日本語訳は山田政信先生と拝野寿美子先生の協力により作成。
- 2) 黒人女性。
- 3) 外で稼ぐ奴隷は売り子やサービス業として路上で働く奴隷で、そこで得た収入の殆どを主人に差し出さなければならなかった。
- 4) LODY (1998) を参照のこと。
- 5) “Cozinha de azeite” — 儀礼的なレシピであろうとなかろうと、多くのアフロ・ブラジル料理で使われる中心的な材料はデンデヤシの油であることに留意。LODY (1992) や LIMA (2010) を参照のこと。
- 6) アフロ・ブラジル宗教の儀礼の場である。
- 7) DÓRIA (2009, 2014) や EL-KAREH (2008) を参照のこと。
- 8) MACHADO (2014, p.33-34) を参照のこと。
- 9) エリスヴァウド・ペレイラ・ドス・サントス氏（オウロプレト大学准教授）に、ブラジルミナスジェライス州コンタージェン市にあるアルトゥルス（逃亡奴隷（キロンボ）のコミュニティ）にて筆者が 2018 年 2 月 26 日に行ったインタビューの際の発言。

【参考文献】

- CARDOSO, Sérgio Roberto. *Pitadas de africanidades : culinária afro-brasileira em livros de receitas no século XX*. 2013. Dissertação de Mestrado. Programa de Pós-graduação em Estudos Culturais. Escola de Artes, Ciências e Humanidades, Universidade de São Paulo.
- CASCUDO, Luís da Câmara. 2011. *História da alimentação no Brasil*. 4. ed. São Paulo: Global.
- COUCEIRO, Solange Martins. 2003. “O Negro na Sociedade e Cultura brasileira”. In SILVA, Dilma de Melo (org.) *Brasil: sua gente e sua cultura*. São Paulo: Terceira Margem, p. 33-38.
- DÓRIA, Carlos Alberto. 2009. *A Culinária Materialista : a construção racional do alimento e do prazer gastronômico*. São Paulo: Editora Senac.
- . 2014. *Formação da Culinária Brasileira: Escritos sobre a cozinha inzoneira*. São Paulo: Três Estrelas.
- EL-KAREH, Almir Chaiban. 2008. “A vitória da feijoada ou a culinária como afirmação da identidade

brasileira (1808 – 1840)”. IV ENEC - Encontro Nacional de Estudos do Consumo, Novos Rumos da Sociedade de Consumo? - Rio de Janeiro/RJ, 2008. Disponível em: <http://www.estudosdoconsumo.com.br/artigosdoenec/ENEC2008-Almir_El_Kareh.pdf> Acesso: 18/09/2017.

LIMA, Vivaldo da Costa. 2010. *A anatomia do acarajé e outros escritos*, Salvador: Currupio.

LODY, Raul. 1992. *Tem dendê, tem axé: etnografia do dendezeiro*, Rio de Janeiro: Pallas.

---- 1998. *Santo também come*. 2. Ed. Rio de Janeiro: Pallas.

MACHADO, Taís de Sant’Anna. 2014. *De dendê e baianidade: a mercadoria de restaurantes e comida baiana em Salvador*, Jundiaí: Paco Editorial.

MUNANGA, Kabengele e GOMES, Nilma Lino. 2016. *O negro no Brasil de hoje*, 2. Ed. São Paulo: Global.

RIBEIRO, Darcy. 1995. *O povo brasileiro: a formação e o sentido do Brasil*, São Paulo: Companhia das Letras.

(発表要旨) リオデジャネイロのファンキ音楽とバイレ ——2000 年代の非政治化と女性MCの政治性——

北森絵里(天理大学)

本発表は、1980 年代初頭にリオデジャネイロ(以下、リオとする)のファヴェーラ(favela、低所得層地区)に定着したファンキ(funk)という音楽とその音楽に乗って踊る場バイレ(baile)が、2000 年代に非政治化することと女性MCが登場することの政治性を考察しようとするものである。

リオは、近代のナショナル・アイデンティティである「混血性」を象徴する都市である。その「混血性」を象徴する音楽が、19 世紀末から 20 世紀初頭にファヴェーラの黒人や混血者によって創造された音楽サンバであるとされてきた。サンバは「アフリカ的なもの、アフリカ・ルーツの人びと」の、ナショナル文化への参画を意味するとともに、ナショナル文化による「アフリカ」の奪取をも意味した。

1970 年代、このような状況に対する異議申し立てとしての動きが見られた。それは、ファヴェーラの黒人の若者による「混血しない黒」を表現する音楽への欲求とその模索である。その答えの1つは米国の黒人音楽(ファンク、ソウルミュージック、ヒップホップのラップ)に見出された。この動きを受けて、1980 年代初頭には、ファヴェーラの黒人の若者の間で米国の黒人音楽に乗って踊る「100 パーセントブラックなバイレ」が流行し、そこでは、ナショナル・アイデンティティによって客体化されてきた「黒人」ではなく、主体としての「黒人である私」が表現された。

この流れを受けて、1980 年代初頭、ファヴェーラの黒人の若者は、米国ヒップホップのジャンルの1つであるマイアミ・ベースを借用し、リオのファンキ(funk carioca)とバイレを創造する。ファンキとバイレは、1990 年代前半には、ファヴェーラの非黒人を含む若者による表現へと発展した。このころのファンキでは、若者に共通するファヴェーラの「現実」が語られ、それを外部(政府、エリート層、知識人、ミドルクラスなど)に対して訴え、反政府、反権力、反人種主義、反暴力・反犯罪といったメッセージが前景化された。そして、ファンキの表現者である若者は、自身の生活の場を、「ファヴェーラ」という外部からの価値づけを含む言葉ではなく、主体性を意識した「コムニダーヂ(comunidade、コミュニティの意)」と表現するようになる。つまり、1990 年代前半のファンキは、その主語が「黒人である私」を含む「コムニダーヂの私たち」へと変化し、コムニダーヂから発信される「抵抗の音楽」といった性格を持つようになる。同時に、バイレにおいて、ファンキのメッセージがコムニダーヂの若者によって共有され、彼らが生きる「現実」をどのように見るかという意識が形成された。1990 年代の「抵抗の音楽」としてのファンキは、外部のエリート層やメディアによって肯定と否定の二重性を持たされながらも、コムニダーヂの内と外の対話を促し、商品化され、音楽ビジネス的に成功を収めた。

このような「抵抗の音楽」としてのファンキは、今日まで継承されているが、1990 年代末から 2000 年代に入る頃になると、2つのタイプのファンキとバイレが勢いを増してきた。それらは、ファンキ・プロイビード(funk proibido、禁止ファンキの意)とポルノ・ファンキ(pornofunk)またはファンキ・ネウロチコ(funk neurotico、ビョーキのファンキの意)である。前者は、犯罪組織との結びつきをイメージさせ、反警察、ドラッグ・銃の賞賛を、しばしば強いマッチョな黒人男性像を用いて表現する。この表現は、バイレにおいて、ギャングのような服装をした男性が銃を掲げて踊ったり、ドラッグが売買されたりその摂取

が披露されることで視覚化される。後者は主として、あからさまなセックス描写、男性優位主義、女性蔑視、過剰なセクシュアリティを語り、それらはバイレにおける男女のセックスをイメージさせるダンスによって表現される。そのダンスの振り付けは、身体を露出した服装の女性が前かがみになりお尻を後ろへ突き出し、腰とお尻をクネクネと動かす、女性の後ろに男性が立つといったものである。このタイプのファンキの定着を受けて、女性MC（ファンキの表現者）が現れた。女性MCによるファンキでは、男性に従属しない、男性よりも「上手の」女性像が表現される。

これらのタイプのファンキとバイレに共通するのは、1990年代に見られた「抵抗の音楽」的表現の希薄化と非政治化である。ここに見られるのは、「現実」についてあれこれ考えず快楽を重要視するという態度と価値観であり、「危険で暴力的で快楽ばかりを求める無知な人びと」といった、外部による「ファヴェーラ住民（とくに黒人）のステレオタイプ」の内在化である。

この内在化とは、ステレオタイプに自己同一性を見出さない人びとが、そうではない人びとに対して「ステレオタイプに当てはまる」と否定的に価値づけるということである。そして、ステレオタイプ通りだとみなされた人びとは、ファンキとバイレにおいて、自発的にかつ積極的にステレオタイプを追認し強調すると考えられる。2000年代に現れた「過激で危険で卑猥な」ファンキとバイレは、コムニダーヂ外部からも内部においても「怠惰で無知で暴力的であり快楽ばかりを求める人びと（しばしば黒人と重ね合わされる）」として否定的な地位に置かれる若者が獲得した、誰にも邪魔されない彼ら自身のテリトリーと自由の表現なのではないか。加えて、否定的な地位に置かれる若者の中でも女性は、男性との関係において二重に従属的な地位に置かれており、その中でも黒人女性は、三重に従属的な地位に置かれている。女性MCによるファンキとバイレでのダンスは、彼女らにとっても表現の主体になることを意味すると考えられる。では、従属的な地位に置かれる人びとが主体的に自己を表現するとき、それがセックスやセクシュアリティ、暴力といった領域においてなされるのはなぜだろうか。今後、この問題を考察していきたい。

カポエイラ

——黒人奴隷の遊戯・武技から世界遺産へ——

久保原信司（アンゴレイロス・ド・セルタン名古屋主宰・南山大学兼任講師）

はじめに：関心の所在

アフリカ人奴隷の遊戯・武技としてブラジルで創造されたカポエイラは、19世紀から20世紀初頭まで、根絶されるべき社会の病理として徹底的な弾圧を受けていた。1890年に始まる共和制では、刑法の中で明確に犯罪として規定され、長期の拘留や島流しの刑罰が科せられた。それからわずか120年足らず。2008年にはブラジルの文化省によって国を代表する無形文化財として認定されたばかりか、2014年にはユネスコによって人類の無形文化遺産にまで登録されている。かつては社会問題を引き起こす原因として扱われたものが、今日では逆にさまざまな社会問題を解決するツールとして多くの社会プロジェクトの中にカポエイラが取り入れられている。全世界160以上の国々で愛好されており、カポエイラの聖地とされるバイーア州サルヴァドールには、ルーツを求めるカポエイリスタたちが世界中から押し寄せている（IPHAN, 2014）。

「ブラジルの中のアフリカ」という視点から現在のカポエイラをながめてみると、表象としてはアフロ・ブラジル文化の典型としてのイメージを保持しつつも、実態としてはそのアフリカ性がどんどん薄れつつある状況がうかがわれる。今日のカポエイラは、ブラジル国民が自らの人種的ルーツに関わらず「われわれの文化」として誇りうるナショナル・シンボルであり、むしろ文化的盗用（apropriação cultural）と評されるほど、非黒人のヘゲモニーが優勢となっている現状が見られる。

例えばそれはブラジル中に支部を展開する巨大グループのトップが、ことごとく白人のメストリ（師範）たちで占められていることに端的に表れている。カポエイラを欧米に伝播した先駆者たちも、その多くが白人のメストリであった。それに対しバイーアの長老たち（多くは黒人のメストリ）はたとえ有名ではあっても、経済的にはきわめて困難な状況を生きている。人種主義（racismo）は厳然と存在し、黒人を取り巻く状況は、政治的にも経済的にもカポエイラの果たした社会的上昇に見合うだけの向上を遂げていない。

本稿では、カポエイラの社会的上昇、すなわちエスニックなシンボルがナショナルなそれへと変容していく経緯を概観した上で、今日のカポエイラが直面する問題点についても触れてみたい。

1. ならず者のたしなみ

カポエイラとは、アフリカ中央部から奴隷として連行されたバンツ系の黒人たちによってブラジルで創出された、蹴り技、足払い、頭突きなどを特徴とした武技である。史料上カポエイラが初めて記録に表れるのは1789年のリオ・デ・ジャネイロの警察文書で（ASSUNÇÃO,

2005)、当時すでに取り締まりの対象とされていたことが分かる。カポエイラと称された武技は、その様式もさまざまにサンパウロ、バイーア、ペルナンブーコなどブラジルの各地に分布していたことが確認されている。しかし 19 世紀以前のカポエイラの実態については、これまでのところリオ以外の地域はほとんど研究が進んでいない。

18 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、リオのカポエイラ（カポエイラの担い手もカポエイラと呼ぶ）たちはマウタ（malta）と呼ばれる集団を形成し、縄張り争いなどの抗争を巻き起こしていた。その担い手たちは、当初は圧倒的に奴隷の割合が高かったが、しだいにブラジルで生まれた奴隷、解放奴隷、下層のポルトガル移民などに広まっていく。カポエイラたちは、保守党、自由党それぞれの政治家たちの庇護を受けながら、彼らの用心棒になったり、選挙の不正に加担したりした。帝政期においては、警察の取り締まりは見られたものの、政治家や警察機構そのものとカポエイラとの癒着関係がその対策を困難にしていた。

カポエイラに対する本格的な抑圧が始まるのは、1889 年の共和制樹立後、デオドロ・ダ・フォンセカ大統領によってサンパイオ・フェハイスが警視総監に任命されてからである。1890 年の新刑法でカポエイラをすること自体が犯罪と規定され、本格的な根絶が図られる。もっとも象徴的だったのは、ポルトガル人伯爵の息子ジュカ・ヘイスの島流しだった。彼の父親は、時の外務大臣キンチーノ・ボカイウーヴァの友人で、ボカイウーヴァも自らの辞職を持ち出してジュカを釈放するよう抗議したが、フェハイスは毅然として刑を執行した。多くの上流階級の子息、知識人、外国人の中にもカポエイラが広がっていた。

2. メスチッソの理想化とカポエイラ国技化の提唱

皮肉なことに、フェハイスがカポエイラを根絶しようと徹底的な抑圧策を布いていたまさに同時期、知識人の中にはカポエイラをブラジルの国技にしようという動きが起こっていた。

当時のブラジルは、ヨーロッパの白人至上主義の理想と、黒人、混血、インジオ(先住民)が人口の多数を占める現実とのジレンマに苦しんでいた。黒人、混血は国民統合の障害とされたが、同時にブラジルのエリートには非白人が少なからず存在していたのである。そこで優生学に活路を見出したブラジルは、1870 年に始まるヨーロッパ移民の大量導入で積極的に混血を推進し、劣等人種を白人化すればよいと考える。つまり異人種間婚は、一人でも多くの国民が白人化し、優れたヨーロッパ文化を吸収する限りにおいて意味を持った。こうしてメスチッソ（混血）という概念が、ブラジルの肯定的アイデンティティーとして見出された。

カポエイラとの関係で言うと、ポルトガル生まれの作家ブラシード・ジ・アブレウは、自身もカポエイラをたしなんだが、そのアフリカ起源を否定し、カポエイラはブラジルの中で創られ、発展し、完成されたと述べた。アレシャンドレ・ジョゼ・ジ・メーロ・モラエス・フィーリョは、古代ローマのレスリング、フランスのサバテ、イギリスのボクシングなどを引き合いに、カポエイラを我々の国民的格闘技とみなすべきだと主張した（REIS, 2000）。両者に共通するのは、ブラジル性のシンボルとして、カポエイラがメスチッソ文化であることが強調され、アフリカ奴隷の起源が隠蔽された点であった。

カポエイラの国技化提唱を支えたいまひとつの背景は、強兵養成の必要性を感じた軍部の、体操への関心の高まりだった。第一次世界大戦に向かう帝国主義のぶつかり合いは、さながら国家レベルでダーウィニズムが展開されているかのように見えた。ブラジルは 1916 年に徴兵制を導入。軍は、国民男子の従順性や身体能力開発の手段として体操に注目し、1920 年にフラン

ス式の体操を採用した。いっぽう作家で連邦議員だったコエーリョ・ネトラ、軍人、知識人のナショナリストたちは、カポエイラを「真にブラジルの体操、武術」として見出し、これを軍や体育教育に取り入れるべきだと主張した（SILVA, 2002）。ネトもまたカポエイラの実践者だった。

1907年に匿名の軍人がO.D.C.の名で『カポエイラ：ブラジル式体操の手引き』を著し、1928年にはアニバウ・ブルマキが『国民体操（カポエイラージュン）：その方法とルール』を発表した。特に後者は、この時点でもっとも体系立てられた提案で、カポエイラを規則化し、スポーツ競技とする具体的なルールまで提示されている。ブルマキは、カポエイラと路上生活者や犯罪者を関連付けるネガティブな要素を切り捨て、西洋や東洋の格闘技に匹敵するものに仕立てたいと考えた。その提案はアフロ・ブラジルの伝統を完全に捨象し、カポエイラを西洋化しようとするものだった。しかしいずれの主張も広く国民的に受容されるには至らなかった。

3. カポエイラ・ヘジオナウとカポエイラ・アンゴーラ：2大流派の成立

以上に見た動きはリオ・デ・ジャネイロを舞台にしていたが、今日に至るカポエイラの方向性を決定付けたもっとも重要な改革は1930年代以降のバイーアで起こった。この時期にメストリ・ビンバを創始者とするカポエイラ・ヘジオナウ、メストリ・パスチーニャを主導者とするカポエイラ・アンゴーラという2大流派が成立する。それはリオでブルマキらが提唱した単なる格闘術とは違った、儀礼性、遊戯性を温存した上でのスポーツ化といえる改革だった。

ビンバは外国の格闘技とも対等に対戦できるよう、カポエイラに格闘技としての有効性を求め、技術的な変革を行った。1932年ヘジオナウ体育文化センター（Centro de Cultura Física Regional）の名前で道場を設立。依然としてカポエイラを犯罪とする法律が生きていたため、「カポエイラ」の語を名称に入れることは慎重に避けられた。1937年に州政府から体育教育の拠点として公認を受け、歴史上初めてのカポエイラ道場が誕生することになる。そのもっとも大きな意義は、それまで路上でのたしなみだったカポエイラが道場という場に移ったこと、さらには練習そのものを目的とするスポーツ活動としてスタートした点だった。生徒が月謝を払い、メストリがカポエイラを教えることで報酬を得るという、カポエイラが職業として成立する原型がここに生まれた。

ユニフォームや段級制なども導入され、近代スポーツとしての形式が少しずつ整っていく。ビンバの改革は合理主義のエートスに裏打ちされていたと指摘されるが、それはその練習法にも表れている。セクエンシアと呼ばれる、あらかじめ決められた攻防の組み合わせを反復練習することで、初心者が最も効率よく上達できるとした。さらには入門希望者には労働手帳や学生証の提示を求め、それまでの無職で怠惰なイメージを払拭し、社会的イメージの向上に努めた。

ビンバのカリスマ性とその実戦的なカポエイラ・スタイルは、道場の隣にあったバイーア医科大学の白人・中産階級の学生たちをひきつけた。なかでもシズナンド、デカーニオら初期の生徒たちは、ヘジオナウの教授法や組織作りに関しても、ビンバに少なからぬ影響を与えている。

ビンバのグループは、1936年にバイーア州知事ジュラシー・マガリャエスの官邸で、1953年にはジェトゥリオ・ヴァルガス大統領に招かれてデモンストレーションを行い、ヴァルガスをして「カポエイラこそ真の国家的スポーツだ」と言わしめた。

一方パスチーニャが主導したカポエイラ・アンゴーラは、伝統派の旗印の下、ビンバの改革に対抗する形で、カポエイラの近代化のもうひとつのオルタナティブとして登場した。ビンバの成功を快く思っていなかったメストリたちやバイーア文化の「純粋性」を擁護する知識人たちに支持された。

パスチーニャは、アフリカ性を強調し、精神的な側面、修養主義的な教育価値を付与することでカポエイラ・アンゴーラを打ち立てた。ゲーム性の復活、音楽の重要性、セルフ・コントロール、人間教育の手段、メストリや年長者への敬いなど、パスチーニャの教えは日本の武道のそれに近いものだった。アンゴーラは危険な格闘技だが、ルールを守ることが大切だと主張し、スポーツマンの紳士的態度にカポエイラの理想を重ねた。彼もまたユニフォームを採用、道場での定期的な練習を行い、路上でのホーダを好まなかった。

サルヴァドルを代表する観光地ペロウリーニョに拠点を構えたパスチーニャの道場は、伝統的なカポエイラのメストリたちのたまり場となり、観光客たちの訪問スポットのひとつにも入った。

経済的基盤を持たなかったパスチーニャを支えたのは、「純粋な」カポエイラ維持の奮闘に共感した左翼知識人たちだった。国民的作家のジョルジ・アマード、アルゼンチン人画家のカリベ、フランス人写真家のピエール・ヴェルジェ、彫刻家のマリオ・クラヴォらは、ビンバの改革を、伝統を捻じ曲げてカポエイラを白色化するものと批判し、パスチーニャを支援した。

ヴァルガス大統領は、植民地時代にまでさかのぼれるルーズ・カトリック文化に根を持ち、南部のように外国移民の文化が混じっていないバイーアの大衆文化をブラジリダージのもっとも正統な表現と考えた (ASSUNÇÃO, 2005)。バイーアがナショナル・アイデンティティーを創造できる特権的な立場にあったことは、ビンバにもパスチーニャにも有利だった。

また楽器や歌に合わせてゲームをするという儀礼的な形式が整ったのもヘジオナウ、アンゴーラに共通した改革だった。これによりバイーアのカポエイラはスポーツであると同時にアート、文化活動としても見なされるようになる。この点も音楽的要素が全く見られなかったリオのカポエイラよりも有利に立ち働いた。

晩年のビンバは、バイーアでの公的支援の少なさに失望し、弟子の誘いでゴイアニアに新天地を求めたが、大きな成功をすることなく失意の中亡くなっている (1974 年)。パスチーニャも道場を失い、養老院で孤独な最期を遂げている (1981 年)。近代カポエイラを象徴する二人の巨人の悲劇的な最期は、政府が大衆のヒーローをいかに使い捨てたかを物語ると同時に、この時点ですでにカポエイラの社会的ポジションとその黒人の担い手との乖離は明白だったことを示している。

4. フォルクローア化とスポーツ化

今日のカポエイラ形成に大きな影響力を持った2つの事象として、フォークローア化 (folclorização) とスポーツ化 (esportivização) があげられる。

フォークローア化の舞台の中心は観光産業だった。1960年代のサルヴァドルでは、ヴィヴァ・バイーア、ブラジル・トロピカウといった、のちに海外公演も行うことになる多くのショー・グループが結成される。そこではカポエイラ、カンドンブレ、マクレレ、サンバ・ジ・ホーダ、プシャーダ・ジ・ヘジなどの演目がひとつのパッケージになっており、なかでも上半身裸の筋骨隆々とした黒人が華麗なアクロバットを繰り広げるカポエイラはショーの花形だった。

多くのメストリたちが振り返るように、有名なショーに出演することは一つのステイタスであり、何より下層階級の若者たちにとっては魅力的な収入源となった。反面、観客の喝さいを浴びるために大げさなアクロバットや無意味な立ち回りが増えるなど、ショーでのパフォーマンスはカポエイラの技術体系に大きな変化をもたらした。民俗学者たちは「純粋な文化」が変容すると批判した。

観光ショーの需要が高まるにつれ、興行は特定の興行師の手を離れ、各カポエイラ・グループが自分たちの公演を行うようになった。結果として日々の練習の目的がショーのリハーサルにすり替わってしまう事態も見られるようになる。カポエイラの伝統の権化と見られていたパスチーニャも、アカデミアの維持を観光収入に頼らざるを得なかった (FILHO, 2015)。

軍政下の 1968 年と 69 年、ブラジル空軍のスポーツ委員会はカポエイラに関する 2 つのシンポジウムをリオで開催した。そこでは流派や地域ごとにバラバラだった技の名称や競技ルールを全国統一のものにすることが目的とされた。2 回目のシンポジウムにはビンバも招聘されたが、趣旨に賛同できないとして途中退席している。

1972 年には教育省がカポエイラを公式にスポーツとして認定。ブラジル・ボクシング連盟の中にブラジル格闘技 (カポエイラージェン) 局が設置される。ボクシング連盟が最初に行ったのは全国統一基準の段級制の導入で、ブラジル国旗の色 (緑、黄色、青、白) を基調とした腰帯を採用された。

1974 年に世界で最初のカポエイラ連盟としてサンパウロ・カポエイラ連盟が誕生。翌年には最初の全国大会が開催され、競技スポーツとしての道を歩み始める。1979 年にはカポエイラという名称を国家的格闘技 (luta nacional) に変更しようという法案が連邦議会に提出されたりもした。また連盟は、加入するすべてのグループにブラジル国旗の掲揚を義務付け、練習の最初と最後に軍国色の強い「サウヴィ (salve)」という挨拶を課した (ASSUNÇÃO, 2005)。

このようなスポーツ化の流れは 20 年後の 1992 年、ブラジル・ボクシング連盟から独立し、ブラジル・オリンピック委員会の承認も得る形でブラジル・カポエイラ連盟の創設につながる。

しかしながらその後の歴史が語るように、州レベルの連盟もブラジル連盟もさほど多くのカポエイリストたちの支持を得られなかった。今日までのところカポエイラが選んだ活動単位は「グループ」であり、特定のメストリを中心とした大小さまざまなグループが分裂や合併を繰り返しながら、それぞれ独自の方針のもと活動を展開している。

5. カポエイラ・コンテンポラニアの成立と南東部での発展

1950 年代から 70 年代にかけては、バイーアを含む北東部から南東部へ、よりよい生活や仕事を求めて労働者たちの流れがあった。バイアーノたちが移住したサンパウロ、リオ・デ・ジャネイロにおいて、技術的にも儀礼的にもヘジオナウとアンゴラが融合した「カポエイラ・コンテンポラニア」と呼ばれる第 3 のスタイルが生み出される。このスタイルが今日最も主流のスタイルとしてブラジル国内、海外ともに広く受容されている。ここでは最もシンボリックな存在となったグルーポ・センサーラのケースを紹介するにとどめる。

1964 年、リオの白人で中産階級のハファエウとペドロの兄弟がバイーアを訪れ、ビンバの下で数か月間練習を積んだ。リオに戻り、自分たちの邸宅のベランダでカポエイラを教え始めると、すぐに若者たちでいっぱいになった。その多くは学業も修めた、中産階級の白人だった。彼らは特定のメストリにつかず、ビンバから習ったものを土台にしながら、自分たちの中で学

びあう形を取った。定期的にメンバーがバイーアに通っては、伝統的なアンゴラのホーダに参加したり、様々なメストリに学び、その経験をリオの仲間たちに伝えるのがあった。彼らは奴隷小屋を意味する「センザーラ」をグループ名とし、独自の進級制度を導入、東洋の武道を参考に反復練習を主体とした合理的なトレーニング方法を取った。ビリンバウ・ジ・オウロというカポエイラ大会で2年連続の優勝をおさめるなど、その勢いはバイーアから移住してきたメストリたちのグループさえしのぐほどだった。彼らの成功は多くのグループのモデルとなり、そのトレーニング方法や進級制度、グループ運営の仕方が模倣されはじめる（CAPOEIRA, 1992）。1974年、最高位の赤帯を取得したメンバーが独立し、センザーラは分裂する。その中からアバダ・カポエイラ、カポエイラ・ブラジルといった、今日でもブラジル最大規模を誇るグループが誕生することになる。

このように伝統の正統性は依然としてバイーアにありながら、サンパウロ、リオといった経済的に発展した都市で急速にカポエイラが広まっていくのは、カポエイラが職業として成立しえたという条件が大きい。そうした地域では生徒たちに月謝を支払う余裕があり、指導者がカポエイラで生計を立てられる環境が整いやすかった。特に下層階級の学歴のない若者たちを引き寄せたが、巨大グループの多くは白人のメストリを頂いていた。

白人・中産層への普及の結果、カポエイラ練習者が「黒く」なったのか、カポエイラが「白く」なったのか？もちろん相互に影響を及ぼしあい両方の側面があるものの、バランス的には後者のほうに傾いているといわざるを得ないのが現状だ。

6. 再アフリカ化の動きとアンゴラの復興

60年代、70年代を通じてサルヴァドールのカポエイラはヘジオナウが圧倒的な優位を保ち、アンゴラは学者たちからも「消えゆく文化」と見なされていた。そんな中カポエイラのアフリカ性を強調する動きが起こってくる。1980年代の黒人運動の再興、アフロ・ブラジル文化再評価の動きと同調して、グループ・ジ・カポエイラ・アンゴラ・ペロウリーニョ（GCAP）が中心的な役割を担った。

創立者のメストリ・モラエスは、8歳でパスチーニャのアカデミアに入門している。海軍に入隊してリオに配属されていた時代、1980年にGCAPを結成、81年のパスチーニャの死後、82年にサルヴァドールに戻って本格的な活動を開始した。GCAPの特徴は、カポエイラを黒人差別と闘う手段として位置づけた政治的姿勢にあった。高学歴で、政治的意識も高いアフリカ系ブラジル人の学生たちがグループの中核を担い、総会、部門別の委員会、外部団体のリーダーたちから構成される諮問機関を設けるなど、およそ一般のカポエイラ・グループのスケールを超えた組織構成を取っていた。人種主義を激しく告発し、他の黒人運動や地域プロジェクトと協働して、様々な啓蒙ワークショップやストリート・チルドレンに対するレッスンなどを行った。

このようなカポエイラを社会改革の手段と位置づける取り組みは、GCAPに先んじてサンパウロにも現れていた。アウミール・ダス・アレイアスを創立者の一人とするカピタウンエス・ジ・アレイアは、カポエイラをブラジル労働者階級の解放の手段と位置づけ、カポエイラの実践は社会的、政治的意識の覚醒を助長すると考えた。彼らにとってカポエイラはスポーツではなく芸術であり、それが黒人起源の文化であることを強調することは重要な意味を持った。軍政下においてカピタウンエス・ジ・アレイアの活動は「文化的抵抗」の拠点となり、多くの芸

術家や知識人をひきつけた。ソマ・セラピーの創始者で精神科医のホベルト・フレイレは、自らの開発したセラピーにアウミールのカポエイラを取り入れた。

連盟のスポーツ化を批判したいまひとつのグループは、ミゲウ・マシャードを代表とするグループ・カチヴェイロだった。とりわけ人種問題にこだわりを見せ、カポエイラの黒人起源を強く主張した。カポエイラとカンドンブレの密接なつながりを指摘し、腰帯の色にカンドンブレの神々を象徴する色を採用した。技術的にもアンゴラに傾倒し、伝統的なカポエイラを学びなおす目的で1985年にミゲウ自身がバイーアに移住している（REIS, 2000）。

いずれもサンパウロ・カポエイラ連盟の方針に対抗する形で生まれてきた運動であるが、同時に統一黒人運動（MNU）などのサンパウロの黒人運動と歩調を合わせたものでもあった。

ただしこのような動きは、カポエイラ全体の中で見ればごく一部に見られた動きであり、ブラジル中のカポエイラを特徴付けるほどの広がりは見せなかった。さらに複雑なのは、アフロ・ブラジル性を強調するアンゴラのグループが必ずしも黒人の生徒の獲得に成功しているとも言えない点である。ともあれ政治活動にせよセラピーにせよ、他の目的を達成するためにカポエイラを手段とする活動形態は、この時点から今日までさまざまな分野で展開されるようになる。

7. グローバリゼーション

アルトゥール・エミージオが1950年代から60年代にかけてアルゼンチン、メキシコ、欧米でショーの公演を行っているほか、パスチーニャが1966年にダカルで開催された第1回世界黒人芸術フェスティバルでブラジル代表団の一員としてカポエイラ・アンゴラを披露したのが先駆けだった。

いわゆるスポーツ活動としてカポエイラが広まり始めるのはヨーロッパ、米国ともに70年代以降である。よりよい生活を求めての労働移民とショー公演のメンバーが現地に残留するというのが2つの代表的なチャンネルだった。今日では東欧、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなど、世界160カ国以上に広まっているといわれる。

カポエイラが、本来の文脈を離れて世界中で受容されることは、それぞれのホスト文化との交わりを通じて新たな意味づけをされることを免れない。本稿のテーマとのかかわりで言えば、例えば奴隷制やその残滓たるブラジルの人種主義といったテーマにどの程度カポエイリストたちの意識が向くかという問題がある。米国のアフリカ系アメリカ人の中には、カポエイラの真の意味を理解できるのは黒人だけだと主張したり、黒人の生徒しか受け入れない指導者が現れるなど、奴隷制の経験を経験とした特別な反応も見られた。ただ世界全体で見ただけの場合、カポエイラのレッスンの場は、人種、階級、エスニシティ、ジェンダーを超えた共存の場となっており、他者の尊重、異文化への寛容など市民性を育てる教育スペースとして機能している。

そもそも競技スポーツとして確立されておらず、明確な勝敗をつけることもないゲームの性質上、カポエイラを取り巻く活動は協調、協同の性格を運びやすい。そこに「奴隷たちの自由の渴望」とパスチーニャが言った、権力に対する抵抗というシンボリックなイメージが重なり、スポーツの枠を超えたライフスタイルとして、資本主義の競争社会に疲れた人々を魅了する。ただしそこには当事者の気負いはなく、エキゾチックでカジュアルな「抵抗のアート」として消費されているのが一般的だ。

おわりに

ブルマキからビンバ、パスチーニャにいたる改革は、近代スポーツの発生過程、とくに 19 世紀後半にヨーロッパやアジアで起こった格闘技の組織化のプロセスとパラレルの動きとして見ることができる。それまでの「怠惰」「犯罪」といったイメージが浄化され、幅広い社会層にカポエイラが受容されていく。

国民統合のナショナル・シンボルを模索していたヴァルガスの新国家体制（エスタード・ノヴォ）にお墨付きを与えられたバイアのカポエイラがブラジル全土へ普及していく。それを下支えしたのはジルベルト・フレイレの人種デモクラシーだった。白人至上主義における人種的劣等感を、混血文化を積極的に肯定することで克服しようとする思想に、カポエイラのみならず、サンバ、カンドンブレ、フェイジョアードといったアフロ・ブラジル文化が見出された。この時点からこれらのシンボルは黒人の専有物ではなく、ブラジリダージを体現する国民文化として扱われていく。

ただしそれらは観光の局面に代表されるように、消費者向けの商品としてステレオタイプ化された形式で受容され、本来の歴史や多様性、当事者にとってのアイデンティティ的価値が尊重されたものではなかった。サンバもカポエイラも文化的に収奪されたうえでナショナル・アイデンティティとして利用されたのであり、その担い手の政治的、経済的状況は不問にされた。今日ブラジルで最も「黒い」町サルヴァドールにおいて、黒人によって創出されたアシェ・ミュージックのトップ・アーティストがことごとく白人に占められ、反面、路上では黒人が物乞いをしているという現実も同根である。

以下は、カポエイラは黒人のアイデンティティ確立に「必要」だと考える、ナヴィオ・ネグレイロ・カポエイラ・アンゴラ協会（ACANNE）のメストリ・ヘネの言葉である。

「外国人にとってカポエイラは嗜好品。ブラジル人がフランスのワインを飲んだり、スペインのパエリャを食べるのと同じ贅沢なことだ。しかし我々にとっては必需品。メルカード・モデロやペロウリーニョの歴史的意味を理解するためにも、我々はカポエイラをする必要がある。……ホーダの中で外国人は歌を歌いたがらない傾向がある。それは外国人とカポエイラはお金でつながっているからだ。我々とカポエイラは心情でつながっている。歌を歌うことは祖先を敬い、カポエイラを作った奴隷たちに感謝することであり、歌を歌うことがホーダの「参加料を払う」ことだ。……でなければ自分は君たちの雇われ人になってしまう。私はお金のために教えているわけではない。これは愛情に基づいた交換だ。」（DURIN, 2008）

このように今日でもアンゴラのグループの中には、黒人の自尊感情と社会的地位向上のためにカポエイラに取り組んでいるグループもある反面、グローバルな文脈では特定の階級やエスニック・グループと結びつくことなく、管理社会への抵抗、自由の希求、多様性の尊重といった、より普遍的で包括的な価値を体現したサブカルチャーとして共感を得ている（ASSUNÇÃO, 2005）。非黒人のカポエイリストにとっては、いったんその普遍的な回路を通して、あらためてブラジル黒人を取り巻く人種問題というスタート地点に戻ってくるといえるだろう。

しばしば「カポエイラは一つの種族だ（Capoeira é uma raça）」と言われるほど、特に若い世代の間では、人種や民族を超えた、トランスナショナルともいえる連帯が見られる。カポエイラをしているというだけで、世界中の人々と既知の親友のように打ち解けられるし、「ホーダの

中では誰もが平等」というのが、多くのカポエイリスタが認めるカポエイラの美德である。だとすれば今後の課題は、ホーダの外の不平等、カポエイラの本来の敵である人種主義にどう立ち向かえるかに、人類の遺産となったカポエイラの真価が問われるであろう。

【参考文献】

- ASSUNÇÃO, Matthias Rohrig. 2005. *Capoeira: the history of an afro-brazilian martial art*. London: Routledge.
- CAPOEIRA, Nestor. 1992. *Capoeira, os fundamentos da malícia*. Rio de Janeiro: Record.
- DURIN, Selma; REDOLFI, Annick. 2008. *Eu não nasci para jogar capoeira, fui enviado*. Paris: Je Veux Voir Production, DVD.
- FILHO, Paulo Andrade Magalhães. 2015. “Arte ou luta? As gingas da capoeira entre o folclore e o esporte”, In: SIMPLÍCIO, Fanciane; POCHAT, Alex.(org.). *Pensando a capoeira: dimensões e perspectivas*, Salvador: MC&G.
- Instituto do Patrimônio Histórico e Artístico Nacional. 2014. *Roda de Capoeira e Ofício dos Mestres de Capoeira*. Dossiê Iphan 12. Brasília: Iphan.
- REIS, Letícia Vidor de Souza. 2000. *O mundo de pernas para o ar: a capoeira no Brasil*. São Paulo: Publisher Brasil.
- SILVA, Paula Cristina da Costa. 2002. *A Educação Física na roda de Capoeira: entre a tradição e a globalização*. Dissertação (Mestrado em Educação Física), Faculdade de Educação Física, Universidade Estadual de Campinas.

本稿は「久保原信司『カポエイラの地位上昇過程について：黒人奴隷のシンボルから国家的スポーツへ』、名古屋大学国際開発研究科修士論文、1997 年」をベースに、その後の知見を交えて大幅に加筆、再構成するかたちでまとめた。

カーボヴェルデのなかのアフリカ

——文化的抵抗としての舞踏バトウクから歌謡モルナへ——

青木 敬(京都外国語大学嘱託研究員)

はじめに

西アフリカ島嶼国カーボヴェルデ(図 1)は、言語的にも文化的にも、そして人種的な意味においても「クレオール」¹⁾の特質をもっている。クレオールとは、植民地生まれの白人や黒人、混血、またはかれらの話す「方言」や言語、文化など、多様な意味をもつ。したがって、世界にはさまざまなタイプのクレオールが存在し、英語ベース、フランス語ベース、ポルトガル語ベース、スペイン語ベースなどのヨーロッパ諸言語をベースとしたクレオール(語)がある。このようなクレ奥ールの意味合いを踏まえ、本稿では、クレオールを、カーボヴェルデ(ポルトガル語ベース)において生じた異種混雑の結果、創造されたあたらしい言語、文化、アイデンティティ、そして人びとという意味でもちいる。この意味は、西谷(2001: 98)のクレオールにかんする定義、すなわち「言語や文化を異にする2種類以上の人びとが出逢い、言語や文化が、混成のプロセスのなかから生まれてくる現象の産物」にもとづいたものである。

カーボヴェルデ人はクレオール語を母語とし、国会、新聞、教育、テレビなど、とくに公的の場でポルトガル語をもちいているが、これらふたつの言語には類似性がみられる。たとえば、“Seu país é bonito”(あなたの国は美しい)というポルトガル語の文は、クレオール語では“Téra di nho é bunitu”(Téra=Terra, di=de, nho=seu, é=é, bunitu=bonito)となり、語彙論的類似性がみられる。

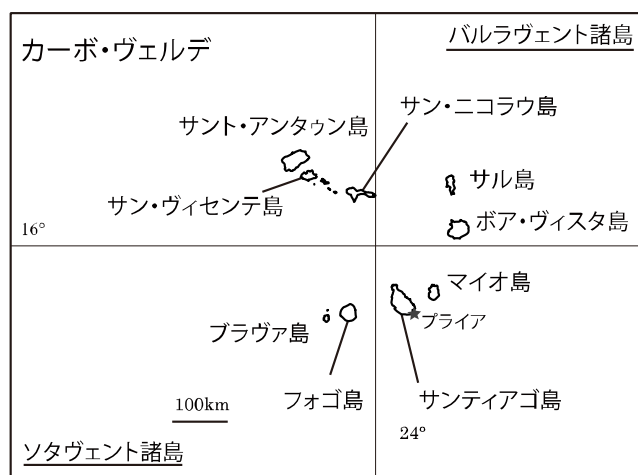


図 1. カーボヴェルデの地図(青木作成)

カーボヴェルデが「クレオール」と表現される背景には、植民地支配と奴隷制が関係している。カーボヴェルデの島々は15世紀中葉まで無人島であり、15世紀後半には、カーボヴェルデに植民し始めていたヨーロッパ人(とくにポルトガル人)と西アフリカ(セネガルからシエラ・レオネまでの地域)から連行された黒人奴隷が混雑し、混血が生まれた。これらの混血の人びとがクレオールである。また、クレ

オール語の形成に関していえば、Quint (2000) が報告しているように、15 世紀末には、カーボヴェルデの黒人奴隷と白人によって、クレオール語がすでに話されていた。16 世紀、大西洋における黒人奴隷貿易が軌道に乗り始めると、ポルトガルの植民地支配者は、西アフリカの黒人奴隷をアンティル諸島、コロンビア(カルタヘナ)、メキシコ、ブラジル(パラ、マラニャウン)、カナリア諸島、スペイン(セビーージャ)へ送り(Carreira 2000: 135; 137; 145)、カーボヴェルデはその中継地として重要な役割を果たしていた(図 2)。

そこでカーボヴェルデは、西アフリカ沿岸部から上記のラテンアメリカ地域のあいだでおこなわれた黒人奴隷貿易のためのひとつの中継地として重要な役割を担ったのである。ポルトガル人は、西アフリカからカーボヴェルデへ連れてこられた奴隷に、ラテン語とポルトガル語を教え、キリスト教に改宗させた。これにより、黒人奴隷は取引先であるラテンアメリカにおいて高値で売られたのである。

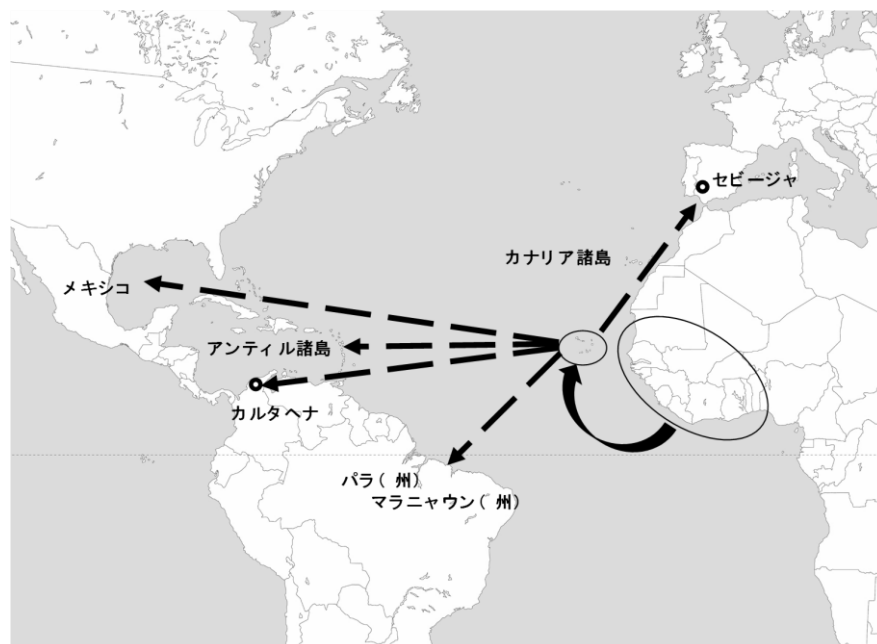


図 2. 西アフリカからカーボヴェルデを経由して黒人奴隷が新・旧世界へと売られた。
(青木作成)

このように考えるとカーボヴェルデは、ヨーロッパ、アフリカ、ラテンアメリカと歴史的文化的に強い関係があることがわかる。つまり、カーボヴェルデは、これらみっつの地域による強大な影響によってつくりあげられたといっても過言ではない。このように論じれば、中継地であったカーボヴェルデの島々は、ひとの移動が激しい流動的な地域だったと考えることができる。しかし、その激しい流動性が特徴的だった一方、カーボヴェルデには、確実にアフリカの黒人奴隷が継承していった文化の痕跡がみられる。

本稿では、「ブラジルのなかのアフリカ」を対象化することを目的に、黒人奴隷が継承していった文化、とりわけ音楽を通史的に分析する。具体的には、第 1 に、カーボヴェルデのなかのアフリカがどのように表象されたのか、第 2 に、カーボヴェルデのなかのアフリカがどのような歴史文化的プロセスを経てクレオール化したのか、そして最後に、なぜクレオール化する必要があったのかを明らかにする。

本稿でとりあげている鍵概念には、アフリカ性 *africanidade*、カーボヴェルデ性 *caboverdianidade*、ク

レオール性 *crioulidade*²⁾があり、いずれもカーボヴェルデの文化とその社会歴史的発展において重要な概念であるといえる。つぎの Duarte (1999: 26-27) の引用から、かれがもちいるアフリカ性とカーボヴェルデ性の意味が読み取れる。

ひとの集団の起源がどこなのか、その文化を特定したり定義づけたりすることはできない。カーボヴェルデの場合、もっぱらヨーロッパ的であるととらえてはならず、ブラックアフリカから継承してきたものを否定してはならない。われわれカーボヴェルデ人は、民族的にも歴史的にもヨーロッパと同じくらいにアフリカと関係が深いからである。地理的風土的に、そして大勢の黒人が無人島だったカーボヴェルデの群島へ移動³⁾してきたことなど、アフリカ性の意味において、また、植民地主義とのかかわりあいにおいてカーボヴェルデはアフリカおよびヨーロッパと結びつけられているのである。

上の記述から、Duarte はアフリカ性を、「ブラックアフリカ的な要素」としてとらえていることがわかる。さらに、「カーボヴェルデ性」とは、ヨーロッパとアフリカの双方のさまざまな要素が混ざり合うことで創造されたものであり、ヨーロッパおよびアフリカの双方を「起源」としてもつものという意味として理解することができる。

最後の概念、すなわち「クレオール性」についていえば、これらみつつの概念(アフリカ性、カーボヴェルデ性、クレオール性)のうち、唯一、地理的概念に属していない点で特徴的である。クレオール性という発想自体、マルティニークの知識人たち(シャモワザー、ベルナベ、コンフィアン)によって 20 世紀末に提唱された。かれらはカーボヴェルデ同様、「クレオール」(*créole*)⁴⁾である。クレオール性という概念の背景には、地理的概念としてのアンティル性と、アンティル性以前に提唱されていた、ジャマイカ⁵⁾で起きたラスタファリアニズムのようなアフリカ回帰を重視したネグリチュードといった概念の影響がみられる。しかし、本稿では、アンティル諸島で論じられてきた「クレオール性」の文脈ではなく、カーボヴェルデにおけるクレオール性という限定的な意味に留めたい。つまるところ、カーボヴェルデ史においてみられるクレオール化をクレオール性という語をもってあらわしたい。なぜならば、極めて単純に、本稿のテーマがアンティル諸島ではなく、カーボヴェルデであるためである。さらに、アンティル諸島の「クレオール性」という概念をもちいるには、それが果たしてカーボヴェルデにも同様の現象として、あるいは同様の哲学的思考をもってとらえることが可能なかを分析しなければならないが、それは本稿の目的からそれる。

本稿でこれらの概念をもちいる根拠は、黒人奴隷制の時代にカーボヴェルデで生じた植民地支配者に対する文化的抵抗のプロセス、すなわち歴史的推移をみるための方法であり、「～性」というように、カーボヴェルデ文化を一元的に特徴づけるためではない、ということを強調したい。

1. カーボヴェルデ人の誕生

無人だったカーボヴェルデの地に多様な人びと(白人と黒人)が送られ、この小さな空間のなかでひとの往来が繰り返された。これが、カーボヴェルデでクレオールが早い時期に形成された理由である。Davidson (1989: 11) によれば、クレオールとは人種を問わず、「植民地生まれのひと」を意味する。かれは、アフリカ人でもなく、ヨーロッパ人でもない、カーボヴェルデ人のアイデンティティをもった人びと(白人、黒人、混血)が 1700 年ごろに形成されたと指摘している。

では、カーボヴェルデ人とは誰を指しているのか。カーボヴェルデ人という場合、カーボヴェルデを

故郷とし、カーボヴェルデで話されている言語、すなわちクレオール語を話すひとのことであり、したがってカーボヴェルデにアイデンティティを見出すひとのことである。そしてアイデンティティを構築するには、カーボヴェルデ人同士による文化の共有が必要である。Peixeira (2003: 61) の以下の記述は、どのように黒人と白人、そして混血が文化を共有するに至ったのか、その要因を示している。

カーボヴェルデに定着していたヨーロッパ人にせよアフリカ人にせよ、干ばつや飢え、海賊の襲撃から逃れることができずにいた。その最中、白人と黒人のあいだで社会的成層があったにもかかわらず、互いに共通の意識や目的をもつようになり同じ船で航海をした。奴隷と奴隷主が相互理解を図らざるを得ない状況となり、次第に人種差別の壁を乗り越え白人と黒人は〈共存〉し始めた。

表 1. カーボヴェルデでおきた自然災害

年号	飢饉、早ばつ、噴火などの自然環境による出来事
1680	フォゴ島で地震が起き、噴火口のマグマが流れ、大勢の人がブラヴァ島へ避難する
1719	サンティアゴ島で飢饉が起きる
1773-75	・フォゴ島で大飢饉 ・フォゴ島民の人口が 5,700 人から 4,200 人に減少し、人肉を食すほど飢えていた ・人を売り食料を手にしていた。結果的に 1774 年 9 月から 1775 年 2 月までカーボヴェルデ全体で 22,666 人ものが亡くなった。また、マイオ島とブラヴァ島では家畜がすべて死に、大衰退した
1790	・バルラヴェント諸島とブラヴァ島で危機に陥る。 ・サントアンタウン島だけでも 800 人以上ものが死亡
1810	飢饉に陥る
1813	サンティアゴ島とマイオ島で危機に陥る。内陸部の田舎は壊滅する
1814	ボアヴィスタ島で飢饉が起きる。一部の島民がフォゴ島とサンニコラウ島へ逃亡する
1816	フォゴ島のシャン（おそらくシャン・ダス・カルデirasを指している）北部でマグマが 2 日で海に到達する
1831-33	・すべての島で飢饉が起き、全島でおおよそ 30,000 人の死者が出る ・サントアンタウン島だけで 13,000 人が死ぬ ・1831 年（人口 17,000 人）から 1834 年（人口 6,000 人）までのあいだで人口が半分以上に減少する
1845-46	サンティアゴ島とサンニコラウ島以外の島で雨量が少なく、収穫が不足する
1847	フォゴ島で火山が噴火し、マグマが流れる
1850-51	雨が少なく、収穫に失敗する

（出典：青木 2017: 19 を編集）

カーボヴェルデは 15 世紀から 18 世紀までに幾度となくフランス、英国、フランドル、ドイツの海賊の襲撃を受けている (Peixeira, 2003: 58)。つまり、海賊による襲撃から支配者と被支配者は、ともに逃亡し、共生または共存したことで、カーボヴェルデ人であるという意識が生まれたと考えられる。共生せ

ざるを得なかった状況は海賊のほかに、もうひとつの原因がある。18 世紀初頭には海賊による襲撃が収まるが、それと同時期にカーボヴェルデで深刻な自然災害に悩まされることになる(表 1)。たとえば、1680 年には地震が原因で火山が噴火し、これによりフォゴ島民はブラヴァ島へ避難した。そして 18 世紀から 19 世紀にかけて幾度も大災害、大飢饉が起き、カーボヴェルデの奴隷主、奴隷、自由黒人などのあいだに存在した不当な関係性は、維持できる状況でなかった。少数であった奴隷主は権力を失い、黒人奴隷のアフリカ文化の存在感が徐々に増していった。人びとは生き延びるためにともに生活を送ったのである。次第にその人びとは、共通の意識と共有する文化を創造し、自らの地＝故郷に対して忠誠心 (Davidson 1988: 14) をもつようになり、カーボヴェルデ人が誕生した。Davidson (1988: 32) は、カーボヴェルデ人としてのあらたなアイデンティティを「カーボヴェルデ性」⁶⁾という用語であらわしている。

カーボヴェルデは均質的な社会へと変化した。カーボヴェルデの人びとは、ヨーロッパ人でもなく、完全にアフリカ人というわけでもない。かれらはカーボヴェルデ人であることに誇りを感じているのである。この『カーボヴェルデ性』は、黒人奴隷とその子孫が創造した文化によって生まれたものであるから誇りを感じることができ、(…)したがって支配者の文化とは異なる。

白人と黒人が共存したことによって生まれたカーボヴェルデ人としての共感、階層間の不当な関係を消化させた。そのなかで絶えず黒人奴隷が継承してきた文化である音楽は重要な役割を果たした。音楽は、黒人と白人による異種混雑が生じたことによってカーボヴェルデの文化として受け継がれていった。これをカーボヴェルデのなかのクレオール化したアフリカとして解釈できる。

次節では、奴隷制時代から伝えられてきた音楽に着目し、カーボヴェルデのなかのアフリカについて考察を加える。

2. 音楽をととして伝承される「アフリカ性」

西アフリカ音楽を起源とするバトック *batuku*⁷⁾は、黒人奴隷がカーボヴェルデへ連れてこられた際に、唯一伝承することができた文化であり、カーボヴェルデ最古の音楽である。バトックは 19 世紀までカーボヴェルデ全島で歌われていた。黒人奴隷貿易が大繁栄していた 16 世紀以降は、奴隷に太鼓などの楽器をつくることが許されておらず、また奴隷制廃止後の 20 世紀初頭までは、バトックの演奏自体、ポルトガル人によって禁止されていた。アフリカは、ポルトガル人から「未発達文明」であると考えられ、バトックは「黒人の音楽」として侮蔑されてきた。いずれにせよ、不毛の地であったカーボヴェルデには、「楽器をつくるための木材や動物(動物の皮が太鼓をつくるには必要)などが存在しなかった。そのため、夜中になると黒人奴隷は、腿を楽器代わりにもちいて踊ったり歌ったりしていた」(Gonçalves 2006: 19; 24-25)。

バトックは、サンティアゴ島の伝統音楽としていまなお演奏されているが、奴隷制時代(とりわけ 16 世紀～18 世紀)におけるバトックは、フィナソン *finação* と呼ばれる歌の形式が主流であった。Hurley-Glowa (1997) によれば、フィナソンは音楽ジャンルというより、詩の朗読に近く、即興でおこなわれる。また、フィナソンの歌い手は、神、倫理、良きおこない、教育など、日常生活のなかで必要な知識や思想について語る (Nogueira 2015: 37-38 からの引用)。

アフリカ音楽バトックにかんするこれらの記述をみただけでわかるとおり、植民地支配者は黒人文化を否定的にとらえていた。これは植民地主義政策において至るところでみられる。前節で説明した、カ

カーボヴェルデで起きた自然災害(干ばつ、地震、火山の噴火)と海賊の襲撃によって、白人と黒人、混血の共存という過程を経て、カーボヴェルデ人という共通意識が生まれた。しかし、その一方で、19世紀における植民地支配、そして継続的に起きた自然災害と海賊の襲撃といった厳しい環境下において、バトゥクを伝承していくことは困難であり、アフリカ起源の伝統文化を継承していくことは容易ではなかった。

3. クレオール化したアフリカ性の発展——舞踏バトゥクから歌謡モルナへ

Martins (1988: 138) がおこなった聞き取り調査によれば、「1860年の議事録において、市役所に勤めるソリス氏が『モルナ』と呼ばれるバトゥクに対して抗議していた」。この歴史的事実から、カーボヴェルデ人は植民地支配者に制御されることがない、べつの音楽を創造してきたことがわかる。その音楽こそがモルナ *morna* であった。モルナとは、現在、カーボヴェルデを代表する歌謡の名前であり、一説によれば、ボアヴィスタ島で演奏されていたバトゥクが発展したことで誕生したとされる (Gonçalves 2006: 80)。

この凄惨な歴史のなかで、精神的苦痛を抱えていた黒人奴隷は『マリ・シェタンティーナ』という曲を歌った (Lima 2002)。Lima (2002: 209-210) によれば、この曲は1785年ごろにつくられ、奴隷が置かれた状況の心的苦痛をあらわしている。その歌詞は残されていないため、支配者の言語であるポルトガル語で歌われたのか、あるいはかれらの母語であるクレオール語で歌われたのかは不明である。モルナ研究者 Dias (2011: 106) の聞き取り調査によれば、「ボアヴィスタ島の黒人奴隷のあいだでは、歌詞がないメロディーのみが演奏され、それは悲観、ノスタルジア、苦悩について表現していた」。ここでは、モルナが黒人奴隷の精神的苦痛が込められたメロディーであることが重要である。奴隷によるセンチメンタルに歌われたモルナは、ときに遠い母国アフリカを想って歌われることもあった (Lima 2002: 226)。

興味深いことは、これらの奴隷がアフリカから連れてこられた奴隷だけではないということである。Dias (2011: 106) の聞き取り調査によれば、ボアヴィスタ島には西アフリカの奴隷以外に、ブラジルから送られた黒人奴隷もいたという。ブラジルから売られてきた奴隷がどこを母国と感じていたかは不明であるが、間違いなく西アフリカの黒人奴隷同様、精神的苦痛を抱えていたはずである。

さて、黒人奴隷たちの精神的苦痛の想いは、奴隷によって「ソダーデ」*sodade* という語で表現された。ソダーデとは、一般的に「郷愁」という意味でもちいられるポルトガル語のサウダーデ *saudade* から派生した。音楽をとおして表現される「サウダーデ」と「ソダーデ」では、歌い手の心情が異なるが、ここでは詳細には立ち入らない。カーボヴェルデ人は、ポルトガル語由来であるソダーデという語をモルナの重要な要素として組み込むことによって、みずからのアフリカ性を継承することにつながったことが考えられる。カーボヴェルデの奴隷はソダーデを抱くことで、精神的苦痛からの解放とカタルシスを感じた。

また、黒人奴隷の文化を継承するために、モルナに組み込まれたあたらしい音楽がある。音楽学者 Martins (1988: 44) によれば、「17世紀、詩人 Caldas Barbosa がブラジルのルンドウン⁸⁾をリスボンのサロンで流行させ、次第にカーボヴェルデへ伝えられるようになった」。また、「1800年ごろには、ブラジルのモジーニャ *modinha* の影響が強かった」ことも示している (Martins 1988: 46)。ブラジルのモジーニャとルンドウンがカーボヴェルデに伝わり混淆したことにより、ボアヴィスタ島で歌謡モルナが形成された。つまり、黒人奴隷は、バトゥクに代わり、モルナのなかに自身のアフリカ文化と支配者のポルトガルの要素を融合させることで、かれらの「伝統」を創造したと解釈することが可能である。

次第に、モルナはほかの島へと伝播し(ボアヴィスタ島→ブラヴァ島→サン・ヴィセンテ島→全島)さらなる発展を遂げた(青木 2017: 137)。ブラヴァ島では、白人の上流階級者によってモルナがクレオール語とポルトガル語で歌われ、ポルトガルの要素が取り入れられた。

サン・ヴィセンテ島へモルナが伝播した 20 世紀初頭になると、モルナは全島民に共有された。モルナの形成以前までは、バトゥクがカーボヴェルデ全島に根づいていたが、カーボヴェルデ人のあいだで共有することができる唯一の文化としてモルナがクレオール文化を表象するに至った。その最大の理由は、すべての歌がクレオール語で作詞されたからである。これがカーボヴェルデにおけるポルトガル人に対する文化的抵抗であったことは明らかである。これらの分析から、カーボヴェルデ人は植民地支配者に制御されない、あたらしい音楽の創造に成功したと考えられる。

おわりに

本稿は、「ブラジルのなかのアフリカ」を対象化させることを目的に、カーボヴェルデにおけるアフリカ性について、音楽とのかかわりにおいて通史的に分析した。とりわけカーボヴェルデにおける奴隷と支配者の歴史的過程のなかで、どのようにアフリカ音楽は継承されていったのかをみた。以下、本稿の目的にかんして重要であった点をまとめる。

第 1 に重要な点は、白人(支配者)、黒人と混血(被支配者)が、海賊の襲撃と自然災害が原因で共存せざるを得ない状況下に陥ったことである。このときに、奴隷主と奴隷という不当な関係が意味をなさなくなり、かれらが共存したことで「カーボヴェルデ人」という共通のアイデンティティが生まれた。それは同じクレオール語を話し、カーボヴェルデという地を故郷と感じはじめたことを意味する。

第 2 は、大多数であった黒人奴隷がアフリカ文化を継承していったことである。具体的には、バトゥクと呼ばれる音楽がアフリカ文化を表象し、のちにモルナに移行するまでカーボヴェルデのアフリカ性を担った。

第 3 は、カーボヴェルデ人によって、バトゥクがモルナと呼ばれる歌謡へ発展したことである。ポルトガル人によってバトゥクが制御されたことで、バトゥクが表象していた「アフリカ性」をモルナに転換させた。それにより、ポルトガル語由来である「ソダーデ」という、センチメンタルな想いをあらわす語をモルナに組み込むことによって、アフリカ文化をカーボヴェルデのクレオール文化に転換させた。

第 4 は、クレオール語で歌われるモルナがカーボヴェルデ人のあいだで大衆化したことである。モルナがカーボヴェルデ人のあいだで唯一共有できる文化として機能したことにより、カーボヴェルデ人はモルナを支配者に対しては「アフリカ性」として、アフリカに対しては「クレオール性」として、表象させたのである。このことは、カーボヴェルデ史にみられる最大の文化的抵抗であった。また、多層的な文化を構築し、継承したという事実は、カーボヴェルデ人が否定的にとらえられていたクレオールをみずからのアイデンティティとして受け入れることができたことにも多分に関係していることであろう。

【注】

1)ポルトガル語ではクリオウロ *crioulo* という語であらわされるが、本稿では日本語で馴染み深い「クレオール」の語をもちいる。

2)ここで論じる「クレオール性」という語はアンティルの知識人によって提唱された「クレオール性」*créolité* と必ずしも一致しないことには留意する必要がある。地理的にアフリカに位置するカーボヴェルデのクレオール性と、アンティル諸島の人びとがアフリカへの帰還といった歴史背景があるなかで芽生えた概念としてのクレオール性では、思想が異なるのは当然のことである。ただし、クレオールの

ひとによってその異種混雑性を肯定的にとらえる点においては、カーボヴェルデもアンティルの人びとも、同様の出発点に立っているといえる。

3) 黒人奴隷貿易の文脈であるため、移動というよりは、白人によって連れてこられたといったほうが適切である。

4) マルティニークのクレオールはフランス語ベースであるため、*créole* としている。ちなみに英語ベースだと *creole*、スペイン語ベースであれば *criollo* という。

5) ジャマイカはパトワと呼ばれるクレオール語を話し、英語ベースのクレオールに当てはまる。なお、ここで「パトワ」と記していることは、クレオールという語同様に、差別的な意味でないことを強調したい。

6) Davidson (1988) は英語で ‘Cape Verdeanness’ と記しているが、この語はカーボヴェルデ研究の文脈のなかでしばしば表現される ‘Caboverdianidade’ (Duarte 1999; Brito-Semedo 2006) というポルトガル語の訳をあてたものである。

7) カーボヴェルデのクレオール語では ‘batuku’ という語をもちい、ポルトガル語では ‘batuque’ と書かれる。本校では、カーボヴェルデのバトゥクについてのみ触れていることを踏まえ、Nogueira (2015: 18) の用語法を採用している。すなわち ‘batuku’ とは「サンティアゴ島の伝統として考えられている音楽」であり、‘batuque’ はアンゴラやブラジルなどのポルトガル語圏諸国にみられる音楽の一種である。その歴史的背景について Nogueira (2015: 23) は「ポルトガルの旧植民地だったブラジルやアフリカで、ポルトガル語の ‘batuque’ という単語は、黒人の音楽、または舞踏を意味していた」という。これに加え、ブラジルでは ‘batuque’ が宗教的特徴と強く結びつけられていることを考えれば、これらの用語法については議論の余地があるが、ここではカーボヴェルデの ‘batuku’ を ‘batuque’ と混同しない根拠だけに留めておく。

8) 原著には *doce lundum chorado* と記されている。ルンドウンは元来、アフリカ起源であるといわれているが、ブラジル人である Barbosa が手がけていた音楽は *doce lundum chorado* と呼ばれていた。ルンドウンという語自体も、*lundum* のほかに、*lundú* や *landú* などさまざまな綴りが存在する。

【参考文献】

- 青木敬 (2017) 『カーボ・ヴェルデのクレオール—歌謡モルナの変遷とクレオール・アイデンティティの形成—』、京都大学アフリカ研究シリーズ 018 号、松香堂書店。
- 西谷修 (2001) 「〈クレオール〉の多義性」『総合文化研究』(4): 98-108。
- BERNABÉ, Jean, CHAMOISEAU, Patrick, CONFIANT, Raphaël (1993). *Éloge de la Créolité*, Paris: Éditions Gallimard. (ベルナベ、ジャン、シャモワゾー、パトリック、コンフィアン、ラファエル (1997) 『クレオール礼賛』、恒川邦夫 (訳)、平凡社)
- BRITO-SEMEDO, Manuel (2006). *A Construção da Identidade Nacional: Análise da Imprensa entre 1877-1975*, Praia: Instituto da Biblioteca Nacional e do Livro.
- CARREIRA, António (1984). *O Crioulo de Cabo Verde: Surto e Expansão*, Lisboa: Gráfica Europam.
- CARREIRA, António (2000). *Cabo Verde: Formação e Extinção de uma Sociedade Escravocrata (1460 – 1878)*, Terceira Edição, Estudos e Ensaios, Praia: IPC.
- DAVIDSON, Basil (1989). *The Fortunate Isles: A Study in African Transformation*, Trenton: Africa World Press.
- DIAS, Braz (2011). “Cape Verde and Brazil: Musical Connections”, *Vibrant*, 8 (1): 95-116.
- DUARTE, Manuel (1999). *Caboverdianidade e Africanidade e Outros Textos*, Mindelo: Spleen.
- GONÇALVES, Carlos Filipe (2006). *Kab Verd Band*, Praia: Instituto do Arquivo Histórico Nacional.
- HURLEY-GLOWA, Susan (1997). *Batuko and Funana: Musical Traditions of Santiago, Republic of Cape Verde*, Doctoral Thesis, Brown University.

- LIMA, António Germano (2002). *Boavista, Ilha da Morna e do Landú*, Praia: Instituto Superior de Educação.
- MARTINS, Vasco (1988). *A Música Tradicional Cabo-Verdiana-I (A Morna)*, Praia: Instituto Caboverdiano do Livro e Disco.
- NOGUEIRA, Gláucia (2015). *Batuku de Cabo Verde: Percurso Histórico-Musical*, Praia: Pedro Cardoso Livraria.
- PEIXEIRA, Luís Manuel de Sousa (2003). *Da mestiçagem À Cabo Verdianidade: Registos de uma Sociocultura*, Lisboa: Colibri.
- QUINT, Nicolas (2000). *Le Cap-Verdien : Origines et Devenir d'une Langue Métisse*, Paris: L'Harmattan.

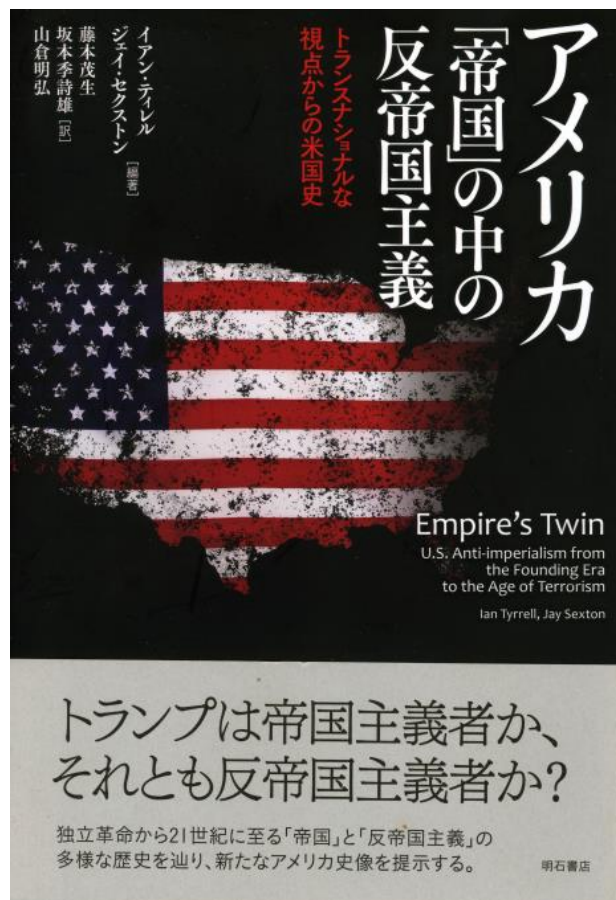
書評 イアン・ティレル／ジェイ・セクストン編著
藤本茂生／坂本季詩雄／山倉明弘訳

アメリカ「帝国」の中の反帝国主義

——トランスナショナルな視点からの米国史——

明石書店、2018 年、366 頁、3700 円+税

初谷譲次（天理大学）



はじめに

イアン・ティレル編著の待望の最新邦訳書である。ティレルはオーストラリアを代表する歴史家でトランスナショナル・ヒストリーの提唱者である。前著『トランスナショナル・ネーション——アメリカ合衆国の歴史——』（明石書店、2010 年）は、トランスナショナルな視点から、1789 年以降の米国の歴史を概観したものである。

米国史を専門としない評者は、ティレルのこの試みを理解するために『アメリカ史研究入門』（山川出版、2009 年）を参照した。同書は二部構成になっており、第一部は「通史編」で 1.

植民地時代、2. 独立戦争から南北戦争へ、3. 再建と金メッキ時代、4. 改革の時代とふたつの世界大戦、5. 冷戦期、6. 現代のアメリカという時代区分によって成り立っている。そして、第二部は「テーマ編」となっており、1. 歴史のなかの人種・エスニティ・階級、2. ジェンダーの視座から見るアメリカ史、3. 宗教と思想に見るアメリカの自己理解、4. コミュニティ、学校と「アメリカ人」の形成、5. ポピュラーカルチャーの見方と見え方、6. 歴史のなかの環境、7. 軍事思想・制度の歴史的変遷、8. 日本にとってのアメリカ、といういわばアメリカ史概説から抜け落ちる諸点を扱っている。つまり、通説的な「統合的な米国史」とは異なる多様で豊かな歴史像が描かれるようになってきているということである。

この学問状況を踏まえておくと、ティレルの主張がよくわかる。ティレルは言う。「これらの補足はしばしば申しわけ程度のものでしかないのが現状である。それよりもむしろ必要なことは、新たな研究を統合して、異なる種類のアメリカ史を生み出すこと」であると。つまり、多様な歴史像を補足的に付けたすのではなく、それを取り込みながら「新たなアメリカ史が構想されねばならないことを論じ、そのような歴史がどのようなものであるかについての概観を試みるものである」ということである。しかしながら、ここはこの試みがどれくらい成功しているかを評する場ではない。新著を紹介するために、ティレルの構想を復習しただけである。

さて、原著は *Empire's Twin: U.S. Anti-imperialism from the Founding Era to the Age of Terrorism* であり、直訳すると『帝国の双子——建国時代からテロリズムの時代まで——』ということになる。ティレルは「本書が主張したいのは、アメリカの反帝国主義が単にアメリカがたどらなかった道、あるいは政策を決定するうえで論戦に敗れた社会・政治集団の方針ではなくて、アメリカ帝国の重要な形成者であったということである」(18頁)。さらに、「アメリカにおいて、反帝国主義は帝国と双子の関係にあった」(15頁)と述べている。アメリカが帝国を形成していたのであれば、自らがそのように認識していたかどうかはともかくとしても、「帝国主義者」たちが国家権力を握っていることとなる。したがって、「反帝国主義者」は社会の周縁にいる人々やその支持者ということになるだろうが、実際は「アメリカにおける帝国批判の顕著かつ逆説的な特徴は、それが抑圧された人々のみからではなく、権力の回廊の内側にいる者たちからも生まれたということである。(中略) アメリカ帝国と反帝国主義は容易に切り離すことはできず、両者の運命は数多くの点で盛衰をともにしてきた」(15頁)。

ティレルは、イラク戦争において終始強硬な攻撃論を主張したラムズフェルド国防長官の言葉を引用している。「我々は帝国を求めているのではない。我々には帝国主義的な野心はないし、過去においても決してなかった」(13頁)。世界一の軍事力で他国に干渉する米国が「帝国」ではないとは、冗談としか思えない。しかしながら、ティレルはラムズフェルドの言葉を揶揄的に引用したのではないことを、次のように説明する。「ラムズフェルドは反帝国主義という言葉、外国への介入という密かに行う帝国主義政策に関する一情況の説明に利用し、あるいは、自らの行動が反帝国主義の伝統に結びついているという信念から生まれたものであるとさえ考えたのである」(17頁)。つまり、ティレルは「反帝国主義は帝国と双子の関係にあった」(15頁)と表現し、本書の題名としている。以上のような説明がないと題名の意味がわからないので、翻訳者は『アメリカ「帝国」の中の反帝国主義』としたうえで、副題に「トランスナショナルな視点からの米国史」と付け加え、米国史において「反帝国主義」が反主流派の思想や運動といった周縁的なものではなく、米帝国を形成する本流の一部を成していたというティレルの主張を明確にしている。

本書は、2011年にオックスフォード大学で開催された研究プロジェクト会議の成果である、

出席者の論文集ということであるが、全体としてひとつの米国史となるように編集されており、トランスナショナルな視点から米国史を再構築するというティレルの構想に基づくものとなっており、いわば前著の双子のもうひとりということになるのか。

1. 本書の構成と概要

本書の構成は次のとおりである。

日本語版への序文 [イアン・ティレル]

序章 アメリカ反帝国主義の研究史 [イアン・ティレル、ジェイ・セクストン]

第Ⅰ部 19世紀における征服者と反植民地主義

第1章 初期アメリカにおける帝国主義とナショナリズム [ピーター・S・オヌーフ]

第2章 帝国と植民地支配に抵抗するアメリカ先住民 [ジェフリー・オスラー]

第3章 南北戦争期における「アメリカ独立宣言の帝国主義」 [ジェイ・セクストン]

第Ⅱ部 反帝国主義と新たなアメリカ帝国

第4章 1898年以降、アメリカの海外領土における反帝国主義 [ジュリアン・ゴー]

第5章 アメリカの反帝国主義とメキシコ革命 [アラン・ナイト]

第6章 反帝国主義、伝道活動、そしてキング＝クレーン委員会 [ウサマ・マクディシ]

第Ⅲ部 反帝国主義におけるその範囲と限界

第7章 ウィルソン時代のグローバルな反帝国主義 [エレッツ・マネラ]

第8章 フェミニスト研究史、反帝国主義、脱植民地化 [パトリシア・A・シェクター]

第9章 資源利用、環境保全、反帝国主義の環境的限界、1890～1930年頃 [イアン・ティレル]

第Ⅳ部 アメリカ帝国の時代における反帝国主義

第10章 冷戦初期におけるアメリカ反帝国主義の推進 [ローラ・A・ベルモンテ]

第11章 ヴェトナム戦争時代における支配階級の反帝国主義 [ロバート・バザンコ]

第12章 ポストコロニアル世界におけるアメリカ反帝国主義の行方 [イアン・ティレル、ジェイ・セクストン]

第Ⅰ部は、19世紀米国の反帝国主義の強い伝統と帝国との逆説的な共生的関係が探求される。第1章でオヌーフは、イギリスという「帝国」を拒絶しながら独立後の米国人は自由と民主主義の「帝国」を建設していったという。しかも、独立後の反英感情をもつ米国人は、「帝国」をイギリスの狡猾な影響力と覇権に重ねあわせることによって、自らを「反帝国主義者」とみなすことができた。「独立後のアメリカ人は、古いイギリス帝国の束縛を解き、環大西洋世界を支配するその構造を破壊したが、アメリカ人は旧帝国に代わってアメリカ西部に移住する開拓者、土地投機家、奴隷所有者たちのエネルギーを解き放ったのである」(40頁)。つまり、米国人は「反帝国主義」という名のもとに「イギリス帝国が精力的に推進した植民活動の勢いを維持することを決心していたのである」(40頁)。

第2章でオスラーは「イギリス帝国への不満は帝国主義への拒否を必然的に伴うものではなかった。むしろ、アメリカ人がつくり上げようとした国家アイデンティティは、「自由の帝国」を創造する野心と結びついていた」とオヌーフの主張を要約したうえで、「土地投機家、自営農民、プランターが渴望した土地に住むアメリカ先住民であるインディアンはどうなったのである

うか」と問い、「アメリカによる北米大陸での帝国建設とそれに抵抗し非難するインディアン」の言葉を、政治的・経済的自治を保持する彼らの反帝国主義運動として、また従属状態から脱出する彼らの反植民地主義運動として、言及することにする」(61 頁)としている。

ショーニー族酋長テカムセは言う。イギリスは先住民を裏切ったが、それに代わるアメリカ人も我々に暴力の限りをつくした。アメリカ人は信用できない。演説のあとテカムセは部族連合強化のために各地に出向き支援を求めた。米国政府は武力でこれを制圧した。ピークオット族のウィリアム・エイペスというキリスト教牧師は、植民地支配に抵抗する著作を書いた最初の人物である。エイペスはヨーロッパ系アメリカ人の人種的優位に疑問を投げかけた。チェロキー族は強制移住に抵抗するために国家建設に乗り出し、連邦政府から主権国家として承認を受けた。植民地権力を模倣することによる抵抗であった。

先住民による武力抵抗がもっとも成功したのは、大平原地帯であった。ラコタ、アラパホ、シャイアン、キオワ、コマンチェの諸部族が 1870 年代まで自らの土地と政治的自立を守った。19 世紀末における最大の反植民地運動であるゴーストダンスは、パイユート族のウォヴォカという預言者によって始められた。アメリカからインディアン以外の人間は消滅すると預言した。キリスト教を自らのものとして取り入れたことも特徴的であった。帝国主義と植民地主義に対する先住民の長い闘いの歴史は、コロンブスのアメリカ大陸到達 500 年祭における「我が同胞の徹底的な破壊の 500 年」というチェロキー族の女性の叫びに表れている。

第 3 章でセクストンは、反帝国主義が 1898 年という米国の海外での領土膨張政策に対するものとして理解されがちなため、これまで語られてこなかった南北戦争期について考察している。同時期の反帝国主義の概念は、ひとつには米国独立革命の記憶として形成された。つまり、南北両セクションの衝突は伝統的な反帝国主義の概念によって理解され、独立宣言や合衆国憲法は異なる政治的目的に利用されたのである。他方で、同時期の反帝国主義は持続するイギリス帝国に対する（多分に仮想的）闘いでもあった。すなわち、南北両セクションはともに奴隷制論争をイギリスの脅威という観点から展開した。南部は北部をイギリスの反奴隷制運動の手先であるとみなした。逆に、北部は南部をイギリスの貴族制を模倣し新植民地主義的依存を隠蔽しているとした。「以上のように、南北両セクション間の対立を独立革命の記憶と、同時代に進行中のイギリスとの争いに位置づけることによって、南北両者はともに、自らの大義を自己正当化し、想像上の反帝国主義的伝統と一致させることができた」(90 頁)。そして、南北戦争期の反帝国主義は、米国の帝国主義的な国家事業を制限することもあればむしろ推進する場合もあった。西部の開拓と移民は反帝国的なこととして加速された。南北戦争期は、米帝国の拡大の基礎が築かれた時代であったと結んでいる。

第 II 部は、20 世紀への転換期 (1898～1934 年) において北米大陸以外での米国の武力行使が増加するにつれて、反帝国主義が国の内外に拡大し進化していくことについて論じられる。

第 4 章でゴーは、多くの米国人が海外帝国に誇りを輝かせていた 20 世紀初頭において、帝国主義を批判したデュボイスの活動と挫折を冒頭に触れたうえで、フィリピン、プエルトリコおよびグアム島という海外の植民地住民による反帝国主義の実践を明らかにしていく。プエルトリコの反帝国主義運動の悲劇はその指導者がアメリカ例外主義を信奉していたことである。自由を抑圧するヨーロッパの帝国とは違って、米帝国は新たな領土を一人前の州として統合する「自由の帝国」であると信じていた。しかし、現実には米国の州の地位を獲得するという目的はかなわず、「未統合のテリトリー」という地位が宣言され、「自由の帝国」の限界が露呈した。他方で、フィリピンの反帝国主義者にとってはつねに国家の独立こそが目的であった。アメリ

カ例外主義の歴史では、フィリピンに独立を与えることに米国が積極的であったと語られるが根拠はない。フィリピンの独立を求める米比戦争（1899～1902年）では40万人のフィリピン人が犠牲となった。また、グアムは1898年から1950年まで米国の軍事支配下におかれた。植民地支配から脱して「永久的な政府」を作ることと島民の米国籍をグアムの反帝国主義運動は要求した。グアムの運動はプエルトリコやフィリピンといった他の植民地の地位を参考にしており、反帝国主義が植民地をまたいで拡大したことを示している。

第5章でナイトは、メキシコ革命（1910～1940年）の文脈で米国の反帝国主義の意味を検討しその役割を評価する。ナイトはまず、帝国主義や反帝国主義について散漫な説明をすることは不適切であると断じる。なぜなら、同じ思想（人種、神の摂理、文明化の使命）が帝国主義・反帝国主義の分水嶺の両側に見つかるからである。それは、直接的で威圧的な帝国主義と平和的で非威圧的な帝国主義が存在するからでもある。メキシコに関しては、1910年から1920年までは威圧的、1920年以降は非威圧的な帝国主義的介入が顕著であった。そして、反帝国主義の性格は抵抗の対象となる帝国主義の種類が決定的に関わっている。メキシコへの反介入主義者を、「反帝国主義者」とも「ソフトな帝国主義者」とも呼ぶことができる。反介入（ソフトパワー）を支持したのは実業界でありその目的は利益を生む投資であった。ここに帝国主義の両義性が表れている。安価な手段で利益を守ることができるソフトな帝国主義が20世紀の米帝国を創造したのだ、とナイトは結んでいる。

第6章でマクディシは、中東のケースについて同様のテーマに取り組んでいる。現在の中東においては反米主義が感情的に表現されるものの、20世紀転換期においては肯定的なアメリカ像が広まっていた。しかしながら、当時の中東に「善意のため池」を築いていたと言われる米国人宣教師の博愛精神を否定することはできないが、彼らは人種差別的な温情主義にとらわれ人種的階層制の見方を普及させ、結果的には米国による中東への博愛主義的・反帝国主義的介入の一因となったという。宣教師たちの植民地主義的な志向と帝国との連携は、「キング＝クレーン委員会報告」（トルコ委任統治に関する連合側委員会のアメリカ調査団報告書）のなかに如実に見いだされる。この報告書は、中東のアメリカ宣教師による取り組みの世俗化を表すものであり、「善意のため池」の時代から西欧、最終的には米国による中東における覇権の歴史の土台を作るものであった。同委員会では中東問題への米国の強力な外交的関与を象徴しており、そのため米国が同地域にいかなる政治的野心も持たないこと（無欲な慈善）を力説した。委員会報告は中東に対する英仏の帝国主義的な構想から逸脱しており、最終的に握りつぶされた。米国政府は英仏の中東分割案を受け入れ、「門戸開放された」経済的な参入を実現した。そして、1948年の親イスラエル政策によって中東における米国の役割は劇的に変化した（米国例外主義への幻滅）。その結果、米国の宣教師が植民地主義の橋頭堡にすぎなかったという考えが強化された。

第Ⅲ部は、第一次世界大戦後に反帝国主義がグローバルな秩序の再編を求める原理となったことを明らかにしたうえで、しかしながら米帝国の建設を防ぐことができなかったように、その活動には米国内において限界があったことを分析する。

第7章でマネラは、1919年の戦後処理は帝国主義秩序の勝利として捉えられがちであるが、実際には帝国主義秩序の解体の始まりを画すると主張する。1919年の「ウィルソニアン・モーメント」が世界の反帝国主義に与えた刺激を中国、インド、エジプトといった植民地世界に光をあてて検証する。レーニンは「民族自決権」という言葉を帝国支配からの離脱の権利と定義していたが、ウィルソンは人民主権、同意による統治という啓蒙思想由来の概念でとらえてい

た。しかしながら、ウィルソンの演説における「民族自決」という表現は急進的な調子で受け取られ、植民地諸国の民族主義者たちによって反帝国主義的言説のなかに活用された。ウィルソンの演説は「14 カ条」を含め通信技術の発展によってグローバルに蔓延し、とりわけ植民地世界で反帝国主義のトランスナショナルな動きが始まった。パリ講和条約はヨーロッパ帝国主義の拡張をうながすものと解釈されるが、実際はその正当性が致命的に傷つけられ、ヨーロッパ帝国主義の終わりの始まりを画するものとなった。なぜなら、「反帝国主義は恐慌と戦争を通じてグローバルに広がり強まり続け、第二次世界大戦後の数十年間の大規模な脱植民地主義の波の中で、国際社会の根本的再編成という成果をあげた」(191 頁)。ウィルソンによって象徴される思想(反帝国主義)は国際連合の構造のなかで法制化されたのである。

第8章で、シェクターは、反帝国主義が米国のフェミニスト研究においてどれほど表現されてきたか(こなかったか)を探求することで、米国の反帝国主義の限界を浮き彫りにする。具体的には、1896 年の「インディアンテリトリーの婦人キリスト教禁酒同盟」および 1934 年の「南北アメリカの女性連合」のふたつのフェミニスト運動が掲げる旗(主張・象徴するもの)が、帝国と国家に対する女性の関係性を把握するために歴史家が使う範疇をどのようにゆさぶり越境するかについて述べる。「人種」を帝国が及ぼすおもしろな結果だとすると、両フェミニスト運動が掲げる旗は、「排他・分離」「包摂・融合」両者への抵抗の印である。つまり、植民地状態を拒絶するもの、「脱植民地化」という語彙で解釈する。なぜなら、「米国の反帝国主義」がテーマになるところでは、「女性」という名の下にあるのは「白人女性」についての研究だからである。反帝国主義連盟(1898~1902 年)は、「米国における領土拡張と支配のための戦争」「世界の非白人への支配」のふたつに目をつぶることが許されると理解していた。反帝国主義は「白人米国人」のための民主主義を保護することに関心があるのである。このことは米国の女性活動家の「フェミニスト的オリエンタリズム」と呼応している。またスピヴァクは、女性としてのサルタンはその声を聞いてもらうことも読んでももらうこともできない、という。両フェミニスト運動は学問的範疇のなかに自らの立場を確立していない一連の代役的活動である「生活様式としての反帝国主義」を構成しうる。つまり、反帝国主義の限界である脱植民地化の政治力学の欠如を、両フェミニスト運動は浮かびあがらせてくれる、ということになるのか。

第9章でティレルは、米国において公式および非公式の帝国主義が隆盛した時期(1890 年代~1930 年代)において、環境に基づく帝国批判が展開せず、反帝国主義は自然保全主義とは緊密な関係を持ってこなかったことを明らかにしている。反帝国主義者にとって、米国の歴史そのものが、自由を拡大するアメリカ例外主義の論理として説明されうるものであり、現地の住民に与えた損害に対して無頓着であった。土地やその資源へのつながりを奪われ植民地化された人のことを重視できなかったことは、米国の反帝国主義の大きな欠陥であり、現在も継続している。反帝国主義は公式の帝国にのみ批判を向け、米国の門戸開放政策という非公式な帝国主義とは調和したのである。米国は自前の資源を大量に有しており、門戸開放は自国の農産物や工業製品の市場と理解されていたからである。実際は門戸開放は、非西洋世界が持つ資源をあらゆる国が手にいれることを意味していたのである。そしてティレルは「社会生態学に根ざし、環境思考に基づく反植民地運動は、植民地の被支配者たちの間でのみ存在した」(233 頁)と結んでいる。

第IV部は、第二次世界大戦後の米国興隆期における反帝国主義の本質を考察している。まず第10章でベルモンテは、東西冷戦期における米ソのプロパガンダを考察の対象とし、米国政府が民主主義的資本主義に対する共産主義者の攻撃に反論したり、植民地主義を免れた国民と

して米国人を称賛する手段として、反帝国主義を宣伝活動に利用したと述べる。米国政府関係者は、民主主義的資本主義の売り込みに成功するためには、米国の外交政策が反帝国主義的性格をもつことを外国の人に納得させる必要があった。しかし、それは容易ではなかった。他方で、ソビエト連邦は世界中に拡散したラジオ放送や印刷物を使って米国の帝国主義や拡張主義を宣伝していたからである。そのうえ、ソビエト連邦の拡張主義と諸国の従属化に対抗するために、米国は第三世界における干渉主義的傾向を強めていったのである。米国情報庁長官アレンは嘆く「我々が、台湾、韓国、南ヴェトナムのような『独立国』を完全に支配し、また他の国々をある程度支配することにより、我々が政治的帝国主義者になっていると思われる」。そして、ベルモンテは「民主主義的資本主義を国際的に推進する計画の多くは成功した一方で、アメリカの反帝国主義のメッセージは全く受け入れられなかった」（253 頁）と結んでいる。

第 11 章でバザンコは、ヴェトナム戦争時代（1960 年代）の米国支配階級（軍幹部、銀行家、実業家）は戦争拡大に反対の声をあげていたことを明らかにしている。しかし、その反帝国主義的言説の意図は、米帝国主義が及ぼしているヴェトナム、イラン、グアテマラ、キューバ等への破壊的影響に対して批判する学生や若い活動家（民主化のための学生運動）とは異なり、国益と自らの階級の利益を損なうという理由によるものであった。米国政策立案者はヴェトナム介入を共産主義封じ込めにおいて重要な政策であるとみなしていた。他方で、軍幹部は、ヴェトナムは国益にとって死活的な重要性をもたず決して軍事作戦の成功につながるような地域ではないと考えた。また、ヴェトナム戦争は「国際収支の赤字」と「金の流出」という戦後米国経済の二大欠陥を悪化させ、米国のグローバル経済力を維持するためにはインドシナからの撤退が唯一の選択肢であることを、財界の支配者層は悟っていた。「ヴェトナム戦争をめぐる軍の異議申し立てとウォール街からの警告が結合したことに関しては、1945 年以降のアメリカの帝国主義と反帝国主義に関するいかなる議論においても、考察しなければならない」（271 頁）。この反帝国主義は「アメリカ帝国主義制度そのものを全てにわたって非難する」のではなく「帝国主義的過剰介入という特定の政策に対する批判」であり、その目的は「アメリカのグローバルな権力を維持し増強すること」であった。バザンコは、「ヴェトナム戦争は、帝国の一つの戦略の終結と次の戦略の開始を画したのであった」と結んでいる。

最終章（第 12 章）は、本書編者のティレルとセクストンが担当している。反帝国主義は批判対象となる帝国主義があつてこそ存在するとしたうえで、1870 年代から 1950 年代にかけて反帝国主義はヨーロッパにおける諸帝国の存在と、それに対する批判と結びついていた。この最終章は、旧来の諸帝国における脱植民地化が地球規模で進展した 1945 年以降を扱っている。つまり、本格的で永続的な植民地支配から切り離された時代における変わりゆく帝国主義との関連において反帝国主義が考察される。さらにグローバル化として解釈される 1970 年代以降の世界にあつて、帝国主義がますます目に見えない形態をとるようになった時代の反帝国主義の様相を検証している。1945 年以降の米国は、1898 年を特徴付けたような本格的な帝国主義の形態をとることはない。むしろ、米国現代史家、ポール・クレイマーが「国家を基盤とする帝国」と呼ぶところの、米国が目指す理念に共感する国民国家を育成することで、本格的な植民地主義を実現するための犠牲を避ける戦略をとる。しかし、「国家を基盤とする帝国」も時には他国に直接介入する場合もあった。北ヴェトナム、カンボジア、ラオスなどの共産主義地域である。とりわけヴェトナム戦争は米国の反帝国主義を復活させたが、それは守備一貫した帝国批判ではなく東南アジアの戦争終結に特化していた。そのため、ヴェトナムから米軍が撤退した 1973 年以降は、反帝国主義感情は低下の一途をたどった。同年、南米チリのアジェンデ政権の転覆

に米国のCIAが関与した際にも、米国の反帝国主義は盛り上がりを見せなかった。

1989年にベルリンの壁が崩壊し、1991年にはソビエト連邦が崩壊し冷戦が終結した。冷戦時代は米ソ双方とも相手を帝国主義者と呼び、自らを反帝国主義者と名のつた。ソ連の崩壊は自由主義の勝利を意味する。自由主義の政治体制は帝国ではありえず、帝国主義の終焉を告げるはずであった。しかし現実には、領土支配に基づく帝国主義を超越し、非国家的で脱領土的な「帝国」が、ネットワーク化された力をもつトランスナショナルな制度として存在する、とネグリとハートは言う。二人は、グローバル化による権力空間の解体という観点から反帝国主義を再概念化した。米国の反帝国主義は、2003年のイラク侵攻に対する反戦デモというかたちで再燃した。戦争は実行され、反帝国主義は成果をあげることができなかったが、世界60カ国で示威行為がおこなわれるというトランスナショナルな広がりを見せた。ヒラリー・クリントンのように武力行使に賛成した民主党議員は政治的代償を払い、反対したバラク・オバマのような議員は政治的利益を得た。オバマは大統領に就任するとイラクからの撤退を実施し反帝国主義のアメリカという見解を広めようとした。米国の反帝国主義は首尾一貫した論理をもつイデオロギーではなく、自由主義と共和主義という伝統的な思想に深く編み込まれていたのである。

最後に、「グローバルな統合と米国の超大国主義が見られるポストコロニアル時代における反帝国主義に関して結論づけられることは何なのか」(302頁)と問う。第1に独立と19世紀に出現した反帝国主義の伝統は今も生きていること、第2に米国の反帝国主義はトランスナショナル化していること、第3にグローバル化する世界にあって帝国の形態が変化することについて反帝国主義も変化したこと、第4に政治勢力としての反帝国主義が帝国の活動を規定する(本格介入を避け秘密工作を好む)など複雑な結果をもたらしたことである。そして、ふたりは「帝国主義が今後も展開し続けるように、反帝国主義も同様に展開し続けるということである」(304頁)と本書を結んでいる。

2. 本書へのコメント

米国史を専門としない評者にとって本書の通読は正直言って骨の折れる作業であった。米国と長い国境を接するメキシコ史を専門とする評者の率直な読後感「足を踏まれた側はその痛みを忘れないが、逆に踏んだ側はすぐに忘れるか、踏んだことにも気づかないものだ」である。先にも引用したが、ブッシュ大統領のもとで国防長官を務め、イラク戦争では政権内で強硬な攻撃論を主張したことで知られるラムズフェルドは「我々には帝国主義的な野心はないし、過去においても決してなかった」と述べたというエピソードが紹介されている(13頁)。また、ブッシュ大統領自身も「アメリカはこれまで帝国であったことはない」(291頁)ときっぱりと主張した。

米墨戦争(1846～1848年)によって国土の半分を奪われた(と信じる)メキシコ人にとって、米国は常に北の巨人であり帝国であり続けている。評者がフィールドとするメキシコ南東部キンタナロー州にあるカリブ海リゾートのカンクンは、別名グリンゴ・ランド(グリンゴは米国人の蔑称)と呼ばれる。一泊200～300ドル以上の高級ホテルが立ち並ぶホテル・ゾーンには昼夜をとわず米国人があふれ大騒ぎしている。ホスト側にいるメキシコ人と仲良くなるにはグリンゴ(米国人)の悪口をいえばよい。すぐに意気投合できる。

メキシコとの長い国境を越えて米国に不法入国する「ウエットバック」(河を泳いで越えるためこう呼ばれた)を起源とするヒスパニック系住民が4000万人以上と言われる米国。そのヒス

パニック系住民を米国に麻薬などの害悪をもたらすと決めつけ、国境に万里の長城を築きメキシコ政府に代金を請求すると言いきったトランプ大統領をメキシコ人はどのように見ているのだろうか。本書は、副題にあるようにトランスナショナルな視点から米国の反帝国主義の歴史を探究している。米国史を専門とする読者はともかく、一般には本書を手にしたさい、「帝国」の歴史でも、「帝国主義」の歴史でもなく、米国の「反帝国主義」がテーマなのか、と違和感を覚えるに違いない。しかし、本書を読み進めるうちに米国に「足を踏まれた」と思っている側からは想像できない「足を踏んでいる」側の論理が理解できるようになる。世界で利他的に行動できると信じるアメリカ例外主義である。米国は反君主政思想と共和主義を国家の起源とした。「その後の世代のアメリカ人は、アメリカ独立革命を反帝国主義の起源、新しく文明化された世界秩序の始まりとして考えるようになった」(21頁)。そして、今日にいたるまで米国において反帝国主義の思想は連続しているが、批判の対象になる帝国(主義)そのものが常に変化する対象であることから、無数の相違や論点が存在する。

編者が意図していることとは異なるが、まずは「トランスナショナルな視点」とは読者にとっては外から米国の国境を越えて「内側からの視点」を得ることなのである。なるほど、先住のインディアンを強制移住させて米国の領土を拡大することも、メキシコの領土を獲得することも、メキシコ革命に介入することも旧世界の諸帝国の地位を弱体化させるという反帝国主義を根拠にすることで正当化することが可能なのだ。「自らを『帝国主義者』と考えるアメリカの政治家はいないが、彼らのほとんど全員が『反帝国主義者』であると公言している」(15頁)。本書を通して印象的なのは、米国における帝国(主義)と反帝国主義の境界線が曖昧であることである。「アメリカ帝国と反帝国主義は容易に切り離すことはできず、両者の運命は数多くの盛衰をともにしてきた。(中略)要するに、アメリカにおいて、反帝国主義は帝国と双子の関係にあった」(15頁)。

評者はハラスメントの被害者と加害者を思い浮かべた。加害者は言う「そんなつもりはなかった」。被害者は言う「あなたの言動は私を傷つけた」。「米国第一」を唱え他国に様々な要求をするトランプ大統領、アフガン侵攻・イラク侵攻のブッシュ大統領、パナマ侵攻と湾岸戦争の父ブッシュ大統領、グレナダ侵攻のレーガン大統領、ヴェトナム戦争のケネディ大統領・ジョンソン大統領、「海の前線ティア」開拓を推進し米西戦争、ハワイ併合、フィリピンとキューバの保護国化を実施したマッキンリー大統領、「自由の帝国」を提唱し領土拡大を推進したジェファーソン大統領、等々米国歴代大統領が帝国主義的意図をいっさい否定しようが、反帝国主義者を自認しようが、他国への介入は「帝国主義的」行為と受け取られるのである。それでも、米国という「私はあなたを傷つけるつもりなどなかった。あなたを(悪の)帝国から守ろうとしたのだ」と。

アメリカ例外主義に与しないというトランプ大統領に投票した米国人もまた、「愛他的」振る舞いで国内の労働者を置き去りにしてきた歴代大統領に足を踏まれていたのかもしれない。トランスナショナル(国の内外、あるいは双方向的)な視点でものごとを考えなくてはならないことを読みやすい日本語で教えてくれる一冊である。

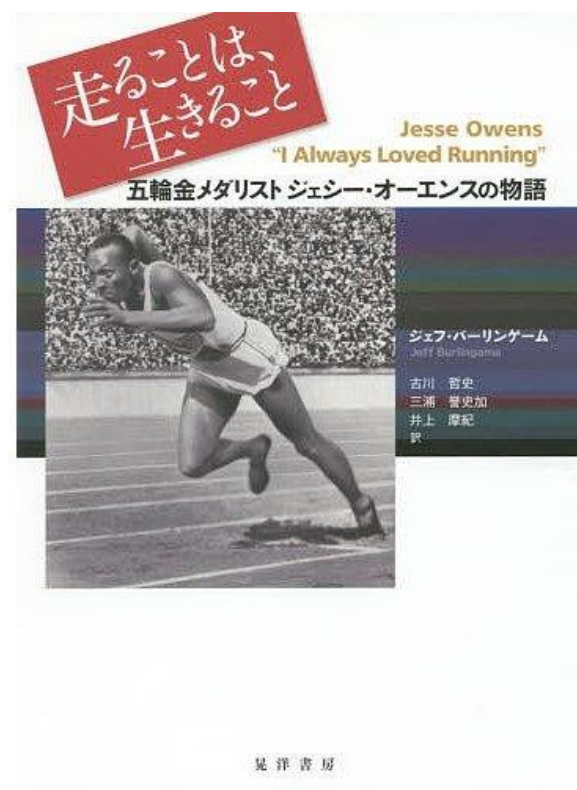
書評 ジェフ・バーリングゲーム著
古川哲史／三浦誉史加／井上摩紀 訳

走ること、生きること

——五輪金メダリスト ジェシー・オーエンスの物語——

晃洋書房、2016 年、112 頁、1600 円+税

上谷聡子（天理大学）



はじめに

本書は、1936 年にドイツで開かれたベルリン・オリンピックで、100m・200m・400mリレー・走り幅跳びの 4 種目すべてにおいて金メダルを獲得したジェシー・オーエンスの一生が書かれた邦訳書である。原書『Jesse Owens “I Always Loved Running”』は、ノンフィクション作家ジェフ・バーリングゲームが手掛け、2011 年にアメリカで刊行された。なお、この原著タイトルを直訳すると、『ジェシー・オーエンスーわたしはいつも走ることが好きだったー』となる。しかし、邦題では『走ること、生きること ―五輪金メダリスト ジェシー・オーエンスの物語』と付けている。訳者のひとりである古川氏が敢えて「走ること、生きること」と付けたのだが、その理由を「差別と貧困の環境で育ったオーエンスは、走ることに目覚め、走る

ことに自由を見つけ、走ることを好きになり、やがて生涯、走ることが彼の人生の柱となった。走ることがオーエンスの力であった」(108 頁)と解説で述べている。このような視点をもって読み進めることで、本書にはオーエンスの一生を描いている以上のものについても書かれていることを、読者に感じ取ってほしい。それでは、8 章構成 112 頁からなる本書の要約・講評を、ジェシー・オーエンスの幼少期から大学時代まで(第2 章から第4 章)、ベルリン・オリンピックでの偉業(第1 章と第5 章)、オリンピック後の栄光と苦難とオーエンスの死後(第6 章から第8 章)に分けて進めることにする。

1. 幼少期から大学時代

第2 章から第4 章では、オーエンスが走ることに出会い、陸上短距離選手としての才能を恩師チャールズ・ライリーに見出され、ベルリン・オリンピックに出場するまでの道のりについて書かれている。これらの章が、評者にとって特に心に残った部分でもある。なぜなら、邦題タイトルとして付けられた「走ることは、生きること」というオーエンスの土台が、築き上げられた時代であるからだ。この時代に出会った人々との関わりが、教えが、愛が、偉大な伝説を作ったオーエンスの人生に大きな影響を与えている。そのような人々との関わりを中心に、第2 章<走ることが好き>第3 章<記録を破る>第4 章<歴史に残る偉大な日>について要約・講評を進める。

オーエンスの幼少期は、伝説を打ち立てる男になるとは思えないほど、病気がちで栄養不良な子どもだった。貧しい生活の中で育ってきたが、9 歳の時にオーエンス一家が新たな仕事を求めて旅立ったクリーブランドの街で、大きな転機が訪れる。それが、一生の恩師となる中学校体育教師で陸上コーチでもあるチャールズ・ライリーとの出会いだ。この出会いにより、オーエンスは才能を大きく開花させるのだが、それ以上に彼へ影響を与えたと思われるのが、白人であるライリーとの関係である。ちなみに、オーエンスはアフリカ系アメリカ人だ。当時のアメリカは、人種差別が色濃く残っていた時代でもあった。そのような時代背景があったにもかかわらず、オーエンスは「ライリーを単なる陸上のコーチ以上に思うようになった。ライリーを第二の父親のように思い始め」(18 頁)、ライリーは「自分の家に黒人少年を迎え入れることは一つの冒険だった。しかし、ライリーは両手を広げてジェシーを歓迎した。コーチの家族も同じように出迎えた」(18 頁)と、心の交流を深めていったのである。このように、競技場の外でも温かな人間関係に恵まれたことが、ジェシーの才能を最大限に開花させた要因の一つだと評者は感じている。

中学校で素晴らしい成績を残したオーエンスは、幸運なことに高校でもライリーの指導を受けられることになる。高校進学後も順調に記録を伸ばし続け、ロサンゼルス・オリンピック出場が夢ではないところまでの選手に成長する。しかし、私生活での様々な不幸や心配事が重なった影響もあり、試合で結果を残すことができず、オリンピック出場の機会を逃してしまう。また、幼なじみソロモンとの間に子どもが生まれていたオーエンスは、家族を養うために走ることを諦めかける。しかし、恩師ライリーが働きながらも大学に通い走り続けられる道を探し回ってくれたおかげで、ベルリン・オリンピックへの道が拓けるのである。

それでも、ベルリン・オリンピックへの道が容易だったわけではない。第4 章で書かれているように、オリンピック出場を決めるまでにも多くの苦難を乗り越えなければならなかった。オハイオ州立大学に進んだオーエンスは、新たな指導者ラリー・スナイダーの革新的なコーチ

技術により、その才能をより高みへと引き上げられた。そして、大学2年生の時に出場した大会では恩師ライリーが観客席で見守る中、3つの世界記録を更新すると同時に1つの世界タイ記録を叩き出す。これでオーエンスの名声が高まった一方、それが様々な問題を引き起こすことにもなってしまった。その問題に疲れたオーエンスは、それ以後の大会で打ち負かされることが続いてしまう。しかし、しばらくの休止を経て復帰した後、1936年7月に行われた合衆国オリンピック予選で成績を残し、100m・200m・走り幅跳びの3種目でベルリン・オリンピック代表選手として選ばれるのである。

2. ベルリン・オリンピック

オリンピック代表選手となったオーエンスが出場したベルリン・オリンピックについて詳細に描かれているのが、第1章<歴史的な勝利>と第5章<独裁者の野望をくじく>である。ここでまず触れなければならないのが、1936年ベルリン・オリンピックにおける政治的な背景である。第一次世界大戦と第二次世界大戦との間に開催されたこのオリンピックは、当時のドイツ支配者・ヒトラーの思惑に大きく影響された大会だった。ヒトラーとナチス党がとった反ユダヤ政策は多くの国々から非難され、アメリカでもオリンピックをボイコットすべきだとの意見が挙げられていた。最終的にベルリン・オリンピックへ選手は派遣されることとなったが、こういった人種差別主義がはびこる中で開催されたオリンピックであることを前提におきつつ、これらの章の要約と講評を進めることにする。

第1章では、オーエンスがオリンピックの花形種目である男子100m決勝で1個目の金メダルを獲得したシーンが、臨場感をもって生き生きと描かれている。もちろん、ヒトラーとの関わりについても「人びとは、オーエンスが邪悪な、名誉欲にかられた独裁者をいかに見劣りさせたかと称えた」(6頁)と書かれていて、オーエンスの金メダルが、金メダル以上の意味を持っていたことにも触れられている。結果として、オーエンスの活躍がヒトラーの野望を打ち砕くことになった。ただオーエンスがこれまで歩んできた道のりや第5章で書かれていることから考えると、ヒトラーの野望を打ち砕くために走ったのではなく、自分自身のために、育ててくれたコーチのために、家族のために、そして、ただただ「走ることが好き」という気持ちで走っただろうことがわかる。その一つが、2個目の金メダルとなった走り幅跳びでの出来事、ドイツ人ルッツ・ロングとの友情である。

オーエンスとロングが友情を育むきっかけとなったのは、走り幅跳びの予選である。オーエンスはこの種目の世界記録保持者だったにもかかわらず、予選で2回の失敗を重ねていた。3回目の最後の跳躍で失敗すると決勝へ進むことができない危機を、ロングのアドバイスによって乗り越える。そして、決勝戦でこの2人が金メダルを巡って激しい戦いを繰り広げた結果、オーエンスが金メダルを獲得する。これが「競い合うことで、二人の男の間に友情が生まれた」(58頁)瞬間だったのである。ちなみにロングはドイツの走り幅跳びのスター選手であり、ヒトラーが理想的な人間とする容姿の持ち主でもあった。ヒトラーは、ロングの優勝を強く願っていたに違いない。しかし、競技場の中にいる選手たちにはそのような思惑など一切関係がない。ライバルとして力を尽くして競った者同士に生まれた友情は、オリンピック終了後も育まれていったのである。

もう一つの出来事が、3個目の金メダルとなる200mを走り終えた後に予定されていた4×100mリレーだ。ここで、オーエンスは差別の壁にぶち当たる。オーエンス自身は3個目の金メ

ダルを獲得した時点で、自分の出番は終わったと考えていた。リレーは本来出走する予定だった4人で走っても、十分に金メダルを獲得することができるはずだったからである。ところが、コーチ陣はユダヤ人だった2名の選手をメンバーから外すという判断をする。表向きはベストの布陣で金メダルに臨むという理由だったが、おそらくそれとは異なるヒトラーに関する影響があったのだろう。この決定理由については現在において議論されているようだが「オーエンスもまた不満であった」（61頁）とあるように、チームメイト唯一のオリンピック出場機会を奪うことになってしまったオーエンスにとって、心から喜んで獲得した金メダルではなかったことは確かだろう。4個目の金メダルに対するオーエンスの想いからも、前述したような「走ることが好き」という気持ちをもってベルリン・オリンピックに参加していたことが伺える。

3. オリンピック後の栄光と苦難

こうして一躍ヒーローとなったオーエンスであるが、栄光の人生を歩み続けることができたわけではない。そんなオリンピック後の人生について書かれているのが、第6章<生きるための苦難の日々>第7章<レースの終わり>第8章<語りつがれる伝説>である。これだけの偉業を成し遂げたにも関わらず、オリンピック後のオーエンスの人生は困難や苦悩の方が多かったかもしれない。その一つが、祝賀会での出来事だ。「自分を祝ってくれるパーティーの最中にすら、オーエンスはアメリカの人種差別に悩まされた」（68頁）とあるように、ホテルの宿泊客用のエレベーターを使用できず、荷物用のエレベーターに乗ることを強要されたのである。偉業を成し遂げることと人種差別がなくなるということは、イコールではなかった。また、現代であれば金メダリストが生活に困窮するというイメージはほぼないだろうが、オーエンスは生活に困っていた。家族を養うために大学を辞め、エージェントと契約をし、お金を得るために競走馬と競うようなイベントも引き受けなければならなかった。家族を養っていくために、様々な仕事を始めたり会社に勤めたりしたのである。

こうして月日は流れ、オーエンス37歳の時には、過去50年間におけるもっとも偉大な陸上選手として選ばれる。スポーツの素晴らしさを伝える活動に携わったり、親善大使として毎回のオリンピックに出席したりする活動を行っていた。その中で物議を醸した出来事が、1968年にメキシコシティで開催されたオリンピックで起こる。それは、トミー・スミスとジョン・カルロスという200mで1位と3位になったアフリカ系アメリカ人が表彰台でとった人種差別に対する抗議活動を、オーエンスが支持しなかったからだ。しかし、オーエンスは二人の選手がその行動によってチームから追放されるだろうことがわかっていた。「走ることが、生きること」であったオーエンスにとって、二人の若者から永遠にそれが失われる辛さも誰よりも知っていたため、その行動を支持せず謝罪するように説得したのである。結局二人は謝罪せず、オーエンスが予想していたとおり、陸上界から追放されてしまう。また、彼自身もこの二人を支持しなかったことで多くの人から非難を受ける。しかし、オーエンスは人種問題に向き合っていなかったわけではない。この問題に対する考え方をまとめた本も、何冊か出版している。彼がとった行動のもとには、走ることが生きる力になると知っているオーエンスだったからこそ、二人に対する行動だったと思われる。

晩年は大統領自由勲章を授与され、1980年3月31日に66年の生涯を終える。オーエンスの死後も偉大な伝説は人々の心に残りつづけ、今もなお様々な形で功績が残されている。

本書へのコメント

本書ではオーエンスの一生について書いているが、オーエンスが生きてきた「人としての物語」としてだけで紡がれているのではない。本書を通じて、オリンピックにおける光と影の歴史や、アフリカ系アメリカ人が人種差別と闘ってきた歴史をも知ることができる。

そして、訳者のひとりである古川氏が書いた解説の最後は「自らの身体を動かすこと、大地との接点を持つこと、さらには自然災害や戦争などが起こりうる現実世界で生きる経験の積み重ねが、やはり『生きる力』や『生きのびる力』には不可欠であるように思う。オーエンスにとっては『走ること』であったが、それぞれの『生きる力』を見つける重要性を考えさせられる本でもあろう」（108 頁）と締めくくられている。私事になるが、評者は 23 年間ランナーとして走り続けている。長く続けていると、走っていてしんどさを感じることも多いし、やめたくなることもある。ただ本書に出会ったことで、評者の「生きる力」や「生きのびる力」は、走ることを通じて得たり学んできたりしたものだという事に改めて気付かされた。それぞれの「生きる力」を見つける、もしくは再確認するようなきっかけの一つとしても、ぜひ一度手に取ってもらいたい本である。

